臺灣時報

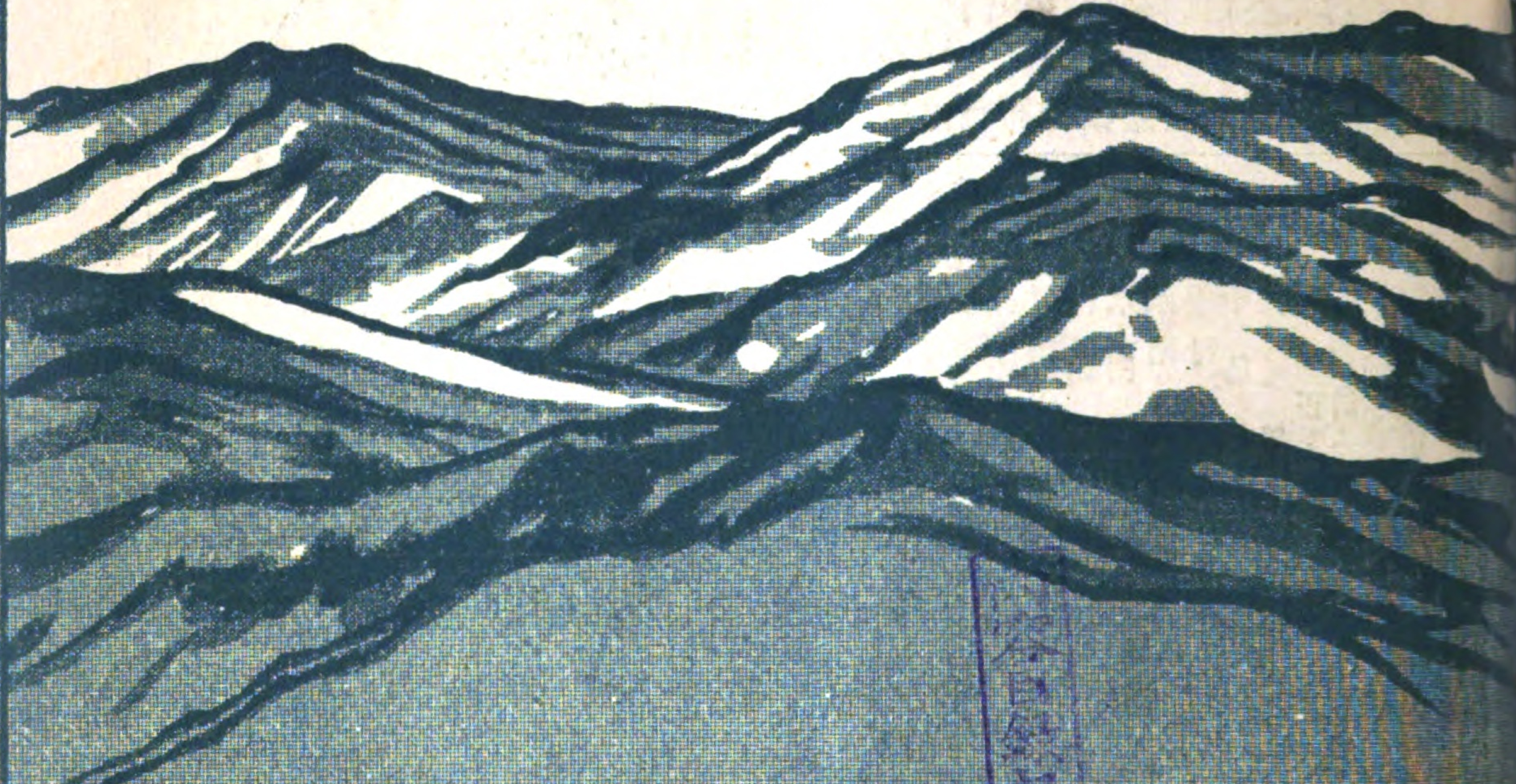

大正九年

二月號

要目

平和大詔
田臺灣總督諭告
公設質舖の設置
臺灣の共學
印度及南洋視察談
南洋の日本船概況
官場十有八年の回顧
印度の甘蔗糖業
臺灣の雨量
南支南洋金融事情
香港政府の各種報告
新嘉坡の日本綿織物
英支貿易發展策
本島地方事情
日本民族の原稻神話
統計、記錄
漢文、法令

臺灣總督府內 臺灣時報發行所

EAST ASIATIC ECONOMIC INVESTIGATION BUREAU
FEB 23 1920
SOUTH MANCHURIA RAILWAY CO. LIMITED.
Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

臺灣時報發行所役員氏名

（イロハ順）

評議員長

法學博士 下村　宏

評議員

醫學博士 稻垣長次郎　池田常吉　石坂荘作　市來半次郎　服部仁藏　羽鳥精一　原鶴次郎　新元鹿之助　西川利藤太　醫學博士 堀內次雄　富島元治　富地近思　陳鴻鳴　陳中和　李景盛　林熊徵　林献堂　林烈堂　林鶴壽　農學博士 大島金太郎　大越大藏　大竹勝一郎　小畑駒三　岡田重久

渡邊英太郎　渡邊啓太　賀來佐賀太郎　川崎卓吉　簡阿牛　顏雲年　加福豐次　菅野善三郎　川中子安治郎　數田輝太郎　吉川卯三郎　醫學博士 高木友枝　工學博士 高橋辰次郎　田村武七　田村藤四郎　高田元治郎　法學博士 谷野格　高山仰　曾田孝一郎　津田毅一　永田綱明　永田隼之助　中村啓次郎　中島榮吉　長尾景德　內藤正太郎　武藤針五郎　宇野英種　梅谷光貞

隈本繁吉　草鹿砥祐吉　楠正秋　工學博士 山形要助　山移定政　松岡富雄　增田高賴　丸田治太郎　牧山清砂　松江春次　小松吉久　吳昌才　小松楠彌　辜顯榮　古賀三千人　枝德二　鄭拱辰　相川茂郷　赤石定藏　赤司初太郎　後宮信太郎　相賀照郷　麻生誠之　櫻井鐵太郎　坂本素魯哉　佐々木紀綱　齋藤愛二　柵瀨軍之佐

佐田武彥　蔡蓮舫　木村匡　木村久太郎　許廷光　北村吉之助　御厨規三　三村三平　三好德三郎　南新吾　庄田藤治　白莊司芳之助　平山寅次郎　平高寅太郎　末松偕一郎　角源泉　鈴木重臣

編纂委員

石井光次郎　池田幸甚　男爵 井上清純　服部武彥　豐田勝藏　農學博士 東郷實　片山秀太郎　鎌田正威

瀧原三郎　田坂千助　角田廣次　長島八郎　長尾景德　草野義一　前田稔靖　古山榮三郎　藤井恭敬　小西恭介　阿部嘉七　菊池武芳　水越幸一　守屋德夫　農學博士 鈴木眞吉

常務員

編輯係 鷹取田一郎　同 拓大雄　同 中野顧三郎　同 小森德治　同 秋澤次郎　同囑託 池田壯太郎　同 小野眞盛　同 杉山秀　庶務及會計係 伊藤憐之助

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

◉三月號豫告◉

◉臺灣の農政に就て　農學博士　東郷實

◉商業上より觀たる南支に於ける列國勢力比較　總督府事務官　奥秋雅則

◉臺灣に於ける社會的救濟事業　地方課長　水越幸一

◉樟腦の專賣に就て　專賣局腦務課長　吉岡荒造

◉東埔寨の糖業　總督府技師　吉田碩造

◉濠洲の產業　臺灣銀行助役　安西千賀夫

◉日本の原稻神話に伴へる餅の的の傳承　蕉鹿夢

右の外調查報告、研究資料其他有益なる資料を滿載す

臺灣時報發行所

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

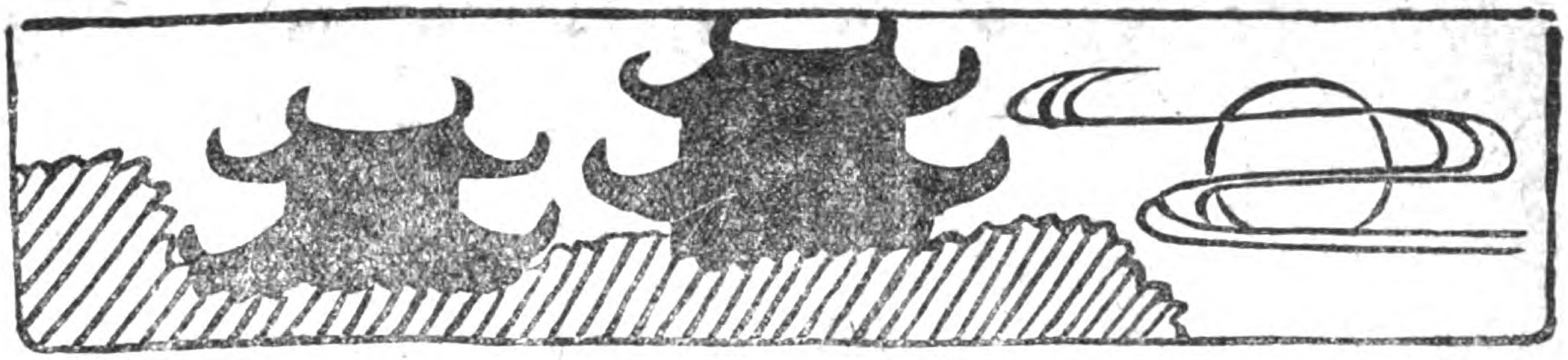

臺灣時報

大正九年 二月號目次

口繪寫眞 ◉臺灣總督府新廳舍の會議室◉同上表玄關より二階に昇る階段◉打狗の上屋

平和大詔 …… 一

田臺灣總督諭告 …… 三

■論 說■

公設質舖の設置に就て …… 總督府事務官 阿部滂 …… 一

臺灣の共學 …… 總督府視學官 平野象一 …… 六

◉茶烟竹榻◉ …… 一〇

■講 演■

印度及南洋視察談 …… 三井物產會社臺北支店長代理 三島增一 …… 一一

南洋に於ける日本船の概況 …… 山下汽船會社基隆出張所主任 平賀亨三 …… 一九

◉明治三十五年の臺灣文武官◉ …… 二六

■談 叢■

官場十有八年の回顧 …… 臺灣電力會社長醫學博士 高木友枝 …… 三〇

◉領臺二十五年誌◉ …… 三五

■調查報告■

印度の甘蔗糖業 …… 總督府技師 吉田碩造 …… 三七

臺灣の雨量 …… 臺北測候所長 近藤久次郎 …… 四七

南支南洋金融事情 …… 臺灣銀行調查 …… 五五

英國の殖民政策 …… (外事課調) …… 六四

香港一九一八年各種報告 …… (外事課調) …… 六六

Digitized by Google

Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

新嘉坡に於ける日本綿織物……（商工課調）……六八
支那の桐油……（商工課調）……七二
英支貿易發展策……（商工課調）……七六
◉海南漫評◉……八三

■地方事情■

本島各廳の狀況……（各廳報告）……八四

■研究資料■

◉花影半簾◉……一〇七
日本民族の古代思想に顯はるゝ原稻神話の發展……蕉鹿夢……一〇八
盤谷の外國貿易……越村生譯……一一〇

■記錄■

◉榕蔭閑話◉……一一二
教育短信……湖山生……一一三
佛國の甜菜糖……（商工課調）……一一四
◉豐大閤の三國處置◉……一一六

■統計■

◉臺北手形交換所手形交換月表◉臺南手形交換所手形交換月表◉臺灣銀行劵發行高竝準備保證高◉各銀行放資額◉預金貸出金◉臺北物價指數表◉信用竝信用兼營組合事業一覽表◉各銀行内外爲替取組高表◉臺灣貿易統計の一◉臺灣貿易統計の二（以上財務局調）……一一七

■雜報■

◉臺灣商況（商工課調）◉鐵道運輸概況（鐵道部調）◉臺灣日誌◉人事消息◉任命……一二六

■漢文欄■

◉國民宜服膺聖旨◉雷雨過而陰晴未定◉歡迎柴臺灣軍司令官◉就共學而言◉張作霖復辟運動◉新總督之發政施仁◉同化之好現象◉保安宮建醮盛況◉詩林……一三五

■法令■

◉質屋取締法を臺灣に施行の件外三十六件（大正八年十二月分）……六三

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

臺灣時報發行規定

第一條　政事、時事、農事、工事、商事、學術、技藝、統計等の報道評論特に臺灣に於ける統治狀態及び諸般の情況並に南支那南洋に關する事項を周知せしむる爲め臺灣時報を發行す

第二條　臺灣總督府內に臺灣時報發行所を設置す

第三條　臺灣時報發行の爲め左の役員を置く

一　評議員
二　編纂委員
三　常務員

第四條　臺灣時報は每月一日之を發行す但し必要に依り臨時增刊を發行することあるべし

第五條　臺灣時報に揭載すべき事項は之れを左記の要目に分つ

一　論說
二　講演
三　談叢
四　調查報告
五　地方事情
六　研究資料
七　統計
八　記錄
九　雜報
十　法令
十一　廣告

第六條　委員長は每月一回委員を會して編纂上の協議を爲すべし

第七條　臺灣時報の原稿は每月十日迄に發行所に送付せらるべし

第八條　臺灣時報は他の依賴に應じて廣告を揭載することを得

第九條　臺灣時報の代價及び廣告料等は別に之れを定む

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

（平和大詔）

朕惟フニ今次ノ大戰亂ハ兵戈五年ニ彌リ世界ヲ聳動セシメタルモ我カ聯合諸友邦勇奮努力ノ威烈ニ頼リ戰氣一掃平和全ク復スルニ至リタルハ朕ノ甚タ懌フ所ナリ今斯ノ紛擾ノ局ヲ收メ安寧ヲ將來ニ規ルハ固ヨリ諸友邦ノ協同燮理ニ須タサルヘカラス嚮ニ講和會議ノ佛國ニ開カルルヤ朕亦全權委員ヲ簡派シ其ノ商議ニ參セシメシニ平和永遠ノ協定新ニ成リ國際聯盟ノ規模斯ニ立ツ是レ朕カ中心實ニ欣幸トスル所ナルト共ニ又今後國家負荷ノ重大ナルヲ感セスムハアラサルナリ

今ヤ世運一展シ時局丕ニ變ス宜シク奮勵自彊隨時順應ノ道ヲ講スヘキノ秋ナリ爾臣民其レ深ク之ニ省ミ進ミテハ萬國ノ公是ニ循ヒ世界ノ大經ニ仗リ以テ聯盟平和ノ實ヲ擧ケムコトヲ思ヒ退イテハ重厚堅實ヲ旨トシ浮華驕奢ヲ戒メ國力ヲ培養シテ時世ノ進運ニ伴ハムコトニ勉メサルヘカラス

朕ハ永ク友邦ト偕ニ和平ノ慶ニ頼リ休明ノ澤ヲ同クセムコトヲ期シ朕カ忠良ナル臣民ノ一心協力ニ倚藉シ衆庶ノ康福ヲ充足シ文明ノ風化ヲ廣敷シ益々祖宗ノ洪業ヲ光恢セ

Digitized by Google

Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

ムコトヲ庶幾フ爾臣民其レ克ク朕カ旨ヲ體セヨ

御名御璽

大正九年一月十日

内閣總理大臣兼
司法大臣　原　敬
海軍大臣　加藤友三郎
外務大臣子爵　内田康哉
大藏大臣男爵　高橋是清
陸軍大臣　田中義一
農商務大臣　山本達雄
内務大臣　床次竹二郎
文部大臣　中橋德五郎
遞信大臣　野田卯太郎

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

諭告第一號

約五箇年ニ亙レル戰亂終熄ヲ告ケ本月十日ヲ以テ平和條約公布セラレ之ニ關シテ畏クモ茲ニ　大詔ノ渙發ヲ拜スルニ至レルハ帝國臣民ノ感激措ク能ハサル所ナリ謹ミテ聖旨ヲ奉戴シ鋭意其ノ貫徹ヲ期セサルヘカラス

顧ミルニ戰時中帝國ハ一面克ク東洋及南洋ニ於テ敵ヲ掃蕩シテ平和ヲ維持シ得タルノミナラス更ニ太平洋及遠ク地中海ニ於テ聯合與國ト協同作戰ヲ試ミ敵國ノ威力ヲ挫折セシメタル所少カラス而シテ講和會議ノ佛國ニ開カルルヤ帝國ハ五大國ノ一トシテ世界平和ノ恢復ニ向テ努力スルヲ得タリ是ニ於テ帝國ノ地位一層重キヲ加フルト共ニ世界ニ對スル帝國ノ責任益々重大ナルヲ致セリ

今ヤ世界ノ情勢ハ單獨ノ行動ヲ容サス彼ノ自國アルヲ知テ他國アルヲ知ラサルカ如キ行動ハ國際ノ通義ヨリ之ヲ見ルモ將タ國際關係ノ實情ヨリ之ヲ見ルモ到底認容セラルヘキモノニ非ス即チ何レノ國ニ在テモ常ニ列國トノ協調ヲ保ツヲ要スル所以ニシテ帝國モ亦深ク此ニ顧ミル所ナカルヘカラス特ニ本島ハ帝國南方ノ要衝ヲ占メ近ク南支南洋ト相隣シ通商ニ人事ニ國際的色彩ノ濃厚ナルモノアリ從テ相互ニ理解シ親善ヲ旨トシ共ニ慶福ノ增進ヲ期セサルヘカラス

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

斯ノ如ク外ニ向テハ努メテ協調方針ヲ執ルト同時ニ内ニ在テハ益々國力ノ充實ヲ企圖スルヲ以テ今日ノ急務ト爲ス然ルニ國内ノ情勢ヲ察スルニ近年經濟界ノ發展甚慶賀スヘキモノナキニアラサルモ一面ニ於テ國民消費力ノ增大セル結果浮華驕奢ノ弊ヲ生シ質實剛健ノ氣風動モスレハ衰退セムトスルノ虞アルハ最モ警戒ヲ要ス而シテ之ト同時ニ海外ニ於ケル極端ニシテ危險性ヲ帶ヒタル雜然タル思想ノ流入ニ遭ヒ之ニ感染シ精神上ノ動搖ヲ生スルカ如キモノアラムカ其ノ結果甚憂慮スヘキモノアラム斯ノ如キモノノ發生ニ對シテモ亦宜シク嚴ニ戒ムヘキ所特ニ本島民衆ニ於テ然リト爲ス

要スルニ外ニ對シテハ世界ノ公道ニ據リ平和ノ大義ヲ確守シ内ニ在テハ健全ナル思想ヲ保持シテ現時ノ流弊ヲ矯メ以テ益々國力ノ發展ヲ期セサルヘカラス是レ即チ
聖旨ノ存スル所ニシテ恐懼ノ至ニ堪ヘス冀クハ上下一致能ク
聖旨ヲ奉戴シ内外ノ
措置宜シキヲ得テ愈々益々國運ノ隆昌ヲ見ルニ至ラムコトヲ

大正九年一月二十六日

臺灣總督男爵　田健治郎

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

臺灣時報

大正九年二月號

論説

公設質舖の設置に就て

總督府事務官　阿部滂

●律令第十一號（大正八年十二月一日公布）

臺灣總督府地方廳ノ設クル質舖ニ付テハ質屋取締法第一條第七條第二項第九條第十五條第十七條乃至第十九條及第二十一條乃至第二十五條ノ規定ヲ除ク外同法ニ依ル

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

（一）

質屋の暖簾をくゞる者の中には、時に或は贓品を持ち込む者もあり、或は一夜の遊蕩費を調達する爲めのものあらんも乍併全體より見る時は、十中の九迄は其の日の生計費に困難して所謂脊に腹は換へられない貧窮者がその衣服家財を持ち込んで金融を圖るのである。而も近時急激なる世態の變化に伴うて此種の細民が日を逐ふて增加しつゝあることは爭はれない事實である。素より此等の者に對する金融機關としては無盡講の如き又信用組合の如きものがあるも、此等は彼等の最も近づき易い一般的のものと謂ふことは出來ない。從て彼等の家計の遣り繰りの道は主として質屋の帳場に於て開かれ今日に於ては質屋は實に恒產なく收入又多からざる彼等下層階級に於ける唯一の金融機關であると謂ふことが出來る。之を實際に就て見るも、本島に於ける質屋營業者の數は逐年增加し、最近に於ては全島を通じて二百四十五（內地人店舖百八十 本島人店舖六十五）

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

貸出金額百二十萬八千壹餘圓の多きに上つて居る。又北のみに就て謂ふも、其の數內地人及本島人の店舖を併せて五十八の多きに達して居り、その內資本金額一萬圓以上の者は本島人の店舖にあるのみにて、內地人の店舖には殆んど無く、甚しきは三四百圓の少額資本を以て營業を爲し過大の利益を得つゝあるの盛況である。而して此の如く質屋なるものが下層階級を相手として繁盛するにも拘らず、その營業方法が質屋に有利に質置主に不利に行はれ居ることは洵に驚くべきものがある。卽ち極端に謂ふ時は、彼等細民が一度質屋の踐䠡を潜る時は高利なる負擔の爲め終生その經濟生活の改善を爲すことを得ざるのみならず、窮迫の極は夜逃となり、一家の破滅を招く等のことは屢々起る事實であり、その苦境と急激なる沒落とは實に人生の悲慘事である。此の如き社會的病根が漸次擴大しつゝあるものとすれば、今日此の下級民の唯一なる金融機關を整備し、彼等をして希望と責任とを自覺せしめ、自力自助の基礎の上に立たしむることは最も喫緊事であらねばならない。是の意味に於て公設質舖の宜設置は太だ機を得たる施措なりと謂ふことが出來る。

（二）

所謂公設質舖は今日社會政策的施設として喧傳せられ、我國に於ても宮崎縣下の某村を初め、最近東京府の慈善組合に於ても開始したる由であるが、外國に於ては其の起源頗る古く且現在に於ては英米二國を除く外殆んど之を有せざる國なき迄に發達して居る。卽ち最古の例を索むれば、伊太利に於ては既に十五世紀の頃公設質屋なる名稱を有する慈善的貸付財團を創設し佛蘭西も亦十六世紀に至りて之を設立して居る。更に獨逸に於ても伊太利に倣ひて設置し、今日に於ては啻に市町村のみならず帝國內の各邦に迄及ぼして居る。其他和蘭白耳義等に行はれたるのみならず、英國の如き公立のものなき所に於ても、之と目的と同じうする慈善的制度は既に古く十二世紀の頃に於ける「オックスフォード」金庫の貸付制度に創まり、又米國に於てもイリノイス、マサチユセッツ、ニユーヨーク等には Pawner's Society と稱して一種の慈善的法人組織の質屋が存在して居る。此の如く公設質舖の制度は各國に洽く行はるゝに至つたが、就中最も規模雄大にして且異常なる發達を爲したる所は、蘭領東印度諸島中爪哇及マヅラに於けるものである。卽ち此地に於ては千九百三年に質舖の官營を施行したのであるが、爾來逐年その數を增加して今日於ては既に三百五十二箇所を算し、千九百十六年に於ける貸に出金總額八千四百萬盾の巨額に上るの盛況である。又その組織の如きも頗る大仕掛であつて、財政部（The department of Finance）の下に官營質局長及監督官を配置して質に關する事務を統轄せしめ、又各地の官營質舖には舖長（Administrator）及大なる質舖には副舖長（Adjunct Administrator）をも置いて業務を管理して居る。而して此外鑑定人、事務員其他の職員を加算する時は、その總人員實に四千九百七十五人の多きに上り、バタビヤ市「パサールスナン」の質舖の如きは舖長以下四十一人の職員を有するの狀態である。何れにもせよ公設質舖はその沿革上及性質上慈善若くは非營利的のものであつ

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

で、細民に低利なる資金を供給して、之を救濟するてふ所謂社會政策的の意味と使命とを有するものである。而して本島に於ける該施設も亦全くその設立の趣旨を同じうするものである。

（三）

従來の私營質屋の缺點は先づ（一）質物に對する貸出金額が低額に過ぎ、而かもその利子なるものが非常に高いことである。即ち質置主の受くる金額は通常質物價格の半額、多くは四分の一位である。而してその質物價格なるものは流質となりたる場合に古物商又は古着商に賣却する場合の價格を標準とするものであつて、その一般賣買價格に及ばざることは謂ふ迄もない。即ち質屋公營國に於て質物價格の七割乃至八割を貸出すものに比較する時は其間雲泥の相違がある。加之貸出金額に對する利子の高きことは更に驚くべきものがある。素より內地人質舖と本島人質舖との間には多少の相違あるも試に臺北に於ける內地人店舖の組合規約による利子を擧ぐれば左の如くである（月利）。

三圓以下	一割	五圓以下	九歩
十圓以下	八歩	二十圓以下	七歩
三十圓以下	六歩	五十圓以下	五歩
五十圓以上	二歩五厘		

最も五十圓以上の貸出及貴金屬に限り多少の割引はあるも、之を泰西の公設質舖のそれに比する時は、質置主の被れる損害は到底看過する事が出來ない位である。況や月割計算なるが故に所謂「オドリ」と稱する不當の利息を徴する結果、或は年十二割を超ゆるものあるは見逃すべからざることである次に（二）流質期間短期に失し、流質物の處分方法が質置主に對し太だ酷である、內地に於ては流質期間は通例四箇月、場所によりては六箇月のものあるも多くは四箇月であつて、本島の如きは三箇月の短期である。従て質置主にとりて不利なるは勿論、その流質となり流質品を處分するに當りても流質期間滿了後は直ちに處分するを原則とし、特殊の顧客に對してのみ漸く一箇月位保留するに止まり、而も一朝處分する場合に於ては、その販賣利益は全然質屋の利益に歸するのである。是れ太しき不當利得と謂はねばならない。最後に（三）本島に於ける現在の質營業者は資金少きがため、完全なる倉庫の設備を有するものは殆んど莫い、且質物の汚損に對して何等の責任を有せざる契約を爲すを常とするが故に、質置主は此點に於て不當にその權利を侵害せられて居る。以上は改正を要すべき大體であつて公設質舖の存立の理由並にその生命も共に此點にあらねばならない。然らば這回設置せらるべき公設質舖が果して如何なる點迄此等の要求を充たさんとせるか、次に其の概要を略述して見よう。

（四）

従來質業に關し各國の採れる主義は之を三種に分つことが出來る。即ち（イ）私營主義（ロ）公設主義（ハ）併用主義是である。英米二國に於ては所謂私營主義に據り、只政府は之に對する監督を嚴にせるのみである。最も是等の兩國には質業の

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

外慈善貸金會社又は組合等存在してその缺陷を補つて居る。其他の國にして公設主義を採れる處に於ては殆んど併用主義に據つて居る。而して更に公設質舗をその經營者によりて(イ)國家の經營するもの(ロ)地方團體の經營するもの(ハ)組合組織のものゝ三に區別することが出來る。獨逸の如きは邦立質舗及地方團體經營の質舗あるのみならず、尙私營質屋にありても營利を目的とせるもの多く、是等は全く公立のものと異る所は莫い。例へハフレンスブルヒ貯蓄金庫及ブフォルツハイムの市立救助組合の質舗の如きは就中最も著名である。乍併公設質舗の經營を國家に委ねるや、又は地方團體に移すや、將又組合組織となすべきやは左したる重要問題ではない。要は各地の事情に應じて最も適當なる設備を爲せば足るのである。即ち這回計畫の公設質舗は之の意味より地方廳をして經營者とし、その資金を地方稅より捻出したのである、而して前節に於て述べたるが如き私營質屋の缺點を矯むる爲め、素より物品の種類により多少異るも、質物に對する貸出金額を大體に於て質屋公營國と同一とし、又質物に就ても區分を設け災害の爲めに營業上並に生活上の資金を得る者に對しては無利子とし、その他一般の場合には年二割四分以內見當の低利を附することゝしてある。此の如く質物をその資金用途の性質により區分を設けて特別に恩惠を與ふるの例は僅に佛蘭西にその例を見るのみであつて、他に類を見ざる極めて斬新且社會政策として最も妙味のある點である。又一般の質物に對する利子に就ては之を諸外國の公營質屋卽ち獨逸の年一割乃至一割二步、佛蘭西の七步、伊太利の六步乃至一割二步、白耳義の七步乃至一割、墺太利の六步乃至一割二步、米國の一割八步に比照する時は多少高き感あるも、之を從來の質屋の利子最高年十二割(三圓以下)最低三割(五十圓以上)に比較する時はその間異常なる相違がある。又本島に於ける一般金利は諸外國に比し稍高き現狀なるより見て年二割四步以內卽ち月二步以內の利子は蓋し當を得たるものと謂ふべきである彼の瓜哇の規則に於て見る最高年七割二步、最低年一割二步(五十仙以下の少額貸出の利子は更に高く十仙に對し三十六割である)の如きは設立の事情、並にその目的に於て多少の相異あるが故に直ちに之に倣ふべきではない。而して本島の公設質舗が從來の質業の最も惡辣なる手段たる「オドリ」と稱する二重利息を避くるのみならず、利息の計算に於ても警察官の質物を差押へ又は押收し、受戾を爲すこと能はざる爲め其の期間の翌月に渉りたる時と雖も當月分の利息を免除するの方法を採れるは、一段の進步を示せるものと謂ふべきである。

次に從來の質業に於ては流質期のあまりに短期に失し、且流質物の處分方法の質置主にとりて太しく苛酷なりしことが非難の中心であつた。之を外國の例に徵するに伊太利及獨逸共に六箇月であつて、英國の私營質屋及米國に於ける慈善的法人組織の質業の如きは一箇年として居る。此の如く大概ね六箇月以上の長期なるが故に、本島に於て從來行はるゝ三箇月なる短期は洵に異例と稱すべきである。斯業が非營利を存立の理由とし、細民に低利の生活資金を供與することを標榜する以上、少くとも六箇月以上の長期を以て流質期間となす

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

べきである。之の意味よりして流質期間は質札交付の日より起算し之を滿六箇月と定めたのである。加之これが運用方法に就ても流期延長に關し質置主に特殊の恩典が與へてある。次に流質物の處分に就き從來の質業の著しき弊害は、質物を實價より安く受入れたる場合に質置主の窮迫に乘じ流期滿了後は些の猶豫を與へざる點であることは前叙の如くである。從て之の弊を矯め流質物に對して賣却處分著手以前に限り受戾の請求に應ずるの方法を講ぜざれば公設質舖存在の理由を徹底せしむることは出來ない。現に瓜哇の如きは質業官營規則の第十七章第二條に於て此の旨を規定して居る。則ち我が公設質舖に於て流質物の賣却以前に於て流質物に該當すべき質札を提示し、其の物品の拂下を受けんとする者ありたる時は、其の貸出金額及之を賣却する當日迄の利息を計算して特に之を拂下ぐることを得るの途を開いた所以である。更に進んで流質物賣却代金より貸出金額其の利子及賣却費用を扣除してその過剩額を質札の現所有者に返還するの途を開き以て愈その完璧を期して居る。加之質物の亡失毀損に對して從來顧客は不測の損害を招きしに鑑み、不可抗力を除くの外之に對し廳長を以て損害辨償の責任者と定め、此種の弊害を全く艾除した。

（五）

律令第十一號によりて設置せらるべき公設質舖の職員は廳長、業務擔當者及業務員より成り、廳長は此等執務者の指揮監督の任に當り、且是等より身元保證金を徵收することゝなって居る。勿論是等業務擔當者及業務員は臺灣地方稅會計規則に於ける會計吏たるのみならず、質物又は現金の亡失に關しては連帶の責に任ずるものである。質舖の營業時間は每日午前七時より午後十時迄なるも祭日、祝日、臺灣神社例祭日等は休業日と定めてある。貸出金額の最低額は一品、一組又は一括の質物に付各十錢以上であって、最高限は一廉金額三百圓である。尤も此以上の貸出も業務擔當者は廳長の指揮を受けて之を爲すことが出來る。公設質舖と雖も入質受戾の方法に就ては何等特異のものはない。質置主は質物を提出し、之と交換に現金と質札との交付を受くれば入質手續の一切を終り、又質札を提出し、借受金及其の利息を仕拂ひ質物の返還を受くれば受戾手續の全部を終ることゝなる。而して縱令此の質札を亡失毀損したる場合に於ても、一人以上の保證人連署の上質札の再交付を請求するを得るの便法が設けられてある。勿論之に依り質札の再交付を受けたる時は前の質札は無效とせられる。質置主に關する制限として泥醉者、瘋癲者白痴者及二十歲未滿と認めらるゝ者は法定代理人の同意ある場合の外質置主となることは出來ない。又藏物、無記名債券以外の有價證券、動物、植物、腐敗し易き物品、不潔なる物品、自ら燃え易き物品又は導火性の物品、他の保管物に害を及ぼし易き物品、容易に價格を見積り難き物品等の如きは質物として不適當なる理由の下に除外されてある。質置主は又流質期間內に於ても借受金の分割辨濟又は利息の全部若は一部を辨濟することが出來る。尤も分割辨濟を爲す時は借受金全額に對する當月迄の利息を仕拂ふの必要がある。最後に流

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

質物を處分するときは一品若は一組毎に豫定價格を定め通常(イ)陳列賣(ロ)糶賣(ハ)競爭賣又は指名競爭賣(ニ)隨意賣の順序によることゝしてある。而して質舖に要する資金の運用を特別の整理となさんとする計畫はその性質上の理由に基くものである。其他帳簿及質物等は極めて秘密の取扱とし顧客をして何等の不安なからしむる等用意周到懇切丁寧を極めて居る。(完)

臺灣の共學

總督府視學官　平野象一

改隸以後、我が臺灣の敎育は同化敎育の大方針の下に次第〳〵に歩武を進め來つたが、尙ほ內地人の敎育と臺灣人の敎育とは分離して差別的敎育が施され、臺灣の兒童は小學校に入ることが許されず、內地人の兒童は公學校に入ることを禁じてあつた。之は明治三十九年內訓第十一號を以て內臺人の共學を禁じてあつたからだ。それに依ると

小學校は臺灣小學校規則第一條に明示する如く內地人の學齡兒童を敎育する所にして公學校は臺灣公學校規則第一條に明示する如く本島人の兒童を敎育する所なり兩者各々其の敎育の目的を異にし彼此相混淆することを許さゝるは學制の規定に於て旣に明なり然るに往々或は本島人の兒童を小學校に入學せしめ或は內地人の兒童を公學校に列席せしむるものあるやの聞へあり斯の如きは畢竟監督粗漫に流れ敎員其職責を愼重にせざるの致す所にして其の法令の規定に抵觸するは勿論啻に學制所期の効果を收むる能はざるのみならず延いて本島施政の目的に永久の阻碍を來すの虞なしとせず宜しく部下の吏員及敎員の監督を周到にし學制の規程を格守し以て敎育の効果を收めむことを期すべし

この內訓に遵ひ、如何なる特殊の事情があるにしても、臺灣民の兒童なるが故に小學校に入學することを許されず、內地人の兒童なるが故に公學校に入學が出來なかつた。中等學校・實業學校及び專門學校に於ても、凡て共學が許されぬのであつた。夫れ故に本島人父兄の中で、特に子女の敎育に意を用ひ、豫しめ家庭に於て國語を習得せしめ、小學校に就學させても敎養上支障なきまでに仕込んでも、臺灣に於て小學校に入學を許されぬ爲め、遙々海を渡つて遠く內地に留學させたものも鮮くはない。又內地に留學して居つた臺灣の兒童が、或る已むを得ぬ事情の爲に本島に歸つて來ても、小學校に轉入學を許されぬ故、不止已公學校にての敎育に甘んせねばならぬ者もあつた。其他言語風俗習慣等、內地人のそれに近似

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

した家庭に育つて、國語の素養も相當にあるものも、小學校に入學の希望を放棄せねばならなかつたのである。之は內臺人の學校は各々彼此に對し堅く門口を閉鎖してあつたからだ。

後藤民政長官の土民教育研究中の演說があつて以來二十年間懸按になつて居つた臺灣教育令も、漸く大正八年の初に公布され、本島人教育の本義が定められ、系統が備はつた。從來區々に分れて居つた教育が整理され、程度に於ても範圍に於ても擴張されたが、然し臺灣に於て內臺人の共學は許してない。その第一條に於て臺灣に於ける臺灣人の教育は本令に依ると規定してある。臺灣人教育の系統は內地人教育のそれと全く別個の系統を採つてある。之には已むを得ぬ理があると思ふ。本島民が皇化に浴するの日が尙は淺い。文化の程度が內地のそれに比して未だ低い。それに第一國語修得と云ふ難關があるからである。教育のスタートが違ふから別個の系統を採らねばならぬ次第ではあるまいか。然しながら臺灣に於ける教育は、教育令に規定してある通りで何時までも變らぬものではない。本令第三條に規定してある如く、時勢の進步と民度の向上とによつて時々に變改さるゝもので、幾多變改の後ち遂には內地人教育と同一の系統となり、內臺人共同の教育に移るべき順序である。是が若し今後四五十年の中に實現せられて、事實に於て同國人となるに至るならば、洵に世界の記錄を破るものである。それまでは臺灣人は差別的教育に滿足せねばなるまい。

然し內臺人共同の教育に移るべき時期に達せぬ今日に於ても旣に本島民の中には同化教育の趣旨に遵ひて特に意を子女の教育に用ひ、或は內地に留學せしめて居るものもあれど、家庭に於て子女の教養に努め、言語風俗習慣內地のそれに近似せしめんとするものもある。斯かる人々の子女にして、今日まで內地人教育の學校に入學を志望しても入學を許されぬ結果、或は公學校の入學に甘んじたり、或は遠く內地に留學したるものも鮮くはない。斯くの如く銳意自發的同化に努力しつゝある者を、多數臺灣人と同一行路を採らすのは、却てその進化を阻碍する虞がありはせまいか。之が當局者の苦心しつゝある所であると察せらるゝのである。是に於て臺灣に於ける臺灣人の教育は、臺灣教育令に依るのを一般本則として、別に一部特殊のものに對し、內臺人共學の門戶開放と云ふ便宜法を講ぜられたのであると思ふ。

總督府は本年一月八日の府報を以て、各廳長及び直轄學校長に對して左の內訓を發したる旨を發表された。それに依ると。

一、臺灣人にして內地人を教育する學校に入學轉學を志願する者あるときは其の教化の程度當該學校の教養上支障なしと認めらるゝ者に限り之を許可すべきに付事情調査の上具申せらるべし

二、小學校所在地を遠隔せる土地に居住せる內地人にして其の子女を小學校に入學せしむること能はざる事情ある者附近の公學校に就學を希望するときは事情調査の上入學を許可せしむることゝせり

それと同時に明治三十九年內訓第十一號が廢されたのである

斯の如く內臺兒童共學絕對禁止の內訓が廢されて共同教育の

門口が開かれたので、而もそれが臺灣教育令公布後僅に一年を經過したる今日、突然に不意に發表されたのであるから、本島人知識階級の人士は非常に驚喜したであらう。我輩も亦臺灣教育の一進歩として慶賀する次第である。確かに臺灣兒童生徒の幸福のみではない、延いては國民同化の上にも國語普及の上にも多大の効果を齎らすこと、信ずるが、茲に注意して置きたいことがある。それは新に開かれたる共學の門口は甚だ狹いことである。臺灣人中特殊なる一部のもののみが特に許さるゝので、資格調査が嚴密であらうと思ふ。從つて志願しても不合格のものが多數あるかも計られぬ。その場合に於ても決して不平の念を起してはならぬ。先づ初は試驗的に行はるゝのであらうから其成績の如何によつて共學の門口が擴げられて行くのであるから、父兄は兒童の教養指導につき一層の注意を拂ふべきである。

今回の內訓によると、臺灣人の共學を許さるゝ學校は臺灣に設けてある內地人學校の總てに渡つて居る。學校の範圍が廣い。小學校ばかりではない。中學校・高等女學校にも、工業學校・商業學校にも、亦醫學專門學校專門部・高等商業學校にも入學又は轉入學を許さるゝようだ。中等以上の學校に入學志願するときは、當該學校に於ける規定の入學考査は勿論受けねばなるまいが、別に入學志願者に就き特に定めた事項を調査した上、總督府に具申して入學許否の指圖を仰ぐことに規定されてある。入學許否の權を學校管理者に委任しないで總督府に保留するのは、內臺人共學は臺灣教育の將來に多大の關係あるを慮つて愼重に取扱ふ趣旨に外ならぬと思ふ。

或る資格を具有する本島人兒童の一部に對し、內地人を教育する學校に共學を許すことは、本人にとつての利益は多大である。少數の本島人兒童が多數の內地人子弟の間に置かれるのであるから、國語習熟發達の成績は著しきものがあるに相違ない。交友間の感化力は存外偉大なもので、思想感情に於てもそうであるが言語の感化に於ても同樣である。英米の學生の間に伍する日本學生が英語に早く熟達するに見ても解かる。又その効果の及ぶ所は單に語學の上のみではない。日常の交際に內地人より受ける思想なり感情なり、風俗習慣より性格に至るまで總ての感化は、國民化するに多大の効果があるであらう。而してその影響感化は單に兒童一人に止まらぬ間接に家庭全般に及び、延いては社會一般にも及ぼし、國民化の大方針に貢献するところ鮮くないと信ずるのである。內地人兒童に對しても臺灣人兒童と交はり、寛大の美德と包容の精神を養ふように指導したら、効果の莫大なるものがあると考へる。內臺人の感情を融和し彼此を理解させるには相互を接せしむるに限る。

今日まで臺灣に於て內臺人は分離教育を受けて來たのであるが、此の度び始めて內臺人共學の幕が切つて落され、來る新學年から共學が教育舞臺で演せられるのである。その共學の幕が切り落されるのは今年でなければ明年、明年でなくば明後年に早晚現はるべき筈のものであると思ふ。何故と言ふに臺灣人の教育方針は臺灣統治の同化政策の下に同化教育卽ち國語教育を採つて來たのであるから、同化の進むにつれて分學が共學となり、進んでは同學と進化すべき運命を持つて居

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

るからである。惟ふに改隷當時、臺灣を如何に統治すべきかの問題が廟堂に於て論議されたものであらう。其の參考として歐米植民地の植民政策より獨澳露の歐亞に於ける領土の統治政策に至るまで總て調査研究を遂げ、爰に臺灣統治に同化政策を採られたものだと想ふ。我が臺灣は歐米諸國の有する植民地とは大分趣が違ふ。海を隔つと云ふもの丶母國と餘り隔つて居らない臺灣人は、内地人との文明の差に於て、歐米人と其植民地人との差があるほど甚しくない。今日では、文化の度に差はあるが、五六十年前には内地人のそれと同じき東洋の文明を有して居た。夫れに臺灣は相當の人口密度を有して稠密なる内地人口の移住地たるに適せない。是等の理由からして臺灣を母國に從屬する別個の領土とせず、母國領土の延長したるものとして、之に我國特有の同化政策を施行されたものと信ずる。母國領土の延長したものであるから、内地と臺灣とは身體に於ける手足の關係を有する理で、之を切斷するときは血が出る、命に障る。即ち内地と臺灣とには血が循環して居るものと見ねばならぬ。歐米諸國と其植民地との關係とは其の趣が全く違ふのである。和蘭が東印度を切られても、佛蘭西が印度支那を斷たれても、瘤を切つた時のように少しの痛み位は感ずるにしても生命には別條がない。内地人と臺灣人との關係は之れとは違ふ。今は同化の道程にあるが、全く同化した曉には内臺人は同國人となつて、我國家に對しては生死を共にする間柄とならねばならぬ。斯かる間柄にするのが同化教育の目的であるまいか。而して言語を同じくせねば思想感情を同じくすることが出來ぬ。それで同化の手段として國語教授を以て臺灣人教育の骨子となし、初等教育に於て初めより國語を使用させてある所以である。臺灣の兒童は今まで丸で知らぬ國語を以て總ての學科の教授を受けねばならぬ。之が兒童に取つて一大難事である。臺灣兒童には此の大難關があるからして、臺灣教育の系統は内地人教育のそれと別個のものを採らねばならぬ理である。一般に國語が普及するまでは已むを得ぬ次第である。故に我が臺灣に於ては二個の系統が出來た。即ち内地人教育の系統と、臺灣教育令に依る臺灣人教育の系統との二つである。我輩をして教育系統を教育流と呼ばしめよ、此の二つの教育流が臺灣に流れるのは同化の過渡時代だけである。遂には合して一大流となつて仕舞ふべき性質を有して居るのである。此の二つの流は水と油との流ではない。水と油なら永久に融け合ふ望が全く無い。等しく水と水との流で、單にその長さに差があるのであるから。時がたつに從つて臺灣流が細くなつて内地流が廣くなる遂には一本の流れとなる。臺灣流の細くなるのは、その流の一部がたん／＼と内地流に注ぎ込むからである。その注ぎ込むのは内地流に水門が開かれたからだ。その水門が段々と廣くなるにつれて臺灣流が細くなる。遂には全く涸れて仕舞ふのである。

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

茶烟竹欄

▲倫敦巴里間の郵便飛航機ーと云つても人間も便乘させれば、其飛航範圍も西班牙、瑞西、伊太利に迄も及んでるものー夫れは日本などに較べては、懸値なしの霄壤の差がある英國飛航界でも、最近に開始せられた一ッだが　其成績に依ると、昨年十月の三十日から十一月の五日に至る一週間中に、其便乘者は三十九人、積載貨物の重量は二千五百八十八封度半と云へば、日本の秤ではざつと三百十貫目餘を運搬したとのこと。夫れは雨が降らうと風が吹かうと隨分危險な天候を物ともせずに遣つて除ける、殊に所謂五里霧中の霧の中とへ突き破つて、彼の英吉利海峽を渡るといふから吃驚りする。便乘者の年齢としては、最も弱齢が生後十八箇月の赤ン坊最も老年は七十五歳のお婆さんと云ふから、是亦吾が舊思想で考へるも寶丹でも用意して聴かねばならん話▲此臺灣でさへ女生徒や女敎師以外に、海老茶袴を着けた婦女子諸君は、最近非常な馬力で殖えて來るんで成程親分格の東京では玆數年來滅法に夫れが多くなつたといふのも無理がないと思つてると、今度は又吾が東京の親分格の倫敦では、女巡査を採用し始めたといふ。藍色の制服にヘルメット帽を穩かに戴き深ゴム靴を華奢に穿つた其服裝よ、ヂ巡査と云つても無論彼女等の性格を重んじて、犯人檢擧とか、現犯捕縛とか云ふ荒業をさせるんぢやなくて、風紀取締とか被誘拐婦人の救護とか淫賣說法とか、不良少女の訓戒とか云ふ飽迄柔和な方面に當らせるとのこと成績は怎麽ものか、政府でも未知數のものとして先ア其任期を一年とし、目下試驗最中。若し夫れが立派な成績だつたら、男性警官缺乏の今日、吾が總督府あたりは早速眞似るんぢやありますまいか▲竟ひ先達の大稻埕の保安宮のお祭りには、神樣へ捧げた犧牲の豚が其數一千有餘とも傳へられたが　先ア豚位で滿足して下さる神樣ならば、何千匹だつて否みはせぬ。ところが廣い世の中には、困つたことに若いで女―夫れも白人のを捧げ奉らぬと頗る御機嫌の斜めな神樣が御座るといふに至つては物騷ではありませんか。現に米領で、世界一の製糖地たる玖瑪邊で祭られるヴードゥー(Voodoo)と申す神樣は夫れで、四百年の其昔、亞弗利加のネグロが、蔗園耕作の砂り奴隷として渡來以來の儀式となつて、今日に至る迄黑ン坊間では、吾が媽祖と云つた尊い〱神樣となり濟してる。彼等の住家に這入ると先づ本島人家屋のやうに正面へはカソリック式の神壇があつて、其神樣もカソリックの使徒のやうな恰好をしたのが祠られてる。之れは當時の爲政者西班牙は、羅馬敎なところから、敢て其逆隣に觸れんやうにとの巧みであらう、神像の左右には種々な供物が山なすのは不思議もないが太鼓と瓢簞とは何んの爲めのお供へでせう▲恁うした神樣は近年迄は家禽や山羊や猫の献物で滿足されたのが竟ひ給一年程前から神仕へする巫女を通じて、白人の處女が欲しいと宣ふやうにならせられたさうだ。と又巫女は神託とあつて、其臟腑や生血を萬病の妙藥と吹聽する、乃でネグロ間には益々白人少女が欲しい欲しいもの丶一つとなる、其結果は以て知るべしで幾人となく誘拐され、影も姿もなくなつてしまふ、恁ふなつては白人側でも默つては居れずとあつて、少女が失踪すると、先づ其附近のヴードゥー信者を殘りなく探査に及んで此奴が怪しいと思つたが最後寄つてたかつてお手のもの丶リンチを遣る。先頃も一白人少女がお使ひに外へ出ると、將さに一ネグロの誘拐に遭はんとした其一刹那が白人の眼に觸れたので、夫れこそ現場を見付けたと怒髮天に冲し、誰も彼れも呼び集めて、偖て件のネグロを繩もて縛り、其一端を裸かな驢馬の馬へ結び付けて、尻ペタを強打したんだから怺らない、驢馬は韋駄天の如くに駈け出せば、ネグロはづる〱と引摺られると云つた光景、慄然するではありませんか▲比律賓レヴュウの昨年十一月號を飾る口繪は面白い、夫れは妙齢の日本婦人が比律賓土人の盛裝をしたものだ。私は其顏ばせの餘りに美しいのに之れは又美人のフイリピノもあつたものと、最初の私は頗る感服したが、偖て其脚部の註を讀んで見ると恁うだ。

　東京女子大學　山田千代孃
　吾等が友人にして現にミンダナオ、スル方面にて農事を經營する著名なる日本人山村博士の令孃

こゝ迄は先づ一と息に讀み下した私も、「はアさうだつたか、位で濟んだのだ、が之れから先きだ、

　斯く比律賓土人の服裝をなしたる令孃は、其姓名こそ土人式とは違ふが、其他は一點の見分けも付け兼れる程酷似して居ます、未だ此處へは來たことはありませんが。

之れには少々面喰ひました。本人の千代子孃は何ふ思つて居ませう。

（もり）

講演

印度及南洋視察談

三井物産會社臺北支店長代理　三島増一

本篇及び次の一篇は東洋、南洋兩協會及び臺灣教育會の爲に舊臘二十日臺北城南小學校に於て各署名者の講演せるもの丶速記録にして何れも其の校閲を經たるものなり

私は本年八月に當地を出發致しまして、新嘉坡から爪哇に渡り、爪哇から再び新嘉坡に還り、「ペナン」蘭貢を經て「カルカッタ」に這入り、「カルカッタ」から印度の內地をズッと奥地の「シムラ」に上り、再び山を降りて孟買に出で、孟買から乘船して「コロンボ」を經て當地に還りましたのであります。私の參りましたのは主に商賣上の用事であつたので、其の地方の貿易の情態竝に其の貿易を起す其の土地の產業及び工業の模様等を簡短にお話してみたいと思ひます。然し各地の過去を論じ將來を斷定することは非常に大きな問題であつて時間も無し又私は其の任務でありませんので、只觀て參つた其の土地の現狀を水平線的にザッとお話したいと思ひます。

新嘉坡から先きの島々なり又た印度地方はまだ文化が充分に發達しませぬ。且つ自國內に於ては一般に工業も農業も土地の廣さに比して餘り盛んでありませぬ。其の爲にそこから出すものは多く農產物で、贖ふものは食糧品なり精製品に成つて居ります。之れが大體私の步行きました印度及南洋の貿易狀態であります。

新嘉坡は殆ど輸出入とも同額の數字で、千九百十八年度に各七億弗餘に上つて居ります。こゝは本當の仲繼港で、こゝを中心として附近の各未開の諸島及馬來半島に色々の物資を供給して居るのである。唯々輸出入の仲繼以外に旺盛なのは石炭丈けである。是は此の土地が船の集散地で、非常に多くの船が出入するので、船の採る石炭が年々六、七十萬噸も消費されて居る。其の內の四十萬噸は日本から這入つて居るので日本炭の景氣は甚だ宜しい。其他は印度及濠洲炭もあつて、近來は臺灣からも石炭が此の地方に發展して居る。此の石炭を除く以外は此の附近に產する農產品鑛產物を外國に出して外國から精製品を輸入して居る。此の土地で出來る產物は新嘉坡及び北にある。馬來半島の護謨及び錫、爪哇其他にある護謨・錫・コプラとか、さう云ふやうな物である。此の地方の護

謨の産額は御承知の通り非常に盛んなもので、世界の産額二十五萬噸の大部分卽ち十八萬噸位を馬來半島の護謨で供給して居るやうな有様である。馬來半島は殆んど護謨園で滿ちて居るので、殊にヂョホール州の如きは日本人の經營で大規模に盛んに經營されて居る。さうして鐵道沿線は色々日本人の良からぬものが居る爲に輕蔑されて居るにも拘はらず、ヂョホール河方面は日本人の勢力が確かに認められて居ります。

錫は矢張り鐵道沿線の馬來半島の各地で産出して、こゝから出る鑛石を新嘉坡に持つて來て、新嘉坡の錫の錬工場に於て精錬して居る。又た爪哇近くのバンカ及ビリトンの島から出る錫も新嘉坡から多く外國に出されて居る。「スマトラ」「ボルネオ」の勢力も亦た新嘉坡に集つて居るので、此の地から産する護謨及コプラ其他の農産物が皆な新嘉坡に集つて撒き散らされて居る。斯う云ふ土地の農産品がどう云ふ商賣徑路で外に出されて居るかと云うと、護謨の如きは新嘉坡に立派な「オークション」卽ち競賣場があつて、此處でも競賣されて居るが、大部分は資本家の居る英米に直接に送られる。日本では餘り護謨を使はない爲に其處の日本人ゴム園で出來たものを日本に取つて販賣されることは殆んど無いやうで、主に新嘉坡で賣つて居りますが、外國の資本家はそこで生産したものを自分の國に送ります。さう云ふものを送り又は販賣の代理を務める爲めに此處には「エーゼント」が置かれてあります。其他の農産品の賣買にも多數の仲買がありまして商賣人の中間に立つて賣買をして居ります。斯くして直接資本家又は輸出商の手に移つて輸出されます。此處から出るものは先づ斯う云ふやうな情況で、こゝには工業として觀るべきものはありませぬ。先程も申しました錫の精錬所が新嘉坡與近の島にありますが、夫れ位が先づ工業として觀るべきもので他には椰子を搾つて居る支那人經營の二三の工場、及び「コーランボ」の近くにセメント工場の小さいのがある位のもので、其他に工場として觀るべきものは此の土地にはありませぬ。

次に輸入としては主に此の地方で着る衣服に使ふ織物が多いので、其他食糧品・米・石炭・貨等であります。馬來半島にも山が多くて主たる食糧品たる米が産出されぬ爲に、こゝらで使ふ米は蘭貢なり盤谷から輸入して居る。こゝでも今年盤谷及び蘭貢で米の輸出禁止を發表されたときは非常に困つたと見へて、彼地視察の農商務省の方から聽きましたが、新嘉坡政廳の官吏が其際早速盤谷に行つて巧みに甘く買ひ込んだらしいと云ふ話ですが、中々こゝらのお役人さんは商賣上にも盛んに働いて居ります。織物は何分人口が多いので需用も多い譯です。其の多くは馬來人の腰卷にする簡短な更紗のやうなもの、上衣に用うるもの、勞働者のカーキ色の木綿類で、其他は燐寸・セメントとか云ふやうなものが土地に這入つて居ります。

此の馬來半島に居る支那人の情況は今迄世間に紹介されて居る如く非常な發展を爲して居るので、今申した輸入品は重に日本人及び歐米人の輸入商によりて輸入せられ「ブローカー」の手を通じて殆んど全部支那人に渡つて支那商人によりて消費者に分配されます。此の馬來半島に居る支那人は其の土

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

地の人口の約半數を占めて居るので、海峽殖民地及聯邦國の人口二百萬人位の中で八十萬以上は支那人である。是等支那人の重にやつて居るのは馬來半島の勞働であつて、各所の錫鑛山、護謨の「エステイト」等には多數の支那苦力が這入り込んで居る。此の全人口の半數に近い支那人が這入つて居て非常に多額のものを消費するので、從つて支那人の商賣が繁昌するのは當然で、又彼等は殆ど馬來人と變らぬ風俗をして多年馬來人間に住んで居る爲に、彼等の風俗習慣も馬來人のやうで、殆ど馬來人と一緒になつて働いて居る。故に新嘉坡とか「コーランポ」「ペナン」などに這入つて視ると、或る一部分の西洋人及び日本人の貿易商を除いては、其他殆ど支那街でこゝらの大稻堤みたやうで殆ど支那に居るやうな感がします同時に馬來半島では恰も馬來人が支那の國に這入り込んで移住して居るやうにも觀ゆるのである。尙ほ斯う云ふ勞働者から成功致した支那人の富豪が又た澤山新嘉坡其他に居ります。「コーランポ」「ペナン」の景色の佳い所は大概是等支那成金の別莊で詰まつて居る。斯く多數の支那勞働者及び成金が繁昌して居る爲に支那人は非常な發展を致して居つて、各輸入商は皆な輸入せるものを一旦支那商人に卸賣をして、實際に支那人が各消費者に賣つて居るやうな次第である。日本人の此地に這入つて居るのは近く戰爭中に多數の日本の大商店の支店が出來たもので、大部分各會社の人が居ります。又個人の商賣人としても新嘉坡の街には大分居ります。又半島の都市にも段々殖えて居りますが、未だ支那人の商賣人に較べると甚だ微々たるもので、殊に今回の「ボイコット」の爲には各商店は甚からざる打撃を蒙つて居ります。或は一方から觀ると支那人が「ボイコット」をしても、日本人は馬來人にさへ賣れば可いと思うかも知れぬが、馬來人としても多數の商賣人が居る所で、加之も自身等と同じ樣な風俗を爲し同じ言語を用うる支那商店に行くものが多いので、自然日本商店にて買ふものは少いのである。然し日本の貿易は戰爭の好影響で此の地方でも戰前の三倍位には發展して居るので、日本品の賣れて居ることは實に盛んなものであります。

爪哇に行くと蘭領印度も矢張り馬來半島と同じで土地から出來る農產物を出して精製品を購ふ狀態で、約四億の輸入に八億計りの輸出を爲して居る。斯の如く非常に輸出超過をして居る。こゝで重に出來るのは御承知の砂糖が主であるが、砂糖は爪哇の東半分が盛んで西には殆ど無い。東半分の方は百八十六の製糖會社が出來て甘蔗を盛んに植ゑて居る。此の甘蔗を植ゑる土地の調べ、施肥の方法、農場の經營等、甚だ周密な調査の下にやられて居る。先年日本の或る肥料會社の技師が爪哇の製糖會社に肥料の使方を敎へてやる積りで參りました。此の肥料と云ふのは殆ど硫酸安母尼亞で、是は試驗所で檢查の結果、爪哇には硫酸安母尼亞が一番適當して居ると云ふ事が確定されて此れのみ用ひられて居る。其の肥料會社の技師は大に硫酸安母尼亞の使用法を敎へる積りで爪哇に向つた所が、爪哇の各製糖會社は非常な綿密な方法で、硫酸安母尼亞を一々秤に懸けて甘蔗の苗の一節毎に肥料を施すやうな非常な研究でやつて居るので、却つて御自慢振りの技師が肥料の施し方を敎へられたと云ふことである。此の土地の製糖

所長は農場長が兼務をして居るやうな譯で、製糖會社は農場を能く整理し、甘蔗を能く作ると云ふことに重きを措いて居る。又販賣上に付ても頗る能く整理が出來て居る。こゝには製糖業者の「トラスト」が出來て居て、之が和蘭政府の砂糖輸出禁止と云ふ力と旨く結び著いて、製糖會社の「トラスト」の關係者にして且つ政府の擧げたる輸出許可諮問委員の手を經て政府に推薦せざれば、殆ど砂糖の輸出を許さない爲に、此の「トラスト」が糖價の維持を保つことが出來たので、歐洲戰爭後船腹不足の爲め砂糖が爪哇に山のやうに溜つて困つたときに、斯う云ふ製糖會社の「トラスト」がよく共同して此の難關を經て非常な儲けをして居る。こゝでは産出します百六十萬噸の砂糖を重に印度に送つて居る。其額が四十萬噸位に上つて居る。香港・日本は此れに次ぎます。御承知の通りこゝにも澤山日本人の砂糖屋が居つて、千九百十八年に二十五萬噸の砂糖を送つて居るが、今日では日本の砂糖商も相當な勢力を認められて活動して居る。唯此の土地で出來る砂糖は半數は白砂糖で、重に日本に輸入する原料糖は別に注文する位にしないと足らない有様で、日本に參る原料糖は一々會社で別に造るやうにして日本人に送つて居る。白砂糖が殆ど本據で年々白砂糖を造る率は殖えて二十年前生産額に對し五分であるたものが今日は五割に増加して居る。

砂糖の産出はさう云ふ狀況ですが、他に尙は馬來半島と同じやうに護謨が多數出來る。其他煙草が出來る。又椰子樹が澤山あるので椰子實及油を産出する。又「ボルネオ」では多數の石油を産出して居る。又先刻の「バンカ」及ビリトンの錫は矢張り蘭領東印度で、「バンカ」の錫は政府が管轄して掘出して居る。先づ右の如きものを重に輸出して居るのである。

輸入の方は約四億許りで、其内一億位は織物である。之れを輸入して上着及び爪哇のサロンを造つて居る。爪哇の西部ではお粗末のもので、日本の生地木綿を輸入して、夫れを支那人が「バダビヤ」で活版を刷るやうに捺染しますが、東部は生活が贅澤の爲に日本の晒金巾位では中々承知しない、英國から來る精巧の立派な木綿を使つて居る。戰時中はマンチエスタアから參ることが少い爲に、日本の綿布が參りましたが、戰後は英國品の爲に追出されて居る。織物の次には食糧品である。米は足らないので盤谷・蘭貢から輸入する其他機械とか鐵類とかの必要品をも輸入して使つて居る。こゝの工業も矢張り觀るべきものは無い。工場と言へば先づ製糖の工場位で、然し段々土地の人も覺醒して、玆に出來る農産物を其儘に外に出すことは面白くないと云ふので、「コプラ」から油を取る工場が段々殖えて來ます。馬來に居る馬來人・和蘭人がやる許りでなく、他國の資本も這入り、米國も近年此の土地に資本を投下して居る。然し其他には今日では殆ど工場と云ふやうなものは無い。

こゝの輸出入の徑路は矢張り新嘉坡と同じやうで、「ブローカー」を介して購ひ集められて輸出商の手に依りて輸出する。又た輸入したものは此處でも小賣の全權を握つて居る支那商に卸ろされて、支那人が小賣をして居る。唯々此處にある護謨とかお茶とか製糖とか云ふ經營は、主に和蘭の資本家がやつて居る。爲に此等の土地の管理丈けを管理者に任せて、砂

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

糖は甚いが護謨お茶は殆ど大部分は一旦和蘭其他資本國に送つて居るやうである。煙草の葉も「スマトラ」は多數出來るが、其全部は一旦和蘭に送り、農場は作る一方で販賣は資本家がやつて居る。唯こゝで一つ變つた商賣人が居るのは、護謨園なり茶園なり其他の農園なりに對する供給者である。夫れは農園所要品の供給者であつて、先づ雜貨屋のやうなものであるが、護謨園なり茶園なりに對して、米でも機械でも硫酸でも何んでも入れる商賣人である。又農園で出來る製品を賣る方にも「エーゼント」を拵へて、會社の所長自ら賣らずに販賣の全權を「エーゼント」に任せて居る。さう云ふ「エーゼント」とか供給者とか云ふ特別な組織がある。而して農園の經營者は主に西洋人か或は支那人である爲に、隨つてさう云ふ工場へ物を賣りに行くのも日本人は不適當で、主に西洋人なり支那人の供給者がやつて居る。此の爪哇に於きましても日本の商賣人は多數ありまして、小さい街々にも日本人が商賣をして居る。然し爪哇に居る支那人は勞働者でなくて商賣人であるから、日本人の小賣は重に支那人相手でなくして爪哇人相手である。

支那商人は各村々に同化的に這入つて居る。數に於ては馬來半島程多くなく、人口の一割位であるが、約三百年前から這入つて居るのでお互に連絡團結して古くからの地盤を築いて商賣して居るのであるから、爪哇の商權は殆んど支那人が握つて居る。日本人の輸入商の品物は先づ第一に支那人に卸し支那商人が實際の小賣に當つて居るやうな有樣である。斯う云ふやうに馬來なり爪哇なり支那人が或は人口の半數を占める勞働者を有し、或は二十萬人の商賣人が三百年來の歷史を以て深き根抵ある基礎を築いて居るので、其の勢力は中々盛んなものである。之れに引換へ、日本人は漸く各地方に這入つて居るので、斯う云ふ深い根抵あるものに對して、是れに對抗して商賣することは中々困難である。約り爪哇邊で赤手空拳、能く商賣を始めて儲けることは、今では中々困難である。大概日本の商品も行渡つて居るので、さう云ふ時代は最早過ぎたのである。殊に近來爪哇に向つて商賣上の實權を得る爲に努力して居るのは米國が一番である。戰爭終了以來米國人の爪哇に這入ることは實に非常なもので、新らしく商館を設くることが中々盛んで、今迄和蘭語一點張りの爪哇で近來新しく英語の新聞が一部出るやうになつた。而して其の新聞が甚だしく米國を褒めて居る。畢竟其の新聞は米國目當てに發兌されたので、米國は單に此の土地に賣込む爲に努力する計りでなく、此の土地で出來る椰子の油・錫・護謨なども大部分は米國に輸入する關係から、爪哇が自分の一番お得意先の米國が賣るものを多く買ふのは當然である。反之、日本は此地の產物を買ふ事は少くして、日本製品を多く賣り付ける一方であるから、米國が多數の產物を買つて多數の製品を賣る方が商賣が好く出來る譯である。今後競爭が自由になり、船腹も漸次に餘裕が出來れば、各國の商賣人は非常な競爭を始めると思ひますから、爪哇の產物を輸入することも少なく又た製品に於ても餘り優良でない日本品が運賃の廉いのに安心して、漫然看過して居たならば、各國競爭の爲に恐るべき打擊を蒙ると思ふ。聞く所によれば米國は米爪間直航線を開

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

き戰時中出來た船を東洋に向けて支那及南洋方面と米國との連絡を取るといふので、非常な活動を始めたといふことです。是迄は汽船會社の同盟により小さい競爭會社を防ぎましたが、彼等が大きな設備を以てドン〳〵無限の資本を傾注すると恐るべき結果を來たすと思ふ。日本の一體の工業が小さい爲でもありませうが、此の邊に參る品物も日本内地の景氣の好くなるに伴れて値段も引合はず、品物が餘り來ないやうになる傾向がある。木綿織物の如きも日本の方が却つて高くなり、又た段々マンチエスター品に蠶食される。又た日本の工業會社は少し景氣が好いと今迄の領域を守らず、景氣の好い方に賣る爲に、今迄の商業が途絶えるやうになる。此の點に就ては強ち外國計りを褒めませぬが、マンチエスターなどは從來戰爭中甚だ困難なるにも拘はらず、香港に於て從來の「マーク」を續ける爲に苦心慘憺して少しづゝ賣捌いた爲に、四年有餘の長い間、自分の「マーク」を絕やさずにやつて參りました。さう云ふ點が日本にはありませぬ。亦實際マンチエスターは取扱振りが親切で、日本のやうに見本と現品と違ふ爲に、後で苦情の種になる樣な事が無く、品物は良く取扱が易い爲に、從つて商賣が能く出來る。其の爲に買つて問題の起きるものよりも安全の物を買ふのは自然の勢である。瓜哇の話は餘り長くなりますから之より印度の方に移りたいと思ひます。

印度は御承知の通り廣い土地で、殊に其の北部は無限の潤さを有つた平野である。私共が田舍を旅行するに、二日三日汽車で走つても山を見ない有樣である。南の半島は沿岸に山脈があつて、眞ん中は高地である。其の高地も段々に設備をして耕作に適するやうにして居る。さう云ふ廣い土地で殊に人口三億を數へる國ですから、こゝで出來る農產物は甚だ粗笨な遣り方であるが、產額は非常に多い。こゝの輸出に關係あるものはヂユート及び其の製品なる麻袋・ヘシヤン、又た棉花及び棉花から出來た織物及び紡績、夫れから穀類では麥・米高粱其他豆等の食糧に供し得る穀物である。種物では油になる蓖麻子油の種とか胡麻の種とか種油を取る種類、及びお茶などを多數に生產して居る。夫等の重なものゝ概畧をお話したいと思ふ。

麻は主に東部の「カルカツタ」の奥ガンヂス河の流域で產し、年々河水が氾濫する爲め肥料を施さないでも天然の肥料で好く出來る。土地は肥沃で麻及米を多數に產する。山奥にはお茶を產する。麻はこゝで出來る九百萬俵の麻を半分は原料の儘輸出し、半分は麻袋なり他のものにして使ふ。此の製品は殆んど世界の需用を「コントロル」して居る。他に出る所もなし又代用品も無いので、今日穀物の容れ物其他敷物に付ては、殆んど獨特の勢力を以て世界の市場を支配して居るやうな感がある。此地の麻を取扱ふ會社は七十六個所あつて、多くはガンヂス河の兩岸にある。そこで麻袋を造つてドン〳〵外國に出す。然し此の工業も機械の輸入困難と云ふ關係で、今迄の如うに進步するかどうかは分らぬが、尙ほ今日に於ても非常に有利な商賣で、今後も此の種の工業が段々殖えることゝ思ふ。棉花は印度の特產で、殆んど印度全體に亙つて產出して居る。其の棉花を消費する紡績會社が二百七十計りある。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

其内で入十は孟買にある丈けの能力が丁度日本全體の紡績會社に相當して居る。全産額約四百萬俵の半數は印度内地で消費する。こゝで造る紡績又は織物は印度の内地で主に使用されて居る外、織物はペルシャ・土耳古・埃太の供給に向けて居る。紡績はまだ技術が發達せぬ爲に太い物丈けで、英國の物とは迚も對抗は出來ぬが、太物を需用する支那には澤山に出る。現在廣東の方面は日本から參るものは少いので、孟買のものが參つて居る。其他の麥とか或は穀類・種物等は非常に大きな土地で大多數量のものが輸出します、蘭貢からは石油・チーク材・米等が出る。米は矢張り蘭貢近くの河邊の平原から出て日本に多數參ります。石油も出て主に印度で消費される。チーク材は造船の材料として各國に珍重される。山は殆んど暹羅と續いて同じやうな物を出して居る。爪哇の物よりも質が良いやうである。此の材木は政府も營經して居て政府の蘭貢にある木材置場に行つて見ると川上から流れて來たものを盛んに積み立てゝ居る。それに象を使つて大きな材木を運搬させて居るが、巧みに象を使つて其の鼻の先で大きな材木を轉がして居る。輸入の方はこゝでも一番大きいのは織物である。織物の次は砂糖・鐵類・機械類さう云ふものが重である。織物は多數の紡績會社が拵へても需用者が多い爲に造り足らぬので、多數の物が他から參つて居る。生地木綿は日本から多數に這入る。こゝも未だ技術が充分に發達せぬので、又た日本人のやうに手先の器用な女工が居ないので、滑稽にも色の眞黑な男工がやるので精巧の物が出來ぬ印度人の「ドーテイー」と云ふ腰卷の如きは皆な英國から輸入して居る。其の爲に織物が輸入額の大部分を占めて居る。其他の機械・鐵類は皆な此の土地で使用さるべき最も肝要なものである。砂糖も印度で四百萬噸以上出來るが、之れも不足なので五六十萬噸位の砂糖を年々輸入により補つて居る。此等の貿易品がどう云ふ風に各地方に配布されるかと云へば、日本人・西洋人の輸入商が「ブローカー」を通じて印度人の商賣人に卸す。此の商賣人は一般の印度人では無い。印度人は馬來人や爪哇の土人と同じやうに横着物で、椰子の樹の拾本もあれば働かないでも一年中喰へるから、自分が働くのは極嫌ひで、多くの商賣人は孟買の北西の「マルワ」から出稼ぎする「マルワリ」と云ふ人種である。そこは土地が肥えて居らぬ爲に住民は多く商賣人になつて、印度の殆ど全體に互つて商賣上の實權を握つて居る。其他ペルシャからのペルシャ人即ち「パアシイ」と、印度に長く居る猶太人即ち「インドヂユー」とが小賣商賣の實權を握つて居る。「マルワリ」の商賣人には中々大きいものがあつて、一代に數百萬の資産を造り、各開港場に熾んに商賣をやつて居るものがある。又た思ひ切つた冒險な商賣をやつて居る。さう云ふ先生は皆な一代成金で唯々出稼ぎの土地で商賣をして居るので、お互に商賣に甚だ不安を感じて居る。其の爲に「バニアン、ブローカー」といふ一種の「ブローカー」が出來て居る。其の「ブローカー」は或る商店に保證金を積立て、其の家で賣買物品は自分が仲繼をするのみならず、代金支拂の保證をして居る。斯く安全なるが爲に多く此の「ブローカー」を使つて商賣をして居る。日本人の持つて行つた品物も「ブローカー」の手を經て印度人の商賣人に

廻つて居るやうである。先づ斯う云ふ風で取引は出來るが、此の土地の日本人の數は甚だ少ない。印度では「カルカッタ」及び孟買の都會では觀ますが、奥地では日本人の商賣人は殆んど見ませぬ。但し孟買「カルカッタ」の商賣人は日本でも有力の會社の支店が多く、皆な多額の商賣をするので甚だしく彼等の尊敬を受けて居るが、其の數に於ては甚だ微々たるものである。日本の貿易としては印度から日本に來る輸出は約倍になつて居る。輸入は約四倍の盛況で全貿易額は三千萬磅に上り、英國に次ぐ多額である。又た對日本帝國との貿易計りでなく、日本の商賣人は孟買「カルカッタ」に於ては外國間のものも隨分大きな貿易を致して居る。「カルカッタ」で今「チユート」を盛んに取扱つて居るのは三井で、三井は今日「チユート」及其の製品の取扱に於て、「カルカッタ」の貿易商中一二を爭つて居る。綿布の取扱も其の土地の舊來のものに比して三番とは下らない商賣をして居る。又た日本に送る綿花は全輸出高二百萬俵中の約七割にも上つて居るので、印度人も非常に注意して居り、殊に英國政府は大きな眼で睨んで居る。印度人が日本の商賣人をどう觀るかと謂へば、日本人は第二の獨逸だと云ふて居る。獨逸が戰爭前印度に這入つた時に、例の進取的の態度で、然かも日曜も構はず「ビヂネス」の爲に非常な努力を以て商賣をなし、比較的廉く拵へたものを印度に賣りつけた爲に、今迄英國商賣人は時間が來るとフッと出て奇麗な衣服を着て散歩に出懸ける、「ホテル」に行く、又た品物も立派ではあるが比較的に高いと云ふので、獨逸の商品の取扱は非常に急激な速度で大きくなつたさうである。日本人が多數來ると、日本人も獨逸人と同じやうな態度で、晩遲くまでせつせと働いて居る日曜でも何んでも「ビヂネス」の爲めに相談もして呉れる。さう云ふやうなことで甚だ受けも良いやうである。吾々も先程申したやうな餘り深い根抵もない土地で貧弱な工業を「バック」としながら商賣の發展を計るには、人に負けない努力を以てやるより外ないのであります。

今後の發展を豫期されて居るのは米國である。米國は此の土地で出來る種物類、「チユート」等に對する大消化地であると同時に、鐵類機械類の大きな供給者であることは大いに注意を要する。斯くして日本人の勢力はあるが、其の勢力の蔭には後ろに闇い影があるのである。此等の點に付ては私共一同が名々協力して充分盡すことが必要であらうと思ふ。

尚ほ印度では前に申したやうに、廣い土地で多くの農產物を得ることが主眼ですから、英國政府も此の方面には非常に盡力して居るやうである。印度人口の約七割以上は百姓で、土地の大部分も百姓の爲に耕されて居るのですが、河水が少くて灌漑の便が惡るく、耕地の大部分は全然天水に指配されて居るので、五月より九月に至る「モンスーン」期に於ける雨量の多寡によりて印度農產物の豐凶即ち印度の景氣を卜する事が出來るのであります。從て埤圳は印度に採りて大問題でありますから印度政府も力を入れて非常な景氣でやつて居ります從來四億圓の金を投じて埤圳を造り、全耕地の一割三分位を灌漑して居るが、現在工事中のもの及び計畫中のものも亦た五億圓に上るやうな大きなものもやつて居る。又各地に農業

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

組合を奬勵して肥料・農具の買入れに便し、又農法種苗の改良等政府も頗る盡力して居る。此等が出來れば今後尙は一層の農產物を出すことが出來ると思ふ。此の土地の工業は「チユウトミル」及び「コツトンミル」で、其他は製糖會社或は棉の實を繰る所及び大きい鐵會社等がある位で、他に餘り大なるものは無い。印度では英國が成るべく自分の資本で工業を盛んにし、商賣を盛んにしやうと云ふやうにして居る。先づ大體の情況は斯の如くで、同じやうな熱帶地の臺灣と斯う云ふ土地との間の貿易を盛んにすることは、現狀の儘では甚だ困難である。臺灣が工業地にならぬ限り、餘り此の地に關係を密接にする事は六ヶ敷いと思ふが、臺灣で製造したものを持つて行き、此等の地の產物を臺灣で加工する方針で進むが上策と信ずる。又た臺灣の方針と成つて居る通り、臺灣を階段として日本人が南洋に發展をするのが最上策に存ずる

金を持つたものは何處にでも行くだらうと思ひますが、內地から南洋に一足飛ひは中々金持はやりませぬ。故に此の臺灣で熱帶地の事業をして、例へば近來臺灣の製糖會社で澤山金を儲けた關係者が進んで爪哇に手を伸ばし、爪哇で盛んにやつて居るやうに、臺灣で熱帶事業に經驗を得た資本家が南に發展し、又資本家のみならず、此の臺灣で熱帶地のことに趣味を持たれた方が、南洋なり印度なりに發展されることとなり、臺灣が熱帶地紹介の爲に非常に役に立てば、臺灣の使命は卽ち盡されたものと信ずる。斯く臺灣で經驗を得て南洋に段々發展したならば、或は商賣人が多くの「バツク」若しくは堅き地盤を有たない爲に、不利の地位にある現狀は打破されて、帝國の勢力範圍を展ばすことも出來ることゝ信ずる。目下戰後各方面に多端な秋、幸ひ諸賢の一考を希ふ次第で、甚だ長くなりましたが是で御免を蒙ります。(完)

南洋に於ける日本船の概況

山下汽船會社
基隆出張所主任　平賀亨三

一體南洋とは何處から何處迄を申すのか、極めて漠然として居るが、私は大體香港以南、柴棍・盤谷・新嘉坡より印度の東海岸一帶に到る地方と、それに蘭領東印度及び比律賓を含んだ總稱であると觀て大した違ひはなからうと思ふ。尤も海運業とか貿易業とか、其の商賣の觀方に依つて多少の範圍は違うだたうと思ふ。私は船の立場として暫く今申した範圍に從はうと思ふ。但し玆に一寸御注意迄に申上げたいのは英領印度アノ邊は緯度の上から云ふと決して南洋では無い。立派な西洋になつて居るのである。此の邊は船の方でも比較的正確に區別して居りまして、譬へば玆に日本船で其の航路區域が

日本から蘭貢迄、斯ういふ風にあると假定して、之が傭船契約を爲すに就ては蘭貢以東樺太迄とか申します。決して蘭貢以北とは申しませぬ。又香港以西とは申しますが香港以南とは書かないのであります。是は正確に緯度から申すと當つて居るのである。併しながらこゝではさう云ふ小理窟は止めて一般に所謂南洋といふ定義に隨はうと思ふのであります。

先づ南洋の範圍は今申したやうにして、偖て私が申上げやうと思ふのは夫れ程濶い南洋では無い。比較的私が長く居りました所の蘭領東印度、即ち瓜哇・「ボルネオ」・「セレベス」の總稱たる蘭領東印度に於ける日本船の概況を玆に申上げて見たいと思ひます。

先づ此の蘭領東印度を中心として動いて居る所の各國の船腹を一寸御紹介しますが、歐洲戰亂の結果、各國船共或は擊沈或は引上げ等によつて、此の地方一帶は非常に船腹の減少を來して居る。先づ本家本元の和蘭の汽船はどうかと云ふと、開戰當時は約二千萬噸の船腹が蘭領東印度を中心として動いて居た。それが昨年に至つて約千五百萬噸に減つて居る。それから此の地方に最も偉大なる勢力を持つて居る英國船は之れも開戰の當時には五百四十萬噸あつたが、昨年になつて約四分の一の百三十萬噸に減少した。夫れから獨逸の汽船も英國船と對抗して南洋一帶に雄飛して居たが、之れが戰前の約二百萬噸が戰爭の始まつて明くる年は唯の一ぱいも無かつた。其他丁抹・西班牙・伊太利の船も夫々自國の船舶管理とか擊沈とかに依つて何れも減少した。然るに此の間に於て只一つ增加したのは日本船丈けである。即ち戰爭前の約六十萬噸が昨年に於て約二倍の百二十三萬噸である。之れを前の英國に比すると戰爭前に約九倍の入港船を持つて居た英國船は戰爭後の昨年末に於て丁度日本船と略近いやうになつた。即ち英國船の百三十四萬噸に對し日本船が百二十三萬噸である。斯の如く唯々單り日本船が南洋に增加したのは、慥かに日本海運史上に永久に特筆すべき値あるものと思ふ。そこで之れ丈の日本船舶が是からドーなるであらうか、此の調子を以て依然として增加するだらうか、或は又英國船や和蘭船の壓迫又は老朽船淘汰の爲に段々減少しはしないだらうか、といふことが非常な問題と思うが私は玆にはどうしても悲觀說を取るより外はないと思ふのである。その色々の原因に就いては後程再び述べやうと思ふのであります。

次に蘭領東印度を中心として動いて居つた此の百二十三萬噸の日本船はドーいふ航路を主に取つて居つたか、それから荷物としてどんなものを運んで居つたかと云ふに、先づ航路としては蘭領東印度を中心として東洋方面にゆくものと、盤谷にゆくものと、印度にゆくものとの三つに區別する事が出來るのである。第一に東洋方面の船腹を調べると、汽船會社には現在三つの會社がある。御承知の通り其の最も古く定期航路を開いて居るのは南洋郵船株式會社である。それが約二萬噸の船腹である。次には日本郵船の「カルカッタ」航路の往航爪哇に寄港するものが約一萬噸ある、次に大阪商船會社、之れが御承知のスラバヤ丸・バタビヤ丸・桃園丸の三艘、約一萬三千噸の船腹である。之が現在の日本の定期航路ですが、是れと略同一の航路を取つて居て、今後共非常に競爭が烈しく

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

なるだらうと思はれるのは、和蘭の汽船會社「ジャバ、チャイナ、ジャパン、ライン」である。之れが約四萬噸の船腹である所で此日本の三會社と和蘭の一社と此の四社を合併して、一體東洋方面と蘭領東印度の一箇年の船腹がどの位あるかと云ふことを色々苦心して調べましたが、最も古くから東洋方面の航路に經驗を持つて居る。「ジャバ、チャイナ、ジャパン、ライン」が一昨年に於て日本に十七航海、支那に十五航海をする事が出來たと云ふ事實を基礎として、以上四社の總船腹を計算して見ると、一箇年に約三十萬噸の船腹と觀て大した違ひはないかと思はれる。卽ち東洋方面から蘭領東印度方面に行く三十萬噸、蘭領東印度から復航三十萬噸といふ譯である船腹は是丈けとして、然らば之れに對する荷物は現在どれ位あるかと云ふことが最も重大な問題であると思ひます。

それでこの航路の荷物を調べて見るに、先づ順序として往航の荷物は日本から香港行の荷物、比律賓行の荷物及び蘭領東印度行の荷物と、も一つは香港から比律賓行及び蘭領東印度行の荷物、これ丈けが此の航路の荷物の全體と云ふことが出來るのである。それで先づ日本から香港行の荷物を觀ると一千九百十八年が約四十萬噸、比律賓行が約三十七萬噸、それに蘭領東印度が約十五萬噸で、合計九十二萬噸であるが、其の内石炭が七十五萬噸である。之れを先程申した三十萬噸の船腹に較べると、船の割合に荷物が非常に多い、隨つて往航は各船共常に滿船出來るかのやうに考へられるが、之れが非常な考へ違ひである。何故と云ふと三十萬噸に對する九十二萬噸の内に七十五萬噸は石炭であつて、元來この石炭と云ふものは決して定期船の荷物としては感心したものでは無い。港への出工合とか運賃の工合とか、又之を要する地方の需要の緩急に依つて非常に影響さるゝものであつて、船が十ぱい著いて幸い石炭が十ぱい分あるから、十ぱい共滿載が出來ると云ふ種類のものでは無い。殊に定期船にすれば重大なる碇泊時間と云ふ制限があつて、荷物が出る迄港に待つて居るとか、運賃が上がる迄待つて居るといふ餘裕は無い。又一港で石炭を滿船して第二、第三の港で何も積まぬと云ふのも定期船本來の目的から見て誠に妙なものである。であるから石炭といふ樣な大量貨物は殆ど全部が不定期船が積取つて居るのである。であるから先程の九十二萬噸から七十五萬噸を差引くと殘り十七萬噸ありますが、香港及び比律賓行の荷物は外に澤山の船便があつて、必ずしも蘭領東印度行の航路の御厄介になる必要は無い。却て簡單に全部餘所の船に積むことになつて、實際日本から出る荷物で此の航路の御厄介になるのは僅かに九萬噸である。次に香港から比律賓行及び蘭領東印度行の荷物は約十萬噸ある。比律賓行のものは比律賓、香港間の頻繁なる船便に取られるから僅かに蘭領東印度行約五萬噸が殘る許りである。之れを前の日本からの荷物と合計すると、約十四萬噸が前記の四社の往航の船腹に依つて實際に積取らるゝ荷物である。卽ち船腹三十萬噸に對し荷物は十四萬噸であるから、何處の會社に聽いてもドーも往航の荷薄なのには困るので、是は實際のことである。又私共が爪哇に居る時にも日本船が著いた時に行つて見ると殆ど半船腹、甚だしいのは僅かに石炭を船足代りに積んでやつて來る船が中々多

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

かつたのである。然らば此航路の往航の荷物は何時迄も斯くいふ風に約船腹の半分で十四萬噸で續くか或は今後幾分增加するかと云ふことを考へると、此の十四萬噸と云ふ數字は戰爭中歐洲品が杜絕して日本品が此の方面に於て全盛を極めた時の數字である。たとへ一二年是から減ることはないとしても益々增加するであらうといふ原因は何處にも認めることが出來ない樣に思ふ。此の往航の荷物を充分に與へると云ふことは、是は臺灣の重大なる責任ではなからうかと考へる。即ち南洋方面は御承知の通り、一體に農業國である。臺灣も現在は矢張り農業國である。この農業國に向つて臺灣から農產物を出すと云ふのは根本に於て所謂南洋と日本との仲繼地としての資格が全然ないのである。であるから一刻も早く臺灣が完全な工業地となつて、事實上日本內地に代つて南洋方面に工業品の輸出をどし／＼やらなければ、何時まで經つても十四萬噸と云ふ數字が殖えさうにも思へない。こゝが皆さんと共に充分研究するに値するものだと思ふ。

往航は斯の如くであるが次に復航はどうであるかと云ふと、先づ御承知の通り爪哇糖・「タピオカ」・石油があるが、先づ第一は砂糖に就いて申すと、香港・汕頭・厦門・上海・日本此の方面に行く砂糖が大正二年に於ては三十三萬噸、同四年は三十二萬噸、同五年は二十三萬噸、同七年には香港丈けで約三十萬噸である。今年度の數字は調べて無いが、三十萬を下ることはなからうと思ふ。是の外「タピオカ」・石油其他の食糧品が約十萬噸あるから復航の荷物はドーしても四十萬噸以上は必ずあるのである。であるから前申した復航の三十萬噸の船腹に對して決して荷物は少くないやうであるが、是亦た砂糖といふ特種の大量貨物であるから、各船復航必ず滿船といふことは事實上六ヶ敷いのである。即ち近い例が臺灣の砂糖にしても、砂糖が十萬噸出たから船も十萬噸這入れば各船滿船出來る樣に思ふのは大なる間違ひで、砂糖の出廻り具合にも關係する、運賃にも關係する、又砂糖の需要を急ぐとか急がぬとかの關係に依つて、船が這入つても必ず荷物は積めると云ふことはドーしても謂へないので、殊に前申した通り碇泊時間の關係上、荷物が在つても殘念ながら空で出なければならないのであります。

斯の如く往航は荷物は少い、復航は荷物はあるが、ドーしても各船滿載が出來ないのは現在の蘭領東印度から東洋方面に於ける所の汽船會社の現狀であるやうに思はれる。實際に就て見ても各社共此の二三年來別に優秀なる成績を擧げたものは一つもないやうである。南洋郵船・大阪商船・ジャバ・チャイナの三社共皆な政府の補助航路であると云ふことは、元來この航路の經營が困難であるが爲めと云ふても良からうと思ふ。併しながら玆に吾々が充分注意して研究すべきは、和蘭航路なる「ジャバ、チャイナ、ジャパン、ライン」が往航は荷物が始めから少いから止むを得ずとして、復航は各船皆な充分滿船することが出來たと云ふ此の不思議な事實である。であるから日本船と雖も或る努力に依つては現在程困る必要はないと云ふことは斷言出來るが、それなら一體どんな方法を採つたらよいか、色々に考へて見たが第一に汽船會社の代理店と云ふものを改良する必要があるのである。向ふの代理店は勿

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

論外國人であつて澤山の汽船會社の代理店を引受け、專門の代理店商をやつて居る。尤も不定期臨時船の代理店をやる際には汽船會社の代理店と云ふよりはその船の代理店であつて船が著いた時に出入港の手續きとか積高及運賃の計算とかが主なる仕事であつて、運賃の上前をはねるとか積荷を加減するとかは出來ないのであるが、定期船の代理店になると、凡てが彼等の自由裁量に任せてあるから隨分勝手な事を爲兼ねないのであります。

日本船にゐて丶あつた荷物を自分が代理店を引受けてゐる他の船に突然振替へるとか、運賃にしても荷主からとる運賃と船主に送つて來る運賃との開きがどの位あるのか、一體定期船の代理店は立派に代理店契約による代理店手數料をとつて居るので、それ以外には一文も收入する權利は無いのであるが、何分遠く離れて居ては少しもこの邊の眞相は判らないのである。私等の想像ではドーも市場が惡くなるとか損失を蒙むるとかした際には全部これを汽船會社に轉嫁し、反對に市場が非常に好況で運賃收入が多い場合には多少甘い汁を吸ふことが無いとは云へないのである。又十分荷物を集め得ない一つの原因ともなるのである。是れも汽船會社の出來始めとか、創業の際の一の制度としては止むを得ぬが、相當の基礎の出來た日本の汽船會社としてはドーも全然外國人に代理店を委せ切りといふことは面白くないやうであります。

夫れからもう一つ日本船として考へなければならんのは、補助航路の補助の形式である。充分詳しくは知らぬが日本の現在の補助航路は至つて內容が窮窟である樣に思はれる。譬へば荷物があつても無くても官廳に屆けた寄航地は必ず寄港しなければならぬ。年に何航海と定められ丶ば多少無理の算段をしても夫れ丈けの責任航海をやらんければならぬとか、斯ういふ風に定つて居る樣に思うが、和蘭船の現在受けてゐる補助は至つて寛大のもの丶やうに思はれる。と申すのは荷物の工合に依つては隨分勝手に寄航地を變更することが出來るのである。それから責任航海度數にしても實際一年に十五回出來るものなら僅かに十航海位を責任航海として、後は其の航路を飛び出さうと、何處に船を廻さうと隨分勝手なことが出來る樣である。であるからいくら定期航海でも荷物が無ければ船を廻さずに濟むのであるが、日本船になるとさうは行かない樣である。汽船會社としては何も荷物の無い所に船を廻したくはないが、補助航路の爲めに一つの義務として無理に船を廻はすことがあるから、中には思ふ樣に荷物をとれぬ船が出來てくるのではなからうかと思はれる。此の點は日本の補助の形式と云ふものを今少し何とかして貰うことが出來れば、彼等と對航するに非常に有利ではなからうかと思ふのである。夫れから此の「ジャバ、チャイナ、ジャパン、ライン」のもう一つ有利の點は毎年この地方と廈門を往復する支那移民、之れが一箇年に約三萬人位宛あるが、之が輸送は同社々船の船腹を保護する爲めに日本船其他の外國船には許さぬさうである。是れなども補助の一つの變體として隨分徹底したものであるやうに思はれます。

東洋方面は是丈にして、次に蘭領東印度から盤谷方面に廻つてゐる日本船の事を簡單に申上げますが、現在は大阪商船の

[illegible]州丸及び潭州丸と云ふ二船が連續して定期航海をやつてゐるのみである。是は往航が爪哇糖を盤谷に運んで復航は盤谷米を持つて爪哇に還ると云ふ目的のものであるが、現在の經營狀態は餘り思はしくないさうである。其の主なる原因は昔から爪哇と新嘉坡・盤谷と新嘉坡との間には頻繁なる船便があつて態々盤谷迄の直航々路の必要がなく、殆ど全部の荷物が新嘉坡で積替へらるゝためであらうと思ふ。それに往航の砂糖は主に粗製糖密の「モラセス」と云ふドロ〳〵の砂糖であつて、之れが船の荷物としては最も厄介な奴である。荷役が遲いは別として船の船艙の鐵にくつ著いて鐵を段々腐蝕させると云ふ話である。かくの如く往航は厄介な荷物を僅かに貰ふに止まり、復航はどうかと云ふと盤谷から爪哇に這入る米は馬鹿に豐富にあるが、それは御承知の通り盤谷米の輸出禁止でさつぱり振はないのである。もう一つは印度方面であるが安南・朝鮮・浙江といふ三船があるが、是亦た往航の砂糖が殆ど全部が英國船に奪はれるのと、復航の米は盤谷同様蘭貢米の輸出禁止で薩つ張り振はぬさうであります。

此の盤谷と印度方面の航路の振はぬといふ最大原因は、申す迄もなく米の輸出禁止である。元來南洋の各貨物船はドーしても荷物としての砂糖及び米を離れては存在が出來ないのである。であるから米、砂糖の出廻りとか、之れが天然に收獲が減るとかさういふことに間斷なき注意を拂はなければならぬが、茲に最も注意を要するのは人爲的の變動である。即ち輸出禁止といふ樣な絕對的の脅迫である。昨今、柴棍・盤谷・蘭貢に行はれてゐる輸出禁止は、其の原因は澤山ありませう。

併しながら其の一面には、ドーしても自國船保護、外國船驅除といふ精神があるといふことは色々の點から見て爭ふことの出來ない事實のやうに思はれる。御承知の通り現在に於ては英領印度の沿岸貿易は日本船に限つて禁止されて居るのである。又最近まで英領印度に於て日本船のみが船舶の焚料石炭を拒絕されて居たのである。之れも最近この方面から引揚げて來た船長の話によると、日本船が蘭貢に於て材木を積まうとするには稅關の許可が要るのであるが、これを稅關に向つて申請すると、稅關からは孟買の本署電報で照會するさうである。さうすると孟買からは「ビーアイ」(British India S. S. Co.)と相談しろといふ返電を寄越すさうです。そこで若し「ビーアイ」が日本船に荷物を取られては困るといふ場合は、稅關に向つて日本船に積んではいかぬと言ひ出す。すると日本船は其の荷物を失ふことになるのである。即ち稅關の拒否の權能は全然一汽船會社の都合如何によるといふ譯である。斯ういふ事情を觀ても隨分日本船に對する壓迫といふことを痛切に感ずるのであるますが、是等はまだ可しとしても輸出禁止に至つては全然日本船に對する致命傷と云ふことが出來るのである。禁止の方法も隨分惡辣を極めたものであつて、先づ盤谷なら盤谷に於て米の輸出を禁止しやうと思ふ時は、或る關係の汽船會社に向つては、何時の幾日から禁止しやうと思ふがお前の會社は何萬噸の米を欲しいかと云ふことを內密に聽くさうです。するとその會社からは五萬噸なら五萬噸欲しいと云ふことを申出でゝおいて、早速輸送契約を結ぶのである。それですから一朝輸出禁止が起つても、ちつとも荷

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

物には困らない。所が其の内に禁止の諭告を受けない船、例へば日本船の如きは一朝禁止を發布されたが最後、まるで寢耳に水で、之が幸ひ臨時船であつたら途中から倉皇航路を變更するとか何とかして多少とも損害を減少することが出來るが之れが例へば盤谷・新嘉坡とか、專ら米の輸送を目的とする定期船であつた場合には、汽船會社は最早や其の航路を撤退するの外はないのである。强ち輸出禁止が日本船許りの爲めにやられることは誰も考へぬが、併しながら蘭領東印度に於て略々英國船と噸數に於て匹敵するやうになつた日本船が此の位の壓迫を蒙むるのは有り得べきことゝ私は信ずるのである。然らば如何にして我々はこの壓迫に對抗したらよいかそれにはどうしても日本官憲の保護が必要だらうと思ふ。曩に英領印度の港に於て日本船が焚料炭補給を拒絶されたとき外務省から交渉があつて餘程緩和されたといふことを聽いて居るが、まだ輸出禁止に付いて何等の交渉があつたといふことを聽きませぬ。私は今後南洋に於ける日本船の最も恐るべきは、この輸出禁止であると信ずると共に、其の輸出禁止の全權を握つてゐる英國と云ふものについて十分研究する必要があると思ふのである。日本の堂々たる會社が彼の地方各地に於て當の英國人に代理店を全然委せて居るといふ腹がどうも判り兼ねるのである。それは兎も角として我々の希望するのは日本政府の保護は勿論のこと、一方彼の地方に居る日本人同志の團結、夫れから一歩進んで支那人との合同がドーかと思ふのである。一體日本人は一歩國の外に出ると割合に親密を缺くと云ふ譏りを免れぬやうに私は思ふ。私が「スラバヤ」に居る時に、一日本船が出帆後不幸にして船體に故障を生じ、五時間計り走つてから戻つて來たが、積荷を全部濡したため荷主から約十五萬圓計りの損害を要求されて困り抜いた揚句「スラバヤ」に於ける有らゆる日本の銀行・會社・商店・雜貨屋に迄行つて、何とか一つ向ふと話を著けて呉れぬかと云ふことで嘆願して歩いたが、何處の店でも跳ねつけられたと言つて非常に弱つて居つた。其の内に話が段々六ヶ敷くなつて遂に船は差押へらるゝに至つた實例があつた。是なども もう少し日本人同志が一緒になつて盡力してやつたら差押へまで喰はずに濟んだらうと、つくづく感じた次第である。もう一つ支那人との合同でありますが、一般に我々の考では支那人と云ふ奴はズルイといふことを念頭におきますが、之れが非常に間違つて居ると思ふ。南洋に於ける支那人の勢力は意外に强大なものであつて、外國人に對する信用なども到底日本人の及ぶ所では無い。私達が新嘉坡から還るときにも、便船がない爲めに隨分苦心しましたが、漸く「ピナン」に居る一有力なる支那人に賴んで立派な英國船に乘る事が出來た樣な譯で、直接日本人がいくら賴んでも相手にしてくれないのである。こんな風で支那人の勢力は意外に强いのである。幸ひ支那人を臺灣籍民として入れることも割合に簡單であるといふことであるから、其の點は充分支那人を了解して、一刻も早く日支合辦の實を擧げたいものと思ふのである。大抵此の位にして話を切り揚げますが、繰返して申します、東洋方面から蘭領東印度方面に來る航路は船腹の割合に荷物が少い、これは臺灣でも工業地として發展を遂げて荷物を殖やすより外ないと思ふ。又復航の荷物は荷物はあるが遣り方が惡い爲めに成績が思はしくない。此の點は代理店とか補助航路とか云ふ點を研究して見たい。夫れから盤谷方面・印度方面は總て米の輸出禁止で船は殆ど動けんやうな立場である。之れは政府の保護を希望すると共に、もう少し日本人同士が團結して、一歩進んでは支那人をも一緒に入れて對抗する、此の方法の外、現在なからうかと思ふのである。不定期船のことを暫く述べやうと思ひましたが時間が經つて居りますから之れで失禮致します。

明治三十五年の臺灣文武官

（五月一日現在）

總督 兒玉源太郎
民政長官 後藤新平
參事官長 石塚英藏
副官 陸中佐 楫原透
同 海少佐 石川壽次郎
秘書官 大津麟平
同 橫澤次郎
秘書課屬 齋藤參吉
同 南政吉
同 川中子安治郎
文書課屬 高島虎雄
參事官 大內丑之助
同 持地六三郎
同 竹島慶四郎
同 關屋貞三郎
翻譯官 谷信近
同 草場謹三郎
同 谷信敬
同 藤田捨次郎
屬 瀨能莊一
警視總長 大島久滿次
民政部屬 山口德治

警務課長 圖師庄一郎
屬 賀來倉太
保安課長心得 原修次郎
衛生課長 加藤尙志
技師 岡田義行
第一警察管區屬 柏審彌
第二警察管區長 中田直溫
外事課翻譯官 三好重彥
地方課長 中村雅治
屬 大橋毅
法務課屬 志豆機源太郎
同 鹽田爲次郎
學務課長心得 佐藤弘毅
屬 宮本一學
同 松山捨吉
圖書編修官 小川尙義
財務局長 祝辰已
主計課長 峽謙齋
屬 齋藤剛
同 岩瀨金二郎
同 梅塲徹
同 藤代三九三

同 石原研吉
稅務課事務官 高山龍之助
同 朝倉菊三郎
屬 渡邊與一
同 島岩太郎
同 西岡健之
同 相良三熊
同 古本廣允
同 磯貝武平
技手 三井榮次郎
會計課屬 宮崎克己
同 芳賀近太郎
通信局長 鹿子木小五郎
庶務課長 伊藤金彌
屬 石井慶松
電務課技師 蜷川湛德
屬 小檜山鈴吉
海事課長 遠藤可一
技師 鳥井靜治
同 千葉萬壽
屬 木村松之助
同 三村三平
分課未定屬 楢正秋
殖產局長心得 新渡戶稻造
農商課長 橫山壯次郎

技師 靑柳定治
屬 川田武彥
技手 小花和太郎
拓殖課技師 田代安定
同 齋藤精一
權度課技師 山田申吾
殖產局臺南出張所長 藤根吉春
土木局長心得 長尾半平
土木課長 高橋辰次郎
技師 濱野彌四郎
同 清水一德
同 山路魁太郎
警繕課長 田島穧造
技師 野村一郎
同 片岡淺治郎
分課未定事務官 中村是公
同 湯目補隆
參謀長 少將 武田秀山
參謀 砲中佐 村岡恒利
同 歩大尉 岡澤慶三郎
同 歩大尉 大野豐四
副官 歩少佐 神田正富
同 歩大尉 小野政治
同 歩大尉 志田彪

同 歩中尉 宮崎貞彥
通譯官 關口長之
陸軍經理部長心得 大野賢一郎
部員 三等監督 黑住弘毅
同 一等副監督 伊藤鈞平
技師 福田東吾
陸軍々醫部長 半井英輔
部員 峰直次郎
同 村山有
陸軍獸醫部長 原八百太郎
部員 濱口鶴松
陸軍法官部長心得 橋尾保
部員 霜鳥龜太郎
同 細谷五郎
海軍參謀長 大佐 成川揆
主計長 相澤於莵吉
通譯官 岡田晉太郎
臨時臺灣舊慣調査會第一部長 岡松參太郎
第二部長 愛久澤直哉
委員 石井爲吉
覆審法院長 鈴木宗言
判官部長 大津釛次郎
判官 櫻庭棠陰
同 安非勝次

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

同	矢野猪之八	同	渡邊勿二	臺中地方法院檢察官長	渡邊助治郎	臺南地方法院檢察官長	長谷川憲一	分課未定技師	柳本通義
同	手島兵次郎	同	田中邦太郎	檢察官	豐田俊助	檢察官	津田毅一	臨時土地調査局庶務課長	野村曾夫
同	高田富藏	同	新田繁永	書記	青柳俊夫	書記	島田正穗	會計課長	高雄晉
同	藤井乾助	同	增田多助	臺南地方法院長	牧山榮樹	嘉義出張所檢察官	中井金松	屬	楠田金之丞
通譯	鉅鹿赫太郎	通譯	川合眞永	判官	渡邊啓太	鳳山同	森節太郎	同	宇都宗一
書記	山田壽藏	新竹出張所判官	川上和一	同	安田勝次郎	書記	東島萬四郎	監督課長	岡本武輝
同	野口有國	同	水津千雄	同	增山泰次郎	專賣局々長官房主事	鈴木伊十	事務官	木村大介
同	田中勝三郎	通譯	三浦樵三郎	同	小野隆太郎	經理課長	增澤有	監督官	志和池善介
同	伊藤正介	宜蘭出張所判官	木付篤	通譯	廣渡桂太郎	書記	神谷由道	同	橫山虎次
通譯	横田次郎	書記	西川熊治	書記	新井孝三郎	檢定課長	大中太一郎	同	青木正元
檢察官長	尾立維孝	同	帷子力	同	本多健吉	技師	永井一雄	同	平井勢次郎
檢察官	西内金吾	臺北地方法院檢察官長	松井四郎	同	久保村三郎	製藥課長	鈴木益定	同	中田三郎
同	朽木義春	檢察官	小野得一郎	同	大山俊彥	書記	石原幸作	同	高橋龍之助
通譯	平澤平七	同	三好一八	同	角田泰從	醫務課長	佐藤法潤	同	野呂寧
臺北地方法院長	寺島小五郎	通譯	今田祝藏	通譯	澤谷仙太郎	技師	後藤伊佐之助	同	松尾萬喜
判官	望月恒造	新竹出張所檢察官	橋本哲	同	遠藤讓	同	小川直一	同	內海金三郎
同	早川彌三郎	書記	庄野橘太郎	嘉義出張所判官	原玄朴	庶務課長	兒玉史郎	同	高島貞彪
同	村上武八郎	宜蘭出張所檢察官	松井榮堯	同	松岡十次郎	書記	竹內龜七	同	原田幾次
同	土屋達太郎	臺中地方法院長	宇野美苗	書記	關口條三郎	監查課長	中村純九郎	同	中村雄藏
同	白倉吉朗	判官	原誠一	同	林茂實	事務官	富永久之	同	東郷秀太郎
同	柳原右助	同	高田釼一郎	鳳山出張所判官	川上正直	翻譯官	石本鐵太郎	同	白川久太郎
通譯	藤野定順	同	伊藤愛敬	同	前川房次郎	同	青木喬	調查課長	佐藤謙太郎
書記	大友傳三郎	通譯	岡本忠平	書記	羽中田一太郎	臺中支局長	河上左右	事務官	赤堀廉藏
同	木村廣彥	書記	荒谷喜代治	通譯	安藤元節	神戸支局長	松田茂太郎	屬	澁谷辰四郎

同　金子恒[illegible]
同　廣瀬千代吉
同　白石喜代治
同　河合千代喜
同　江崎龍雄
同　松尾甚一
同　平井紫一
同　時枝俊四郎
測量課長　徳見常雄
技師　志和池榮介
同　朝倉政次郎
技手　鐸木直之助
同　八田知義
同　山下靜一
同　小野于城
同　山川學而
同　西島健藏
同　梅田清次
同　小澤寛治
圖根課長　前田前
技師　池田文友
鐵道部技師長　長谷川謹介
工務課事務官　赤松壽春
技師　渡部英太郎
同　稻垣兵太郎
同　菅野忠五郎
同　津田素彦
同　張令紀
汽車課技師　戸波季三郎

經理課長　遠藤剛太郎
事務官　服部仁藏
打狗出張所長　新元鹿之助
技師　阿部惠三郎
同　熊城鐘三郎
分課未定顧問、鐵道作業局長官　松本莊一郎
同　鐵道事務官補　來田丈太郎
臨時基隆築港局事務官　今井周三郎
技師　十川嘉太郎
同　川上浩二郎
同　山形要助
同　青山重遠
淡水税關長　宮尾舜治
事務官　岩政憲三
鑑定官　本多駒次郎
監視　竹內壽惠馬
同　龍岡資二
同　平野九一
檢査課屬　五代南四郎
鹿港税關支署監吏　吉田實一
滄葛窟同　法元中二
同　濱田耕吉
壽坑税關監視署長　寺師直熊
安平税關鑑定官　山崎良允
監視部監視　加藤眞二
監吏　岡本鎚之助
同　長谷川宜業
同　田中萬二
監査課屬　坂本嘉章

檢査課屬　山田甕三郎
鑑定課長　角儀太郎
鑑定官補　龜井金次郎
北港溪税關支署監吏　南郷彌吉
東石港同　大友島治
打狗同　本庄市太郎
東港同　牟田鐵一郎
同　筒井三野吉
媽宮税關支署屬　本橋己太郎
國語學校長　田中敬一
教授　石田新太郎
同　吉原千代吉
同　鈴江團吉
同　渥美銳太郎
同　中村忠誠
同　渡部春藏
同　志保田鐩吉
同　黃葉秋造
助教授　高橋二三四
同　內村藤太郎
第一附屬學校教諭　鈴木金次郎
同　岡本要八郎
第二附屬學校主事　本田茂吉
教諭　渡邊壽喜治
臺北醫院長　高木友枝
醫長　松尾知明
藥局長　金子俊民
書記　酒井愛次郎
新竹醫院長事務取扱　河田守恭

書記　中村豐一
基隆醫院長事務取扱　高柳元六郎
書記　新田芳次郎
臺中醫院長事務取扱　富士田豁平
醫長　青木大勇
斗六分院長事務取扱　西義房
臺南醫院長　長野純藏
醫員　築山揆一
同　里見四郎
嘉義醫院長事務取扱　加藤信平
鳳山同　鵜飼碧汀
宜蘭同　米田昌英
臺東同　橋本源太郎
澎湖同　澤田惣五郎
醫學校助教授　川添正道
同　堀內次雄
同　木下嘉七郎
臺北郵便電信局長事務取扱　石津彦之進
郵便課長　鈴木金之介
通信書記　菊竹博愛
通信書記補　大島熊吉
電信課通信書記　小野塚芳太郎
同　分島實
會計課通信書記　錦織光彥
同　荒井信太郎
建築課通信技手　杉山鉅太郎
庶務掛長心得　山本式
基隆郵便電信局長　速水經憲
電信掛通信書記　豐島[illegible]樹

會計掛通信書記　岡垣[illegible]
苗栗郵便電信局電信掛長　稻原甫次
臺中郵便電信局長　中澤潤二
郵便掛通信書記　久連松喜太郎
小北門支局郵便掛通信書記補　岩崎房吉
坪林尾郵便電信局長　細谷松吉
南庄同　森友太郎
中壢同　赤尾三郎
頭圍同　脇田榮三郎
臺南同　曾禰吉彌
郵便課通信書記　川本[illegible]
會計課同　岩切勇吉
建築課長　小寺鐩次郎
臺東郵便電信局長　早瀬巳熊
澎湖同　堀和六
打狗同　鈴木重[illegible]
醫官及司獄官練習所教官　木下龍
基隆海港檢疫所長　山田寅之助
海港檢疫醫官　芳澤廉之助
海事局海事官　愛發時三郎
技手　保木利吉
臺南師範學校長　澤村勝支
教授　杉本正直
同　張間多聞
臺北測候所長　近藤久次郎
臺北監獄長　小松吉久
第一課長　本田理三郎
新竹支監長心得　松元助太郎
臺中監獄長　高屋常三郎

第一課長　岡[illegible]三郎
臺南監獄長　高山幸男
第三課監吏　片山勘太郎
嘉義支監長　伊東義路
監吏　福田台記
鳳山支監監吏　若林隆之助
中央衛生會委員 陸軍一等軍醫　藤田嗣章
同　山口弘夫
同　肥田七郎
臺北廳長　菊池末太郎
大稻埕警察官吏派出所醫部　金子惠教
滬尾支廳長　大熊和郎
臺北第二尋常高等小學校訓導　上條邦太郎
同　山科宜次
大稻埕公學校教諭　高橋喜能
大龍峒公學校長　小島由道
基隆廳長　山名金明
宜蘭廳長　西鄉菊次郎
深坑廳長　丹野英清
桃仔園廳長　佐藤友熊
新竹廳長　里見義正
苗栗廳長　家永泰吉郎
臺中廳長　小林三郎
總務課屬　志和屋長白
同　兒玉三次郎
彰化廳長　須田綱鑑
田中央支廳長　限元多一郎
南投廳長　小柳重道
斗六廳長　荒賀直順
總務課長　武藤針五郎
嘉義廳長　岡田信興
嘉義尋常高等小學校長　橋本勝伸

嘉義公學校長　笠井源作
鹽水港廳長　村上先
臺南廳長　山形脩人
總務課屬　下平卓爾
臺南尋常高等小學校長　江口保
安平公學校長　坂根十二郎
蕃薯寮廳長　石橋亨
鳳山廳長　川田久喜
總務課屬　阪元軍二
同　關善之助
阿緱廳長　桑原外助
恆春廳長　森尾茂助
醫務課長　荒卷鐵之助
臺東廳長　相良長綱
總務課屬　宮本信義
澎湖廳長　淺田知定
臺灣守備混成第一旅團長 少將　佐々木直
參謀 歩少佐　志波今朝一
同 歩大尉　志岐守治
副官 歩大尉　白川健次郎
同 歩中尉　石川京吉
臺灣守備歩兵第一大隊長 歩中佐　小原正恒
副官 歩中尉　竹内鐵二郎
中隊長 歩大尉　石井良吉
同 同　吉野有武
同 同　淺野丈夫
同 同　井桁喜平
歩兵第二大隊長 歩中佐　太田榮次郎
副官 歩中尉　印藤平吉
中隊長 歩大尉　高石靜雄
同 同　馬目辨治

同 同　大立目小一郎
同 歩大尉　高橋溪次郎
歩兵第三大隊長 歩中佐　江田國容
副官 歩中尉　松本友吉
中隊長 歩大尉　大屋久米吉
同 同　長屋竹綠
同 同　山田虎夫
同 同　福田光作
歩兵第八大隊長 歩中佐　桂眞澄
副官 歩中尉　須賀富治郎
中隊長 歩大尉　野治鐵太郎
同 同　加藤房吉
同 同　藤田禎一郎
同 同　神保文治
騎兵第一中隊長 騎大尉　安部好輔
砲兵第一大隊長 砲少佐　山本磯城
副官 砲中尉　佐中幸之助
中隊長 砲大尉　町田英太郎
同 同　岩井正輔
同 同　川村秀志
工兵第一中隊長 工大尉　服部重直
守備混成第二旅團長 少將　平佐良藏
參謀 歩少佐　佐藤兼毅
同 歩大尉　坂川美太郎
副官 同　西屋飛良來
同 歩中尉　石關春
歩兵第四大隊長 歩中佐　青木助次郎
副官 歩中尉　山久瀨乙五郎
中隊長 歩大尉　加川市郎
同 同　月本梁太郎
同 同　橋本四郎
同 同　田原小三郎

歩兵第九大隊長 歩中佐　小泉策郎
副官 歩中尉　吉村信次
中隊長 歩大尉　粥川重尾
同 同　山口鎌吉
同 同　藤井知行
同 同　周防楠
歩兵第十大隊長 歩中佐　西山保之
副官 歩中尉　佐々木左馬太
中隊長 歩大尉　栗栖亮
同 同　沼田治郎
同 同　久保盛之助
同 同　稻川三五郎
騎兵第二中隊長 騎大尉　吉田盛義
砲兵第二大隊長 砲少佐　中村和義
副官 砲中尉　村田祕
中隊長 砲大尉　武内順次
同 同　森勝太
工兵第二中隊長 工大尉　丹羽篤男
守備混成第三旅團長 少將　山田保永
參謀 工少佐　山田陸槌
同 歩大尉　神頭勝彌
副官 歩大尉　山田四郎
歩兵第五大隊長 歩中佐　江口昌條
副官 歩中尉　入交政克
中隊長 歩大尉　日根野周造
同 同　鳥居利剛
同 同　野崎平次郎
同 同　林長
歩兵第六大隊長 歩中佐　關屋銘次郎
副官 歩中尉　帖佐長吉
中隊長 歩大尉　生田清範
同 同　吉田東行
同 同　藤田富世
同 同　南正吾

歩兵第十一大隊長 歩少佐　今津利馬
副官 歩中尉　長岡長之助
中隊長 歩大尉　望月銀吾
同 同　淺見新六
同 同　山内正生
同 同　佐野乙男
歩兵第十二大隊長 歩中佐　新山良知
副官 歩中尉　山本勝三郎
中隊長 歩大尉　山口淺次郎
同 同　久保松次郎
同 同　平田金六郎
同 同　三須常次郎
騎兵第三中隊長 騎大尉　野崎平助
砲兵第三大隊長 砲少佐　片岡一司
副官 砲中尉　小山田美能理
中隊長 砲大尉　杉與吉
同 砲大尉　矢村伊太郎
工兵第三中隊長 工大尉　成田辰之助
基隆要塞砲兵大隊長 砲少佐　上島善重
大隊附 砲大尉　新見民治郎
副官 砲中尉　三浦光次
中隊長 砲大尉　山下彌太郎
中隊長心得 砲中尉　西鄉菊之助
澎湖島要塞砲兵大隊長 砲少佐　飯田正一
大隊附 砲大尉　山中茂
副官 砲中尉　渡邊好延
中隊長 砲大尉　佐田通武
同 同　藏瀨誠次郎
同 同　板坂勇也
臺北衛戍病院長 二等軍醫　村井筆之助
臺中 同　岡田國太郎
臺南 同　中目成一
臺北衛戍監獄長　遠山久誠

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

談叢

官場拾有八年の回顧（中）

臺灣電力會社長　醫學博士　高木友枝

●研究所の創設　前號に續いて本號では研究所の創設、マラリヤ豫防、市場及び屠場並に公共衛生費等の諸問題に就いて思ひ浮ぶ數々を述べやうと思ひます。

●研究所の濫觴はと訊せば、夫れは私が未だ〳〵當地への來任迄に間があつた明治二十九年三月の製藥所官制の發布に迄溯らねばなりますまい。此官制の發布に依つて同所檢査課事業の一部として、水質試驗を筆頭に衛生各種の化學試驗を始め、後、植物及び農工業に關する產業上の化學的試驗をも繼承し、藥品試驗規則の發布に基ける醫療藥品の試驗に迄も併せ掌ることゝなつた。然るに明治三十四年五月に至つて、新に現存專賣の一局が起つて、製藥所は廢止せられ、事業は擧げて前者に移さるゝことになり、製藥所時代の檢査課は改めて檢定課と稱せらるゝに至つた。此頃の局長は祝辰巳、中村是公の兩氏が次々に之に當つたと記憶するが、當時の設備たるや極めてお粗末なもので到底試驗研究を爲し得る有樣ではなかつたのである。殖産局鑛務課の鑛石分析にしても醫院醫學校の研究室にしても同樣であつて、瓦斯の設備が無いから一々アルコールランプを用ひ、水道が無いから壓力のかゝつた水を使ふことが出來ぬと云ふ有樣であつた。それでイッソ此の各種のものを一箇所に集めたなら、瓦斯の製造も出來、水をタンクに汲上げて壓力のかゝつた水を使用することも出來て、研究上便利であらふと云ふ考から、之を時の民政長官後藤氏に提供しますと、之れは又、矢張り醫者上がりではあり、殊には臺灣統治の基礎を生物學の上に置くと迄放言して居つた學問好な長官のことであるから、私の詳細な具見どころか、反對に一時間半計りの御意見やら御說法やらを拜聽して下がつたこともあつた。

●然し怎麼にして、仕事は着々と進み、其豫備行動として自分が專賣局檢定課長になつた譯である。折節專賣局では今の工場の新築費中、三四萬圓計り剩餘金を生じたのを幸ひ、中村局長が婿引手だと云つて、之れを研究所の建築費に流用して呉れて、先づ現存の前面の部分を新築することゝなつた。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

此基礎の下に、終に明治三十九年春の帝國議會に於て、四十年度より五箇年の繼續事業となし、此經費五十五萬圓の協贊を經て、先づ今日の堂々たる研究所が出來上がつた譯だ。今度には何も詳細なる研究所内の組織や、其研究事項等を縷述するの必要を認めないから敢て之れを避けることゝするが、一言にして蔽へば本島内に於ける殖産衛生に關することは、殆んど細大を漏らす所なく研究して、公衆に向つて一目瞭然たる資料を提供せんと努めつゝある。否今日は頗る完全の緒に就いて、例へば本島内各處に產する石炭中、何れの所產が如何なる性質のものであるかとか、又何處の水の性質は如何である、夫れが麥酒の釀造に適するか何ふかとか、若しくは臺灣で香水を造らふとせば怎麽原料があるか、夫れには如何なる成分を含んでるかといふやうなことは、足一度び研究所へ運ばれて各擔任者に之れを質せば、直ちに明瞭に合點されるやうに出來て居る。デ若し其成績を見て事業を起さうとならば、如何に之れを利用して可なるかの問題が生ずるが、夫れが卽ち事業家の腦力を以て判斷をなすべきで、夫れ以上は研究所の關はるところではない。要するに應用化學の方面でも釀造學の方面でも、熱帶衛生の方面でも、社界に貢獻して居ることは多大である。早い話が虎列刺や流感のワクチンも、研究所で實費で製造して居るが、之を市價で賣出すものとすれば、同所一箇年の經費を償うて餘りある譯で、研究所はワクチン成金になる譯である。

◉兎も角も督府研究所の現在は、斯く迄の進步をなし、斯迄も整然たる材料を蓄へつゝあるのだが、不幸にして未だ世間には遍ねく其內容を識らるゝなく、初期に於ては督府の高官方からさへ厄介物視されたものである。然るに内田さんには來任匆々、此機關こそ本島文明の開拓上最も必要のものであると認めて吳れたので、以來時運の推移と共に地盤の鞏固を來し、臺灣の誇りの一となつた譯である。熱帶植民地の斯の種の機關と云へば、隣強比律賓の其れ (Bureau of Sciense) の如きも、出立は遲くとも、多數の碩學鴻儒を網羅して、金に飽かして遣つた丈けに當地のよりは、反つて早く完成の境に入つたのだが、比律賓の土着人が島政上の樞機に參し、フイリピノのみを以て組織されたる彼の衆議院を生じ、其結果として此等の費用著るしく削減せらるゝに至つて、當年中樞の學者は概ね本國に皈還して了つた。其頃迄傳染病を擔當して居つたストロング博士の如きは、誠に當代一流の學者兼政治家で、米國が大戰に參加するや、彼れは直ちに聯合軍全體の疫病のことを掌る總指揮官に任ぜられた位の人物で、ジュネーブに設けらるゝ傳染病豫防に關する萬國聯盟本部の主事とか會長とかになると云ふ噂のある人。然し今日は最早此等の大學者を誇りとした當年の研究所ではない、白蟻研究の如きは、此方が先鞭を着けたので、疑問のある每に大島技師に聞きに來る有樣で、夫等の緣故から大島君が英文で綴つた白蟻の論文は比島の研究所から出版することになつて居る。序ながら大島君の英文著述に就いて今一言を加へ度いが、氏は前記白蟻の他に、魚類に關せる起稿があつたが、之れも外國文字である上に說明の圖や畫が多かつたりするので、印刷の費用も嵩まり、研究所の細い身代では出版に苦しんで居つた。然

るに之れも今度米國の富豪カーネギーの研究所で出して吳れることゝなつて、既う校正迄濟んだとのことだ。研究所員の目に見えぬ苦心や研究の一斑は、恁麽始末なのです。

◉マラリヤ豫防の事　本島人間では寒熱症と呼ぶ、之れは寒む氣が潮したり熱が出たりするからでせう、又生蕃人は「スワリサン」と呼ぶ、之れは寒む氣と戰ふといふ意味なさうです。本島内では久しく斯く稱せられ來つたマラリヤの由來は甚だ久しかるべきことで、風土病として所詮は退治し得ないものゝやうに見做され來つたものであつた。明治七年の吾が征臺役にも、皇軍中の病者、死歿者の最大部分は、皆此所謂風土病の犧牲となつたもの、又明治二十八年の征臺軍も、往く所として之れが慘害を被らざりしはなく、領臺當初の官吏や軍人や一般商工業者間に流布したる慘害の如何に大なりしかは、今日之れを想像するも自ら戰慄を覺へざるを得ないのである。詳しい統計上の數字は、後項に摘記して、往年に比して、今日の極樂境の一面を立證しやうと思ふが、恁うする迄には當局の苦心も一方ならざるものであつた。

◉最先に島内の土を踏み、最先きに此苦がい經驗を嘗めねばならなかつた軍隊では、慘害日に〳〵甚しきに於て、何等かの施設に依つて之れを防遏するの策に出でねばならぬと、種々と考究を凝らした揚句、明治三十四年中小池陸軍々醫總監が視察の結果、海外に於ても其例があつた蚊防の鑛網を用ひることゝなつた。之れは先づ基隆の守備隊に對つて、兵舍の窓や出入口等には、一切完全に鑛網を被ひ、步哨勤務中の兵士には面紗をかけ、手袋を用ゐさせ、身體髮膚を擧げて、生地の儘には晒さぬと云つた甚だ以て窮屈な遣り方である、が何事も生命あつての事だから、之れで一命が先づ〳〵安全とあれば止むを得まい。恁うして實驗の結果を窺ふと、之れは又迫がは特效顯著なもので、彼の震慄すべき患害も、軍隊丈けでは漸く跡を絕たんとする迄になつた。今此實績を數字で表せば、明治三十四年、卽ち以上新方法が立案の當年には兵員千人中のマラリヤ患者が一千七百六十八人二分で、死亡者が十一人半であつたものが、三十六年には早くも四百六十人八分、死亡者は僅に一人七分に減じ、四十年には一時五百二十八人一分、死亡者二人一分に後戾りしたとはいへ、概して下向の方向を辿つて四十四年には二百十九人四分、死亡者唯の七分といふ迄になつた。患者が全然無くならない事は演習討蕃等の關係上餘義ないことで、軍隊では恁麽好成績を齎らしたのである、尋いで起るべき問題は、以て知るべきでらふ

◉既に軍隊に於て此好成績を博し得た鑛網防蚊案は、斯の如く好結果を來したので、工場などで此眞似をした所もあつたが、是は不成績に了つた。外國の軍隊でもあまり好成績は得て居らなかつた。何故なれば軍隊での彼の成功は、一擧手一投足上長の命に反する能はず、秩序整然、規律嚴然たる軍隊なればこそで、率直に云へば當時の臺灣住民とは、命知らずの輩、所謂暴虎馮河の連中が未だ〳〵多數を占めた時代なのに、夕方になつたら面紗を用ひよとか、室内に入るには一旦外の戶を開いて、身體が内へ入ると直ちに之れを閉ぢ締め、更に改めて鑛網の戶を開き、而して夫れを確かと締めよといつたことが可能であらふか、要言せば、軍隊其儘の生活を當

時の臺灣住民間に實行せよと強ひて夫れが果して事實に行はれ得べきものであらふか。此第二の試みの失敗に皈すべきことは、私でなくとも、直ちに想ひ到るところでありませう。果然其結果は失敗に終らざるを得なかつたのです。借て然らば、如何にして此怖るべき慘害を一般島民の間から除去すべきであらふか、之れが直ちに私の職務上に落ち來る當面の喫緊問題であらねばならなかつた。

●私の考へでは、之れは怎うしても二つの徑路を取つて一歩は一歩と確實に進行するの他はない。一は傳染の媒介をなすアノフエレス蚊の全撲滅とまでは行かぬとも、其繁殖の原因を取り除けて、成るべく繁殖の機會を失せしむること、二はマラリヤ患者又は病蟲保持者を治療し全痊せしめて、蚊屬が病毒を仕入るべき問屋を根絶すること、此二つより取るべき道はないと思つた。體内に病蟲を充滿するマラリヤ患者の多々なりしは、既に上述の通りだが、當時のアノフエレスの多かつたことも、亦寔に言語同斷で、今では臺北近郊の樂園と稱せらるゝ北投にしたところ、若しくは東海岸での健康地とも稱すべき璞石閣(今の玉里)にしたところ、皆維れマラリヤの中心地で、就中璞石閣では出張の際など、夕方に障子を見ると、一面眞黑で、夫れが又悉くアノフエレスと云つた有樣、之れは畢竟本島の氣候以外、本島住民の家屋が一般に陋矮陰濕なる上に、鷄や豚や甚しきは水牛迄も屋内に飼育することも其一因で、內地人の急造家屋もあまり懸隔は無かつた。夫から屋外には竹林發生し、所に瀦水池ありて常に汚水を湛ふるも其一因、本島產果實が、概ね蚊の嗜食するところとなりて、之れを飼育する好餌となるも亦其一因で、畢竟り孑孑なり蚊なりが繁殖するには、實に絶好の風土であり、狀勢であつたからである。而して此等の狀勢を人爲的に一變するに非ずんば、患害を緩和し得ないと云ふ、之れが總督府衛生當局の使命であつたとせば、今日から回顧して誠に以て一代の重任であつたことを切感するのである。

●既に此困難な事業であるのに敢て事を成さんとするには先づ以て金がなければならぬことは見易い道理で、言ふ迄もなく尠からぬ經費が必要である。が前回も申した通り、當時の總督府の經濟といふものは誠に細いもので、今の新公園が荒蕪の廢地であつたのを、何うか地均らしでもして、セメテは散歩でも爲し得るやうにし度い、が夫れには一千圓の經費を要するといふから何ふにも困ると、時の後藤長官が寄した位の所帶であつたから、到底も〱私の願ふやうな防遏方針の實現せられ得べき時ではない。然し色々と骨も折り口辯も費して、年々幾分宛の經費を仰ぎ、漸次大都邑からの撲滅を目論見、恁ふして明治四十三年三月に至つて、其防遏作業を流行著名地域たる基隆・瑞芳・屈尺・南庄・苗栗・三叉河・番薯寮・阿緱・鳳山・花蓮港・吳全城・璞石閣・臺東・成廣澳・叭哩沙・大南澳等の各地域に施行するの計を立て、

一、一般マラリヤ防遏計劃
一、特別マラリヤ防遏計劃
一、施行地域たる廳、支廳の義務
一、施行地域內居住者滯在者の義務

の四綱、二十九圓に亘つて示達せらるゝの運びに迄及んだ。

●然るに、爰に幸ひにも、私共の年來渇仰し來つた大願が、

漸く實況せられ得べき機運が卒如として起つて來ました。夫れは當時新任の安東總督には、斯の疫病の撲滅に就いて非常な熱心と期望とを有つて居られたからのことで、一日總督が私に相談された次第は恁うであつた。

マラリヤは誠に怖ろしいものと聞く、ペストでも蕃害でもマラリヤの如く甚しからずして、數萬の生命を毎年失ふことは大戰爭であらねばならぬが、マラリヤの猖獗なるや、往々にして斯る災害を招致することがあると。されば余は本島に於て先づ之れが撲滅の必成を期さうと思ふ。依つては如何程の費用を要するだらふか、一億圓も費さば余の希望が實現し得られやうか。

と、年數萬の僅々たる小經費でさへ、兎角之れを得ること難かつた時代から、一足飛びに、一億圓も投じたら撲滅されやうかと云ふ。定谷の跫音とも何んとも私の胸中は躍らざるを得なかつた、けれども私は恁ふ答ふるの他はなかつた、「……一億萬圓を費かつたからつて、全島内から夫れを悉く撲滅し盡くすといふことは不可能と思ひます。然し全島の支廳所在地を中心として住民が注意さへすればマラリヤに罹ら無い位の程度にするには年々五萬圓位宛頂けば出來ないことはありますまい」と。乃で總督に於ても「什麽ものか」と云つて、早速私の言を容れて呉れた譯だが、爾來年々其方針に隨つて實行し來つた結果は、遉かに一代を雾慓せしめた惡疫も、終に今日見るやうに萎縮せざるを得ざる迄になりました。私は此一頁を、左のマラリヤ滅退の統計表及び其説明を以て結び度いと思ひます。

此マラリヤ防遏の主なる參謀官は故木下教授、羽鳥防疫醫官小泉博士などであります。

●マラリヤ死亡者統計

年次	死亡者	千分比例（人口に對する）
明治三十三年	七、五二八	二、七四
明治三十六年	一三、五四三	四、六三
明治三十九年	一〇、五六〇	三、四四
明治四十二年	一〇、三三三	三、二六
大正元年	六、九〇九	二、〇六
大正二年	六、五七二	一、九三
大正三年	八、八五六	二、五七
大正四年	一三、三五〇	三、八三

統計は一見甚だ妙に感ぜられる。何故なれば明治三十三年から同三十六年迄は逐年増加し、同年から漸次下向して大正二年には最好成績を示したが、同三年四年は又た後戻りをし特に大正四年の如きは非常な不成績で、恰かも臺灣の衛生文明が約拾年前なる明治三十五年頃に退歩したかに感ぜられる。然し仔細に考ふるに明治三十三四年頃の增殖は、畢竟り本島人が是迄放つて醫療を受けなかつた爲め、統計を取るべき道も無かつたのが、其後漸く吾が日新の醫學に信頼して、土地の遠近を問はず、患者が醫藥を求めんとするに至つたからである。其後の漸減は眞個の吾が醫蹟の顯はれであるが、偖て大正三四年の大不成蹟は、例の大仕掛な生蕃討伐のために人の動きの多いことが主因をなし、其他氣候の關係等も亦影響したからであらふ。最近の統計は手にしないが昨年は稍々不成績であつたと云へ、概して順當に所期の目的に近付きつゝあることは、吾れ人共に慶すべきことである。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

領臺二十五年誌

明治三十二年

十一月（接前）

▲十一日　第一旅團秋期演習を大湖口に開始す、原口第一旅團長演習地視察として出發

▲十二日　軍艦高千穗基隆港口に發火操練を擧行す、臺灣貯蓄銀行にては株主總會を開き重役の選擧を爲す

▲十四日　奈良原沖繩縣知事來臺、上京中の松岡書記官歸廳、臺灣協會幹事三枝光太郎氏は廈門へ渡航せり

▲十七日　南巡中の兒玉總督歸府

▲十八日　內地人組合長及副長は村上知事を訪ひ組合活動上の具申を爲せり

▲十九日　南行中の工藤行幹氏歸北す、大湖口演習地へ赴かれたる兒玉總督歸府さる

▲二十一日　滯留中の奈良原沖繩縣知事渡清す

▲二十二日　赤十字社本部幹事佐和正氏來著、上京中の山田事務官歸府、第十四回帝國議會開院式

▲二十六日　赤十字社臺灣支部發開式を臺北縣廳に擧ぐ

▲二十七日　罹災救助基金規則勅裁

▲此月、市區計畫上豫定告示したる地域內に家屋築造改築又は土地形質變更等に關する件律令發布あり

十二月

▲一日　後藤長官上京、電報爲替取扱開始

▲二日　臺灣罹災救助基金規則律令にて發布

宜蘭亂民の秀才林維新歸順す

▲五日　大博徒杉浦新二郎捕はる

▲九日　大稻埕醫師黃玉階氏禁纏足會を起す

▲十四日　臺灣貯蓄銀行役立認可さる

▲十六日　宜蘭サイレンセウ庄に生蕃八十名來襲土民十四名慘殺の報あり

▲十八日　犯罪申告者給與に關する勅令公布

▲十九日　錫尾街ペスト患者八名に及ぶ

▲二十日　磯貝臺南縣知事上京

▲二十二日　臺北鐵道株式會社創立の認可を取消さる

▲二十五日　臺灣貯蓄銀行營業開始

▲二十六日　土匪二十名臺南小南門に襲來

▲二十八日　臺灣內地間小包料金引上公布

▲此月總督府に地方病調査委員會を設く

明治三十三年

一月

▲一日　總督府其他各官衙に於て新年拜賀式を擧行する例年の如し、此夜土匪約百名蘇笠辨務所を襲ふ

▲三日　臺南守備隊工兵步兵兩營衞に大爭鬪を演ず

▲四日　各官衙御用始、臺北縣書記島松岡辨氏專任事務官となり竹島慶四郎氏其後を襲ふ

▲五日　本島の各聯兵隊長司令部より召集の命令を受く、苗栗內地人組合開所式

▲六日　寒氣強し

▲七日　臺南縣下嘉義監獄支署にて重罪四二百名破獄を企つ

▲八日　兒玉總督以下九名の勳等陞敍あり、大稻埕安平に上海銀行代理店設置の事認可、觀兵式雨天の爲め中止、土匪八十名鹿港支署管內林圯埔派出所を襲ふ、臺灣銀行廈門支店の登記を爲せり

▲九日　內地各所に大暴風雨ありとの報に接す

▲十日　本島人の軍役志願者入隊せり、總督府に中央衞生會を開く

▲十二日　廈門にて日本水兵と土人の衝突あり互に死傷者を出せりとの報あり

▲十四日　非常電話臺北、臺南に設置着手

▲十五日　市街地土地調査の方針を定む、清國人勞働者取締を嚴にす

▲十六日　全島の書記官及稅務官會議を總督府內に開く、質屋及古物商取締を嚴にす

▲十七日　總督府三十三年度の豫算案兩院を通過したりとの報に接す、阿片吸食者網羅の延期を決す

▲十九日　外人の不動產取得に關する律令の裁可を得、茶商公會長吳文秀氏佛國博覽會列席の途に就く、清國官民及び在清國外國人の行動にして臺灣經營に關係ある事項並に臺灣の商業及び貿易に關係ある事項に就き總督と廈門福州駐在の帝國領事と直接に通信を爲し報告を受くるの便路を開く

▲二十日　淡水館に臺北文庫創立總會を開く、臺南守備兵大爭鬪を爲せりとの報に接す、茶商公會より製茶稅免除の再請願出づ

▲二十一日　貯蓄銀行株主總會を開く、番仔山匪徒討伐開始、土地取締及土地貸借期間に關する律令出づ

▲二十二日　全島師範學校長會議を開く、淺間山大爆發

▲二十三日　對岸取調掛を總督府內に設け大島參事官掛長を命ぜらる土匪葫中廳下後壠郵便局に放火す

▲二十四日　土匪新港機關出張所を襲ふ臺灣新聞紙條例發布（律令）

▲二十五日　司法警察令審査委員會を本日より開く、全臺紳新公會瓦解、臺誠師歸山、辯護士規則發布（律令）

▲二十六日　西島少將第三旅團長となる

▲二十七日　書記官稅務官會議結了す、三十三年度督府豫算裁可公布

▲二十八日　實吉海軍々醫總監來臺

▲二十九日　卑南に大火あり、宜蘭の匪魁楊阿婦就縛の報あり

▲三十日　師範學校長會議終る

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

▲此月番人の犯罪事件を起訴せんとする時は檢察官長は總督に具申し指揮を受くべき旨內訓あり

◉二月

▲一日　殉難教育家弔祭會を八芝蘭に開く、打狗丸坐礁の報あり
▲二日　臺灣獸醫免許規則(府令)の發布あり
▲三日　殖產課長會議を開く
▲五日　大屯山大降雪を見る、今井覆審法院長臺南縣知事に轉じ後任は鈴木宗言氏任ぜらる
▲六日　黃玉階氏等の天然足會設立認可せらる、臺南縣下林仔脚部內に大火あり
▲八日　全島衛戍病院長會議結了
▲九日　歸順匪首柯鐵病死す
▲十一日　總督府內及縣廳等に於て紀元節祝賀の式あり、皇太子殿下御慶事の發表あり
▲十二日　臺灣經濟研究會發企會を開く、第三旅團管下演習
▲十四日　臺灣官設鐵道の事業費案衆議院を通過す筑紫艦と交代したる八重山艦基隆入港
▲十六日　廈門東亞書院開校式を擧ぐ
▲十八日　殖產課長會議終る
▲二十日　西島第三旅團長來任、臺北臺中二縣蕃害警備の爲め隘勇を設置することゝす
▲二十一日　臺灣出版規則發布、步兵第三大隊移轉式
▲二十二日　蕃人に非ざる者に何等の名義を以てするに拘はらず蕃地を使用し其の他權利の目的と爲すことを得ざる旨(律令)の發布あり
▲二十三日　總督府官制改正公布せらる、議會閉院
▲二十六日　品川子爵薨去
▲二十八日　後藤民政長官歸臺す

◉三月

▲一日　防務會議結了隘勇勤務法を施く
▲二日　淡水館に臺灣經濟研究會春期大會を開く
▲三日　臺灣追加豫算發布せらる
▲五日　露國軍艦基隆に入港す、臺北監獄未決囚五名逃走
▲十日　須磨艦基隆入港
▲十一日　匪首簡大獅廈門に於て縛に就く是より先三十一年九月八日歸順を許されしが誓に背き南清に逃竄したりしものに係る
▲十五日　揭文會を臺北に開く、臺灣水難救護規則發布
▲十六日　廈門帝國郵便局にて爲替貯金の取扱を開始す、臺南にペスト發生す
▲十七日　黑岡海軍參謀長上京す
▲十八日　揭文會の發會あり
▲十九日　蕃仔山匪徒再討伐
▲二十日　日本銀行利子を引下ぐ、天然足會發會式を擧ぐ
▲二十一日　石本少將、山內憲兵司令官來臺す、簡大獅死刑宣告
▲二十二日　臺北縣及宜蘭廳下警丁及び樟腦局壯丁を廢し隘勇に變更す、海港檢疫所官制發布
▲二十四日　官腦請負入札ありサミュル商會ニ落札す、臺灣銀行總會を東京に開く、稅事務官送別會を開く
▲二十五日　臺灣守備隊の臺灣史料成る
▲二十七日　銀の公定相場一錢を引上ぐ
▲二十九日　臺北辯護士會より高等法院設立の建議出づ、臺南縣下辯務署の聯合あり
▲三十一日　後藤民政長官對岸視察の途に上る、專管居留地に關する勅令公布
▲此月宜蘭の匪首林火旺刑殺せらる是より先三十一年七月二十八日歸順を許されしが誓に背きて匪行ありたるに因る

◉四月

▲一日　樟腦油賣下入札あり。臺灣官吏恩給法、電話交換局官制及び學校職員退隱料に關する規則等發布。木越參謀長上京す
▲四日　坐礁北州丸浮上る
▲五日　大阪商船會社打狗香港間の航海を開始す
▲六日　後藤民政長官福州に入る
▲十日　本島司法官會議を開く、地方稅調查委員の撰擧あり、土匪烏日補給廠出張所を襲ふ
▲十二日　兒玉總督蕃界巡視の途に上る
▲十三日　公衆電話の申込を受理す
▲十七日　日本銀行又利子を引上ぐ
▲二十三日　蕃仔山土匪歸順式を行ふ
▲二十四日　御慶事に付臺北市民協議會を開く
▲二十五日　後藤長官對岸より歸る皇室婚嫁令發表
▲二十六日　御慶事奉祝に關し第二回協議會を開く
▲此月臨時傳使規定を定む

◉五月

▲一日　兒玉總督上京す
▲三日　陸軍參謀長木越少將去りて中村少將其後任となる
▲四日　雲林地方土匪の討伐を開始す、寺尾法學博士來臺す
▲六日　官腦始めて香港に輸出す
▲十日　御慶事當日なるを以て市民熱誠を捧げて奉祝す
▲十三日　臺中歸順匪首黃才殺さる
▲十五日　後藤長官臺中縣巡視の途に上る
▲十六日　臺中北斗辨務所管內に颶風起る
▲十七日　製糖會社設立の議決す
▲十八日　淡水河護岸工事竣工
▲十九日　臺灣貿易會社支店を引揚ぐ
▲二十一日　兒玉總督參內親しく御下問に奉答す
▲二十六日　北白川神社手斧始めの式を擧ぐ
▲二十七日　添田臺灣銀行頭取對岸視察途に上る、北京義和團擾亂列國兵北京に入る
▲此月臺灣蕃人事情成る

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

調査報告

印度の甘蔗糖業

總督府技師　吉田碩造

此一篇は吉田技師の總督府の命によりて印度糖業調査のため同地に出張中、一九一七年十二月下旬孟買洲プーナ市に開催せられたる印度農業委員會席上に於て印度政府糖業監督技師にして糖業特別委員部長たる、シーエ、バーベル博士のなせる報告にして印度糖業の現勢を知るべき好資料たるを以て本誌のため同技師の特に譯述して寄稿せられたるものなり。（編者）

國内消費用砂糖の生産及輸出國となるの可能性に就て

一、現時の砂糖騰貴と其持續問題

砂糖の供給は全世界に渉り著しき不足を生ぜり。是れ二つの主なる原因に基くが如し。其の一は各國に於ける一人當消費高の急激なる増加にして、其の二は今迄獨逸、墺國及佛國より輸出せられたる甜菜糖の巨額の供給が世界大戰によりて杜絶せることと是なり。世界大戰前に於ける一箇年の消費高は約一八、〇〇〇、〇〇〇、噸にして甜菜及甘蔗糖は各相半せり、糖價は今日非常に騰貴せるを以て恐らく大戰の長ビクニ從ひ價格は益々高騰すべし。

印度の砂糖輸入が近年著しく増加せるは周知の事實にして、其額一箇年約百萬噸に達す。此の輸入糖の大部分は從來墺國より來るを例とし、最近に至りモーリシアス糖も市場に現はれたり。然れども今日に於ては殆ど全部爪哇より輸入せらる。而して世界の砂糖不足は延ひて印度にも及ぼし小賣糖價は約二倍となれり。印度は糖業の改良によりて砂糖を自給し又將來に於て昔の如き砂糖輸出國たるを期待し得ざるや。

此問題を解く前に考慮すべき二つの根本的要素あり。糖價の高騰は戰後多少持續するや又は戰前の廉價に復するやは不明なるのみならず、製糖場の設立は其强固なる基礎を作るに數年を要するが故に容易の事に非ず。又た印度の製糖業は殆んど新規の工業的企業と考ふべきものにして、其經營中遭遇すべき困難は熱帶甘蔗栽培國中最も大なりとす。而して最も肝要なる問題は戰後の糖價なり。糖價が戰前の價格に低下するには長年月を要すべきは次の事實及び思考に依り吾人の確信する所たり。

(イ)砂糖の消費は各國とも常に増加しつゝあり、而して戰爭の影響の一として砂糖消費増加に刺戟を與ふるものあるべく、且つ此の増加は今後多年不變の狀態にあるべしと信ず。

(ロ)英國政府は現時戰ひつゝある敵國が市場に行はるべき砂糖の自由ダンピング(投賣)を防がんが爲めに或る手段を講ぜんとするが如し、從つて砂糖價格の騰貴を促すは不止得事なべし。

(ハ)歐洲の甜菜栽培地方は實戰地となりし爲め甜菜栽培地域に大異動を生じ且つ同地方は荒廢せられたり。斯くして砂糖は生産の減少すべきは當然なるべし。砂糖の著しき缺乏は獨逸に於てすら其全輸出貿易を中絶して尙避く可らず、而して人畜の內國消費用として保留せられべき砂糖を如何に經濟的に使用すべきやの研究は、有ゆる甜菜栽培國に於ける從來行はれたるもの以上に一層痛切となるべきは吾人の疑はざる所にして、之れ又今時の戰爭の與ふる一敎訓なりとす。

(ニ)左に記述せんとする重要なる一例外を除きては、熱帶に於ける甘蔗栽培地の急激なる大擴張は信ずるを得ず。余の信ずる所に依れば糖業の現狀は將に左記の如きあり。卽ち甘蔗を栽培する國は極めて多し。而して過去二十年間の農業復興期に砂糖農工業は著しく進歩發達をなせり。是れ以上の改良及擴張は一例外を除きては順當に增加しつゝある砂糖需要に對し充分に平行すること能はざるべしと思はる。爪哇及玖瑪は現今二大產糖地なり。爪哇は過去數年間科學的管理法に全力を盡せるも、各製糖工場の產出高は漸次遞減を示せるに徵すれば、其生產高殆ど極度に達せりと思考せらるゝ多くの理由あり。且つ實際爪哇に於ける甘蔗栽培適地は已に全部利用せられたりとは一般に首肯する所たり。玖瑪は之と異り一大未知數に屬する要素たり。されど此國は特に注意を拂ふべき價値ある國なるを證示する有益にして興味ある數字を有す。事實此國は近き將來に於て伯刺西爾が珈琲に於けるが如く砂糖を支配する地位にあり。且つ爪哇、モーリ、シアス、西印度諸島、ルイジアナ、布哇及其他諸國の糖業に於て特色とする苦心慘憺たる科學的研究は未だ之を行ふべき域に達せざるなり。然れども玖瑪の甘蔗收穫は大なる將來あること次表にて知るを得ん。

玖瑪の砂糖生產

一八九八年の戰爭前已ニ一ヶ年產額一、〇〇〇、〇〇〇、噸に達せり

一、八九七年—一、九〇〇年	二〇〇、〇〇〇、—三、〇〇〇、〇〇〇
一、九〇一—一、九〇三	六〇〇、〇〇〇、—一、〇〇〇、〇〇〇
一、九〇四—一、九一二	一、〇〇〇、〇〇〇、—二、〇〇〇、〇〇〇
一、九一三—一、九一六	二、〇〇〇、〇〇〇、—三、〇〇〇、〇〇〇

本年(一九一七年)の生產豫想は三、五〇〇、〇〇〇噸なり。現今、廣汎なる未墾の沃地ありて資本及機械は目下切りに此國に注入せられつゝあり。斯く注入せられたる重要なる要素は未來の糖價に大なる影響を及ぼすこと疑ひなし。

二、印度糖業の困難

(イ)印度に於ける栽培甘蔗の種類—概觀的に論ずれば印度には根本的に異なれる二つの廣大なる甘蔗栽培地域あり。

其一は爪哇又は西印度の如く熱帶的葉園大なる甘蔗を完全に栽培し得る地方にして、其の二は一般に經濟的砂糖の生產に不適なる葉園小にして固く且つ纖維多き在來種に全く委せる地方なり。

第一に屬する地方は半島（マドラス、マイソール、ボンベイ、州の低部及中央州）を形成し尙アッサム及バーマ兩州を含む。是等は自然的甘蔗栽培適地にして大體熱帶に位す。アッサム州を之に加ふるは其濕度及氣溫は印度の他の地方よりも類似せるが爲めにして甘蔗の狀態はアンチグワ島の如し。

第二に屬する地方は熱帶圏外地なり。ベンガル及ビハール兩州は其中間地と認めらる。されどラジマハール岡脈を越ゆれば植物區系及栽培作物に大なる變化あり。而して甘蔗地方に對比すべき小麥地に到達す。此地方はガンヂス及インダス兩河の沖積平野を含み中央洲の北部に擴張しボンベイ州の北部にも及ぶが如し。

甘蔗地方に於ける甘蔗の栽培面積は比較的僅少にして、尠くとも九〇%は吾人が簡略に小麥地帶と稱する地方にあるは不可思議なる事實にして、印度の事情を知らざるものにとりては常に曖昧に感せらるゝなり。而して是れ印度に於ける製糖業擴張に對する一の根本的困難なる所以なり。吾人は今玆に其の原因を詳細に論せんとは欲せず。嘗從前に比較的交通機關の缺乏せると、硬小なる在來甘蔗の存在せるとは其地方に於ける砂糖又は之に等しき「グール」の必要上、甘蔗栽培は北印度に於ける耕地の重要部分を占むるに至らしめたる所以なるを指示するに止めん。

反之人口比較的稀薄なる南印度に於ては容易に其の必要なる砂糖を海外より仰ぐを得るのみならず、又同地方に存する椰子林より其供給を仰ぐ便あり。加之、灌漑の必要は南印度に於て極めて大にして、且つ南印に栽培せらるゝ葉園甚長大なる熱帶甘蔗は其耕作費一般に之を北部印度の夫れに比し凡ての點に於て大なりとす。是れ即ち南印地方に於て甘蔗栽培擴張發展に支障多き所以なりとす。

（ロ）赤糖（グール）との競爭＝印度製糖業の發展上第一の困難は其栽培甘蔗の不適にして劣惡なる點にありとは前段述べたるが如し。而して第二の困難は前記輸入糖以外（爪哇マウリシャス等ヨリノ）に付白砂糖は印度人の缺く可らざる食料に非ざる事是なり。印度人は非常に不純なる赤糖即ち「グール」を嗜好するが故に同國に於て栽培せらるゝ甘蔗の大部分は右「グール」製造用に供せらる。而して此の「グール」糖の價格は比較的世界砂糖市場に於ける糖價の變動により影響を蒙ること少し。而して甘蔗栽培面積增加に影響する主要々素は人口の一般增加生活程度の向上、季節の特性及甘蔗と交互に栽培せらる主要物產の價格等なりとす。

故に甘蔗より搾出せる糖汁を「グール」に製造する場合と、白砂に製造する場合と何れが有利なるやの比較關係は、其地方に製糖工場を設立するの可能なる哉否やに就き斷案を下すに先ち夫々其地方に於ける考究すべき問題なりとす。吾人は該問題を商業的方面より論議する立場に非ず、啻玆には「グール」と白砂糖製造の利害得失に關する論爭が極め

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

て公平ならずと云ふ事實に世人の注意を喚起するに止めん。「グール」製造は甘蔗を栽培するものは誰にても行ふを得。敢て甘蔗成熟の度を正確に試驗するの必要なく、又資本を要するなく、製造作業は損害を蒙ることなくして何時にても中止するを得べし。反之、白糖製造は印度に於ては新企業にして大資本を要するのみならず多數の耕作者を團結せしむる困難ありて、十二分の準備あるに非ざれば建設する能はず。又一度建設したる以上中途に於て之を中止せんか多大の損失は免る可らざるなり。

(ハ)土地の細分＝前段陳べたるが如く製糖起業の困難なる事は、製糖業を商業的に成功せんとするには可及的大規模に實行せざる可らずとの一般糖業國に於ける發見に依りても之を推知するを得べし。即ち製糖工場を設置せんとせば先づ大面積の耕地を必要とし、以て過重なる運搬費を最少限度に輕減せしめ、且つ原料甘蔗を不斷均等に工場に供給せしめ得る樣工場をして之が管理を爲さしむるを要す。印度の固定移住地（例へばガンヂス河流域の如く古より植民定着し或る條件の下に借他人が永久土地使用權を有する地方）に於ては所有地區劃狹少にして、且つ甘蔗は斯かる猶額大の散在地に栽培せられあり。故に此種企業に對し土地の讓渡を行ひ集團を計る事は不能にして、從て製糖工場管理の下に經營するは極めて難事なりとす。實際之が爲め甘蔗栽培地方に於て製糖工場設立を可能ならしむるに必要なる大面積の土地を得る能はざるなり。

(ニ)他作物との競爭＝甘蔗栽培地を得るの問題は結局現に栽培せる他作物との相關的利益如何に由るものなり。此點に就ては後章論ずる所あるべし。只だ玆には此の競爭は地方により異なるを說明せん。即ち稻は半島の灌漑地方及ベンガル州の或地方に於ては强敵作物にして、黃蔴はベンガル蔗作地方、棉花はパンヂャップ運河地方に於ける甘蔗の重要なる競爭作物なりとす。而して是等作物は甘蔗と轉換する見込なきが故に、是等地方に甘蔗栽培の擴張は先づ覺束なしと云はざる可らず。

要するに印度に於ける製糖業(白糖)の發展は現に栽培せらる丶甘蔗の特質極めて劣惡なること、(二)强固にして滿足なる市場を有するグールの不等なる競爭、生產地の價格高値なること、(三)グール及砂糖製造起業費用の比較關係により、(四)製糖場の經營を經濟的になし得ざらしむる土地の細分により、(五)從前より容易にして且つ有利に栽培せられつ丶ある作物との競爭に依り、不尠不利益なる地位にあり。故に「グール」の價格廉く土地使用權の充分固定せざる所にして且つ優良甘蔗品種の誘入不可能なる地方を撰まざる可らず。

三、各州の概況

吾人は左に印度に於ける各甘蔗栽培地を簡單に畧說し、以て各州は各特殊の困難を有すれども又改良進步の可能なるべき事を力說せんとす。

●●●●

マドラス州＝本州に於ては甘蔗は熱帶各糖業地と等しく栽培するを得。されども甘蔗は灌漑を必要とするが故に灌漑作物

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

主として稻と競爭せざる可らず。稻は恐らく印度に於て最も栽培容易なるものなれども甘蔗は最も骨の折れ又最も困難なるもの一なり。現今の米價を以てして且つ一箇年一作以上の作付の可能は、如何に甘蔗が有望なる事情の下にありても何程の範圍にも之と轉換する事は望み勿るべし。されども地下水の多量を利用し得る處に於ては稻作との競爭は除外せられ倚作物の如きは井水の灌漑を要し多大の勞力を要するものなれば變換は左程面倒ならず。即ちシコクビエ(Eleusene Casagana)落花生及高粱(Andropogon, Sorgham)は是等の代表的のものと認めらる。是等の作物は新競爭者なるも一筆の田畑面積廣きが故に特に甘蔗栽培には好都合なりとす。

吾人は斯かる地方に於て製糖業に成功せる一例として、サウス、アルコット(South Arcot)のネリカバム(Nellikupam)に於ける製糖工場を擧げんとす。ネリカバムにては政廳附屬サマルコタ(Samulkate)農場より優良品種の配付を受け、地下水は豐富にして土壤は澎軟なれば甘蔗栽培は大なる進歩を致せり。適當なる前貸金と肥料の分配及强力なる機關による水の豐富なる供給を以てせば、印度農夫をして甘蔗を廣面積に栽培せしめ且つ之を製糖場へ賣渡せしめ得るを發見せり。されどマドラス州にてはかゝる土地は稀にして、彼のガンヂス州流域にある沖積平野の土壤の如きは只だ僅かに此マドラス州には半島の特色たる、硬、赤强粘の土壤間に介在するのみなりとす。實際ネリカバム地方はカヂラム(Cadiram)及ポニヤ(Ponaiar)兩河の沖積平野にして印度に於ける落花生の中心栽培地たり。而して此地方以外マドラス州の他の地方に於ては一般狀態より推して甘蔗栽培の大伸展は到底之を望む可らざるなり。從つて多數の製糖工場の設立は尙望み少きが如し。吾人が玆にマドラス州に關して比較的詳論を試みたる所以のものは、本州にては極めて優良にして莖圍大なる甘蔗を栽培し得るが故に、苟も印度に製糖業の發展を希望するものは皆常に此の事實を把持するを以てなり。

マイソール州＝吾人は本洲の事情には暗しと雖も而も多量の甘蔗の栽培せらるゝは事實なり。且つ本州は稻の栽培地にあらずして人口比較的稀薄なり。雨量は少量なるを以て灌漑は必要なり。而して灌漑施設の擴張又は、地下水供給の發見と共に將來此地方に於ける製糖場の設立は敢て想像するに難からざる可し。されど吾人は此問題に關し特に研究せる工業局長の意見に讓らんとす。

孟買州＝本州に於ける此問題は著しく事情を異にし、稻作との競爭は除かれ、豐饒なる火山性土壤には立派なる甘蔗を產す。而して糖汁は糖分に富めり。然れども蔗作面積は僅少なり。近く新灌漑工事無人地方に完成せんとし、其曉には土地の大部分は甘蔗を栽培すべき見込あり。而して斯く栽培せらるべき甘蔗が「グール」糖の製造若くば白糖製造に利用せらるゝと否とは恐らく時價の如何に關係すべきは勿論なれども、若し時價確定し且つ資本を得ば大蔗園地の穫得は敢て難事に非らざるべし。

中央州＝此州は印度の二大甘蔗栽培地方の境界線にありて現に本州南部地方にて優秀なる收穫ある大莖種の甘蔗を栽培するを得。人口は稀薄なるも新灌漑工事開鑿の曉は大に開發せ

ちるべく、之に伴ひて廣面積に渉り甘蔗の栽培を見るに至るべし。實際本洲に於ける蔗園面積は近き將來に著しく增加すべき確實なる望を有す。されど、規在の栽培甘蔗生產額は僅少にして「グール」の價格高價なるを以て、州農務局は「グール」と競爭して右新開地に白砂糖製造業を計畫し得べしとは思料せず。

ベンガル州＝此州は稻の大栽培地にして主として低地より成るが故に甘蔗に適せず。且つ灌漑なくして充分に供水し得べき高地は全部黃麻を栽培す。而して甘蔗は黃麻に對し敵作物たる能はざるなり。優良なる大莖甘蔗は各地に栽培するを得れども然も概して其の栽培甘蔗の種類は非常に貧弱なる在來種なり。故に當州に於ては大なる改良の餘地あるは疑なきも州農務局は其改良獎勵上特殊の困難なる狀態の下に在り。又本州は人口頗る稠密なるを以て大面積に涉る甘蔗の栽培は、假令改良品種を以てするも尙望みなきが如し。

アッサム州＝アッサム州は糖業地として無類なる地理的狀態を有する事は既に說けり。然して人口は極めて稀薄にしてブラマ、プトラ河の兩側に於ける南部アッサムには廣大なる未墾地あり。此州は不健康地なるを以て近年漸く進步しアッサム溪谷を開拓するベンガル人は益々增加しつゝあるが如し。政廳に於ては此の廣大なる未墾地が甘蔗栽培に適する哉否やを究めんが爲大規模の試驗を行ひたり。其第一期試驗の結果に依れば多少の注意を拂ふときは多くの場合大莖種甘蔗はカムラップの草生地の大部分には容易に栽培し得ること明かとなれり。本地方は地上水の始末、交通機關の不備及勞働者不足の爲め之を招致する等の諸點に困難あれども、是等は總て確實に排除するを得べく糖業成立の見込充分なり。尙之を阿質にして既に農場に設置せられたる廣大なる土地あり。「グール」糖の當地方の價格は高價にして需要は過大ならず。而して本州製糖業成立を制限する要素は主として大ベンガル市場に於ける時價にあるべきは吾人の信じて疑はざる處なり。

ビハール州＝本州の甘蔗は多くは北印度に普通なる小莖在來種なり。最も淘汰撰擇せられたる大莖種の甘蔗を栽培する事の利益なる事は多少證明せられたり。實際ビハール州は或る地域までは北印度の大甘蔗栽培地方と熱帶地方のベンガル及びアッサム兩州との間にある過度地方にして、若干の製糖場は現に運轉しつゝありて大概は成功しつゝあり。而して本州に於ては此の成功は主として歐洲人耕主の多年斯業に從事せるによれり。歐洲人耕主は資本を有し、而して甘蔗作は是非共藍作と交代すべき必要あり、且つ土人は多年其工場の爲めに働役に服し諸作物を栽培するに馴れ居れり。又耕主は栽培作物を直接管理する或地積を有するのみならず、常に栽培の基礎を作るために其工場に屬する若干の土地を有せり。「グール」の價格は現今稍々高價なりと雖も印度中最も低廉なるを以て合併州の接續地より中央州及パンヂャーブ州迄輸送せらるゝなり。吾人が考ふる處に依れば此州に於ける緊急問題は適當の場所に第一流の糖業試驗場を設け、其地方の耕主と共同事業として適當の場員を置き、地方適種及他の試驗を施すに在り。而して本地方農業の多々改良を要すべきものあること、及甘蔗は確かに優良種と更代せしむる必要あることは斷

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

に說けり。合併州及パンヂャブ州＝ビハール及アッサムに於ける特殊の狀態は西北地方に進むに從ひ缺乏し、製糖業に對する見込益々減殺せらる。栽培甘蔗は極めて小莖種にして、纖維多く一英町當生產高僅少にして、蔗汁中蔗糖の步合は屢低し。加之之が爲め現代的工場に對しては栽培面積の大增加を要し從つて運送費の增加を伴ふ。而して甘蔗園は小面積にて點在し耕作者は其栽培せる甘蔗を中央工場へ賣却するの習慣を有せず。故に現在の狀態に於ては此地方に製糖場を設立するは有望ならざる可らず。

四、目下進行中の研究事業

甘蔗作に關する夥多の研究は目下各州農務局に於て行はれつゝあれども徒らに區々に流れ、且つ純然たる地方的問題の考究たるに過ぎず。印度政府は二人の技師を採用し之を地方に配置し地方官憲の監督下にあらしむ。即ち製糖技師は合併州に、砂糖農業技師はマドラス州に駐在して夫々其職に從事せり。而して前者の試驗事業は吾人の熟知せざるを以て玆には只だ後者をのみ說かんとす。

印度に於ける糖業の根本的考究問題は栽培甘蔗の種類を改良するに在り。此問題を解決せんが爲めコインバートアに甘蔗育種場を設置せり。蓋し此育種場の事業の要旨は北印度の在來甘蔗を實生種にて更代せんとするに在れども、不幸にして北印度に於ては甘蔗は開花せざるを以て之を行ふを得ず。故にコインバートアに設置せり。目下育種場に於ては在來小莖種と熱帶大莖種との交配により兩種の有利なる特性を結合せしめたる新品種を得んが爲め試驗を行ひつゝあり。而して育成の目標は硬堅にして莖圍中庸なる糖分に富める甘蔗を得んとするに在り。斯くの如き種類にして始めて北印度の氣候風土に適應し充分成熟を全ふするを得べく、又該地方農家の粗放的栽培に堪ゆるを得べきなり。斯かる理想に到達するの難からざる事は第一現に交配の結果雜種を得たるにて證明せられたり。

爾、現在に於ては其數量充分ならざること、一般配付には尙未だ研究調查の完からざるものあるに過ぎず。況や斯かる雜種は旣に爪哇に於て完全に遂行し得られたるに於ておや。

爪哇に於て爪哇實生第二六號の名稱の下に育成せられたる實生種は始めてマドラスにて爪哇より輸入し、試作の爲めマドラス駐在の砂糖農業技師は之をシャジャハンプーア（Shahjahanpur）に送附せり。而して本種は爪哇に於てシャジャハンプーアの在來種チウーニー（Chunnee）に爪哇の糖分に富める「サエリボン」種を交配せしめ得たるものなり。本種をクラーク氏はシャジャハンプーア農場にて最近數年間試驗せられ其結果は頗る良好なり。現に去る大正六年（一九一六年）約九十萬本の該種の蔗苗を得たるに耕作者は熱心に此の苗を切望して息まざりき。又、他の品種も右農業技師の勸誘により「パータブ、ガール」（Partabgarle）農場に輸入せられたるが、其栽培は急激に增加し近年栽培面積は其附近數百英町に及べり。此の二例は「コイン、ベートア」育種場に於て目下續々育成しつゝ新品種を配付せんとするときに行はんとする糖業改良事業の

一見本として示したるものあり。而して甘蔗育種場にて旣に育成したる實生種の數は約一三〇、〇〇〇（大正七年末迄に）にして此等の中より又今現に育成しつゝあるものゝ中より印度の各地方に夫々適應せる實生種を得べきは吾人の信じて疑はざる所なりとす。數年前サマルコタ（Samal kota）糖業試驗場よりマドラスに新優良品種を輸入せる結果は一英町につき二十五ルピー（留比）即ち一年合計二百五十萬ルピーの利益に達せりと豫想せられたり。故に北印度に於ける本改良が控目の計算にて一英町當五留比の利益に達すれば一箇年の百姓の收入は一億留比となる勘定なり。

斯かる改良が印度の製糖業上に齎らされたる曉には全然新局面の開かるゝに至るべきは今更論ずる迄もなきことなり。斯くて「グール」糖の價格は國内を通じて調節せらるゝに至るべく、又必然得らるべき多量の生產に依り恐らく價格は著しく低減さるべく、尙進んでは一層適當なる優良品種の過剩生產によりて遂に本問題の眼目たる白糖製造會社創設を促すに至るべし。されど此問題は實に錯綜せるが故に充分なる考査研究を持續する必要あるのみならず、適當なる組織の下に本改良事業が施行せられざるに非る以上は確實に好結果を得べしとは信ぜられざるなり。

五、印度糖業調査機關の設置

吾人は此の目的遂行の爲めに印度政府農業顧問の直轄の下に一小糖業調査局を設置せんことを提議せんと欲す。而して此の目的の主要點を次の方法により簡單に述ぶべし。然れども本事業の各條項の互に重要なる關係を有する事は調査事業の進行に伴ひ明瞭となるべきは必然なりとす、

一、印度の甘蔗栽培地方の特徵、栽培品種、栽培法及砂糖製造に關し記錄せられたる各地分散報告を一局に蒐集すること、

二、從前行はれたる凡ゆる製糖場の設立試圖及其繼續不能の理由に關する右同樣の報告の蒐集。

前款二項に屬する報告書は現今幾多の大臣、秘書課及各州の或課に綴込書類中に發見するを得れども今日まで之を利用するに至らず。故に之を取纏め相對照し、或場合には將來に於ける本事業の基礎として書籍又は他の方法にて發表せんことを希望せり、

三、印度の各地に栽培せる甘蔗品種改良事業の繼續。

四、地方狀態に順應すべき改良を誘導する目的を以て印度各地方に行はるゝ「グール」製造法の組織的研究。

五、印度の各甘蔗栽培地に於ける製糖業設立の可能性に關する特殊の研究、

斯かる調査機關を有効ならしむる爲吾人は左記技術者を置くの議を提唱す。

一、工場技師は工場の作業、勞力の困難、一般栽培法及副產物の利用法に關する印度の事情に精通すべきこと、尙印度と略同樣の狀態に在る爪哇の工場及耕地の經營智識を有すれば一層利益なるべし、

二、機械技師は現在の裝置、新模型の調製並に「グール」及砂糖製造の組合せに關する研究をなすこと、

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

三、化學技師＝本技師は成熟試驗及肥料試驗を行ひ蔗汁及纖維を研究し併せて工場の作業を補助すべきこと。

四、農業技師＝本技師の主なる職務は灌漑、排水に密接なる關係を有する土壤及氣候の地方的狀態、植付及收穫の適期及各地方に於ける生育期間の關係を研究調査すべきこと。

五、植物學者は現存する幾多の甘蔗品種、各品種の一地方より他地方への傳播及各地方に適應する新實生種の育成研究をなすこと。

此種調査機關は其の着手に當り、本製糖事業に對する適切なる方針につき經驗的智識を得んが爲め、專ら印度内に既に存在する材料を蒐集せざる可らず。故に一面、本作物と利害關係を有する州農務局と密接なる接觸協議を圖り。又一面には現時奬勵其他の方法の實行中に屬する凡ゆる研究に對しても進んで扶助するの準備あるを要す。又、地方的努力の不充分と考へらるゝ處にありては其地方の立案に基き、試驗或は耕作場を開始すべきなり。然れども吾人は其地方に於ける斯業の狀態及可能性に關しては、其地方に駐在せる官吏は必然最も信賴するに足る直接報告を有すべき筈なるが故に、可成其地方の努力奮勵を勸奬すべきは殊に必要なりと信ず。且つ、砂糖及甘蔗に對する現在の研究は區々に流れ居るを以て之が好結果を得んには一手に統一するの要ありと確信す。

甘蔗栽培としての細甸

吾人は前記報告を認めたる後、上、中、下各部には大莖種甘蔗は極めて容易に栽培し得る廣大なる土地あるを確め得たり而して吾人は僅かに印度の在來甘蔗の栽培を見たるに過ぎざりしが、之は植物學上の特性よりナタール又はビハールより輸入せられたるものと思惟せり。甘蔗栽培に適する未墾地は廣大なるを以て現在製糖場設立可能地として細甸と比敵し得べき土地は印度の何處にも發見する能はざるなり。交通機關は全體に渉り完備し事實上吾人の豫想せしよりも良好なりき。然れども人口稀薄なるを以て勞働者を招致する必要あり。栽培甘蔗は大莖種なれども一般に品質劣等なり。余は直ちに之を更新せしめんが爲め半打以上の優良品種を送附せり。然るに州農務局は其定員實際不足にして、現在にては一般普通事務に忙殺せられ他に手を伸ばす餘裕なきが故に、今後斯業奬勵上採るべき手段としては印度政府の援助を必要なりと認む。而して吾人は本州に於ける糖業奬勵員の前提として優良甘蔗品種の風土馴化の爲め調査せし五地方に各一箇の小糖業試驗場を設立し、以て最も適切なる甘蔗栽培法の研究に供せん事を提議せんとす。若し夫れ細甸に於ては甘蔗に關聯する事項は萬事極めて原始的なれども到る處殆んど甘蔗栽培の擴張行はれつゝあるを目擊せり。

▲參　考

砂糖＝灌漑利便の範圍内に於てはデッカン地方は砂糖生産上驚くべき便宜を有す。然れども現在是等灌漑の便益を受くる地域は極めて局限せられ、且つ配給せられたる灌水により栽培せられたる甘蔗は悉く之を「ダール」即ち蔗汁中の固形物を全部を含める粗糖に製造す。實際少數の耕作者は優秀なる甘

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

蔗を栽培し居るのみならず、又糖業の利益ある事業なる事は明かなれども何分甘蔗の平均生産高は頗る少量にして、「グール」の製造中に起る損失は製法の原始的なるが故に大なり。「ヂカンに於ては今後着々灌漑溝に依る栽培面積の擴張を決定し其大計劃案完成せり。左記の灌漑溝は甘蔗栽培面積を増加すべきものにして之に對する概畧面積を記せば即ち「ゴーダベリ」溝(竣工濟)一二、〇〇〇英町、「プラバラ」溝(殆んど準備濟)一二、〇〇〇英町、「ニラ、ライトバンク」溝(工事中)及「ゴリカック」溝(認可濟)二一、〇〇〇英町にして計六四、〇〇〇英町なり。尚是等の竣工後に設けらるべき多數の灌漑溝あり是等新灌漑溝開鑿せらるゝと共に甘蔗の栽培増加せる曉には、若し其の生產甘蔗の全體が「グール」に製せらるゝときは地方消費に對し該品の生産過剰を生じ從つて其價格は暴落すべし。茲に於てか始めて砂糖製造の必要起るなり。

此新式製糖所を設立し其作業を開始せんには、之に要する甘蔗の大部分を栽培し得る或面積の土地を有効に管理し得ざるべからず。然かも此土地は原料甘蔗を工場へ廉價に且つ急速に輸送せしむる爲め集團ならざる可らず。然れどもこは現在の實況よりして難事なり。蓋し現在土地は極めて多數の地主に所屬し其區分甚だ小なるを以て、會社が安全なる所有權の下に廣大なる土地を所有するは不可能なり。此困難を現在の土地所有者に不公平ならざる樣除き得べき唯一の方法は法律を制定するにあり。而して其計畫は左の如くなるべし。即ち新灌漑溝の定置線及限定面積先づ(二一〇、〇〇〇英町)に對し、年中給水の事決定せば其年中灌漑用水を尤も有効に使用し得べき面積は測量により決定するを要す。此限定面積内の所有地は之を共同計算に入れ分配精算を行ふ、即ち耕作者は附帶水利權と共に前所有地の四分の三を受取り、四分の一は導る製糖會社に對する長期間の租借地として讓渡せんが爲めに政廳に於て保留すべし。斯くして此土地は集團せしむるを得べく從て製糖會社は樂觀狀態にて事業を爲すを得べし。即ち最初一耕作者が降雨不定なる地方に二十英町の乾燥耕地を有せしもの、今や充分の灌漑水を有する良好なる土地十五英町を有することゝなるなり。斯くして有利なる糖業は創立し得べく且つデッカン地方に於ける凡ての灌漑溝渠即ち埤圳の將來は確保せらるゝなり。加ふるに土地の整頓は著しく灌漑法を改善せしめ過剰灌漑より來る土地の被害を防止し、其土地をして事務的流に發達せしめ、斯くて栽培者及公共に對し大なる利益を與へしむる也。

印度糖業調査委員任命

本報告中第五項の「印度糖業調査機關設置」の件は當時印度農業委員會に於て決議せられ其筋に建議中なりしが、印度政府は當國糖業調査竝に其の改良發達に關し、政府の諮問機關として糖業調査委員設置の必要を認め、印度事務大臣の認可を經、本年十月三日附を以て左記委員の任命と同時に調査事業を定められたり。

委員長　J. Mackenna, Agricultural adviser to Govt of India

副委員長　印度高等行政官より一名任命す

委　員　Talubhai Samaldas. Bombay.

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

同　Sir Frank Carter messrs. Turner morisond Co,
　Calcutta
同　Sirdar Jogendra singh, Punjab.
同　J. W. macdonald, messrs, Henry Tata & Sons,
　Ltd. Sugar refiners.
同　Wynne sayer, the Indian Agricultural Service.

尙他に二名の委員は英國より糖業專門家を聘して之に當らしむ。

右委員に於て合併州の糖業巡視中は、カウンポール Begg Sutherland and Co, A. B. Shakespear を臨時委員に加へ、又南印度に於ても同樣當業者中より一名を撰任して臨時委員たらしむ。而して同委員書記には A. F. Gilliat を任命し次に同委員の調査事業を左の通り定む。

第一、製糖工場の發展又は固有栽培法の改良に伴ひ甘蔗耕地の增加を計り得べきや及現行借地制度に於て耕地整理の能否並に其程度を實査すること。

第二、甘蔗栽培法の改良並に撰種方法に付從來糖業技師の事業成績を查報し右計畫を進步發達せしむる方法を答申すること。

第三、各州農業部の企劃せる甘蔗の統一法を實査し且つ現行栽培法と農業部の奬勵に係る方法との効力を比較調査すること。

第四、印度各地に於ける製糖工場を實査し將來製糖工場を設くるに適當なる場所及條件を查報すること。

第五、將來糖業の發展を見るべき各地の經濟及勞働狀況を實查し且つ糖業發達上必要なる鐵道其他の輸送機關の改良に付調查すること。

第六、糖業發展上改良小動力機械及小動力工場の成績を調查すること。

第七、世界に於ける砂糖生產上印度の地位を查報し右地位昂進に必要なる奬勵策を調查すること。

第八、精製糖、粗糖及糖蜜の印度輸入狀況を調查すること。

第九、砂糖輸入稅賦課の影響並に英領地製糖に對し特惠稅率を適用する爲め輸入稅に差等を設くるの必要を調查すること。

第十、糖酒製造には政府の特許を必要とする現行條件並に右方法により糖酒製造を各地に普及するの問題を調查すること。

臺灣の雨量

臺北測候所長　近藤久次郎

雨量の多寡は時期と地方とに依て異同あり、之が觀測は農業灌漑水利水力の如き諸般の調査上缺く可らざる要素とす。明治二十九年本島測候所開設以來、雨量觀測所も亦其必要上年々增加せり。然かも明治二十六年末に於て測候所燈臺を併せ

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

て僅かに二十八箇所に過ぎざりき。然るに同年土木局長長尾技師の發案に依り埤圳工事將來の計畫に資する爲め西部地方を主とし又東海岸にも數箇所を加へ五十二箇所の雨量觀測所を增加せり。大正元年更に又大津蕃務總長の發案に依り、蕃地產業調査に資する爲め蕃地に三十箇所の雨量觀測所を增置せり。是等多數の增設に由り本島雨量分布の狀況を明にするを得たり。尙ほ此外諸種の必要上增設せるものも亦尠からず。現在の雨量觀測所總數百三十五箇所にして、即ち本島內に百三十箇所澎湖島に二箇所、彭佳嶼・火燒島・紅頭嶼に各一箇所とす。是等觀測所は少數の私設を除くの外諸官衙に附屬すること左の如し。

測候所	七	營林局	四
燈臺	一〇	農事試驗所	一
學校	一二	園藝試驗所	一
警官派出所	六二	發電所	一
水道事務所	五	林業試驗所支場	一
廳	五	製茶所	一
支廳	一二	樟腦林業所	二
埤圳事務所	三		
製糖會社	七	計	一三五

右表中測候所七は社寮島觀測所を含む、同所は大正五年閉鎖せるも十九年間の觀測を繼續し、基隆の雨量は之を基礎とするを以て一箇所として計上す。

本島は附屬諸島を除きたる面積一萬三千八百〇七平方哩にして、之に百三十箇所の雨量觀測所は平均百〇六平方哩に一箇所の割合となり、平地に在ては稍均等に分布すれども山岳地方には甚だ少數にして尙ほ將來增加するの必要あり。殊に埔里社日月潭水力發電所水源地方の雨量觀測所は僅かに萬代と櫻ケ峯の二箇所に過ぎず。該地方に數箇所の觀測所を增加するは今日切迫せる急務と思考す。

因に記す外國に於ける雨量觀測所の粗密を聞くに英國、デンマーク、サキソニー、ジャマイカ、バルバドー、モーリシアス等に於ては平均約四十平方哩に一觀測所を有すと云ふ。然し北米合衆國の如き西部は相當に密なるも、本部未開拓の地方に在ては一千五百哩平方哩に一觀測所を有するが如き極めて粗なる所あり。爰に內地及朝鮮に於ける觀測所數及其一箇所當りの面積を見れば左の如し。

	雨量觀測所總數	一箇所當り面積		雨量觀測所總數	一箇所當り面積
本州	一〇七五	八三	北海道	八四	四二四
四國	一一五	六三	朝鮮	一六六	五〇七
九州	一八八	八六	臺灣	一三〇	一〇六

本島觀測所は北海道朝鮮に比すれば甚だ多きも內地に比すれば大に遜色あり

雨量は年々甚しき相違ありて一、二年の觀測を以て標準と爲す可らず。例へば臺北に於ける最多年量は明治三十年の二、七八九粍にして最少は同三十五年の一、六〇一粍の如き大差あり、從て之が觀測は少きも十年以上を積まざる可らず。是に於て始めて其地の雨量變化を知るを得べし。幸に本島の雨量觀測所は總數百三十五箇所中八十三箇所十年若くは夫以上の觀測を繼續し、參考として頗る價値ある雨量表を有せり。

雨量の分布

附屬諸島を省きたる本島の降雨年量總平均は二、四八六粍に

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

して、其最多は火燒寮に於ける既往十二箇年の平均七一七六粍とす。火燒寮は基隆を南に去る數哩雙々街附近の山岳斜面に在り、此地に於ける雨量の過大なるは全く地形の然らしむる所にして、其多量なること恐らく東西第一なるべし。次に最少は西沿岸地方にして臺中廳下蘆竹塘に於ける既往十二年間の平均一、〇五〇粍とす。附屬諸島中澎湖島は蘆竹塘より更に少く九四三粍なり。火燒島及紅頭嶼は比較的雨多く前者は二、四五四粍、後者は三、七四九粍なり。澎湖島に降雨少量なるは主として山岳なきが爲めにして、同島よりも小形なる火燒島及紅頭嶼に於て却て雨量多きは山岳を有するが故なり。彭佳嶼は基隆の雨量に比して殆んど其半分にして一、五二五なり。

雨量の說明　世間往々雨量何粍とは如何なるものか其意味を了解せざる人あり、雨量何粍とは地上に溜りたる雨水を尺度を以て測りたる深さを云ふ。一粍は我曲尺三厘三毛に當り、一坪に對する一粍の雨量を桝を以て量れば一升八合三勺二となる。例へば前述の本島年量總平均二、四八六粍とは一年間の雨水が流れ去らず、蒸發もせず、又地中に浸み込みもせず溜り溜れば臺灣全島が深さ八尺二寸餘の雨水を以て覆はれ、又之を一坪の水量とすれば四石五斗五升餘に當る譯なり。又火燒寮の如きは深さ二丈三尺六寸八分の水底に沒し。一坪の水量十三石一斗四升餘に當る、而して斯く溜りたる雨水の幾分が溪河に流下するや、又幾分か蒸發するや、或は又地中に浸み込みて貯水せらるゝやに就ては時と所に依りて異なり。大に研究を要する所なり。

降雨多量の地　尚は參考上降雨多量の地に就き說明を附け加へんに、印度の「カーシヒルス」に於ける「チエラプンジ」は雨量の多きこと世界第一と稱す。卽ち平均一年の量一〇、八二〇粍なり。然るに近年之に對抗する多雨の地を布哇に於て發見せり。布哇群島中の一島「カウアイ」島の「ワイアリアリ」山に於て約五年間の觀測結果一年の量一二、〇九〇粍を示せり、然れば是等の遠き他國の事は暫く置き內地、本島、比律賓等に於ける最多量を比較すれば左の如くにして、本島の火燒寮の雨量は特に拔群なるを見るべし、是れ東亞第一と稱する所以なり。

火燒寮	臺北廳下	七、一七六粍
浸水營	阿緱廳下	五、五二二粍
バギオ	比律賓呂宋	四、五五六粍
奮起湖	嘉義廳下阿里山	四、三八二粍
大臺ヶ原	奈良縣吉野郡	四、二九八粍
尾鷲	三重縣北牟婁郡	四、二一五粍
イバ	比律賓呂宋	三、九五二粍

支那海岸は一般に雨量少く、斯の如き多量に及ぶものなし。

本島の南地に縱貫する中央山脈は「シルビヤ」新高の如き峻峯あり、此外一萬尺以上の高峯相連なりて數十里に亘り、又極北には大屯の山脈東西に橫はり其最高峯は三六五〇尺に達し、是等諸山脈は雨量分布に至大の關係を有し、時と所を異にし。一年兩度の降雨期あるも實に地勢の然らしむる所なり。卽ち第一は冬季極北部に於ける北東季節風の爲めに起る降雨期にして第二は夏季南部山岳地方に於て專ら颱風及雷雨の爲めに起る降雨期とす。是等南地に於ける降雨を說明するには、

一年を夏冬の兩季に區別するを便とす。即ち十月より翌年三月に至る六箇月を冬季とし、四月より九月に至る六箇月を夏季とせん。

夏季の降雨期

夏季は一般に天氣靜穩にして、暴風の場合を除くの外は風力微弱風向も亦區々に涉りて一定せざれども、一朝暴風の來るや多量の降雨を催ふし、又盛夏に當り雷雨頻繁に起り是又多量の降雨を來せり。然も冬季北東季節風の爲め北部海岸に多雨なるが如く、南西季節風としては更に見るべきの降雨なく、季節風其ものも極て微弱なり。夏季降雨多量なるは嘉義阿緱兩廳下の山岳地方にして一年の總量四千耗を超過し、其最多は浸水營に於ける五、五二二耗とすれども、僅かに二箇年の平均なるを以て眞價と認め難き所あり。然し第二の最多たる浸水營の北「クワルス」に於ける五箇年平均の量は五、二八九耗にして、前者に疑を抱くの餘地なく、是等地方の一般に甚しく多雨なること明なり。之に亞て多量なるは阿里山地方にして猪起湖の年量は四、三八二耗とす。

由來颱風襲來の場合に當て多量の豪雨を催ほすは屢ゝ實驗する所にして、颱風其ものは左程強烈ならざるも降雨は却て甚しく、一日に數百耗の多きに達すること尠からず。然るに颱風襲來の場合に中央山脈の東測と西側とに著しき差違を生じ風上にありては甚しく多量なるも風下は極て少量なり。元來本島附近の颱風は普通南東より來り北西に向て進行し遂に支那大陸に去る、故に若し颱風中心が本島北部を通過するときは南西方の風の爲め中央山脈の西側に多量の降雨を來し、若し又南部を通過するときは北東風の爲め東海岸に降雨甚しく風下なる西側の降雨極て少し。

雷雨は土地既に亞熱帶に屬し頗る頻繁なり。殊に六七八の三箇月を以て多數とす、南部山岳地方に在ては毎日午後となれば雷雨來り十有餘日引き續くことあり。而して雷雨は短時間なれども其雨量は決て侮る可らず、數日を積めば數百耗に達することも尠からざるなり。要するに颱風襲來の時期も雷雨多き時期も六、七八の三箇月にして、四月は季節變換の時期として降雨未だ多からず。九月は雷雨も多少減少する時期に屬し若し颱風襲來せざるときは降雨極て少し。而して夏季の半年の量を冬季半年の量に比較すれば南部に進むに從て夏季の雨量增加し、臺南阿緱に於ては一年の總量の九〇%は夏季の雨量に屬し、冬季間降雨の極て少きを知るべし。

既に述べたる如き颱風は多量の降雨を伴ひ、溪河は忽ち汎濫し洪水の爲め多少の損害を被むらざるなく、年々一日の量三百耗及至四百耗は何れの地に於ても觀測せざることなし。然かも一日五百耗以上の雨量に至ては甚だ稀なり。然し嘉義廳下阿里山地方に於ては數回斯かる多量を觀測せり。蓋し同地方は颱風が北部を通過する場合に南西方の風を受け前述せる如く風上にあればなり。爰に阿里山及其他の地方に於て一日五百耗以上の雨量を雨量月報中より拾ひ擧ぐれば左の如くにして、夏季南部地方の豪雨甚しきを見るべし。

▲一日五百耗以上の雨量

明治三十七年七月十八日　巴朗齋　六八〇耗〇

同	四十三年七月十七日	深水	五〇五粍二	
同	四十四年八月三十一日	阿里山	五三一粍〇	
		畬起湖社	一、〇三四粍〇	
		達邦社	八五二粍一	
		幼葉林	八九〇粍〇	
		公圖庄	七七七粍〇	
		後大埔	九六九粍三	
大正元年	六月十七日	阿里山	五〇三粍〇	
同	同 十九日	同	八三七粍五	
同	同 八月二十八日	大湖	五一三粍六	
同	同 同 二十九日	阿里山	七一八粍二	
同	同 九月十六日	菝仔社	五八二粍六	

			十八日	十九日	二十日
同	二年七月十八日より二十日まで	阿里山	一五六粍五	七六八粍八	五九七粍三
		畬起湖	四〇〇粍〇	六三八粍〇	一、〇三三粍〇
		幼葉林	六六〇粍〇	九五〇粍〇	六七粍〇
		達邦社	四五七粍三	六八九粍〇	七四粍五
		公圖庄	四八六粍三	六三七粍八	八四粍九

同	三年六月三十日	阿里山	五八二粍三

			十二日	十三日
同	三年六月十二日より十三日まで	阿里山	七四七粍〇	五五四粍〇
		幼葉林	一〇〇同〇	七八〇同〇
		達邦社	五一八同〇	四八五同〇
		畬起湖	八八五同一	四八八同〇
		多囉嗬	八九〇同六	五〇〇同八
		交力坪	八三四同二	五〇九同三
		二萬平	六四三同〇	四八九同〇
		樟腦林	七〇九同〇	三八二同〇
		トクブン	三四〇同八	六八四同七

同	三年九月五日	油羅山	五二〇粍八
同	四年十月三十一日	天送埤	九五〇同七
		內員山	九三〇同八
同	六年七月十九日	アラバラン	六〇一同一
		キンコー	五〇〇同〇
同	六年八月十九日	阿里山	七七一同五
		二萬平	六八五同一
		畬起湖	六四九同〇
		キンコー	五〇〇同〇

右表中五百粍以下のものも前後の關係上參考として記入せり又交力坪は大正三年數月間觀測の後閉鎖せり

前表中畬起湖に於ける一、〇三四粍は一日の量として今日迄全島中の最多に位せり、斯の如き多量は外國に於ても甚だ稀なり、茲に內外報告に就き一日の量として著明なるものを擧て參考にせんとす。

大臺ヶ原	奈良縣吉野郡	六八八粍	明治三十七年八月三十日
大栃	高知縣香美郡	七九一同	同 三十五年十月二日
ネダンケン	印度錫倫	八〇七同	同 三十年十二月十五日
ジブラルター	地中海	八三八同	大英百科全書
天送埤	宜蘭廳	九六〇同	大正四年十月三十日
後大埔	嘉義廳	九六九同	明治四十四年八月三十一日
クインスランド	濠州	一、〇一六同	不明
畬起湖	嘉義廳阿里山	一、〇三四同	明治四十四年八月三十一日
チエラプンヂ	印度	一、〇三六同	同 九年六月十四日
ラウペホエホエ	布哇	一、〇四九同	同 三十四年十二月二十四日
バギオ	比律賓呂宋	一、一六八同	同 四十四年六月十四日

前表「バギオ」の最多量は今日世界の最高レコードとせり。之を畬起湖の最多量に比すれば其差甚だ少く、殊に畬起湖に於ては前掲一日五百粍以上の表中にあるが如く大正二年七月にも之に近き多量を測りしことあり、或は將來に「バギオ」を凌くの多量に達するや知る可らず。夏季本島南部の降雨多量なること大略以上述べたるが如し。是より更に冬季の降雨に就て述べん。

冬季の降雨期

九月より三月に至る冬季間は北東の季節風甚しく、海上より

多量の水蒸氣を抱擁し來り、極北部の海岸山脈卽ち大屯山一帶及中央山脈北端の連嶺を越えんとするや忽ち凝結して雲雨を起し、天氣陰鬱となり、霖雨連日、恰も內地の梅雨の如く、基隆に於て一週間に一日の晴天を見る能はざるは稀ならず。多量なる火燒寮の降雨も其六六%は此期間に屬し、實に北部の降雨期とす。然し降雨區域は基隆宜蘭一帶の沿岸に限られ、海岸山嶺を越えて遠く島內に浸入する能はず。基隆より距離僅かに十里に足らざる臺北に於ては降雨甚しく減少し、基隆は雨降り、臺北は晴天なるが如きは冬季に於て往々見る所なり。更に南部に進み臺中以南に在ては天氣清朗降雨極めて稀にして南部の乾燥期とす。試に北東季節風強烈なる時期に於て基隆より南部に向て鐵道旅行を爲すとせんか、基隆は雨天にて出發するも水返脚に至れば降雨大に減じ、臺北に着すれば前述の如く晴天を見ることあり。若し臺北に於ても尙ほ晴天を見る能はず天氣陰鬱なる時は更に進で新竹苗栗を過ぎ三叉河に至り縱貫鐵道の最高地點たる一千二百二十尺の立標を見るべし。是より十餘分間急傾斜を降り、二三の隧道を過ぎ、大安溪に出で、前方を眺むれば靑天一點の雲なきも、今來りし後方を顧みれば濛々たる雲霧三叉河山嶺に堆積するを見ん。卽ち水返脚は第一天氣の分水嶺にして三叉河は雨勢強く更に南に波及せるときの第二の分水嶺とすることを得べし。東海岸の花蓮港臺東地方は季節風と海岸と殆んど併行し、水蒸氣を凝結すべき障碍物なきを以て天氣は陰鬱なるも降雨甚だ少く、同海岸を離れて火燒島紅頭嶼に行けば小島嶼なるも山岳丘陵ありて降雨甚だ多量なり。

然し冬季北部降雨は大畧叙上の如くなるも、徹頭徹底季節風と共に降雨の繼續するに非ず、時に又春の如き麗朗なる天氣に遭遇することあり。卽ち偶々大陸低氣壓發生し、支那東海或は九州方面に進行する場合は北東季節風も全く消滅し、基隆一帶の地も滿天拭ふが如く雲晴れ、溫暖にして海上亦甚だ平穩なり。而して低氣壓の經過し去るや、氣壓の上昇と共に更に季節風吹き出し又々元の雨天に復す。卽ち霖雨連日の中にも亦數日の好天氣を見るなり。

季節風強烈なる時は近海の風浪亦激烈にして、殊に臺灣海峽の如きは風力強暴なる殆んど夏秋の颱風に似たり。今澎湖島に就て之を觀るに、同島は土地平坦にして何等風力を遮ぎるものなく、同島に於ける觀測は季節風の推移消長を知るに最も便とす。同觀測に由れば季節風の吹出すは九月の下旬にして、十一月十二月に於て最強に達し、夫より多少の消長を爲しつゝ減却に向ひ、三月末に至て歇むと雖ども尙ほ延て四月に及ぶことあり。而て委節風は氣壓愈高くなれば風力愈強く、殊に比律賓地方に低氣壓發生のときは風力更に加はり、風速度毎秒二十米(一時間四十五哩)以上に達するは往々見る所なり。斯の如き場合は沿岸航路の千噸乃至千五百噸の汽船は風向に逆航する能はず、又大汽船と雖ども動搖甚しきを免れざるなり、又東海岸の花蓮港臺東の如きは風浪強烈の爲め沿岸船も寄港する能はず、船客は空しく全島を一週するの恐を見ることあり。

澎湖島は斯の如く季節風強きも、水蒸汽を凝結すべき山岳なく、降雨の狀況は南部と同じく、夏に多く冬に少く、若し同

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

島の風速度と降雨の曲線圖を畫き之を對照すれば極北部の降雨は季節風の消長に伴ひ、南部の降雨は之に反するを明瞭にすべし。

南部の乾燥期

更に南部乾燥期の狀態に就て述べん。蓋し降雨の狀況を審にするを必要とすれば降雨なき狀況も亦頗る必要なればなり。冬季間北部に降雨多量なる間は南部は晴天打ち續き降雨極めて稀なり。南部に於ける冬季間の雨量は年總量の二〇%に過ぎず。臺南阿緱に至ては更に少く一〇%に減せり。時としては月餘に亘り一滴の降雨なく、土地は乾燥して季節風强烈なるときは砂塵を飛散し、空中朦朧として遠望を妨くるに至る。斯の如く降雨偏頗甚しきを以て、本島は淸國時代より水利灌漑は埤圳と稱し水路を開き或は貯水池を設くる等其方法を講せざる所なく、頗る進步せるものあり、領臺後も亦大に之が開進を謀るも、尙は西部沿岸に近き灌漑の及ばざる地方に在ては所謂る看天田と稱し、降雨を待て始めて植附けを爲し、年々一二箇月の遲速は期し難き所尠からず。其降雨最も缺乏の時期は十月乃至翌年一月に至るの間にして、此間に於て三十日間位降雨なきは殆んど年々見る所なり。左表は五十日間以上に亘る降雨缺乏の日數を擧ぐ、表中主張の雨量は同日數間に降りたる極めて少量なる降りても益なき雨量と其日數を示す。

五十日間以上降雨缺亡日數表

	地名	初日	終日	繼續日數	雨量
明治三十七年	臺中	十月十五日	十二月十三日	六十日	一日に〇粍三
	臺南	十月十五日	十二月十二日	五十九日	全く雨なし
同 三十八年	臺中	九月二十三日	十一月十九日	五十八日	全く雨なし
	臺南	九月二十八日	十一月十五日	五十三日	二日に〇粍四
同 同	阿緱	十二月十二日	一月三十日	五十日	全く雨なし
同 三十九年	臺中	十月七日	十二月九日	六十四日	三日に一粍二
同 四十三年	臺南	十月八日	十二月三十一日	八十五日	一日〇粍三
	阿緱	十月二十一日	一月二十九日	百二日	數滴
	深水	十月二十二日	三月十九日	百四十八日	數滴
同 四十四年	臺南	十月五日	一月八日	九十六日	一日に〇粍七
	阿緱	十月五日	一月七日	九十五日	二日に一粍一
大正元年	臺中	九月二十二日	十一月十四日	五十四日	三日に一粍〇
	蘆竹塘	九月二十日	十一月十七日	五十九日	一日に〇粍二
同 二年	臺中	九月二十五日	十二月八日	七十五日	三日に一粍六
	臺南	九月十九日	十二月二十日	九十三日	二日に〇粍四
	打狗	九月九日	十二月七日	九十日	一日に〇粍一
同 四年	臺南	十一月十四日	一月四日	五十二日	一日に〇粍四
	蘆竹塘	十一月十四日	一月二日	五十日	三日に〇粍七
同 六年	土庫	九月二十三日	十二月十三日	八十二日	全く雨なし
	蘆竹塘	九月十五日	十二月十二日	八十九日	三日に一粍八

東海岸に於ても冬季は降雨極めて少きも西部の如く甚しからず降雨と降雨の間隔比較的短少にして、五十日に亘り全く降雨なきが如きは既往見ざる所なり。

尙は南部乾燥期間に偶々降雨するは本島北部或は東部に低氣壓發生せる場合、若くは比律賓地方を低氣壓通過する時にして、北部の降雨は延て南部に波及す。然し一般に雨量極めて少く時間も亦數日に亘るが如きことなく短少なるを普通とす

蒸發量

雨量と相對して必要なるは蒸發量とす。然し蒸發量の觀測は雨量觀測の困難なるより尙は困難なり。本島各測候所に於て用ふる所の蒸發計は雨量計と同樣直徑二粉の圓筒形にして深さ又二粉とす。觀測は每午前十時にして前日深さ二十粍の淸

水を容れ置き、翌朝前二十四時間に於ける蒸發の爲め減じたる量を觀測す。元來蒸發は池沼森林土性の如何に由て各異同あり、從て右の觀測は到底不完全を免れずと雖ども、多年の觀測結果として參考資料たるを信ず。

蒸發量は本體に於て南部に多く北部に少く卽ち其最大は恒春にして最少は臺北とす。之を雨量と比較するに、冬季間卽ち十月より三月に至る間は南部地方の乾燥期として臺北を除くの外は雨量より蒸發量の方甚だ多く、之に反し四月より九月に至る夏季間は高温にして蒸發を促すこと大なるも。澎湖島を除くの外尙は雨量の蒸發量に勝ること大なり。臺北に於ては十一月を除き各月ともに蒸發量は雨量より少く、澎湖島に於ては全年を通じ蒸發量の方多し。左表は卽ち冬夏雨季間及全年の雨量と蒸發量の比較にして單位を粍とす。

	冬季			夏季			全年		
	雨量	蒸發量	差	雨量	蒸發量	差	雨量	蒸發量	差
臺北	六八八	四七六	▲二一二	一,四二六	九三三	▲四九三	二,一一四	一,四一〇	▲七〇四
臺中	二五九	六一一	△三五二	一,四六一	八七六	▲五八五	一,七二〇	一,四八七	▲二三三
臺南	一七六	七二八	△五五二	一,四七〇	九九二	▲四七八	一,六四六	一,七二〇	△七四
臺東	四四三	七六五	△三二二	一,四三三	九八一	▲四五二	一,八七六	一,七四六	▲一三〇
恒春	三一一	九八三	△六七二	一,九〇六	一,〇四六	▲八六〇	二,二一七	二,〇二九	▲一八八
澎湖島	一八八	八〇八	△六二〇	七七七	一,〇四八	△二七一	九六五	一,八五六	△八九一

結尾

之を要するに本島降雨の狀態は亞熱帶として殆んど、全島を通じ乾、濕の雨季を有し、夏季に雨多く冬季は甚だ乾燥なり。唯極北部一帶の沿岸は冬季北東季節風の爲め多雨なるも夏季に於ても亦降雨なきに非ず時に暴風雨又雷雨の襲來するあり、然かも其量は冬季に比すれば甚だ少く、年中晴雨の狀態は南部と相反せり。元來夏季の降雨は豪雨一時に來り、雨勢强烈雨滴も亦大粒にして一日に能く數百粍の多きに達すれども、冬季極北部の降雨は槪して雨勢强烈ならず、雨滴小粒にして霖雨積日夜晝降り續き陰鬱濕潤に堪へざるものあり。試に基隆と臺南の日照時數を比較せんに、基隆の一月平均日照時數は七十時間(可照時數の二二%以下之に準す)なるも、七月は二百七十時間(六五%)にして三倍の差違あり。然るに臺南は一月に百九十一時間(五八%)、七月は二百四十三時間(五九%)にして其差甚だ少く、基隆に於ける冬季は如何に陰鬱多雨なるかを推知するに足ると同時に、南部の夏季は多雨なるも日照時間も亦多く、卽ち短時間に多雨なるを知るべし。

尙ほ更に基隆と臺南の降雨日數を述べんに、基隆は一年の降雨日數二百二十三日にして年日數の六四%に當り、臺南は百〇七日にして二九%に當りて基隆の半數に足らず。基隆に於ては十一月乃至一月に雨天日數最多く一箇月の平均二十二日を數へ、最少は七月の十日にして八月之に次ぎ十四日とす。臺南に於ては十月乃至二月に最少く平均一箇月に四日或は五日に過ぎず。八月最も多く十九日にして之に次ぐものを七月の十七日とす。尙ほ基隆臺南の兩所に於ける降雨日數を夏冬の兩季に區別すれば左表の如し。

	冬季間	夏季間	全年
基隆	百三十一日	九十二日	二百二十三日
臺南	三十日	七十七日	百〇七〇

終りに一言を附す、本稿は細密なる各地雨量表を添附すべき筈なれども少くも數十頁を要するを以て之を畧す。(終)

南支南洋金融事情（大正七年下半季分）

（臺灣銀行調査）

▲上海

一、主要物産　棉花は播種後天候佳良なりしを以て頗る豐作の爲市況軟調なりしも當季初頭偶々米棉及印棉の作柄不良を報せる爲市況は奔騰を示し一時は空前の殷盛を呈したれども講和の報傳へられ市況險悪となり一頓挫を來たせしが季末に至り米棉印棉の落着きを見幾分跳返したり而して生絲は再繰不良の爲米國に於ける生絲の需要著しく減退せるも歐洲向は相當の賣行ありたり然れども爲替高の爲當地相場漸落となり從て原料繭も亦全季を通じて不振を極め荷動き捗々しからず小麥は平年作以上にして而も船腹缺乏の爲に商談少なく出盛期を過るも相場一向引立たず例年と反對の現象を呈せり。米は約一割の増收なると貯藏米の夥しきとは市價の漸落を促せるのみならず日本向輸出の商談不捗となれる結果一時風説に煽られ上騰せしに拘らず相場次第に低落を告げたり茶は包裝用鉛の高値に因る上海倉渡の高きと運賃及爲替の高きとは商況を不振ならしめ殊に紅茶は米國向爪哇茶に壓せられ多少英國向取引あるも大口取引皆無にして近年稀に見る不況を示せり。

二、貿易　當季に於ける輸入貿易は船腹の不足運賃並保險料騰のと貴一方支那の内亂政爭及歐洲の時局に伴ふ各國の輸出禁止制限等に因り不況を呈し日本品を除き一般に減小せり輸出は銀價の暴騰による爲替の不利なると戰爭による諸般の障碍の原因して甚しき不振を來し上海港主要輸出品十九種中其の輸出額を減少せるもの十二種の多きに及べり。

三、金融　當季に入りても依然緊縮の狀態を持續せる金融界は米國銀塊の輸入困難と船腹不足の爲輸入銀塊僅少なりしに因り金融を緩和するに至らざりしに加へて數次の支那借款受渡と輸出期に向へる爲頗る繁忙を極めたり而して常に豐富なる在銀を擁する香上銀行は市場を自由に左右する爲他の外國銀行及支那銀行等は非常に金繰に困難したるが殊に十一月休戰の報到來するや一時見送りの姿となりし輸出手形の漸次出廻りたるを以て歳末に至り益々金融を梗塞せり而して金利は當季を通じ八分五厘乃至三割を示せり。

四、爲替　當季の貿易は概して不振にして輸出入共減退せり然れども爲替關係は輸入に有利なりしを以て何れも輸入爲替の取扱高を増加せるが輸出爲替殊に英米宛爲替は反つて禁止制限等の爲に減少を示せり而して當行支店の爲替取扱高は金融一般に逼迫せるに拘らず他の南支各店間の取引は好況にして取扱高を増進せしめたるのみならず内地との取引亦順調を示せり。

▲九江

一、主要物産　茶は平作なりしが氣候不順の爲米は平年の二

割雜穀類は三四割を減したれども麻及棉花は頗る豐作にして就中棉花は近年市價の上騰に伴ひ耕作反別を增加するの勢なれば其の産額は多大なりと謂ふべく其の他煙草、大豆、水靛(藍)等亦相當の産額を示したり。

二、貿易　銀價の暴騰船腹の缺乏、運賃保險料値上げ竝各交戰國の貿易上の制限禁止等の未解除之に加ふるに國內の政爭紛擾に伴ふ秩序の紊亂とは何れも其の因を爲し貿易は極めて不振を呈せり殊に上海の金融逼迫は當地の市場を壓迫すること深甚にして同地宛の輸出貨物は夥しく停滯し土貨の出廻を阻碍せること亦多大なり而して輸入品中日本綿絲、綿布及雜貨類の如き從來の需要地が多く南北兩軍の交戰地帶と爲れるを以て著しく打擊を蒙れるが砂糖も亦金融天候等の關係に支配せられて荷捌甚遲鈍となれり又輸出品中棉花は豐作なりしを以て出廻甚からざりしが農家の賣惜の爲買出値段高きを唱へしも休戰條約成立後漸次低落して季末には遂に甚しき不振を見たり茶は動亂の爲大輸出先たる露國宛の取引全く杜絕せられしのみならず英國の禁令尙未だ解除に至らざる爲に著しき不況に陷れり而して米は日本內地の暴騰に刺戟せられたると上海市價の高値に動かされて積出一時は頻繁なりしも中途日本宛輸出に蹉跌を生じたる以來是亦不振の狀態に陷れり。

三、金融　數年來の支那各地に於ける金融逼迫は今季に入りて愈々其の度を加へ殊に上海漢口等の市況不振は當地方の財政窮乏と相俟つて九江及南昌の兩市場を更に慘憺たらしめ爲に不安を呈するに至れり然れば市中金利の如きも上騰する一方にして日歩十仙以上を唱へり。

四、爲替　從來當地に集まる手形は江西全省は勿論湖北安徽の兩省より遠く鎭江方面等より來れるものあるのみならず上海漢口宛の爲替賣買頗る多額に上りたりしも近年は各地に於ける金融逼迫の爲出廻手形の區域自然に局限せられ取引亦減少するに至れり。

▲漢口

一、主要物産　棉花、麻及胡麻の如き農産物は何れも其の作柄品質共に良好にして殊に棉花は作付反別を增加したるのみならず陝西、湖南、湖北、河南の各地方を通じて頗る豐作なりし爲二割餘の增收を示せり然れども豌豆、及菜種は作柄品質共に不良にして何れも不作なりしと謂ふ。

二、貿易　當季に於ける輸入の狀況は日本品を主とする關係上日本市場に於ける市價竝運賃保險料の上騰とは輸入品の原價を高め從て一般割安品の需要先たる當地にては賣捌困難となれるに加へ近時外國品代用の土貨漸次市場に出現せる爲不況を呈せり而して輸出は恰も輸出期に際し輸出品の大宗たる茶の歐米向船腹の不足と露國向輸出の杜絕に因り不振に陷りしも棉花は新棉の作柄良好稀有の出廻あり且日本市場の米棉印棉の暴騰は當地の市況を活潑ならしめ輸出を盛ならしめたり。

三、金融　當季の初緩漫なりし當地の金融は八月に入り棉花資金の需要の爲漸く引締りたるが更に輸出期に入るや早くも其の逼迫の聲を聞くに至りしが遂に棉花輸出の盛となれる爲稀有の逼迫を告げ市場殆ど梗塞せんとするの狀態となり一外國銀行一齊に現銀の吸收に腐心したるが十一月に及び休戰條

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

約の成立は一般財界を不振ならしめ一時金融の緩和を見しも現銀缺乏の爲依然金利低下せず各外國銀行は何れも舊正月決濟資金の調達に努力し警戒裡に越年せり。

四、爲替　十一月初旬の金融界の逼迫と平和來の爲に因る一般經濟界の不況とは爲替關係に影響する所ありしが結局當季全六箇月を通じての狀況は賣爲替各地向共に增加し買爲替は歐米の出合率昂騰に伴ひ米佛兩國向は減少せるも他は何れも增加したり。

▲福　州

一、主要物產　茶は歐米向輸出額減退の爲前年同樣產額著しく減少を見たるが紙及材木も亦奥地金融の梗塞船腹の不足と奥地一帶土匪の猖獗なる爲何れも其の累を爲し前者は四割後者は三割の減產なり然れども米は一期作の減收に反し二期作は二割方增收を見たり其の他一般農產物は增收を示すもの尠からざりしと謂ふ。

二、貿易　金融の逼迫、銀價の昂騰、船腹の不足竝運賃保險料等の上騰に因るのみならず國內の動亂土匪の橫行は奥地一帶の購買力を減殺せる爲何れも輸移入を不況に陷らしめ二割五分乃至三割の減少を示せり右の如く輸入貿易は一般に不活潑なれども唯邦貨のみは輸入增加の傾向著しく漸次歐米品の代用として新規の需要を擴大しつゝあり而して輸出の不況原因中には主要品たる製茶材木紙類の何れも其の產額を減少せると休戰條約成立に由る講和見越相場の著しく貿易市場を攪亂し荷捌の澁滯を來したるに因るべし。

三、金融　當地の金融は兩半季より引續き依然逼迫を示せる爲金融業者は放資手控たると一般市況の不振なるとは何れも金融界に影響し資金の回收に澁滯を來すこと夥しく又小口資金の需要は反動的に絕ゆることなく金利亦終始强含みにて一流期票に對し日歩百元に付三仙乃至四仙を唱へり。

四、爲替　貿易不振の結果香港及上海宛爲替の如き支那商人の決濟爲替の出來高著しく減少し日本宛爲替も概して多大ならざりしが近來邦商の南支各地市場に活動せる爲之が決濟爲替に相當大口の取引を見るに至れり又歐米宛爲替は輸出茶の不況に伴ひ爲替の出廻著しく減少したるも十一月以降は平和來の聲に左右せられ外商側の買付勃々行はるゝに至れども未だ爲替として市場出廻を見るに至らず。

▲厦　門

一、主要物產　當地の經濟界は年來不況の狀態に在るのみならず外國品の侵入と國內政爭の紛擾とに因り當地方の主要物產地たる漳州の如きも災厄相踵ぎ產業萎靡不振の極に達したりしが當季に於ては前季に比し天候順調なりしに拘らず此等地方南北軍の對戰地帶と化したるのみならず土匪の跳梁甚しく農民安堵して耕作に從ふを得ず田園荒廢に歸するもの多く本年の農產物は平年に比し三割以上の減收となれり。

二、貿易　歐洲時局の影響と農產物不作と更に南北軍の騷亂久しきに及べる爲經濟界は不振の極に達したるとは何れも貿易を著しく減退せしめたり卽ち歐米輸入品は殆んど一部の石油其の他に限られ日本品は外國品輸入額の過半を占むるの狀態なるが當季は日本品の產地高と奥地の不景氣の爲相場引立たず加之戰局の前途を見越し輸入一般手控の姿にて前季に比

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

し二三割方減少せり。

三、金融　支那全般を通じ銀の拂底に基く金融の逼迫は依然たるのみならず米國の銀塊供給杜絶せるに因り金融市場動搖甚しく上海市場は在銀高未曾有を示し各地銀貨の吸收となりしが當地錢莊も營業不振に際し現銀移出の利大なるが爲盛に之が實行を企つる者多く左なきだに硬貨拂底勝なる市場を攪亂すること多大なるが上に商人の信用不良となれる結果或は投資の警戒と爲り或は爲替相場の激變を生ずる等不安の狀態を現出せり從つて金利の如きも錢莊對商人は月利一分一厘内外を示せり。

四、爲替　當季に於ける上海香港兩地の金融逼迫は兩地の資金利用を甚しく困難ならしめ從つて取引頗る圓滑を缺けるのみならず相場の變動亦激甚なりしを以て取引高著しく減少せしも日本宛の爲替は近時金勘定の取引增加に伴ひ相當多額の賣買行はれたり然れども對南洋貿易減退と南洋華僑民の送金激減したるとは爲替取引上尠からざる打擊を蒙らしめて餘り盛況ならざりき。

▲汕　頭

一、主要物產　一期米は雨季比較的長かりしを以て水害を被り著しき減收を示せるが十月以後の順調なる天候は二期米の二割方增收を示せるのみならず雨量過多の爲不作の狀態に在りし甘蔗、甘藷、柑橘類の發育を漸く良好ならしめたるも一般平作以下たるを免れざるべし。

二、貿易　銀價騰貴に伴ふ輸入增加の傾向は當季に於て漸次著しく其の主なる輸入品は綿糸布、米、燐寸、砂糖、酒精なりとす而して歐米品は戰亂以來漸次杜絶の狀態にして獨り日本品のみ著しく增加し米は一期作の水害に因る減收の爲め輸入を增したる外爪哇糖を主とする輸入糖も其の額を累上せるが尙輸出品としては「タングステン」の原料たる重石鑛は頗る有望なる輸出品とし殊に米國市場に需要を增大しつゝあり。

三、金融　前半季以來閑散なりし金融は當季に於て香港爲替出合の關係上龍銀を輸出せる結果硬貨の缺乏を來たし龍銀相場は近年稀有の暴騰を示せるが又一方南洋華僑民の送金例年に比して極めて僅少なりしが金融は一層著しく引締の傾向を生じたるが更に上海爲替相場の暴騰は錢莊をして持銀を移出せしめたる爲反て手許薄となり自己發行の手形を縮少するに至り愈々金融の逼迫は其の極に達せんとし金利の如きも日步四錢を唱へ頗る不安となりしも十一月に至り本行支拂手形交換の結果市場に硬貨の流出を見たれば金融稍緩和を得季末の金融市場は爲に再び平靜に歸したり。

四、爲替　香港宛爲替は金爲替の出合を全部香港に求めたると當季の初當地の龍銀相場及厦門香港宛爲替相場の下落を利用したるとに因り增加せり而して上海宛爲替は主として三井物產並鈴木の各店の取扱に因る米、麥粉等の輸入多額に上り之が爲上海宛賣爲替の膨脹せる爲增加を見たり殊に日本宛爲替は歐洲時局の爲歐米品の輸入杜絶と銀價上騰とに因り日本品の輸入激增せるに伴ひ其の額を增せるのみならず從來常に片爲替の傾向を有し香港市場を通じて僅に之が出合を求めたりしを今季より神戶向輸入爲替出合を得たるが如く頗る好調

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

を示せり。

▲香　港

一、貿易　歐洲戰亂の全く終熄せんとする機運の漸次近からんとする狀勢に支配せられ一般商人の警戒的態度は新規取引を可及的繰延べんとせるのみならず休戰條約締結の爲支那商人の一切貿易を一時停止せると一方金融逼迫、爲替相場の暴騰を示せるが上に南北の政爭尙熄まざる爲支那土民の疲弊甚しく購買力を激減するに至れる等各種の原因は當季の貿易を一層不振に陷らしめたるが殊に休戰條約成立するや平和來の巷說に消極的態度を示せる商人側は動搖を爲し市場亦混亂を呈せる結果輸出入は一時全く靜止の狀態となり殊に對日輸入の大宗たる綿糸、對米輸出の主たる錫及對印貿易の鐵金物類の如き最打擊を受けたり但し對日輸出の米は此の大勢に抗し活躍著しく十月以降は最旺盛を極めたり。

二、金融　當地の金融界は從來の例として舊正月の接近に伴ひ資金の逼迫を感じ來りしが歐洲時局發生以來此の定例的調子を打破し當半季を通じて繁忙を見殊に十一月以降は全く金融硬塞の狀を呈したるが之れ物價騰貴支那人の購買力減少竝休戰條約成立等に依り輸入は目先取引の外は可及的見送りの態度を示し輸出は爲替高の爲概して不況を示せりと雖米の對日輸出殊に十月以降日本の外米買付に因る空前の盛況を現せるとは何れも爲替資金の需要を大ならしめたると共に一方七八月に於ける支那借款の連續的成立及米國銀塊輸出の解禁絕望となり上海市場銀の仕高漸減するに至れる等其の因を爲したるものと謂ふべし。

三、爲替　當季に於ける當地の爲替相場は米國の銀塊禁輸の爲東洋市場の在銀高減少したると上海に於ける借款爲替の決濟續出せると更に加へて金融逼迫なりしとの原因に依り九月に入り大暴騰を來せり然れども十月に入り「ブルガリヤ」降伏の報傳へられ人心動搖甚しく爲に暴落を見市場混亂せり而して十一月には休戰條約成立の爲又々暴落したり然るに印度の金融逼迫は米國の銀塊需要を惹起せる爲に愈々銀塊禁輸の解除絕望となり加之一方季末の定例的資金の需要と對日輸出米の資金とに因り金融の逼迫を訴ふること急なりしを以て爲替相場は何れも漸次上騰を示し十二月末に於ては倫敦宛相場三志四片米國宛七十九弗八分の七、日本宛百五十三圓を唱ふるに至れり。

▲廣　東

一、主要物產　當地方は本年五月初より降雨頻に打續き河水汎濫農作物の被害多大なりしが更に八月大暴風雨襲來したる爲米の如きは半收に止り桑葉亦降雨の爲發育せず死蠶多く繭の產額を減じ生糸は二三割方減收せり其の他葉煙草落花生等同樣の影響を受け甚しき不作を見たり。

二、貿易　船腹の不足と南北戰爭に因る人心の不安とは市場の景況を沈靜ならしめたる上主要物產の凶作に因る地方產業の打擊は地方民の購買力を減殺せる爲地方荷貨の市場出廻僅少にして輸出の如きは一層不振を呈したり而して輸入も亦不況なりしが順位は香港を主とし日本之に亞くの狀況にして日本品の近時市場に優勢を漸次占めつゝあるは著しき現象とす

三、金融　主要物產の不作、南北爭鬪に因る民心の不安と南

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

洋華僑民の送金の殆んど半減せるに至れるとは市況一般に不景氣を唱へしめ廣東小銀貨は地方特產物の出荷尠き結果需要を減じ香港貨に對し六、七元の開きを生ずるに至れり而して金融概して緩に金利の如き貸付日步千元に付二十仙乃至二十三仙小銀貨擔保に對しては二十五六仙なり。

四、爲替　當地の爲替相場は七月以來銀塊相場と共に上騰せるが殊に米銀塊禁輸の解除なき爲九月に入り一大暴騰を示せしと雖十月に至り風水害の影響として主要物產の減收及貿易の不振は形勢を一變して暴落を見たるが更に休戰條約成立の爲再び暴落したり然れども對日貿易の比較的好況なりしは季末に至りて稍々上騰するの傾向を示せり而して銀塊相場は米國の禁輸と印度に於ける需要喚起とは益々昂騰し爲に南洋各地に出稼の華僑民は爲替關係の不利なるより每年七八萬に達すべき送金爲替は漸く半減となり市況を不振ならしめたり。

▲新嘉坡

一、主要物產　護謨は最大需要地たる米國の輸入制限に因り市價低落市況甚しく不振を呈し白人栽培業者組合の如きは採汁量を制限するに至れるのみならず小資本護謨園經營者は多大の苦痛を感じつゝあり錫は產額減少の傾向を示しつゝありしが軍需品として需要を激增せる爲英國は輸出取締を制限したるの結果上騰を見るを得ざりしが休戰條約成立せし以來は近き將來に於て輸出制限を解除すべしとの見越を生じ季末に至りて市價は多少昂騰せり。

二、貿易　當地に於ける重要輸出品の一たる護謨は蘭船航行解禁の結果蘭領東印度地方の停滞品一時に市場に殺到せると一方米國の輸入制限とに因り滯貨夥しく爲に八月に入りて市價は低落を見たり其の後休戰條約成立と共に多少高値を示せるに拘らず先高見越の爲大口の取引尠し又錫は季初倫敦在貨缺乏の爲昂騰せしが軍需品調節に因る一層峻嚴なる輸出制限の爲一般の取引は閉止の姿となりしが八月減產の聲と共に倫敦の需要旺盛とは一時奔騰相場を現はしたるも漸く官憲の獨占的買占を行ひ之を急遽倫敦に輸送し同地市場を調節したるに因り漸次低落したるのみならず休戰條約成立と共に季末に於ては暴落を見たり其の他「コプラ」は季初日本向輸出多かりしも在米の滯貨夥しきと船腹の不足とに因り荷動きなく休戰後は一時暴騰せるも買込滿腹の爲再び平靜に歸したり。

而して輸入品は原料主として錫鑛、パラ護謨、落花生等夥しく何れも前季に比して增加せり。

三、金融　當季に於ける貿易の餘り盛ならざりしと市況亦不振なりしとは輸出手形の出廻少なく且新期放資を停止せしを以て比較的多額の遊金を擁し市場亦荷動き少き爲新規資金の需要多大ならず一般金融は寧ロ平靜なる狀態を示せり。

四、爲替　米國が八月下旬最高價格を引上げし爲多少上騰を呈せし倫敦銀塊相場は十一月に入り休戰條約成立と共に英米間の運賃及保險料の低減に因り下落したるが更に季末に至るも引立たず漸落せり而して倫敦宛相場は前季より弱腰にて漸次低落し其の結果遂に官憲干涉を見越しするに至り一時反動的に氣勢を惹起したる以來一高一低しつゝありしが休戰の報到來すると共に俄然暴騰したるも全く一時的現象なりしことゝて程なく平靜に歸せり紐育宛相場は倫敦宛と軌を同くし八

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

月下旬底値に達せし以來高低不定なりしが休戰の結果暴騰したるも大口の手合を見ることなかりき日本宛の相場は歐洲の戰況良好なりし爲前途樂觀し從來の低落を引返し氣配強く殊に休戰の報に因り忽ち暴騰したるが實際の手合皆無にして漸く十二月に入り小取引二、三ありしのみにして氣配依然強く市場は沈靜裡に越年せり爪哇宛の相場は和蘭對債權關係及貿易尻等に因り弱腰なりしが八月下旬には聯合國側の優勢に連れ多少引上げられたるが此の際在爪哇投機者流の買煽りの爲暴騰を見しと雖九月には大反動を生じ暴落せり然れども休戰後は漸次上騰して頗る波瀾を生じたる爲銀行は勿論一般警戒するに至りたれば大口の取引は殆んど皆無なりしと謂ふ。

▲スラバヤ

一、主要物產　護謨、煙草、珈琲、茶等の農產物は何れも一割乃至三割の增收を見たりと雖前年に比し雨量少かりしと且時局の刺劇に因る當政廳の自給政策の下に蔗園を米田に化したるもの多きとに因り甘蔗は昨年に比して減收を示せり而して依然たる商況不振は重要物產の市價を下落せしめたるが就中砂糖の如きは生產費を突破するの低落を呈し漸く最低價格の制定に依り下落を防止するに至れり然るに十月に入り西歐の形勢變轉したるに續ぎ休戰條約成立を見るや俄然市況を恢復し漸次昂騰するの勢となれり。

二、貿易　甚しき商況の沈衰は單に糖價の暴落を示せるのみならず他の主要物產の價格何れも下落したり然るに其の後糖價は地中海方面竝印度日本等よりの見越註文續到の結果漸次昂騰の氣勢を示すと共に持越糖は勿論新糖の手合亦盛となりたるが他の物產は尙輸出捗々しからず生產品は徒に庫中に堆積せられ市價益々低落し加之不景氣に因る土民の購買力減退は輸入貨物の賣行を阻害し貿易は不活潑たるを免れざりき唯此の間日本品のみは戰爭の爲歐米品の輸入なき結果獨占の狀態なりしを以て日本よりの輸入額は激增したり然れども十一月に至り休戰條約成立の結果市況急轉し商談漸く多く貿易界活氣を帶びしに反し日本品輸入は反對に見越輸入多き爲多額の停滯品を生じ綿製品を除き一般雜貨類は一二割の急落を見たり。

三、金融　砂糖を除き他の主要物產は何れも增收を見たるに拘らず商況依然不振の爲貨物は停滯するのみにして價格低落して輸出捗々しからず僅に島內需要の相當程度を維持するに過ぎず從て金融亦自然緩慢にして各銀行は何れも遊金の處置に窮するの狀態なりしが十一月以來は市況回復物價漸騰し輸出貿易亦漸く活氣を帶び來れるの結果金融亦多少の繁忙を見るに至れり。

四、爲替　當季間に於ける爲替相場は世界的經濟關係の過度的變轉に伴ひ一高一低甚しき步調を示せり即ち季初は歐洲の時局常に變轉極りなき爲和蘭に於ける倫敦宛の相場も高低甚しきを以て當地の相場も不定の狀態に在りたり日本其の他各地相場も動搖劇しきを示せり而して十一月以後砂糖輸出の旺盛は砂糖の爲替に對し各銀行共極端なる競爭率を出し買入に努め好況を呈せり。

▲スマラン

一、主要物產　本年減產を示せる砂糖は前年來の持越と歐洲

市場を失ひたるとに因り生產費以下に暴落し漸く生產業者の「トラスト」組織の下に輸出制限最低價格協定を以て價格を維持するに至りたれども其の後香港新嘉坡及日本等よりの註文を見て俄然活氣を呈せり煙草は年來の輸出不況と植付手控の結果とに因り產額を減じたるのみならず印度煙草の競爭甚しきを以て苦境に陷れり之に反して護謨は增收を示し市價亦一時米國輸入制限に因り下落したるも季末に於ては少しく持直し先物の手合相當行はる茶は例年に大差なき產額を示すと雖露國市場は騷亂の爲全く取引なきのみならず濠洲亦禁輸の爲輸出著しく減退したれば保護策として九月以降外國茶の輸入禁止を行ひたり但し椰子實及椰子油は植林の成長好良なると共に產額增加し工業原料として需要多く市價比較的高し「タピオカ」粉は米代用として需要を喚起し近時著しく價格の上騰を示せり。

二、貿易　前季以來依然船腹の不足に因る輸出の不振は益々甚しく土產品の荷動き殆んど皆無なりしが漸次當季後半より砂糖の輸出を見たり而して輸入は對歐米貿易の減少物資供給の不如意にして唯日爪貿易は此の機に於て益々進展しつゝあり然れども外國茶の輸入禁止は殊に臺灣茶の販路に多大の損失を招き殆んど臺灣茶業の滅亡を致さんとしたるも漸く其の筋の努力により全く販路を失ふに至らざるを得たり其の他米の缺乏は米、麥粉「タピオカ」粉等の輸入を多からしめたり加之休戰の報至るや俄然活氣を呈し前途を見越して土產品の取引行はること次第に多く爲に市價一時に上騰したり。

三、金融　當季後半に於ける砂糖輸出の活躍は多少金融を緩和したれども休戰と共に歐洲品の輸入見越の結果日本より輸入幾分手控と爲り在荷更に買手なきのみならず甘蔗植付の手控は資金の需要を減退したれば十月以降對日砂糖輸出の比較的盛なりしに拘らず金融緊張せず各銀行共に多額の遊金を持込の狀態を示せり。

四、爲替　當季に於ける各地向の爲替相場は變動著しく最高最低の開き多大にして日本向相場の如きも稀有の變動を示したり而して歐米向土產品の輸出減は歐米向手形の出廻僅少となり同方面の賣買亦不振なりしが日本向手形は日爪貿易の進展に伸ひ賣買行はれたり然れども南支向の爲替は支那に於ける銀價の暴騰の爲南洋華僑民の送金減となり不況を見たるが唯だ香港向砂糖の輸出多かりし爲之のみ多少好況を呈せり。

▲バタビヤ

一、主要物產　歐洲大戰以來大打擊を蒙れる砂糖は其の後漸く東洋市場殊に日本に販路を求めて辛ふじて緩和せるも當季後半に於て日本、香港、印度及新嘉坡等に巨額の輸出を見價格亦季末に至り高値を唱へ大に樂觀するを得たり而して錫は新鑛脈發見により增收を見たれども米國の禁輸は其の輸出を不振ならしめたり茶は從來の高燥地以外に低地耕作可能の新事實認知せられたるのみならず「スマトラ」東岸地方の著しき發展は共に其の增收を示せりと雖米國及濠洲に於ける爪哇茶の輸入禁止以來貨物停滯甚しく市價低落せり然れども其の後濠洲に於ける制限付輸入解除は幾分之が消化を爲せりと雖不況の大勢には抗し難く遂に自衛上九月以降外國茶の輸入を禁止し最低價格を制定すると共に生產高を制限し之が救濟に努

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

めたり。

二、貿易　當地の貿易は歐洲戰亂開始以來船腹の不足各國の自給政策等の爲土產品の澁滯を見常に輸入超過を示したりしが當季も亦前季同樣輸出不振なりき最も對日貿易關係は進展著しく輸入品の大半は日本品なりと云へる景況を呈し年來漸次扶植しつゝある日本品の販路は次第に確實となれり然れども近時は他方對濠及對米の貿易關係亦密ならんとし戰後の變化は圖るべからず。

三、金融　當地の金融は緩漫にして各銀行は何れも遊金の處置に苦めるのみならず和蘭銀行側は戰時中本國への廻金自由ならざりし結果益々多額の遊金を擁し爲に盾の價格低落し通貨の大膨脹となれり然れば金利の如きも土產品擔保一流手形信用貸にて五分五厘乃至六分五厘普通商業手形七分乃至九分の間を往來せり。

四、爲替　和蘭の對英米貿易の不權衡と在英米の債權增大とに因り前季は未曾有の暴落を演じたる爲替相場は其の後和蘭の在外正貨債權愈々確實となり全く人氣を一變し當季に於ては漸次上騰したるが殊に當季の金融狀態前記の如く遊金過多となり盾の價格低落せるに至りし結果各地間の爲替相場は何れも一層上騰を示すに至れり。

▲大正八年四月中盤谷金融事情

一、一般の商況　本年は米價非常の騰貴を爲し從て農家の購買力を增加したるに加へ本月は暹羅人の正月にして日用雜貨の需要多く特に三月下旬より四月中旬に至る間は最好況を呈したり然れ共今後は講和調印後一般物價の下落を豫想し舊註文を解約し又は新口取引を中止するもの少なからざれば當分の間は輸入貿易減少すべく豫想せらる本邦品の輸入は戰爭以來長足の進步を示し一昨年以來約一千萬銖即同地輸入總額の約壹割を占むるに至りたり就中日用雜貨は本邦品其の六割を占め評判宜敷旁歐洲品拂底の折柄なれば歐商も本邦品を輸入し其の商標を變じて販賣するもの少なからず但し棉絲綿布は產地高の爲歐米品の格安なるに比すべくもあらず賣行不況なり然るに本邦對同地との交通は甚不便にして荷物の延着甚しく往々商機を逸することあるは遺憾とする處なり輸出品中米は新嘉坡、香港、日本、歐洲向相當多額に上りたるも多くは前月中の豫約米の積出にして新口取引少なく其の他「チーク」材亦相當輸出ありたり。

一、金融　輸入品は一般農民の懷合豐かなると同地正月に相當せるとにより賣行好況にして相當資金の需要を喚起したるも輸出品に就ては銀行に豫約手形を賣却して先に前貸を受けたる資金の返濟をなしたれば各銀行共一般に閑散なりき金利は變動少なく信用貸六分乃至八分當座預金年一分定期年四分乃至五分六箇月三分乃至四分なり。

同地に於ける主要銀行は左の如し

香上銀行支店	暹羅商業銀行
渣打銀行支店	順福成（支那人經營）
佛蘭西銀行支店	四海通銀行支店
臺灣銀行支店	廣東銀行支店

右の內外國銀行は其の開設二十年來支那銀行は廣東銀行（本年二月二十七日開設）を除き何れも十年來の經營に係り其の

地盤強固なり。

三、為替　各地宛為替相場左の如し

地名	最高	最低
倫敦	一志六斤 7/16	一志六斤 7/16
印度（電信）	一〇二 1/2	九六
新嘉坡	六六 1/2	六五 1/4
香港	五一 5/8	四〇
上海	—	三二
日本	七一 1/2	六九

四、物價　米は一月以來漸増の勢を示し本月に入り白米小賣相場一擔最低二十一銖五十士圓最高二十二銖五十士圓を唱へ之に依りて日用雑貨食料品野菜果物に至る迄二割乃至五割方騰貴したり本月末日小賣相場左の如し。

		銖			銖
麥粉	一封度	〇・二五	バタ	同	二・九〇
煉乳	一本	〇・七五	マッチ		〇・一五
馬鈴薯	一封度	〇・二二	麥酒キリン	一本	一・〇〇
鶏卵	十箇	〇・七〇	日本酒	一本（四合）	二・五〇
砂糖	一封度	〇・三〇	石油	一罐	五・六五
玉葱	一封度	〇・三〇	ベンヂン	同	八・七五

五、兌換券流通高

本月末	前月末比較増
銖 一一六、九六六、九八五・〇〇	銖 三、二〇〇、〇〇〇・〇〇

英國の殖民政策

（外事課報）

（昨年七月二十五日倫敦サボイホテル開催されたる英領東アフリカ代表者歡迎會席上主賓たる殖民大臣ミルナー子爵が殖民地の開發に關して述べたるもの）

余が常に推賞し且論題とするジョセフ、チャムバレン氏は實に殖民地統治者の好典型にして、就中、英國の直轄殖民地の開發に關し英國政府に新しき施政方針と統治精神とを敎示せる大政治家なり。チ氏の後繼者たる各直轄殖民地總督がチ氏の敎へたる方針と精神とを服膺し之を實施せんことは余の衷心冀望する所にして、各總督に於ても勿論其施政の枝葉方針に於ては遲疑する所あるべきも、根本の統治方針卽ち殖民地の開發に利害關係を有する官民相互の緻密なる接觸及完全なる相互意思の疎通を期する一點に於て、何人も毫も異說なきことゝ余は信ず。（喝采）、何人の意見に對しても余は常に開放的に之を聽取し、殊に、眞に殖民地に利害休戚を有し亦事實殖民地生活に經驗あり、其人の抱懷する政策の採否及實施を或る程度余に委任するが如き人々の意見に對しては喜んで之を傾聽すべし。されど寧ろ余をして苦しく感せしむる一事は現在の地位（殖民大臣たる）の要する極端なる責任及英國の廣大なる殖民地が有する無限の可能性に對する感念なり。―余が玆に廣大なる殖民地と云ふも、大なる自治領を指すものに非ずして、多少本國政府の統轄を受くる帝國領土を示すものなり。

英國は地球上徒に廣大なる土地の表面を掻き集めたるに過ぎず。されど或程度大事業を完成せるは事實にして王領殖民地及保護領に於てのみならず亦世界各地に於て、平和、秩序、

正義、人道を旨として領土を統治し、（喝采）夫々好成績を納めたれども、其物質的財源の開發に於ては悲哉僅に其端緒に就けるのみと云はざるべからず。

吾人の前面に横る餘多の大問題中最も緊要なるは海陸運輸機關の施設卽ち船舶、道路、鐵道にして、此等の機關を缺ぐに於ては如何なる殖民地と雖も到底實質内容ある發展を遂ぐる能はず。然るに英國の主要なる殖民地及保護領中、斯る施設を完備するもの一として之れなく、若し斯種の機關の何れか一にして過去に於て既に實施されたりしならんには、（例へば鐵道の發展の如き）殖民地は速に且完全に長足の進展を遂げたりしならん。

殖民地開發問題を解決するには金と人とに俟たざるべからず。余は上院に於て「節約を旨とすべし」と叫ばれしを聞けり。然り、冗費を省くことの必要なるは余とても同感、寧ろ双手を擧げて賛成すれども、殖民地開發上緊要として消費せらるゝが如き賢明なる支出は決して冗費に非ずして、反て經濟的支出なり。（喝采）余はチャムバレーン氏の「我大なる未開國」と叫びしに想到する毎に特に此感を深くするものなり。開發問題は金のみを以て解決せらるゝものに非ずして、人と金との兩立に依りて始めて完成せらるべく、英國の殖民地開發てふ大事業は過去に於けると同じく將來に於ても亦、唯徒に政府の援助に憑依せず、其資本を犧牲にして其精力を傾倒するが如き私人に依りて始めて良く完成せらるゝものなり。之に反して政府自ら各班の事業を完成し、英帝國發展の原動力たる個人の企業心及精力を減殺するが如きは余は採らざる所なり。

政府は單に私人を誘掖指導し、且徒らに日々の事務を失體澁滯なく、忠實に處理するに滿足せず、或は偏に自己の安全を期せず、進んで在任する殖民地の發展に深く興味を抱き其殖民地及其物質的財源の開發に腐心するが如き總督及其他の主要官吏に一任して殖民地事務を處理せしめざるべからず。

英國は過去に於て前記の如き人物を殖民地に配せしが、今後も亦更に多く斯種の人物を得んことを冀望するものにして、本國政府の殖民地に對する最も意義ある事業は、卽ち生氣潑剌たる人物、精力家にして殖民地に眞に興味を有するが如き人物の招致、拔擢及人員の增加に外ならず。

されど斯種の資格を有する人物にして殖民地に赴かんとするもの寡きは余の屢々慨嘆する所なり。斯種の官吏を海外に誘引するに、金は決して主要なる磁石に非ずして、寧ろ、最も重要なるは母國に對する奉公、貢献機會を得んとする冀望を喚起せしむるにあり。（喝采）

殖民地統治方針、殊に土民に對するものは漸次改良せらるゝに至れり。英國の責任は東アフリカの統治に於て更に著るしく重大となれり。余は戰前既に英國が殆んど全力を殖民地に關する餘多の問題の解決に盡したるを知るを以て領土の膨脹を喜ぶものに非ず。況や、今日各大自治領の住民に依り其責任夫々分擔せらるゝに拘らず、世界的立場に於て益々責任重大となる秋に於てをや。（喝采）

（大正八年九月十三日香港デリイプレッス所載）

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

香港千九百十八年度各種報告

（外事課報）

▲財政

	歳入	歳出
千九百十八年度	一八、六六五、二四八弗	一六、二五二、一七二弗
豫算額より超過すること	三、九〇一、六五八弗	四、一一一、六九七弗
千九百十七年度より超過すること	三、六〇七、一四四弗	二、一六一、三四四弗

千九百十八年度歳出には左記の二項を含む

臨時土木事業費	一、五七八、一四八弗
英本國戰費として送達せるもの	三、一八九、九七二弗

△自千九百十四年至十八年の五箇年間歳出入比較表左の如し（單位弗）

	歳入	歳出
千九百十四年	一一、〇〇七、二七三	一〇、七五六、二二五
千九百十五年	一一、七八六、一〇六	一五、一四九、二六七
千九百十六年	一八、八三三、三八七	一一、〇七九、九一五
千九百十七年	一五、〇五七、一〇五	一四、〇九〇、八二八
千九百十八年	一八、六六五、二四八	一六、二五二、一七二

△整理公債額、一、四八五、七三三弗にして減債基金の貸方として二八三、六〇二弗あり、又た千九百十六年法令第十二に據る地方債は三百萬弗に達し減債基金の貸方として二一二、〇〇〇弗及三三、三〇〇〇弗ありき。

△香港殖民地の市税負擔價格　千九百十八年七月一日本年度價格查定開始されたるが其の結果左の如し。

増加の分

ヴイクトリヤ市	九七八、八八〇弗又は	八、三一パーセント
筲箕灣サイワンホ及クエリイ灣	一一、〇〇七弗又ハ	二、七八　同
香港附近村落	二九、〇四二弗又は	一三、七二　同
ヨーマチ	八四、七八〇弗又は	二四、一二　同
モンユクツイ	六四、六〇〇弗又は	二八、八三　同
九竜岬	一四、七三五弗又は	二、三二　同
ハンホム及ホクウン	二〇、〇五〇弗又は	六、七一　同
新九竜	一三、七三六弗又は	一二、三七　同
九竜附近村落	一三、一二八弗又は	一三、九一　同

減少の分

ヒルディトリクト（山方面）一、三七五弗又は〇、四二パーセント

△千九百九年―千九百十八年の間に於て本殖民地全部の Assessment（課税額）は一〇、七五〇、九〇二弗より一五、六三八、七三六弗に增加し四四、五三パーセントの市税負擔價格の增加を示せり。

▲海運

千九百十八年度香港出入船舶數は五七九五四一隻、二千九百五十一萬八千百八十九噸にして千九百十七年度に比し五三、五三七隻、四百九十七萬四千四百八十四噸の減少なり

△内譯

	一九一八年	千九百十七年
外國貿易從事船舶隻	四三、四三六	四八、〇二六
同　噸數	一六、九五五、三三二	二〇、五四七、一一九

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

△更に内譯すれば。（百分率にて）

	千九百十七年 數	千九百十七年 噸	千九百十八年 數	千九百十八年 噸
英國大洋航行船	六・三	二五・三	五・六	二一・四
外國大洋航行船	八・六	三四・六	九・八	三六・一
英國河船	一三・八	一九・五	一三・三	二〇・三
外國河船	三・四	四・一	三・五	三・六
六十噸以下の小蒸汽船	一三・六	〇・九	一三・八	一・一
戎克	五四・三	一五・六	五四・〇	一七・五
計	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇

（本表には漁船を含まず）

△各國別入港船舶數、入港囘數、總噸數を示せば左の如し。

國籍	船舶數 一九一七年	船舶數 一九一八年	入港數 一九一七年	入港數 一九一八年	總噸數 一九一七年	總噸數 一九一八年
英國 汽船	二五七	一五八	一、五〇七	一、二二九	二、五八二、五二一	一、八〇五、一七六
英國 帆船	二	四	二	四	五、二〇五	一〇、一二二
日本 汽船	二六八	二二一	一、五〇七	九一一	二、二一〇、四九九	一、七四四、八八八
日本 帆船	一	—	一	—	七五	—
諾威	三七	二五	一〇八	一〇八	一六五、五三六	一二八、一五七
支那	五四	六六	三二八	六二〇	五五五、四七五	四二四、九六五
丁抹	六	五	六	七	一六、三六〇	一八、九一五
和蘭	四二	五八	一五六	一三三	四二七、五八五	五三四、三四七
佛蘭西	二四	二〇	一五五	一五三	二五〇、八五一	一五四、四七四
葡萄牙	一五	四	一四二	八〇	六七、九七二	四三、〇六五
露西亞	七	五	五	一五	六、七二二	一五、二四五
暹羅	二	五	二	二	四、〇七二	一、八〇一
瑞典	二	二	四	五	一〇、八二五	八、三〇五
合衆國 汽船	三六	三二	七四	八八	一六四、七八二	一八七、五〇九
合衆國 帆船	—	一	—	一	—	一、二七二
伊太利	一	—	一	—	三、四二〇	—
白耳義帆船	—	一	—	一	—	二、〇七四
國籍ナキモノ	一	—	一	—	四四五	—
計	七五〇	六七五	四、〇二三	三、三四三	六、一五〇、五三四	四、八七八、一〇九

▲輸入　千九百十七年に比し一、〇四一、九一七噸の減少にして增加せるは、豆類、小麥類、液體燃料、米、白檀、砂糖、木材及一般貨物

減少、散積及函入油、石炭、綿布、籐及通過貨物

△特許亞片の輸出入左の如し。

	マルワ	ペトナ	ベナレス	計
輸入	—函	—函	—函	—函
輸出	一三五函半	二七五函	八九函	四九九函半

四百九十九函半の內三十七函は廣東に輸出せられ其他殘餘は上海に輸出せられたり。

▲移　民

	一九一七年	一九一八年
香港より出でたる移民	九六、二九八	四三、八三〇
香港に入りたる移民	九八、二三二	七四、一〇九

▲司法及警察　警察に報告されたる千九百十八年の訴訟事件は八千四百四十九にして昨年度に比し千五十九件の減少（一一、一四パーセント）なり。千九百十八年度の重罪事件數は昨年度に比し百五十三の增加にして百分率にせば四、四七パーセントなり。而して重罪犯人數は千九百十四年より以降五箇年間の平均を超過する

こと二百五十三名なり、輕罪犯人數は前年度に比し千二百十二人の減少にして十四年以降五箇年間の平均數より少きこと千三百十五人なりと。

千九百十八年度の警察力は

歐州人	百五十九
印度人	四百八十一
支那人	五百八十八、總數千二百二十八人にして前年(一九一七)は千二百二十九人なりき。

ヴィクトリヤ監獄收容囚人

	一九一八年	一九一七年
	三、五七七	三、三八六
內刑事犯人	一、四九八	一、七三四
平均一日收容囚人	六〇〇	六〇一

而してヴィクトリヤ監獄は七百七人を收容することを得

▲香港の人口　千九百十八年度香港の人口左の如し。

非支那人	三、五〇〇
ヴィクトリヤ市(丘陵地方を含む)	二九九、四五〇
香港附近村落	一五、三〇〇
九龍(新九竜を含む)	八〇、二〇〇
租借地(陸上)	九三、四〇〇
海上生活	五九、六五〇
支那人總數	五四八、〇〇〇
總計	五六一、五〇〇

(大正八年六月七日香港デリー、プレス所載)

新嘉坡に於ける日本綿織物

(商工課調)

一、新嘉坡の綿織物輸入　當地に輸入せらるゝ綿織物の大部分は英國の供給する所にして戰亂以來其輸入困難となるや之に代りて本邦綿織物の輸入せられたるもの激增せりと雖も漸く年額約二百二十萬弗に過ぎずして尙總輸入額の一割弱を占むるに止まる試に一九一七年度に於ける國別輸入表を見るに如次。

一九一七年度新嘉坡綿織物輸入

國別	無地綿布	染綿布	捺染綿布	綿毛布	帆布	たおる卓布	計
英國	九、七三二、八三九	二、九七一、三五三	二、五二一、七五八	四二、〇〇八	一九九、三四一	四一、五七二	一五、五〇八、八七一
日本	七五六、〇六七	七六五、九六六	一八六、〇八五	一〇四、一五四	八一、四三四	三四一、一二九	二、二二四、八三五
英領印度	二〇六、八五二	四七〇、八七	七九、三五二	四、三八〇	—	二、七六九	三四〇、四二〇
香港	一四四、〇三〇	三七七、一六七	二〇、一四五	三、九〇〇	—	二、〇〇六	五四七、二四八
和蘭	一二二、七一三	二六、二八三	三、四〇〇	三、〇〇〇	—	—	一九四、三九六
支那	—	四五二、二七四	四、五九〇	—	三、〇〇〇	—	四五八、八六四
伊太利	—	六九五、一三一	一五、〇五〇	—	—	—	七一〇、一八一
米國	—	五一、九四〇	—	—	一一、四五〇	—	六三、三九〇
	一〇、九四二、五一〇	五、三八七、二〇一	二、八三〇、三六〇	一八六、四四二	二九四、二二五	三八七、四七六	二〇、〇三八、二〇五

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

無地綿布は主として生金巾及晒金巾、天竺、ジンス、粗布等にして染綿布はカーキ綾、綵金巾、黒金巾等捺毛布が全輸入の五割強、タオル類が八割強を占むるを除いては他の綿布はすべて遙かに英國品の下位にあり。之が戰時中不足英國品の代用として輸入せられたる我が綿織物の輸入額なりと見るときは果して本邦織物が確實なる販路を獲得せしものなりや俄に信じ難きものあり、殊に此外に土人向として最も需要多き、サロン、スレンダン、カインパンジャン等の輸入年額五百萬弗を超ゆるものあるも之等の多くは英領印度、爪哇及英本國の供給する所にして本邦製品の如き從來種々研究せらるゝ所ありたるも、依然として染色縞柄及價格の恰當ならざるよりして殆んど輸入せらるゝもの無く將來尙多く望みを囑する能はざるが如し。

二、新嘉坡の綿織物輸出　當地に輸入せられたる綿織物は主として、暹羅、スマトラ、馬來半島(何れも年額二百三四十萬弗)及蘭領ボルネオ、爪哇、佛領印度支那(年額一百萬弗内外)其他比律賓英領ボルネオ、セレベス等に再輸入せらるゝものとす、一九一七年度に於ける輸出表如次

	無地綿布	染綿布	捺染綿布	綿毛布	帆布	タオル及卓布	計
馬來半島	四四七、六二〇	七四三、一二七	一、〇〇六、五七一	一九、九一二	二二、二六六	三六、一七八	二、二七五、六七四
スマトラ	一、〇四四、五三六	四四七、二四五	八〇六、八三〇	二、六九四	二五、九六五	五一、六四〇	二、三七八、九一〇
爪哇	八五一、五七九	八九、五八五	一〇五、三五五	一、四三〇	四、九三五	—	一、〇五二、八八四
蘭領ボルネオ	四七五、八二〇	一七八、五〇二	六五二、三九六	一、六七〇	一二、一一六	二四、三一三	一、三四五、八一七
佛領印度支那	三四九、〇九五	三〇三、一四六	五五、六〇三	二〇、九一五	—	二一、三九八	七五〇、一五七
シャム	一、七四八、一五五	五〇八、四七一	二七五、八一五	三六、五六五	一五、二五九	一六、九四七	二、五九九、一九二
セレベス及モロッカス	一五二、七六五	五〇、九七七	六八、六七〇	—	四、七三八	—	二七七、一五〇
英領ボルネオ	一二二、〇八一	四三、五三五	一八六、七六一	一、九六五	—	—	三五四、三四二
其他蘭領	一六九、〇〇九	五五、六七〇	—	—	五、〇三八	一六、九六〇	二四六、六七七
ヒリッピン諸島	—	一一六、〇六四	二六〇、七四八	—	—	—	三七六、八一二
計	五、五三八、六六〇	二、三三八、五二三	三、四一七、七四九	八三、一五二	八八、二九七	一六七、四三六	一一、四三五、八一五

近時船腹の回復と共に各地に到る直航路の新に開かるゝもの多く從來新嘉坡を通過せしものが直接消費地に仕向けらるゝこと多くなりたりと雖も尙從來の取引關係上及位置上將來に相當再輸出の爲めの輸入あるべし。

三、本邦綿織物の輸入　戰前より多少輸入ありたる本邦品は戰時中歐洲品の出廻り不足より之に代りて盛に輸入せられ大いに其販路を擴張し來りしも休戰以來當市場の在荷過剩と內地市場の高値續きとの爲め頓に不振の狀況に陷り未だ回復の域に達せず試に重なる種類につきて戰前及戰時の輸入額を比較するに。

種類	一九一四年度		一九一七年度	
	反	弗	反	弗
無地綿布	四四、四一九	八六、九三三	二三九、九三九	七三六、〇六七
染綿布	三四、五〇〇	四八、四一二	二二八、五一〇	七六三、九六六
捺染綿布	一九、二八一	二七、九九一	四二、四七四	一八六、〇八五
計	九八、二〇〇	一六三、三三六	五一〇、九二三	一、六八六、一一八

即ち一九一七年度に於ては戰前に約十倍せる增加を示せり尙此他に綿毛布、帆布、タオル類を加算する時は優に二百萬圓以上に達す。

四、輸入綿布種類　金巾の生晒共最も多く輸入せられ、就中

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

物(38×38碼)としては東方朔観廉標、三巾物(キャリコ)(44×45又は46碼) として染色せられたるもの多く就中、緋金巾は (26×25碼)匁付三封度四封度五封度の輕目物にて染色鮮かなるも需要多し其他羽二重金巾駱駝印も相當輸入せられつゝあり。

綾、繻、龍、象標のもの多く輸入せられ特にカーキ染俵の需要多く本邦品中の白眉なり。

天竺、晒、生共に相當輸入せられ日出扇牡丹、菊、標のもの多し粗布としては九龍標格の品多少賣行あるも該して小量にして染俵の如きも竹虎、双童標の品多少輸入せらるゝのみなり此他市場には三井物産が其商標を附して賣出せるもの多し。

綿縮、巾二十吋以上の物にて無地、色染、縞物、等相當に輸入せられつゝあり尚肌衣着物として輸入せらるゝもの多きも尚、内地の豫想せる如き多額のものならず、從つて輸入も卸小賣商が直接輸入せる外纏りたる輸入を見ず。

綿ネル、巾二十九吋以下のもの多く輸入せられ、白、淡紅、黄等の染色物及稀に捺染物を見るに價格は餘り高からざるもの多く需要あり。更紗、サロン及被布用の物は多く爪哇より輸入せらるゝを以て爪哇にては多く英米品に加工す、本邦品は多く捺染更紗の輸入せらるゝに過ぎず綿毛布、模様濃厚なるもの多く嗜好せられ、50×75×200 匁付又は其以上のもの多し。

タオル、月鯉、三羽鶴、三月標のもの多く輸入せられつゝあり、一般に巾廣匁付の大なるもの賣行多し。

此他縞木綿(主として大正布)寒冷紗、ポプリン綿、繻子、土人向小巾浴衣地などの輸入あるも未だ多くを算せず。

大正六年度に於ける海峡殖民地に輸入せられたる日本製品の主要なるものを擧ぐるに如次。

種類	數量(碼)	金額(圓)
白木綿	一四三、二二九	九、七二四
天竺	一四三、〇九四	一五、五五二
色木綿	六〇、七七四	七、五七二
縞木綿	一七八、六〇二	一五九、二七四
粗布及金巾	不明	―
綿ネル 巾二十九吋以下	二、六四五、五〇八	二二四、一九四
綿ネル 巾二十九吋以下	四七八、七七五	一一、六七四
綿縮 巾二十吋以下	二〇、八〇六	二、四一四
綿縮 巾二十吋以上	七七八、二八五	一三二、三〇一
帆布	一五五、三三九	七四、五七八
綿毛布	二〇三、〇三九打	一二二、四八九
綿縮肌着	七六、七九五打	一一〇、七七九
タオル	一九六、七〇四打	一七四、九〇二

五、品質及荷造　本邦綿織物需要地として當地方が恰好の地たるは言を俟たず殊に近來、支那上海及湖北湖南地方に於ける機織業の發達は從來其地方に輸入し居たる本邦品を市場より漸次、驅逐せんとする傾向あり、本邦製品は勢ひ當地方に販路を擴張せざるに至れり、元より從來當地に輸入せられ居たる英國品と其品質の點に於て本邦品は大なる徑庭を有す殊に金巾等の細絲物に到りては到底企及し能はざるものあり、然れども尚地方の需要者は多く土人支那人に

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

して只產地品質を問ひて價格を不問に附する如きものならず寧ろ常に安價にして堅牢なる品を得んことを望むものなれば將來本邦品にして一層品質を向上せしめ價格に於ても可及的割安の品を呈供するを得ば必ずや將來發展を見るを得べし從來本邦品の聲價頓に揚らざりしは價格、品質の相應せざりし結果にして特に緋金巾、カーキ綾等の染色物につきて不詳を招くこと多かりき將來特に留意すべきことならん。

荷造りは粗布、天竺、金巾、綾等は二十反、三十反或は五十反を麻袋包とし鐵帶を施し更縞、綿縮、縞木綿等は木箱入とし厚紙を用ひて濕氣を防げり、然れども前者は麻袋の破損して損傷を被ることあり後者も時に濕氣に犯さるゝこと多きを聞く將來之等の點に注意必要なり。

六、取引に就て　當地に輸入せらるゝ本邦綿織物には當地に於ける支那商に依りて取扱はるゝもの多し今其主なるものを擧ぐるに吳福興、吳震興、同裕興、利生源、協興、集益公司、同新公司、吳漢興、萬利興、協隆等十數軒に及ぶ、而して彼等は神戶又は大阪に各代理店、又は取引先なる支那商を有し之を通じて輸出しつゝあるものなれば、內地邦人輸出商又は當地に於ける邦商との間に商談の行はるゝ事比較的稀なり、こは當地のみに限らず何處に於ても何品に對しても期日の點あるが爲め本邦製造家の粗製濫造となり海外市場に於ける邦品の聲價揚らず延いて本邦商人の發展を抑止しつゝあるものなり、將來、之が對應策に於て本邦商人の考慮を要すること蓋し言を俟たず。

當地に於て、三井、增田、鈴木、瀨谷等本邦綿織物の輸入をなしつゝあるものあるも、獨り三井物產が其商標を附して相當に販路を開拓せる外槪して大なる發展を見ず、單なる雜貨の取次と同樣に取扱はれ居るやの觀あり、之固より當市場の小にして仲間取引の旺なるものなく支那商人は先物取引を好まずして只實需に應じて小口注文をなすに過ぎず賣行の遲鈍よりして內地市場又は當市場の相場の變動に應する能はざるの恐れあり、且つ內地より直輸入をなしつゝある支那商等に牽制せらるゝ爲なるべし、殊に輸入の多からざるが爲にも因るあらんも當地邦商同業者の間には何等の組合仲間あるなく時に一二商店の投賣をなすありて當市場に於ける本邦品の地位に動搖を來し他商店は不慮の損失を招けるが如きこともありき斯の如き事よりして益々當地の邦商の如きが內地と直接引合ひて不調の結果辛うじて當地邦商により其在荷を叩買ひせんとするが如き事あるを聞けり。

戰時中獲得したる販路を維持し且つ將來、益々之が擴張をなさん爲には當地邦商の努力を俟たざるべからざるは勿論內地輸出商も亦大いに慮る所無かるべからず元來當市場は當地邦商の之を專業として營み得る程の大市場にあらず內地輸出は出張員を派遣して當地支那商又は外商と直接取引を行ふか或は當地邦商を通ずるにあらずんば賣込をなし難し、而して出張員は新なる得意を得ると製品の需要地に於ける狀況を審かにし得るの利あれども市場が市場なる故に一時に多數の取引をなすこと稀にして殊に對支那商との直

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

接取引は種々なる事情よりして至難の事に屬するものなれば將來能ふれば自ら直接販路の開拓に努力すると同時に其他百般の事情に精通する輸入邦商に俟つを得策とせん、之が爲めには內地輸出商と當地邦商とは委託販賣組合販賣等特種の取引關係を結びて密接なる關係を結び其間狡猾なる支那商人等に乘せらるゝ如き間隙を除くを要す當地支那商は市場に於ける本邦品を統一して之が販路の伸張に全力を致すと共に內地輸出商と之が實をあげしめ得る樣の聲援をなさゞるべからず之と共に最後に考究を要するは長期信用取引なり從來綿織物の取引にありても當地輸入商と支那商との間に於ても又內地輸出商との間に於ても普通三十日乃至六十日位の爲替を取組みつゝありたれども當地方は市場の性質上尙より以上の長期信用取引を必要とし一般支那商は多少の高値を厭はず支拂期間の長きを喜ぶものゝ如し。戰前獨乙が二三年ならずして其商權を大いに擴張したるは其長期信用取引に依れるものなりし事は知悉せらるゝ所なり將來內地輸出商が其資本を豐富にし國家又適宜の補助を銀行に與へて長期爲替の取引可能なるに至らば更に本邦輸出貿易は大なる發展を見るに至るべし。

（新嘉坡商品陳列館長木村增太郎報告）

支那の桐油

（商工課調）

現今臺灣に自生若くは栽培せる桐油に Aleurites (Cordata, A. Fordii, A. Triloba 及び Jatropha Curcas の四種あり。Aleurites 種は罌子桐又桐子樹と稱し其他の三種は皆輸入品種とす。Fordii 種即支那油桐は數年前來林圯埔の三菱造林地に栽植され其搾油設備の完成も近きにありと云へば其製油の市場に現はるゝに至るも遠きにあらざるべし。因に Aleurites 種及 Patropha curcas（林業試驗場にてナンヨウアブラギリ、臺灣植物目錄にはタイワンアブラギリと稱す）の二種は林業試驗場苗圃內に其栽植標本あり。

本年九月發行の遠東時報に Some Information About Chinese Wood Oil, by D. Y. Lin の一篇を登載したるを見たれば左に其概畧を抄譯せり。

支那に產する植物油中桐油は其重要の點に於て第三位に居り。其第一二位のものは大豆油及落花生油是れなり。晩近大豆油、落花生油其他の植物油に就きては多數の記錄ありと雖も、桐油に就きては尙ほ甚だ微々たるを見る。然れども桐油業は前途甚だ有望にして其生產者に取りても取引商人に取りても共に深甚の注意と調査を値するところある

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

べし。吾人は最近二年間、此油桐の栽培及桐油の製造に關しての諸種の調査報告を手にせり。左に之を記し單に油桐耕園の增加を策するに便せむとするのみならず、又現時の栽培法、製油法及市販法の改善に資せむとす。

(一)油桐の分布　支那の桐油は大戟科に屬するアリウライティーズ(Aleurites)の子實より搾出す。ウィルソン氏に依ればアリウライティーズにアリウライティーズ、モンタナ及アリウライティーズ、フォルヂイアィ(Aleurites montana and Aleurites Fordii) の二種あり、此二種は自ら其產地を異にし、前者は木油樹と稱して廣西省梧州に多くして南支那に產し、後者は桐油樹と稱して中部及西部支那に產し、其分布區域は前者よりも遙に廣しとす。而して此桐油樹は支那國內に消費され又外國に輸出さるゝ所謂木油(Wood oil)なるものゝ九割を供給するを以て頗る重要なるものに屬せり。

桐油樹の結實年齡に達するの時期は、其土壤の肥瘠及栽植後數年間の雨量の多少に依りて甚だ之を異にす。或地方にては栽植後二年間にして結實し、又五年七年を要するものあり此等は總て樹の品種及栽園四圍の事情に依りて差異あるも第四年乃至第五年に結實するを常とす。而して其結實樹齡は十年內外を普通とするも、管理宜しきを得れば結實尙久しきに亘るべし。

果實は綠色にして光澤ある綠葉中に隱見し、其形大なる胡桃に酷似し、九月に至り熟すれば果皮破れて子實落下す。一果中に三粒乃至五粒の子實を包藏し、子實は其形色合共に伯刺西產三角胡桃に似たるも遙に小粒なり。

果實は完熟前に採集し之を徑約二呎の鐵鍋中に投じ火力を加へて攪拌乾炒す。斯くすれば果皮容易に破るゝを以て其子實を抽採す。又子實を抽採するに醱酵法に據ることあり、卽ち採集したる果實を推積し藁及草類を以て之を被ひ置けば直に醱酵するを以て、其果皮を除去し子實を抽採するものとす。

(二)搾油法　搾油法は極めて單簡なり。先づ子實を圓形の石材上に置き、水牛黃牛若くは驢馬に石の輾子を挽かしめて之を碎き、其碎塊を淺き鍋にて少しく煽炒し、之を木製蒸籠に投じて蒸熱す。此蒸熱したるものを鐵輪と藁とにて扁圓塊に造り之を重ねて壓搾し壓搾は總て楔式とす。搾油は之を桶に受け少しく加熱したる後粗布にて濾過し之を賣品とす。又往々其加熱の度を過し淡黃なるべき其油色暗褐色となすことあり。而して搾油步合は普通子實重量の四割とし其油粕は肥料に供用す。

(三)製油の成分及特性　桐油は主としてオレイン酸及エラコマルガリン酸グリセリンより成り、ファーリオン氏に從へば飽和脂肪酸三%とオレイン酸約一〇%を含有す。桐油は保存中膠體となり一部固體に變ず。又强烈なる特殊の香氣に依りて容易に其桐油たることを認め得べし。其比重は蓖麻子油を除けば其他の油類よりも高く、乾燥力頗る强きを以て屢々亞麻子油に代用され、新鮮なる時は甚だ有毒なり。屈折率は他の脂油類よりも高し。子實は約五三%の油分を含有せるも在來の搾油法に依れば僅に其四〇%を搾出するに過ぎず。

(四)用途　桐油粕は油と等しく有毒なるを以て主として肥料に使用さるゝと雖も、又屢々之を燒却して其灰若くは煤に油

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

を混じて糊狀となし船體の塗料に使用し、石灰竹屑等に油を混じたるものも亦其用途を同じくす。

桐油は支那到處之を塗料に使用す。土著の舟夫等は嘗て之を以て船體を塗ることを爲さゞるも、其粗惡なるものを單に塗被して光澤を増し又防腐の目的を達するものあり。又皮革の仕上刷き、家具類に對する假漆及石鹼製造用に使用され、之を繪具に混ずれば諸種の著色塗料として、使用するに適す又漆の混和物として燈火用として、其用途甚だ汎しとす。

防水紙、防水布等に使用さるゝの量頗る大なり。又支那墨は其油煙より製出す。桐油中に含有する脂肪酸は酒精に溶解する漆を製造するシエラック代用品に好適す。

他物との混和に依りて商人を利することと甚大なるものあり即ちスチリンジア油、大豆油、落花生油、蔓菁油、胡麻油等と混ぜらるゝこと極めて多く、爲めに其輸出貿易を損ぜしこと從來甚だ尠からざるべし。桐油は他の油類に混ずれば固結することとなきも。何等益するところなし。

桐油の特性及品質の基礎を決定するには紐育商品取引所に於ては左記の方法を採れり。

支那桐油の上品は其色蒼白にして賣行良きものは沈澱、塵埃、水分等を有せずして全不純物一％を超過せざるものとす。不純物の混量五％以下のものは之を不正品と認めず、其一％を超過せるものをも酌量して之に販賣の餘地を與へり。最上品は華氏七十度に於て粘度七•二五以上を示し、ベーコン式若くはウオルスタル式試驗法の要素を充す底のものたらざるべからず。左にベーニン式試驗法を示す。

徑四分三吋。長四吋の試驗管四箇を供へ、其第一を純粹桐油一〇c.c.、第二を之れに大豆油若くは胡麻油の如き植物油五％を混じたるもの一〇c.c.、第三を同上一〇％を混じたるもの一〇c.c.、第四を供試品一〇c.c.とす。此四箇の試驗管を攝氏二八〇度の溫度を有する油浴中に挿入し、其試驗管を正しく九分間攝氏二八〇度より二八五度までの溫度に保持したる後其試驗管を取出して其內容を比較すべし。試みに試驗管中に小刀を突入るれば純粹の油は硬き綺麗なる切口を示し、其少刀を取出せば其切口は直線を爲すべし、然かも僅に五％の混和物あるものは其油は必ず軟く切口較ゝ羽狀を呈すべし。一〇％の混和物あるものは尙之れよりも軟く、一二％以上を混ぜるものは更に固結せずして全然液體の儘なりとす。

右の試驗成績に依りて觀れは純粹なる桐油は固結して其色蒼白、固體硬くして更に粘著性を帶びず、之を指頭にて摩擦すれば軟き粉に碎き得るも決して指頭に粘著せざるものとす

支那產桐油は日本產のものとは全然相違せるを以て之を混同せざるを要す日本產のものはエレオコッカヴエルニシア(Elaeococca vernicia)の子實より製出し支那產のものに比すれば其價値を減ぜり。前者は後者よりも比重低く又沃素價値を低下せり又日本產のものは異量試驗に於て膠化せざるを以て通商上支那產のものを凌駕するの望なしとす。

(五)桐油の輸出　支那桐油の產地は廣西省以外四川、貴州、湖南及湖北の各省にして其產地よりの全輸出額（外國及支那各港への輸出合計）は左の如し。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

年次	數量(擔)	年次	數量(擔)
一九一四年	七五四、六三二	一九一五年	六三五、七二八
一九一六年	八〇六、五九三	一九一七年	七〇二、二〇三
一九一八年	六七三、一四一		

輸出中心地は漢口にして一九一八年の如き其船積總額四十七萬九千六百四十擔に達し、支那總輸出額の七割に當れり。廣西省梧州府も亦輸出中心地たるも到底漢口の敵にあらず、而して漢口、梧州府以外長沙府(湖南)、岳州府(湖南)、沙市(湖北)、宜昌府(湖北)及南甯府(廣西)等も亦其輸出港たり。

一九一四年以降一九一八年に至る迄の外國輸出數量及價額を示せば左の如し。但し價額は海關兩を以て示し其換算率は一兩當金貨一九一五年は〇•六二弗、一九一六年は〇•七九弗、一九一七年は一•〇三弗、一九一八年は一•二六弗とす。

年次	數量(擔)	價額
一九一四年	四三八、八六七	三、七三六、二七三
一九一五年	三一〇、三四四	三、〇一二、三四三
一九一六年	五一五、一七三	五、五一一、四一八
一九一七年	四〇一、三六一	四、八三五、九〇八
一九一八年	四八八、八五二	五、九七五、九二六

前表に據りて觀れば其產額甚だ不規則にして、又一九一二年の如きは五十八萬二千八百十五擔を輸出せしより見れば其後概して減產の傾きあり。是れ中華民國の建設以來各地に殆んど絕間なき政治的擾亂の其產地に發したるに主因するものなり。例へば湖南省長沙府の如きは中部支那に於ける主要なる輸出中心地たるに拘らず、此擾亂の爲めに一九一七年は僅に十五擔、一九一八年は百五十一擔を輸出したるに過ぎざるの事實あり加ふるに一九一四年以後は歐洲市場は全然其取引を斷絕したるを以て之を輸出するに由なかりしなり。

(六八)外國に於ける桐油の消費　支那桐油の輸出先は米國英國獨逸、和蘭、白耳義及佛國にして其輸出額の最多額なるを米國とす。一九一八年米國に於ける消費額は五百七十九萬弗にして全輸出價額の七割七分を占めたり(香港よりの大輸出額を含む)。一九一四年以降米國への輸出額を其全輸出額に對照すれば左の如し。

年次	全輸出額(擔)	米國への輸出額(擔)	同上%
一九一四年	四三八、八六七	二六五、九八三	六一
一九一五年	三一〇、三四四	二一五、九二一	六九
一九一六年	五一五、一七三	四〇四、七二五	七九
一九一七年	四〇一、三六一	三〇一、三〇六	七五
一九一八年	四八八、八五二	三八〇、四三六	七七

桐油の價格に關して一九一六年十一月漢口米國副領事の報告は一瞥の價値あるべし之を左に示す。

一九一六年初頭に於ける漢口の市價は一擔一〇・二〇兩即ち一兩〇•七五弗替として七•六五弗にして二月末迄之を維持せしが、當時產地に於ける政亂の爲めに端なく同年中の最高値たりし一擔一四兩(一〇・五〇弗)に騰貴せり。其後俄に九・二〇兩(六・九〇弗)に暴落しつゝ四月末に至れり。五月六日より六月十五日までに再び騰貴して一〇・八〇兩(八・一〇弗)となりしが、七月初に至り又九•六〇兩(七・二〇弗)に低落し。再び一一・四〇兩(八・五五弗)に騰貴し、現今は一一兩(八・二五弗)を稱へり。斯の如く市價の變動常に甚しきは一に政亂相踵ぎ更に安定せざるものあるに歸因す。

一九一七年中の平均價額は一二・四七兩、一九一八年中は一

○・一七兩なりとす。而して本年は非常に騰貴し、四月中の平均相場は一五・二〇兩（一擔一・六〇兩の荷造費と同〇・三〇兩の輸出税とを含む）なりしが、五月三十一日に至り一九・六〇兩に奔騰し、支那國内の擾亂平定する迄は依然として此高値を維持するなるべし。

（七）改善策の一二

一、栽培　（イ）栽植すべき支那油桐の子實に關する秩序的調査及撰擇は、其種子商生産者との協同事業たらざるべからず。然かも生産者は現に各自の栽培地に對する最優良なる種子を得つゝあるやを知らざるなり、故に此際農會及農學校等に於て精選せる優良種子の無償若くは有償配布を爲すを可とす。

（ロ）栽培地の耕耡を懈らず、又適宜剪枝を實行して其結實樹齢を長からしむべし。

（ハ）結實及子實の採集法を改良し、從來の如く其採集に長時間を要せず、又樹木を損傷せざることに注意すべし。

二、製油　（イ）從來の子實粉碎法は餘りに粗雜なるを以て其

搾油率を損すること甚大なるものあり。故に搾油率の最高なるを得べき單簡なる搾油機械を工夫するを要す。現今は搾油率四割を超過するは極めて罕なるが如き有樣なるを以て、其最高五割三分中より假りに五割を搾油するものとすれば、毎年百萬兩を增收し得る計算となるべし。

（ロ）搾油前子實加熱の度を失し、爲めに其製油を暗褐色ならしむるの不利あれば、須らく其加熱度に注意し油色を淡黃色ならしむべし。

三、市販　（イ）製油業者の利益の爲めに、製品の船積及販賣を今少しく迅速に處理すべき何等かの便法を策せざるべからず。各地の産油中心地に製油貯藏倉庫の設備を爲すが如きは目下の急務たるべし。

（ロ）他植物油の混合にして其混量を定準すると同時に不當の混合を嚴禁すべし。（下畧）

（一九一九年九月發行ゼ、ファー、イースタン、レヴュー所載）

英支貿易發展策

（商工調課）

本篇は一九一九年八月九日發行タイムス、トレード、サプレメント所載支那 Liang Chi-Chao 氏の British Trade with China How it may be increased, Scheme to abolish Likin Stations と題せる一文を抄譯し、本邦支那貿易業者の參考に資せんとするものなり。

英國政府並に民間側とも現下同國輸出貿易の進展に全力を

注ぎ、其鼓舞奬勵に維れ日も足らざるの情景なり。恁は同國に取りて戰爭の傷痍を醫すべき唯一の好手段たればなり。而して同國内の輿論は其輸出貿易を新植民地、バルカン半島及小亞細亞方面に向つて發展すべきを高調せり。然れども新市場を開拓せむとする其熱心は軈がて舊市場の等閑視すべからざることを忘却せるの傾きあり。而して通商貿易進展の可能性は、新開地に於けるものよりも、舊國に對するもの遙に大なるべし。

　先づ例を支那に取らんも、茲に其人口と富源との厖大を説くの煩を避くべし。左れど試に戰前三十年間の貿易統計を一瞥すれば、

▲支那外國貿易額（單位百萬兩）

年次	輸入	輸出	合計
一八八三年	七三・六	七〇・二	一四三・八
一八九三年	一五一・四	一一六・六	二六八・〇
一九〇三年	三二六・七	二一四・四	五四一・一
一九一三年	五七〇・二	四〇三・〇	九七三・二

の如く其輸出入共に十年毎に二倍の增額に當り、三十年間にして恰も七倍に增額せるを見る。而して是れ既に其極に達せるものなりや、又此の進歩は果して滿足すべきものなりや否やは之を日本に於ける外國貿易統計に比較すれば容易に其然らざるの事實を發見すべし。

日本外國貿易額（單位百萬兩）

年次	
一八八三年	四四・七
一八九三年	一二二・七
一九〇三年	四一八・四
一九一三年	九三九・二

右に據りて觀れば、支那の七培に對して日本は二十一倍の多きに增加せるのみならず、千九百十三年に於ける外國貿易額は人口一人當り日本は一八・〇六兩（當時約六十志）なりしに拘らず支那は僅に二・四四兩（當時約八志）に過ぎざりしとす。

　支那の外國貿易は消費と生產と未だ其全能力を發揮したるものにあらざるの事實は尙他の事例に依りて之を示すことを得べく、先づ例を一二の重要輸入品に取るべし。千八百八十年支那に輸入されし綿製品の價額は二千三百四十萬兩なりしが、千九百十三年には一億八千二百四十萬兩即三十餘年間にして約八倍に增加せり。然れども千九百十三年に於ける一人當り、輸入即消費額は僅に一志半に當り、印度に於ける同輸入價額は二・八志に當れり。又千九百十三年には一億八千四百萬ガロンの石油を輸入したるも、其一人當りの消費額は一箇年僅に〇・四六ガロンに過ぎざるなり。而して輸出貿易に對しても亦同樣の事實を認むべし。千九百十三年支那は棉花約五萬噸を輸出せしが、同年印度は五十萬噸以上、合衆國は二百萬噸を輸出し、又日本は生糸千二百萬斤を輸出せしに對し支那は其八百五十萬斤を輸出せり。

　三十年前英國より支那に輸入したる價額は全輸入價額の四割三分を占めしが、千九百十三年に於ては約二割四分に低下したるの事實は輕々に看過すべきにあらず。故に支那の外國貿易は將來尙ほ甚大の進展を遂ぐべく、從來發展の程度は未

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

だ其最高に達せず、又英國貿易業者たるもの其正當なる分前の獲得に從來失敗したるの跡を認むべし。

原料品と廉價なる勞力とに對しては、支那は確かに日本に優越し其民衆も亦日本に比し、其怜悧と勤勉とを毫も減ずるところなかるべし。是に據りて見れば、外國貿易の發展に於て支那が日本に一籌を輸したるは、主として支那國內に於ける交通機關の不備と不合理なる課稅法とに歸せざるべからざるなり。

交通機關の不備は鐵道の建設に依りて漸次之を醫治しつゝあり、卽ち現在合計四千五百哩に達すべき六箇の幹線は目下建設中に屬し尙他に四千哩の延長線を有せり。此鐵道工事完成の曉には、支那全國の鐵道哩數は十三割の增加に當り、此增加に因れる通商貿易の發達は今日之を豫言することを得べし。何者鐵道の延長は單に彼此の交通に便するのみならず、鐵道建設其れ自身に於て多額の輸入を餘儀なくせしむるに至るべし。假りに一哩一萬二千磅を投じ、一箇年六百哩を建設するものとすれば、七百二十萬磅の經費を要すべく、而して少なくも其三分の二は外國より鐵道材料購入の費用に仕拂はるべし。英國貿易業者たるもの、須らく此點に注意するの要あるべく、而して支那全國の鐵道哩數が三萬哩に達するまでには、少なくも四十箇年を要し、此期間支那は鐵道の建設に束縛さるべきを以て、英國貿易業者に取りても、唯だ一時の交渉にあらざるべきを信ず。而して支那鐵道の全長三萬哩に達すと雖も、人口一萬に對し僅に〇・七五哩、面積一千平方哩に對し、七・一哩に過ぎざるものとす。

支那の海關稅　支那の課稅組織を捕捉するは極めて困難なりとす。協定の結果たる現今の關稅組織は、支那の通商貿易を阻害することに與つて力あるべきを疑はず。輸入稅に對しては千八百五十八年以降單に千九百二年及千九百十八年の二回の修正ありしに過ぎず。而かも二回とも課稅すべき商品の價格を修正せしのみにして、原則として從價五分を標準とせる協定稅率は依然として其儘たりしなり。千九百二年（明治三十五年）に於て、日英米三國は其通商協約に於て、若し支那が內地輸送の貨物に賦課する一種の通過稅たる釐金を廢止するなれば五分の關稅率を一割二分五厘に增加すべきことを承諾せしも、他は各條約國に於て此改廢の承諾を表示せざれば其効力を生ぜざるべく、而して後者の承諾なかりしため前記三國との協約は終に死文たり終はんぬ。戰時正當なる商品の市價を見出すことの困難に歸因しての、千九百十八年に於ける關稅の修正に於ては、其新修正率は唯だ一時的のものにして、次回の修正を爲すべき時期は戰後二箇年たるべく各國の承諾を得たるものなり。

課稅の悪結果　現行の五分率關稅は單に不合理なるのみならず、其支那の財政及貿易に及す影響は甚だ悽愴たるものあり、而して其理由は極めて簡單なり。千八百五十八年に於ける商品差別の徹廢以來、各種の奢侈品より各原料品を含める必要品に至る迄、一切の商品は總て同率に課說せられ、合衆國にては八割、英國其他にては十割以上も課稅さるゝ煙草、酒類の如きも名義計りの五分率課稅に過ぎず。故に他國に於けるが如く其課稅に依りて稅關の收入を增加せず、千九百十三

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

年の如き其收税額は僅に全輸入税の二十分一に過ぎざりしとす。又他方には輸入税免除品たるべき棉花其他諸種の原料品も歳入目的の爲に課税せらるゝを以て、支那の貿易及工業に障害を及すこと蓋し甚だ大なるものあり。例へば優良なる綿糸紡績用として支那產棉花に混用すべき其纖維長きものを輸入するは、支那に取りて其だ必要なることに拘らず、一捆當り一八兩の輸入税を課しつゝあるの現狀なり。斯の如く支那の紡績業者は其原料品に課税さるゝ限りは、之を免税品とせる我競爭者たる日本に比較すれば、何時までも其不利益の立場にあるを免れざるべし。又製紙工場は其パルプに、蠟燭製造者はパラフキンに、硝子業者は曹達に、燐寸製造者は燐素其他の藥品に輸入税を拂はざるべからず、而して現今の各工場は其輸入機械類に對して莫大の輸入税を仕拂ふがために其資本額の增大を餘儀なくさるゝの情景なり。

釐金制度　支那の釐金制度は、千八百六十年頃長髮賊叛亂の際國帑の窮乏を救はんがために始めて設けられしが、其内亂平定後も永く此制度を留むるに至れり。此徵税制度施行の當初は通商行路に沿へる各地の關門を通過する貨物に對し其一分を課税したりしが、其後課税率と關門數とは逐年增加するに至れり。現今釐金局は通商行路に沿へる各都市の人口には、其陸路たると水路たるとを問はず總て之を設置し、一釐金局より他の局に如何なる貨物を通過するにも此釐金税を課し、又其貨物の檢査を強行しつゝあり。一釐金局の收税高は左程に大ならざるも、全國一切の局より徵收する總金高は實に莫大の額に達す、特に貨物檢査の爲めに生ずる遲延と煩雜とは、貨物の移動上に大なる障害を來しつゝあり。釐金の課税率は三分乃至六分にして、省に依りて之を異にし、尚之れに種々の附加税を課せらる。例せば黃浦江保修税（呉淞より上海へ溯る水路卽ち黃浦江の改修費に充つるため千九百十二年五月十五日より上海に輸入する一般貨物に對し此税を課す）地方團體に對する寄附金等にして、此等を合すれば、所謂釐金税以外往々其七割五分乃至十割に達するが故に、其實際の課税は貨物原價の六分乃至一割に當れり。而して此等の課税率中には一も私的のものを含まず。故に一貨物にして二省若くは、其れ以上を通過する場合には、其課税率二割若くは其以上に達することあり。（譯者云く貨物の稍々遠隔の地に輸送せらるゝものは其到着地點に達する迄には其税額往々原價に倍することあり、故に若し假りに貨物の一部分宛を賣却して納付することゝせば、未だ目的地に達せざる前に於て早く已に貨物全部を納税の爲め賣盡さゞる可からざるの奇觀を呈すと謂ふ）此に據りて觀れば、釐金制度の內外通商上に大なる障害を及すべきは言を俟たざるなり。然れども、本制度に依れる年收は、地租と鹽税とを除けば他の税源よりも多額にして、每年約四千萬兩に達し、現政府に取りては財政上極めて必要なる歳入に屬すべし。

貿易港對內地市場　關税と釐金税とを合したる其課税結果に就きては尚多少の解說を要すべし。態は其結果の甚だ慘たるものあると同時に、未だ其眞相の世に知られざるもの多々あるべければなり。而して其眞相を說くには先づ支那に於ける貿易港と內地市場との區別を說明せざるべからず。貿易

港は支那貿易の中心地にして、一切の輸入品は皆此地に入り又輸出品は此地より出て、現今此の中心地七十箇所あり。多くは揚子江沿岸に位置し、又內地に在るもの數箇所あり。而して此沿岸附近に位置する多數の市街地にして、外國貿易に開放せざるものは卽ち事實上の內地市場たるべく、而して課税上此貿易港と內地市場との間には大なる區別あるを認むべし。貿易港七十箇所の總人口は約千二百萬にして、支那全人口の約三%に當り、其總面積は一箇所二百平方哩と見積り一萬四千平方哩にして、支那本部の約一%に當り、民國全土の〇・五%よりも少なしとす。

輸入貨物が支那貿易港に荷揚さるれば、單に之れに從價五分の關税を課するのみにして、其貨物が該貿易港外に出でざる限りは何等他の課税を受けず、然れども一歩港外に出る時は、二分五厘の通過税を課せらるゝか若は其通過途中にて普通の釐金税を課せらるゝものとす。而して此二分五厘の通過税を仕拂へば其仕向地に到着する迄の他の通過税及到着地に於て課せらるべき仕向地税を免ぜらるゝものとす。故に此貿易港に近接せる地方に其貨物を仕向くる場合には普通の釐金税を仕拂ふを以て得策とし、遠隔せる內地に仕向くる場合には二分五厘の通過税を仕拂ふを以て商人間の常習と做す。

故に支那の輸入税は條約面は單に五分の關税のみなるも、其實際に於ては五分乃至一割七分五厘の課税に當るべく、而して此課税率の差は必要品乃至奢侈品に依りて普通區別さるゝにあらずして、其消費地の遠近如何に依るものとす。故に外國輸入業者が貿易港內に於て其輸入貨物を販賣する場合には單に五分の關税を仕拂ふのみなるも、其輸入貨物の大部分は內地農婦等の手織機に使用する粗雜なる綿糸及遠く內地に消費せられ所謂原色粗布若くは粗斜紋布として知られたる不晒粗綿布たるを知らば思半に過ぐるものあるべし。

內地中心地　支那全人口の約三%に當れる各貿易港の總人口は僅に千二百萬人に過ぎざるを以て、彼等は外國輸入貨物の四分の一以上を消費することを得ざるべし。又此貿易港の周圍にある地方人口を約四千八百萬人卽ち全人口の一三%とし、彼等が輸入貨物の他の四分の一を消費するものと假定するも尙最後の消費として所謂內地都市に輸送さるべき外國貨物の多額の超過量(バランス)を有すべし。千九百十三年に於ける總輸入價額は五億七千萬兩にして、一磅六兩替として約九千六百萬磅に達せり。今人口一人當り外國輸入品の消費額及貿易港、其附近竝に內地中心都市に於ける輸入税の負擔額を示せば左の如し。

消費地方別	輸入品消費價額(百萬磅)	一人當消費價額(志 片)	課税負擔	課税總額
貿易港(人口千二百萬)	二四	四〇・〇	關税五%	五%
貿易港周圍の地方(人口四千八百萬)	二四	一〇・〇	關税五%及釐金税六%—一〇%	一一%—一五%
內地(人口三億四千萬)	四八	二・一〇	關税五%、通過税二・五%仕向地税六%—一〇%	一三・五%—一七・五%

右に據りて觀れば消費能力は貿易港に於ける一人當り四十志より內地に於ける二志十片に至るまで之を遞減し、之に反し課税負擔額は貿易港よりの距離に正比例し、先づ貿易港に於ける五%は其附近周圍の地に至れば一一%乃至一五%、尙內

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

地に入れば一三・五%乃至一七・五%に增加せるを觀るなり。故に商品の價格は途中課税の爲めに內地に入るに從ひて自ら騰貴するを免れず。通商の便を謀るには、此等の內地に對しては斯の如き重税を課せず。諸有販路の獎勵を爲さざるべからず。將來輸入貿易の發展を策するには、支那全人口の八割五分を有する所謂內地地方に於ける外國貨物の大消費に依賴せざるべからざるの事實には誰しも異存なかるべし。今後彼等が一年一人一志の消費を加ふることは、取りも直さず毎年千七百萬磅の貿易發展を意味すべし。然れども現行課税制度たる貿易港よりの距離に依りて其課税率を增減するが如きは、貿易港及其附近のみに通商範圍を局限すべき大傾向あるを以て輸入貿易の自然的發展に對する大なる障害たるべし。

輸出貿易に對しても亦叙上の如き大不利益あるを免れず。即ち輸出品は總て貿易港を通過し、其輸出品にして貿易港範圍內に生產するものは單に輸出税のみの仕拂にて事足るも、若し輸出品にして遠く內地より輸送さるべきものなれば、其途中に於ける釐金税若は通過税を仕拂はざるべからず。故に輸出貿易に對する課税の負擔額も亦輸出品の生產地と其輸出港との距離に比例せり。從つて內地に在る生產者は其税額の多きが爲めに輸出品として之を輸出港に回送するを不利益とし、自ら其生產を地方消費に制限する者甚だ尠からずとす。

改良提案　叙上課税上の弊竇を認めしは久しき以前の事にして、前述の如く日英米三國は既にマッケー條約に於て釐金制度の徹廢を條件として輸入税率を一割二分五厘に引上ぐべきことを承諾せり。然れども支那側に於て此條約條款の完成に對して何等の努力を爲さゞりき。其理由二あり、即ち此條約を有効ならしむるに先ち支那と條約關係を有する他の列國の同意を求めざるべからず、而かも前年獨逸は之れに不同意を唱へ、踵て他國も亦同意を表せざるに至れり。又第二の理由としては、新規一割二分五厘率より期待すべき關税收入が釐金税の廢止に因りて生ぜる全損失額を償ふに足らざるべきを以て、支那政府は何等の解決を見出すことなく徒らに事物を遷延せしめたるものとす。又釐金税を廢止する以上は、此課税政策を有効ならしめんには、所謂釐金として公認されたるもの以外の非公然的賦課をも全廢するの方策を採らざるべからざりしを以て、此問題の解決を益々困難ならしめたり。

釐金制の廢止に因れる見積損額を示せば左の如し。

一、純釐金税よりの純收入(徵收費控除後)	二六、〇〇〇、〇〇〇兩
二、舊關にて徵收する税金の一部	六、〇〇〇、〇〇〇
三、雜税	九、〇〇〇、〇〇〇
計	四一、〇〇〇、〇〇〇

現今の輸入税を一割二分五厘即ち現行率の二倍半に增加するとすれば、約二千八百五十萬兩の歲入增加となるも、現今徵收せる通過税をも亦此中より控除せざる可からざるを以て支那政府の純增收入は二千六百萬兩となるべし。

釐金制度の廢止が貿易上に及す利益の大なるべきことは、支那政府に於ても近時漸く其方面の歲入を犧牲にせんとするの意嚮あるを以て知るべし。外國貿易業者は輸入税及通過税として仕拂ふ實際の額は七分五厘を超過せず、而して此の七分五厘を仕拂ふともマッケー條約實施の下に仕拂ふ税額より

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

も尙五分の低率に當るべしとの大なる印象の下にある者甚だ尠からず。然れども輸入貨物に對する仕向地税の如きものあるを以て必ずしても總ての場合然らざるべし。通過税は内地に於ける分配中心地に到着する迄は其貨物を保護すべしと雖も、解荷の上更に之を他に再分配する場合には最早何等の用を爲さゞるなり。現在の釐金制度は單に附加税を賦課するのみならず。貨物輸送途中に於ける不斷の檢査の爲に其遲著を來すこと多しとす。外國貿易業者は釐金制度は到底廢止し得べからざるものゝ如くに思惟せるも、吾人は有效に其廢止を實行すべき方策を案出し得べきことを信ず。

年度割改良法　此の場合困難を感ずべきは、舊制度より新制度に移る過渡時代に於て其財政按排を如何にすべきやにあり。而して此困難に打勝つべき唯一の良法は之を一時の改廢に訴へず、或年度割を以て之を完成するにありとす。試に四年間にして各釐金局を閉鎖するものとすれば、先づ第一年に於て其四分の一を廢し、一方輸入貨物を四種に類別し、其一種に對して新關税法を適用し、此種類に屬する貨物に對しては支那全土總ての內地税を免除し、殘餘の三種に對しては依然として現行課税法を適用すべし。第一年末に至りて第二種の貨物を新課税の下に持來すと同時に更に他の四方の一の釐金局を廢し、順次此方法を以て進み、第四年に至り一切の貨物に對して新課税法を適用し、支那全國の釐金局を全廢するに至りて止むものとす。此年度割改良法に依れば外國竝に支那貿易業者に釐金局の廢止を有効に實行するの便宜を與ふるのみならず、支那政府歳入損失の危險を毎年最低度に局限することを得るものとす。是れ實に千八百六十九年一時的に協定されたるアロック協商に於て採用したるものと同一の原則に出づべし。

課說率の區別　自分は是迄專らマッケー條約の條款を固執せしが前述の如く現行均一税率は原料品及機械類の輸入を制限するの傾あり。又此等の輸入品に對しては須らく其輸入税率を低減せざるべからず。而して他方に於ては現今支那に輸入さるゝ奢侈品は何等の不利を感ぜず多少苛重の負擔に堪ゆべきを信ず、千八百八十七年鴉片税率の引上は卽ち其適例たるべし。課税率は其總徴收額が一割二分五厘を超過せざる範圍に於て按排し、而かも奢侈品に重く必要品に輕きを要し、又其課税區別を敢て複雜にするの必要なかるべし。全輸入貨物を先づ五類に區別し、各類に對して其課税率を異にすべし。卽ちマッケー條約に從ひ、全輸入數量の五割以上を占むる貨物に一割二分五厘を課し、二割五分の貨物に其れよりも輕く他の二割五分に其れよりも重く課すれば可なるべし。左れど從價二割五分を以て其最多率と做し、此率は世界に於ける尙比較的最低率なるを以て貿易上に何等の障害を及さゞるべく、而かも之れに依りて支那政府をして原料品及機械類の輸入税を免することを得せしめ、延て國內工業竝に輸入貿易の奬勵に資すべし。國富むに從ひて外國輸入品の消費高を遞增すべきことは之を高調するに失するの要なかるべく、又英帝國のみより得らるべき貨物は總て低減税率を仕拂ふべきを以て英國貿易業者たるものは吾人の提案に依りて何等損失するところなかるべきを信ず。而して英國貿易の大發展は確に英支兩國の利益を齎すべきを疑はず。(完)

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

海南漫評

眞隔世

制度文物幾變遷。經濟膨脹年又年

顧改隷初眞隔世。勿驚歳計一億圓。

終難免

汽車時間行改正。南北急行便利成。

一得一失終難免。通過驛邊有苦情。

果如何

幅員擴勾配緩和。專使自働車通過。

通過却還損道路。差引損得果如何。

尙痛心

士林當年寧綠林。慘事傳來尙痛心。

芝山巖頭碑長在。民情却驚昨與今。

嚴禁行

改吸食特許法令。斷然鴉片嚴禁行。

區長會議建議來。見他思想界革命。

物言猿

惡性憾冒眞險呑。變肺炎恐難取返。

禍門防禦須專一。覆口先學物言猿。

理當然

重役服同幾年前。若僧新調衣紋鮮。

打手小槌無持合。陷生活難理當然。

今古同

君不知黄覇爲相。比在郡日損聲望。

成上貽悔今古同。人間天分須自量。

（百十八萬里）

地方事情

本島各廳の狀況

宜蘭廳

◉小公學校大正九年度施設の概況　廳下に於ける小學校は現在尋常高等小學校四、分教場二にして之に五百四十餘名の兒童を收容し十六學級に編制せるが、大正九年度に於て約百五十名增加の見込なれば既設學校に三學級を增加し、南澳廳所在地に尋常小學校新設の豫定なり。又校舍宿舍に關する施設は新設豫定の南澳小學校及叭哩沙小學校の校舍新築と宜蘭•羅東•蘇澳に於ける不足教室の增築及各校共職員宿舍頗る不足せるを以て之が建築は避くべからざる施設なり。

廳下に於ける公學校は現在本校十二、分校十六にして之に六千百二十餘名の兒童を收容し百十五學級に編制せるが、大正九年度には約千五百名增加の見込なれば既設學校に二十三學級を增加し、尙ほ坪林尾支廳下の大香湖及羅東支廳下の廣興に分校を新設し、更に蘇澳•馬賽•順安•大福•二圍の五分校を六箇年の獨立公學校に變更する豫定なり。而して校舍に關する施設は宜蘭女子公學校と武測分校の校舍新築及各校共增加學級に對する教室不足分は夫々增築する計畫なり。

教員補充に關しては、公學校に於ては年々學級の增加に伴ふ教員の補充頗る困難にして、有資格者を得ること甚だ少數なるを以て無資格者にて補足し、中には公學校卒業生を其の儘訓導心得に採用せる者も尠からず。斯くては兒童教育上恂に寒心に堪えざるものあり。依て之が對應策として大正八年十二月より訓導心得の採用を必要とする學校に於ては人物選定の上、學力の補足と實地の指導をなさしめつゝあるが、大正九年度には志望者を募集し一定の場所に於て學力補修實地指導を爲なす計畫中なり。

◉日用品共同購入　物價騰貴に對する對應策として廳を中心とし購買組合を設立すべく舊臘廳三課長及各係長主任會合、大體の協議を遂げしも之が經營に關しては豫め相當調査を遂ぐべき必要もあり遂に年內に設立手續の運には至らざりしが、取敢へず廳及埤圳農會職員の生活救濟の一端として庶務課主催の下に日用品の廉買を期すべく第一著に正月用木炭•餅•門松•〆飾の共同購入を實行せしに一般市價に比し非常に廉價に供給するを得たり。尙ほ購買組合設立に至る迄は引續き生活必須品の共同購入をなす豫定なり。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

◉二結叺哩沙間輕便鐵道開通　臺南製糖専用鐵道叺哩沙線は製糖原料甘蔗及九芎湖水力電氣諸機械工事材料運搬の目的を以て大正八年十月其筋の許可を受け直ちに工事に著手せしが同年十二月二十九日同社二結工場叺哩沙庄天送埤（九芎湖水力電氣工事事務所所在地）に至る延長九哩の開通を見るに至れり。

◉九芎湖水力電氣工事現況　臺南製糖株式會社經營に係る水力電氣工事は著々進行中にして本年内には大體の工事を竣成すべく目下鋭意工事を急ぎつゝあり、其現況左の如し。因みに從來一寒村たりし天送埤（九芎湖の東方約十町）は本工事著手以來在住者逐日増加し今や小市街を形成せり。殊に今般臺南製糖専用鐵道叺哩沙線の開通に依り今後一層繁榮を來すに至るべし。

一、取入口及取入口堰堤工事は降雨季に際し工事捗々しからざるも、濁水溪の本流を取入口の上流約一里半の箇所に於て假締切工事を爲して溪流を左岸方面に變更し、清水溪本流も亦た同樣に締切り、取入口附近は山腹を切割り著々工事進行中なり。

二、第一號隧道は全長四八〇間の中、兩端の外、三箇所に横坑を鑿ち目下總延長二百五十間を掘進したり。

三、第二號隧道は全長一五〇間の中兩端より堀鑿し目下延長百二十間を堀進したり。

四、沈砂池堰堤工事は中心泥土壁の根堀工事施行中なるも降雨時に際し湧水甚しき爲め工事困難を感じつゝあり。

五、沈砂池附屬の排水隧道三十七間及九芎湖谿谷放水墜道八十七間は既に堀鑿を完成せり。

六、水槽工事は地盤の堀鑿を了し遠からず周壁工事に著手せんとす。

七、鐵管線の堀鑿工事は既に切取を了し本工事に著手せんとす。

八、發電所工事は目下基礎工事堀鑿中なり。

九、放水路工事は總延長約九百間の中三百間を完成し殘餘は半成の域にあり。（一月報）

新竹廳

◉罹災救助　八月二十五日に於ける暴風雨は廳下全般に亘り損害を與ふること多大なるものあり、爲めに住家流失及全潰三百九十二戸、半潰五百五十八戸大破二千二百三十七戸の多きを算し、且死者一名、負傷者二名を出すに至りたるが、調査の結果住家流失全潰及半潰者二百五十二戸、人員千三百四十一人に對しては小屋掛料救助の必要あるを認め、督府に稟申の上概算配賦を得、戸主四圓、家族一人を増す毎に五十錢の標準を以て救助を施行したるが、被救助者は何れも咄嗟困窮の場合其の急を救はれたることゝて衷心感謝の意を表し、又一般地方民に於ても皆此行屆きたる救助の實施に對し非常に感激し居る狀況なり。今地方別救助狀況を示せば左の如し。

直轄又は支廳	戸數	人口	小屋掛料 人員	小屋掛料 金額
直轄	三四	一五三	一五三	一九五・五〇

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

新埔支廳	五	一七	一七	二六・〇〇〇
樹杞林支廳	—	—	—	—
北埔支廳	三〇	一七二	一七二	一九一・〇〇〇
頭份支廳	四九	三六八	三六八	三五五・五〇〇
南庄支廳	三	一五	一五	一八・〇〇〇
苗栗支廳	二九	一二三	一二三	一六五・〇〇〇
三叉河支廳	五六	二七三	二七三	三三二・五〇〇
通霄支廳	一六	八四	八四	九八・〇〇〇
大湖支廳	三〇	一三六	一三六	一七三・〇〇〇
計	二三二	一、三四一	一、三四一	一、五五二・五〇〇

◉救恤御下賜金頒與　八月二十五日に於ける本島暴風雨罹災民御救恤として　兩陛下より金三萬圓御下賜あらせられたる内、當廳管內へ金千三百七十五圓配布ありたるを以て、直に其の旨を一般に告示すると共に爾來嚴正なる調査を遂げ、配布上萬遺憾なきを期し、死亡者一人五圓、重傷者一人三圓、住家流失全潰一戸二圓、同半潰大破一戸一圓を配與標準に決定し、十一月三日より同九日に亘り廳長及代理官各地に出張して罹災者に之を頒與し、一視同仁の聖德を奉體し、各自家業に勵むべく諭示したるに孰れも皆天恩の洪大無邊なるに感泣せり。今其の地方別狀況を掲ぐれば左の如し。

直轄及支廳	金額	直轄及支廳	金額
直轄	二五二・〇〇〇円	樹杞林支廳	九五・〇〇〇円
新埔支廳	五八・〇〇〇	北埔支廳	九三・〇〇〇
南庄支廳	一二・〇〇〇	三叉河支廳	一八一・〇〇〇
頭份支廳	七九・〇〇〇	通霄支廳	七二・〇〇〇
苗栗支廳	一六六・〇〇〇	計	一、三七五・〇〇〇
大湖支廳	三六七・〇〇〇		

◉區書記講習會　大正八年度當廳區書記講習會は十一月二十五日開會十二月十五日を以て閉會し、其の間二十一日を算せるが、此日數中日曜二日、試驗日數二日、採點日數一日、證書授與式一日計六日を除き、實際講習を爲したる日數十五日、講習延時間八十七時間にして講師は庶務課より六名、財務課より四名を出したり。而して講習員は六張犁外十四區を除き各區より一名宛即二十六名を指定したるも北埔外四區は病氣の爲め當初より講習を受けず。又新竹外三區は「マラリヤ」若は感冒に罹り中途より缺席したる爲め、結局修了迄講習を受けたる者十七名となれり。尙修了試驗の成績を見るに受驗者十七名、最高得點者平均點八十六點九分、最低得點者平均點四十點六分、全部平均點六十八點六分にして其の成績前回に比し稍劣れるものあり。從て落第者一名を出すの已むを得ざるに至れり。之れ一は今回に於ては初めて講習を受けたる者多かりしに因るものなるべし。

◉柑橘園品評會　當廳農會に於ては明治四十二年中廳下柑橘園を擴張して一千甲步に達せしむる計畫を樹て、大正五年之が完成を遂げたるを以て、爾後は園の管理栽培の改善を計るべく連年柑橘園品評會を開催し來りたるが、本年に於ては第五回の褒賞授與式を十二月二十一日擧行せり。而して本回の

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

出品は其の總點數三百十二點にして、內百八十六點を撰拔して本審査を行ひ、受賞點數百點を得たり。其の等級別點數を示せば特等一點、一等三點、二等六點、三等十五點、四等二十五點、五等四十九點にして先づ武藤農會長褒狀を授與し、次で同會長及高田殖產局長の訓示、加福臺中廳長の祝辭並出品人總代松本徒爾氏の答辭ありて閉式せるが、當日來賓として右の外總督府より田阪商工課長、東鄉技師其他參列せられたり。

◉頭前溪隘口堤防工事の竣功　本工事は既報の如く工費十萬圓の配賦を得、地方關係民の出役を以て五月二十八日工事に著手したるが、其後九月二十五日の洪水に遭遇せしも著しき被害なく順調に進行し、十一月十五日完全に竣工せり。其結果本年の出水時に於て田畑家屋等の損害を免れたる見積額約八萬圓を算し、地方交通運輸の安全を期し得ると共に一面舊流域に沿つて約二百甲の田畑を開墾し得べく、施工の効果洵に多大なるものあり。

◉新竹廳々舍新營工事　現在の廳舍は頗る狹隘にして執務上支障尠からざるを以て、數年來新營費要求の結果督府に於ても其必要を認められ、大正七年度に於て敷地買收費及一部新營費として二十五萬圓の豫算配賦を受け、八年度に繰越し四月一日起工、警務課所屬事務室及附屬家、倉庫等の建築施行中にて年度末迄には竣功を告ぐる豫定なるが、引續き大正九年度に於て地方費區所屬地及廢墓地拂下收入に依り、廳長公室庶務課財務課其他附帶工事の完成を期する筈なり。今、現在工事中に係る建物の構造其他を示せば左の如し。

事務室	煉瓦造	二階建	三百二十二坪餘
同上	同上	平家建	一百五十八坪餘
倉庫	煉瓦造	三階建	九十二坪餘
廊下	木造	平家建	五十九坪餘

◉菜花種子無償配布　綠肥栽培の慣習なき地方に其の栽培を奬勵すると共に、慣習ある地方は勿論、其の慣習なき地方に於ても之が栽培上過燐酸石灰又は其の他肥料の施用を奬勵する督府の方針に則り、大正七年來綠肥栽培無習慣地方水田耕作者に菜花種子を無償下付しつゝあるが、本年中の下付人員三百五十一名、數量四十石、栽培面積四百九十八甲餘にして氣候適順なりし爲め目下順調に生育しつゝあり。

◉金融狀況　諸物價は益々昂騰を持續し殆んど底止する所なき狀態なるが、一面事業の勃興と一般經濟界の好況に伴ふ賃銀の昂騰は勞働者の生計を好調ならしめ、自然購買力を增大して市場は著しき活氣を呈しつゝあるが、一面電燈製材其他各種會社の新設或は增資等の企畫は一般に資金の需要を招致し、隨て銀行其他金融機關に於ける貸出金も斯種の資金貸出多き傾向を來し、漸次金融逼迫を告けんとするに至り、各銀行業者等に於ても之等放資金の貸出に警戒を加へ來れるものゝ如し。

◉產業組合の狀況　現在廳下に於ける產業組合は其の數二十六を算せるが、各種產業資金の需要增加と一般に既設信用組合の成績顯著なるとにより、本年に入りて信用組合は著しく其の數を增加し、現在組合數兼營を合して二十、其他は帽蓆業の購買販賣組合及茶業の販賣組合にして目下設立計畫中の

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

もの柑橘業の生產販賣組合其他二三あり。今大正八年十一月末現在信用組合の成績を示せば左の如し。

組合數二十、組合員六千七百七十九、出資口數三六、一五一

貸方	
未拂込出資金	四二一、〇二二、〇一〇
貸付金	一、二八九、五六一、五五〇
土地建物什器	六、〇三八、九一〇
有價證券	五三五、〇〇〇
預ケ金	六三、一六三、六四〇
假拂金	一、二二一、〇〇〇
割引手形	二〇四、二二八、〇〇〇
差引損失金	二一二、八五八
現金	四二、三四七、一五二
計	二、〇二八、三二〇、一二〇

借方	
出資金	九七四、九〇〇、〇〇〇
貯金	五四九、一二九、二九六
準備金	六六、九二四、五四四
各種積立金	二三、三二九、三七〇
未拂配當金	六、〇〇〇
借入金	二九三、一二四、五七〇
假受金	一五、七五八、八九〇
剩餘金	一〇五、一四七、四五〇
計	二、〇二八、三二〇、一二〇

貸方に損失金あるは最近設立に係り未だ剩餘金を生ぜざるものあるが爲めなり。

◉保甲及壯丁團の狀況　廳管內を通じて保數四百一、保甲聯合會並聯合壯丁團八十三、壯丁三千六百九十八人を算せるが、從來保甲役員の人選は主として門閥資產等を顧慮したる爲、比較的優良人物を擧げ得ざりし傾向ありしも、近來保甲民の內的自覺に依り補缺又は改選每に漸次適任者の當選を見るに至れり。而して保甲會議に際しては常に警察官吏を立會せしめ、必要なる示達訓示の外風俗改善國語練習、其他保甲事務等に關する意見の交換を爲さしめ以て保甲の運用に努めしめつゝあるが其の效果不尠ものの如し。

尙壯丁團に對しては大正七年二月團員の人選標準を定めて比較的優良なる人物を選定せしめ、訓練規程に依り確實に訓練を實行せしめ居る爲漸次良成績を擧げつゝあり。今本期間內に於ける廳下保甲賞罰件數其他を示せば左の如し。

保甲賞罰表

廳支廳別	過怠金 件數	過怠金 人員	過怠金 金額	保甲賞與 件數	保甲賞與 人員	保甲賞與 金額
直轄	四三一	五四四	円 九九八・二〇〇	八	一九	円 五五・〇〇〇
新埔	二〇四	三五三	二五四・六〇〇	五三	五三	一六三・〇〇〇
樹杞林	二〇一	二一六	二三六・六〇〇	四九	四九	一一三・〇〇〇
北埔	一三一	一三一	一三九・五〇〇	六	六	一八・〇〇〇
南庄	一〇八	一一八	九四・九〇〇	一	一	三・〇〇〇
頭份	一三〇	一二四	九八・〇〇〇	七	七	三三・〇〇〇
苗栗	四六一	五六六	六四二・七〇〇	三	一九	二一・〇〇〇
通霄	二三七	二九三	三四一・一〇〇	—	—	—
三叉河	一一四	一一四	一一四・五〇〇	—	—	—
大湖	二三四	二三四	三二五・八〇〇	五	五	一一・〇〇〇
計	二、二五一	二、六八三	二、八四五・九〇〇	一三二	一五九	四〇五・〇〇〇

保甲役員の懲戒處分

保正甲長別	懲罰種別 罰金	懲罰種別 剝職	懲罰種別 譴責	懲罰種別 計
保正	—	二	一	三
甲長	—	二	—	二
計	—	四	一	五

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

●堆肥製造　新竹市街より蒐集する塵芥は年々四百萬斤餘にして從來之を約百二十圓にて賣拂ひ居りしも、大正六年度より廳公共衛生費を以て建設したる堆肥製造場を年額百圓にて借受け、右塵芥は全部同所に運搬して堆肥製造を開始したるに其成績頗る良好にして、大正六年度は八百六十九圓五十錢の收入を見、翌七年度に於ては一躍一千四百五十七圓八十錢の收入を得たるを以て將來有望なる事業と認め、益々其經營方法を改善し收益を增加せんことに勗めつゝあり。

●地租　管內地租額は等則改正の結果三割九分九厘の增加なるも、部分的に觀察すれば舊地租に對し若干の低下をなせるものあり。各等必ずしも一樣ならず、元來本事業直接の目的は負擔の公平を期するにありて地租增加の如きは修正の關係上自然に生じたる結果に過ぎざるを以て、納稅者に於ても一般に其の意を諒解し何等不平の聲を聞かざるのみならず、第一期地租の如き最も圓滿に完納の好成績を舉るを得たり。即ち新舊地租額を對比すれば左の如し。

地目	甲數	筆數	舊地租額	修正地租額	差引增減額	增減步合
	甲		円	円	円	割分厘
田	三二、八八七・九一〇四	一〇〇、五〇一	二六七、八八七・一八〇	三七四、三三〇・九一〇	一〇六、四四三・七三〇	三九七
畑	二三、五五三・一八六五	五一、一六九	四二、五三八・六一〇	六〇、〇六二・三二〇	一七、五二三・七一〇	四一二
養魚池	四・六五六八	二	一・八六〇	六・五二〇	四・六六〇	二五〇五
計	五六、四四五・七五三七	一五一、六七二	三一〇、四二七・六五〇	四三四、三九九・七五〇	一二三、九七二・一〇〇	三九九

●林野整理　當廳に於ける林野整理は大正七年四月より調査に著手せられ、大正八年十二月實地調查の終了を告げたり。其の內引受を了したるもの及引受見込のもの左表の通にして、之を引受前即ち大正七年一月一日現在高に對比すれば甲數に於て八割五分、筆數に於て二割六分の增加を見るに至るべし。

大正七年一月一日現在		同七年十二月以降八年十一月迄引受高		八年度中引受見込高		合計	
甲數	筆數	甲數	筆數	甲數	筆數	甲數	筆數
甲 七六、八五九・三五九七	二二、八五八	甲 四二、二七九・四二三八	三二、七三一	甲 二三、三五六・〇〇〇〇	二三、三五六	甲 六五、六三五・四二三八	五六、〇八七

●所得稅及戰時利得稅　所得稅及戰時利得稅は事業の發展、物價の昂騰並會社の新設等に伴ひ自然增加を來したるが、今現今迄に決定したるものを前年度に對比すれば左の如し。

其の一

種別＼年度	七年度	八年度 決定濟額	八年度 決定見込額	八年度 計	差引增△減額
	円	円	円	円	円
課稅標準額	一〇九、四二八・五三五	一九一、五三二・九三〇	一八、〇〇〇・〇〇〇	二〇九、五三二・九三〇	一〇〇、一〇四・三九五
稅額	六、五二一・六七〇	一三、六二七・九三〇	一、三五〇・〇〇〇	一四、九七七・九三〇	八、四五六・二六〇

其の二

種別＼年度		七年度	八年度 決定濟額	八年度 決定見込額	八年度 計	差引增△減額
		円	円	円	円	円
利得稅	個人	三、一八〇・〇〇〇	五七、七八七・〇〇〇	—	五七、七八七・〇〇〇	五四、六〇七・〇〇〇
	法人	二八、七六二・四九〇	五五、六二七・〇〇〇	七、三〇〇・〇〇〇	六二、九二七・〇〇〇	三四、一六四・五一〇
	計	三一、九四二・四九〇	一一三、四一四・〇〇〇	七、三〇〇・〇〇〇	一二〇、七一四・〇〇〇	八八、七七一・五一〇
稅額	個人	四七七・〇〇〇	八、六六八・〇五〇	—	八、六六八・〇五〇	八、一九一・〇五〇
	法人	五、七五二・〇〇〇	一一、一二五・四〇〇	一、四六〇・〇〇〇	一二、五八五・四〇〇	六、八三三・四〇〇
	計	六、二二九・〇〇〇	一九、七九三・四五〇	一、四六〇・〇〇〇	二一、二五三・四五〇	一五、〇二四・四五〇

●砂糖消費稅　砂糖は大正七年期以來米價の騰貴に伴ひ蔗作

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

著しく減少したる爲め製造高頓に減少の趨勢を示せるも大正八年期豫想高は當業者鋭意獎勵の結果漸く其の現狀を維持するを得て著しき增減なきが如し。而して大正九年期は糖價の暴騰に鑑み、糖業者は競ふて蔗園の增殖に盡瘁し、同時に新式工場の增設等鋭意斯業の擴張に努め、或は贌耕契約に依りて自作蔗園を增大し或は前貸出法を改善して一般獎勵に資する等著しく增收の計畫を樹て、一面改良糖廍、舊式糖廍に在りても亦糖價の騰貴を見越して競ふて蔗作の獎勵に努めつゝあるを以て來る大正九年期に於ける產糖豫想高は著しく增加の見込なり。今是を表示すれば左の如し。

大正七年期實績

區分	場數	原料	製糖高	步留
新式製糖場	二	九七、一九九、一七四斤	八、七二九、八〇六斤	九〇
改良糖廍	三	三九、八九九、〇〇五	三、六四三、九三四	九一
舊式糖廍	八一	一四〇、七九九、五六八	九、三五四、八〇五	六六
計	八六	二七七、八九七、七四七	二一、七二八、五四五	

大正八年期豫想

區分	場數	原料	製糖高	步留
新式製糖場	三	一八六、五〇八、九九一斤	一六、七二二、四〇一斤	九〇
改良糖廍	五	二〇、三九八、二七〇	一、九五九、二四三	九一
舊式糖廍	六八	四七、七四四、九七八	三、一五一、一六八	六六
計	七六	二五四、六五二、二三九	二一、八三二、八一二	

大正九年期豫想高

區分	場數	原料	製糖高	步留
新式製糖場	五	二六一、一一二、五八七斤	二三、五〇〇、一三四斤	九〇
改良糖廍	三	二八、五五七、五七八	二、五九八、七三九	九一
舊式糖廍	六八	六六、八四二、九六九	四、四一一、六三五	六六
計	七六	三五六、五一三、一三四	三〇、五一〇、五〇八	

◉酒造稅　酒精は大正七年四月帝國製糖株式會社に於て初めて之が製造に著手し、爾來工業界の興隆に伴ひ需用日を追ふて多きを加へ隨て豫期以上の造石を爲すに至れり。即ち大正七年度中の査定高は六、〇三八石三七九合、大正八年度(自一月至十一月)査定高五、七九三、六六一にして、今後本年度最終迄の製造高を加算すれば優に七千石以上を製造し得る見込なり。而して該酒精の用途は主として內地工業用に供せられ、一部分外國輸出を爲すの外島內に於て消費せらるゝもの極めて少數なり。即ち之を表示すれば左の如し。

區分	大正七年度	大正八年度
內地移出	四九一、九〇〇石	五、二九九、三〇〇石
外國輸出	一、〇七八、八〇〇	三四六、八〇〇
島內	四五、六七九	一四七、五六一

其他の酒類製造業者は一般に小規模にして各年著しき增減なきも、近來諸物價殊に原料米の騰貴に伴ひ、舊來の拙劣なる製造操作にては到底他に對抗する能はざるを自覺し、意を釀造法の改良に致し以て漸次步合の向上を計るに至れり。今大正七年度査定高及大正八年度査定見込高を示せば左の如し。

區分	釀造酒	蒸餾酒	再製酒	計
大正七年度査定高	一八一・七八四石	七、九一〇・二八四石	二七四・三五五石	八、三六六・四二三石
大正八年度査定見込高	一三二・〇八二	八、八九一・三一一	二七二・〇八〇	九、二九五・四七三

◉地方稅　地方稅は大戰以來經濟界の膨脹及物價の騰貴に伴

ひ年を逐ふて增加の趨勢を示せるが、就中時局の影響を受け著しく增加せるものは營業税にして、今旣往五年間に於ける調定額を擧げ以て其增加の狀況を示せば左の如し。

大正四年度	大正五年度	大正六年度		大正七年度		大正八年度	
税額	税額	税額	五年度に比し增加割合	税額	五年度に比し增加割合	税額	五年度に比し增加割合
円 六二、九一一	円 六二、八九一	円 八五、九二五	割 三・六六	円 一〇四、一四六	割 六・五六	円 一三八、三九一	割 一二・〇一

備考（一）營業税は前年一月より十二月に至る營業實蹟を其翌年度の課税標準とし之に依りて其税額を算出せり。

（二）外に大正八年度税額十三萬八千三百九十一圓の內、十三萬千八百十九圓は大正八年四月より同十一月に至る九箇月間の調定濟額なるも、大正九年一月より同三月に至る三箇月は不明に付旣往五箇年間に於ける一、二、三の三箇月分を平均算出して六千五百七十二圓と推定したるものなり。

右に依れば大正五年度（大正四年歐洲戰の翌年）は大正四年度（歐洲戰亂の當年）に比較し何等の增減なきも同六年度（戰亂後二年）に至れば三割六分六厘を增加し、同七年度（戰亂後三年）には一躍して六割五分六厘、同八年度（戰亂後四年）は更に躍進して十二割餘を增加せり。之れ主として物價の騰貴に伴ふ自然の結果にして、大正八年中に於ける物價騰貴の趨勢は一層急激なるものあるを以て、大正九年度に在りては方に二十割を突破すべく豫想されつゝあり。

●徵收成績　前述の如く各種事業の勃興並諸物價騰貴に伴ひ國税、地方税を通じて税額の增加を見たるに拘らず納税成績は逐年良好に向ひつゝあり。之れ蓋し一は納税觀念の向上に因るは勿論なりと雖も、一は經濟界の膨脹に隨ひ金融圓滿にして一般に富の程度增加したるに基因せるものと認めらる。今本年度收納步合を前年度に對比すれば左の如し。

年度別	地租 前期	地租 後期	地方税 前期	地方税 後期
七年度	九九九	一、〇〇〇	九九二	九九一
八年度	一、〇〇〇	—	九九五	九九三

●新竹婦人國語練習會　廳下に於ては各地に本島人婦人會開設せられ風習改良、國語普及等に活動し居るも、多くは短時間の國語練習を主としたる會合にして、眞に本島婦人をして國風に諄化せしむるには遺憾の點尠からざるに鑑み新竹街有志の切なる希望を容れ、愛國婦人會新竹幹事部の主宰に依り新竹婦人國語練習會を起し、大正八年十月二十五日發會式を擧げ、爾後每土曜日新竹女子公學校に會合し、新竹女子公學校長新竹幹事部幹事外有志の夫人及小公學校女教師等指導の下に國語・作法・家事・裁縫・手藝等の習得に餘念なく會を重ぬること八回に及び、現在會員數四十四名を算せるが是等會員は槪ね中流以上の婦人にして內地人婦人との接觸により其擧止・國語・動作等の上に日々良好なる進步を示しつゝあり。尙本會は國語、國風を習得すると共に婦德を修養し、會員相互の親睦を敦うし、婦人の務むべき事を講習せしむるを以て目的とし、將來永久に存續せしむる計畫なり。

●區長表彰祝賀會　廳直轄六張犁區長何樹滋は資性温厚篤實にして、明治三十年以來二十有餘年區長の職に在りて成績優秀なるのみならず區民の信望厚く、他の模範たるの廉を以て

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

本年六月十七日始政記念日に際し總督閣下より表彰せられたるに因り、區民は其の徳を頌すべく十二月十六日午前九時より鹿場公學校に於て盛大なる表彰祝賀會を擧行したるが、當日廳長其他關係吏員等臨席せり。(大正八、十二月報)

南投廳

●南投廳舍增築工事竣成　大正八年四月二十五日起工せし南投廳舍の增築及附屬家は十二月二十七日全部竣功し、新廳舍は庶務課事務室に充つること丶なり、翌二十八日直に之に移轉せり。總坪數二百九十五坪四合六勺、此工費六萬一千六百八十圓なり。今其內容狀況を詳記せば左の如し。

一、廳舍は煉瓦造二階建洋式、木造小屋內地瓦葺、二階床階段共鐵筋コンクリート造、室內天井壁共漆喰塗、坪數百七十五坪八合四勺、階上は事務室、民事調停室、宿直室にして階下は倉庫豫備室、公衆溜階段室等なり。

二、廳長公室は煉瓦造平家屋根は木造洋式小屋、但內地瓦葺並に鐵筋コンクリートコンパウンド葺、坪數五十坪四合三勺にして事務室、應接室、待合室、便所等に分つ。

此外渡廊下、答刑室、彈藥庫、倉庫總坪數六十九坪餘あり。

●公共埤圳埔里社圳臨時組合會議　公共埤圳埔里社の灌漑甲數二千百六十六甲中前後兩期共に灌漑し得べき甲數は千二百三十甲にして、殘九百三十六甲は單に後期作のみなり。然るに埔里社の東方番地內に鯉魚窟と稱する面積二十二甲の池あり。之を修築して一大貯水池となすときは前期作の插秧用水に充て得べく、一面守城份圳を改修するときは其水量を增加して更に同期の成養水を補ふて尙福興庄に約百甲の新田を作り得べき見込あるを以て、右貯水池の修築及守城份圳の改修事工の調査測量を行ふべく豫算金二千圓を揭上して大正八年十二月三日埔里社埤圳事務所に於て臨時組合會を開催せしに、米作有利の現下地方民一般の福音なりとして滿場一致大贊成を以て之を可決し、目下其筋に申請中なり。因に本工事費は概略二十二萬圓を要する見込なり。

●學事打合會　大正八年十二月二十二日より二十四日に至る三日間南投小學校講堂に於て小公學校長分校主任學事打合會を開催せり。總督府よりは土性視學臨席せられたり。左に其狀況を揭ぐ。

第一日、午前九時南投廳長臨場劈頭田總督閣下の御訓示を傳達せられ、次に普通教育の本旨たる國民性の涵養に付き力說し、教授訓練の徹底、教職員心身の修養、學校衞生、實業教育、女子教育、半途退學防止、社會教育、卒業生の指導、國語減退防止策の積極消極の各方面に亘りて詳細に懇切に訓示あり。次に諮問事項「訓育の徹底に關し實施せる主なる事項の狀況を問ふ」に移る。各員何れも緊張の態度にて各校特色の答申ありて午後四時半散會。

第二日、午前八時開會。左記打合事項十二件、注意事項七件の打合及注意を爲し、又土性總督府視學より訓練は人格主義に依るべきを高調し、且小學校●公學校の教授訓練養護の各方面に亘りて有益なる講演あり。

打合事項

(1)教育研究會實施の件　(2)小公學校職員製作品陳列會に關する件　(3)事

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

農作指導に關する件（4）教育設備に關する件（5）大正九年度各學校豫算下調の件（6）南投體育會組織の件（7）操行査定に關する件（8）通信簿使用の件（9）土地の狀況により公學校設立區域を共同にすること（10）學校衛生に關する件（11）國語普及會改善の件（12）地方教化實蹟向上の件

注意事項

（1）諸會同報告の件（2）歸省者護轉地療養願等の手續に關する件（3）進達物期限格守の件（4）煙草試作の件（5）學校の經濟的經營に關する件（6）出張に關する件（7）修繕及物品購入に關する件

第三日は本年七月內地教育視察を命ぜられたる埔里林圮埔、牧野南投の二公學校長の有益なる視察談ありて午後四時閉會せり。

◉平和記念南投體育會　時代の進運は益々能率增進を要するに至れり。能率增進の根元は精神及身體の健全を圖るに在り。南投廳下の體育は御厨廳長莅任以來の高調によりて益々向上しつゝありしが、今般更に一層廳下官民の心身修養鍛錬を圖らんが爲め、平和記念南投體育會を設立し近く大會を南投に開かんとす。體育會の規程左の如し。

平和記念南投體育會規程

第一條　本會は平和紀念教育會ト稱シ心身の修養鍛練につとめ教育の向上を圖るを以て目的とす

第二條　本會を南投に置く

第三條　本會は廳下在住者にして本會の目的を贊成する者を以て組織す會員を別ちて左の二種とす

一、正會員

二、贊助會員　本會の事業を贊助する者

第四條　本會の目的を達する爲め每月一回例會每年二回大會を開き左記各部の競技を行ふ

國際競技部（徒歩、槍投、砲丸投、圓盤投、高飛、幅飛等）

柔道部

劍道部

野球部

庭球部

弓術部

各部の細目は別に之を定む

第五條　本會に左の役員を置く

會　長　一　名　南投廳長を推戴す

副會長　二　名　南投內地人組合長及南投區長

評議員　若干名　會長より囑託す

幹事及委員　若干名　部會員の推選とす

書　記　一　名　會長の指定とす

第六條　本會役員の任務左の如し

會長は本會事務を總理し副會長は會長を輔け會長不在のとき其の代理をなす

評議員は會長の命を受け本會事業に付きて評議す

幹事及委員は會長の命を受け競技に關する事項を掌る

書記は會長の命を受け會計及庶務に關する事項を處理す

第七條　本會に要する經費は寄附金を以て之に充つ

但し必要に應じ會費を徵收することあるべし

第八條　本會に入會せんとする者は會長に屆け出づべし退會せんとするとき亦同じ

第九條　各支廳所在地に支會を置く支會長は支廳長を以て之に充つ

第十條　支會の事業役員經費等一切本會に準す

第十一條　本會々則を變更せんとするときは二十名以上の贊成者を以て會長に申出づるものとす

◉林圮埔竹林組合解散　大正七年十月組合總會に於て組合解散の動議成立し、之れが認可を所轄廳に申請中の處、單純なる解散は當初組合設立の精神たる竹林產物の改善發達に阻害あるを認め、廳は相當審議を重ぬると同時に地方住民にも考

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

慮を促したりしが、此組合員を主たる株主とせる林圯埔產業株式會社が其の附帶事業として從來組合の經營しつゝありし事業を擧げて會社に引受け、會社本然の事業として經營すべき旨を決議し、一面之れが指導監督を所轄廳に願出でたるを以て、廳は會社が此擧に至でたるを諒とし、又會社自身も之れを徹底的に實行することの直接及間接に會社の利益を增進する所以にして竹林保管者と會社が二者一體的關係の下に協議協助して福利の增進を圖らしむるの良策なるを思ひ、大正八年十二月解散認可指令を交付せり。

◎南投煙草小賣人組合設立　組合は煙草小賣營業の改善發達を圖り、政府の販賣機關たる任務を完ふする目的を以て南投堡、武東堡、北投堡月眉厝庄の小賣人を以て組織し十二月一日設立せり。其組合員八十三名、組合長に金子繁三郎氏、副組合長に蕭如意氏當選就任せり。

◎諸營業者の劇增　臺灣電力株式會社の施設に係る輸送機關の特設工事及發電所工事着手以來其影響として同方面に諸營業者の新規開始著しく增加せり。其業別人員大略左の如し。

物品販賣業	九十二人	貸付業	五人
旅人宿業	七人	料理店業	二人
飲食店業	八人	運送業	六人
請負業	九人	製造業	二十二人
周旋業	二人	理髮店業	三人
計	百五十六人		

（一月報）

臺南廳

◎區書記事務講習會　臺南廳第十一回區書記事務講習會は十一月二十七日以來臺南市錦町二丁目陳聚德堂に於て開會し居たるが十二月八日會期滿了、同日午後三時同所に於て講習證書授與式を擧行し、猪股講習會長の經過報告ありて後講習證書を交付し、尋て講習成績優等者塩仔內區書記張心安・蕭壠區書記黃連標・下營區書記徐清山・大湖區書記林潮斌及安平區書記塩高冠の五名に對し賞品の授與あり、夫れより廳長は一場の訓示を爲し、講習員總代塩仔內區書記張心安之れに對し答辭を述べ式を終れり。

◎參事區長會議　十二月二十三日午前九時より臺南公館に於て參事區長會議を開き、猪股庶務課長開會の辭を述べ、枝廳長一場の訓示を與へたる後左記協議事項及注意事項に就き夫々意見を交換し、或は關係事務主任者より說明する等ありて午後一時半終了せり。出席者は廳長・各課長・各係長其他關係職員及參事七名・區長七十五名にして會議後廳長より出席者一同に對し晝餐の饗應を爲せり。

▲協議事項

臺南神社建立寄附金募集に關する件

▲注意事項

區長役場掲示場に關する件、區長職印に關する件、官佃溪埤圳工事に關する件、地方稅金送附に關する件、

◎小公學校長會議　十二月十七日及十八日の兩日間廳下小公學校長並分敎場分校首席敎員八十五名を召集し、臺南公館に於て學事打合會を開催せり。總督府よりは野口視學官及守屋視學臨席し、廣江臺南中學校長・志保田臺南師範學校長・加藤商業專門學校長等も列席せり。

十七日午前九時開會、枝廳長の訓示ありたる後諮問事項全部

の答申を終り、十八日は打合事項及注意事項に就き討議を爲し、尋て野口視學官・守屋視學の訓話及び加藤、志保田、廣江各校長の講演ありて閉會せり。諮問事項打合事項及注意事項等左の如し。

▲諮問事項

（一）小學校を中心としたる社會教育事業の實際並將來の計畫如何（二）國民性の涵養國語の普及實業教育の徹底を期する爲め特に留意して施設し又は實施せんとする事項如何（三）小公學校兒童の母國人並本島人に對する訓練の實際及將來の計畫如何（四）校內職員指導の實際並教授訓練管理其の他學校經營等に關し特に研究調査して實施し又施設せんとする事項如何

▲打合事項

（一）教育講演會に關する件（二）小學校兒童成績考査方法に關し取扱方の件（三）夏季講習會は自然物に關する實驗的講習を爲すこととし管內各地方別に開催するの件（四）小公學校と中等學校との打合會を開催するの件

▲注意事項

（一）中等學校との連絡に關する件（二）中等學校入學志願者に關する件（三）一般教授訓練に關する件（四）各科教授上に關する件（五）小學校と公學校との連絡に關する件（六）旅行轉地療養等に關する件（七）授業料に關する件（八）統計其の他報告書に關する件

◉簡易實業學校設立請願　大正九年度より公立簡易實業學校を設立せんとして已に出願中のものは鳳山、關帝廟、蕭壠、大目降の簡易農業學校、打狗の簡易商業學校、安平の簡易水產學校の六校なり。

◉公學校新設又は昇格請願　大正九年度より公學校の新設又は昇格を請願せるもの次の如し。

安業、茉港尾、塩仔內及蘇荳第二の各公學校

茄拔、仁武、五甲、歸仁南、關仔內、茱簝、三塊店の各分校。

分校を本校に昇格せんとするものは西港仔、北仔店、新市、仕隆、港仔墘及阿嗹の各校なり。

其の他地方向學心の勃興に伴ひ學級增加を出願するものも亦頗る多く其の數已に百學級を超過せり。

◉國語普及近況　大正八年十二月末日調査に依れば廳下國語普及に關する施設としては國語夜學會、婦人會、少女會等二百二十二箇所會員數男一萬一千九百六十五名、女一千四百六十二名、合計一萬三千四百二十七名なり。而して之が期間は三箇月乃至一年にして講師は公學校職員並警察官吏等主として之に當り、區書記保甲書記其の他公學校卒業生等も亦助力參加しつゝあり。學校職員と警察官吏との連絡益密接にして互に戮力協心以て國語普及に努めつゝあり。

◉蠶業傳習生修業式　臺南廳農會は蠶業獎勵普及上簡易蠶業教育を施す爲め大正元年以來每年蠶業傳習生を募集して之を養成し來りたるが、大正八年七月第十一回傳習生修業式を擧げ、又十二月二十四日第十二回傳習生修業式を行ひたるが、其の修業者は十四名にして當初より累計百五十八名に達せり。

◉產業組合の創設　有限責任臺南信用組合は其の區域を臺南東、西區を一圓とし、總出資口數九百五十三口（一口五十圓）、總組合員九十五名にて其の設立に關し申請中の處、大正八年十二月八日許可指令に接せり。

◉甘蔗露菌病驅除豫防　我臺南廳下に於ける甘蔗露菌病は、明治四十四年始めて大目降附近に發生せし以來之が防除施設に腐心すること多年なるも今日に及びて尙未だ之を根絕せしむるに至らざるは遺憾とする所なり。但大正七年中より其の

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

病害劇甚を極むる二層行溪以北の地點に對しては集中的防除施設に著手せしに其の効果顯著にして漸次終熄の傾向を呈せり。

大正八年度に於ける本病の驅除豫防は、甘蔗の生育時に於ける搜索驅除及收穫時に於ける燒拂驅除の二法を實施すべき計畫を立て、前者は既に之が實行を完了し、後者は現に著手中に在り。今既に施行したる搜索驅除の概況並に其の成績を左に示す。

一、廳下二層行溪以北に於ける車路墘、三崁店、灣裡、總爺、蕭壠及新營庄の六製糖所區域內蔗園一萬百三十六甲に對し搜索驅除を爲すに際し、便宜此地域を十九搜索區に分ち、各區に廳員一名乃至二名及關係製糖會社出役補助員約二十名を以て一團とせる搜索隊を編成し、各毎月擔當區域內蔗園の全部に對し數回反覆搜索を實施し、本病の存在を發見したるときは其の罹病株及其の近接蔗株にして病害傳播の虞あるものは共に之を掘起し、以て本病の蔓延を制壓するに努めたり。

搜索期間は五月より十一月に至る七箇月間に亘り連續施行せり。此の間七、八月の雨期及暴風襲來に際會し實行上不尠困難を生じたるも、大體に於て豫定の通り其の計畫を遂行し得たり。而して本搜索に從事したる製糖會社出役補助員延人數二萬一千九百二十四人にして、此の經費八千五百三十九圓六十五錢に達せり。此等の補助員は二十一名の廳員と俱に協力動作して、露菌病發生蔗園四十一甲五分三厘、罹病株數四百二十一株を發見したるが其の病株は近接傳播の虞ある蔗株と共に之を掘取り悉く地中二尺以下に埋沒したり。之を前年の實施成績に對照するに病株發生園面積は前年二百七十四甲、大正八年四十一甲にして八割四分の減少なり。又罹病株數は前年千九百二十株、大正八年四百二十一株にして七割八分の減少を示せり。而して各製糖所區域別に於ける狀況を見るに前年より被害の程度を增したるは新營庄區域にして、其の他は何れも前年より減少せり。就中灣裡三崁店の兩製糖所區域は格段なる減少を示せり。之れ此兩區域は前二箇年に亘り被害の劇甚なる七街庄に對し大々的蔗苗更新驅除を實施せるゝ効果なりと信ず。又現に實施中の燒拂驅除は搜索驅除の際に於て病害の蔓延を防止したりと雖も未だ以て之が絶滅を期し得たるにあらざるを以て、甘蔗收穫時を機とし、根本的に驅除を圖る爲め燒拂並に採苗禁止の方法を計畫するに至れり。而して十二月十四日關係支廳長及製糖會社當事者は、驅除實施上に就き諸般の協議を遂げ、十二月廳令第十一號發布と共に十二月二十日より之れが實施に著手し、大正九年一月二十五日を以て之を完了せんとす。

燒拂驅除の區域は搜索驅除の際に於ける各蔗園の狀況並に其の位置、地形等を考察し、驅除豫防上必要なる區域を査定し、累前年の標準に據り實施することゝ爲せるも灣裡、三崁店の兩製糖所區域內は病害劇甚ならず、且つ其の蔗苗の關係に鑑み從來の集團的更新驅除を中止し、一部分的更新驅除に依るも充分驅除の目的を達し得べきを

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

認めたり。又新營庄製糖所區域內は、本年に於ける栽株發生狀態險惡なると、嘉義廳界に隣接せる關係とに依り特に前年の程度より較々廣き區域を查定するに至れり。而して其の驅除豫防に至ては前年の方法を襲踏して實効を擧げんとす。思ふに我廳下の甘蔗露菌病は明治四十四年以來九箇年間に亘る防除制壓に因り、著しく其の病害を輕減せる狀況なるを以て、此の機を失せず極力之が防除に努むるに於ては、其の殲滅を見ること亦難きに非らざるべし。

●「コレラ」病の狀況　廳下に於ける「コレラ」病に關する狀況は曩に其一班を報道せしが、最初該病毒を紅毛港庄及其隣接地に於て局限すべく極力豫防制遏に努めたる結果、九月初頭に於て殆んど終熄の狀を呈して稍〻小康を得たりしに、同月八日に至り打狗市街に發生し、次て楠梓坑支廳下にも同病患者を出し、同十一日には廳直轄安平街に突發し、續て其連接海村なる瀨裡庄を襲ひ、同十九日には更に臺南市に侵入し來り茲に廳下の大半は「コレラ」病菌地たるの狀況となれり。爾來廳直轄各庄竝北門嶼、蕭壠、阿公店、大目降、瀨裡、關帝廟及蔴荳の各支廳下にも蔓延するに至り、剩す處は僅に噍吧哖六甲の二支廳下のみとなれり。初發以來一市五街六十一庄を侵し、病勢の最も猖獗を極めしは十月中にして、十一月末に至り漸く減退するに至れり。其月別發生患者數は七月五十七名、八月百十名、九月百四十九名、十月五百四十七名、十一月百七十六名なりき。

本病の豫防制遏の概況は既に十月號誌上に之を報道せしが、尙八月一日臨令を以て「コレラ」病の疑ある疾病に對し、臺灣傳染病豫防令の全部を適用すると共に同日より各發生地に檢疫委員を設置し、又發生地に假避病舍を設けて檢疫醫を配置し各部署を定め患者の治療●交通遮斷、住民の健康調査、患家の消毒、死體の措置等に當らしめ、其他蠅族の驅除、飲食物の取締、飲食器具の消毒、飲料水及雜用水の取締、病毒浸潤の虞ありと認むる河海に於ける魚撈の中止、又は便所の消毒方法等を講ずるの外、一面には豫防心得書を全廳下に配付して各個人の注意を喚起し、且街庄に於ては保甲をして宴會●祭典及演劇等人民の辟集するを避けしめ、又臺南市の如きに在りては生魚類其他病毒傳染媒介となるべき飲食物の行商を禁止せるのみならず宿屋、料理屋、飲食店及貸座敷等に對しては特に生物を食膳に供するを避けしめ、且各種飲食物調理上の注意便所の消毒及蠅族の驅除並に防蠅の設備等を實行せしめ、且停車場の取締を嚴密に行ひ、患者の昇降に注意し、各驛には消毒盤を設備せしむる等遺漏なき處置を爲せり。而して病毒伏在の危險帶と認る各街庄の人民に對し極力豫防注射を勵行し、廳下人口五十八萬三千人に對し約半數の接種を爲したり。此外尙廳下一般に消毒的清潔法を施行し、家屋內外の清掃は勿論汚水下水の排除等を爲さしめ以て病毒潜在の患なからしむるに努めたり。

以上は廳下に於ける「コレラ」病の防遏施設の概要なるが、當初同病發生の際に在ては街庄民中往々之を隱蔽する者ありて防遏上大に苦慮する所ありしを以て、當該職員をして懇ろに是非を說かしめ病毒の恐るべきを諭さしめたるに、所在人

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

民に在ても亦親しく病勢劇烈にして其傳染の迅速なるを見て畏怖の念を生せる結果、漸次患者發生を隱蔽する者なきに至りて防遏作業上便宜を得たり。今病患者發生以來の統計を各街庄別に示せば左表の如し。

虎列刺病發生終熄街、庄、別調査表

發生街庄名		街庄別人口	眞性患者 患者	全治	死亡	患家戸數
鳳山支廳	鳳山下里紅毛港庄	三、五〇七	一五八	六九	八九	九七
同	同　里大林蒲庄	一、八三三	五	二	三	五
同	同　里港仔墘庄	七九七	六	一	五	九
同	大竹里鳳山街	五、五六六	二	―	二	二
同	赤山里山仔頂庄	二一八	一	―	一	一
同	大竹里籬仔內庄	六三三	四	―	四	二
同	同　里五塊厝庄	六三五	一	―	一	一
計		一三、一八九	一七七	七二	一〇五	一一七
打狗支廳	大竹里打狗市街	一八、七五二	一四	六	八	一四
同	大竹里中州庄	一、七六三	―	―	―	一
同	同　里前鎮庄	一、一九九	一〇	四	六	九
同	興隆外里左營庄	五、六〇一	八	四	四	六
同	大竹里苓雅寮庄	三、九六九	一五	三	一二	一二
計		三一、二八四	四七	一七	三〇	四二
楠梓坑支廳	觀音中里大社庄	六七七	三	一	二	三
同	同　里三奶壇庄	二、三七〇	一四	七	七	六
同	同　里林仔邊庄	四七九	一	―	一	一
同	半屏里後頸庄	一、九〇〇	六	一	五	六
同	同　里右冲庄	二、〇八八	四	―	四	三
同	仁壽下里下鹽田庄	七八三	三	一	二	五
同	同　里援中港庄	一、二九四	八	―	八	六
同	同　里仕隆庄	一、三四四	六	二	四	六
同	同　里五里林庄	一、〇七八	一三	二	一一	七
同	同　里白樹仔庄	一、五〇八	八	二	六	四
同	同　里九甲圍庄	一、六〇二	一〇	二	八	八
計		一五、一二三	七六	一八	五八	五三
直轄	臺南市	六五、八七七	一一三	二七	八五	九八
同	効忠里安平街	五、六七一	五〇	二〇	三〇	四〇
同	永寧里灣裡庄	五、九五七	四三	二	四一	四八
同	外武定里安順寮庄	三、七一八	五五	九	四六	四四
同	長興上里大灣庄	四、三九二	二〇	九	一一	一一
同	外武定里媽祖宮庄	三、二一九	一七	四	一三	一五
同	永康上中里埔姜頭庄	一、八一〇	九	四	五	七
計		九〇、六四四	三〇六	七五	二三一	二六三
北門嶼支廳	溪底寮、庄	一、九八二	三四	一七	一七	二七
同	同　堡北門嶼庄	六、〇六〇	八	二	六	八
同	同　堡學甲庄	六三九	―	―	―	一
同	同　堡學甲寮庄	一、四五二	―	―	―	一
同	同　堡蚵寮庄	一、三〇二	―	―	―	一
計		一一、四三五	四二	一九	二三	三八
蕭壠支廳	蕭壠堡蕭壠庄	四、八三八	三	一	二	二
同	同　堡下山仔寮庄	一、三五六	一三	八	五	一二
同	同　堡七股寮庄	一、二九六	四	二	二	四
同	西港仔堡大寮庄	一、三三〇	二	―	二	二
同	蕭壠堡後港庄	二、一六四	五	一	四	三
同	同　堡香仔寮庄	二、一五一	二	二	―	二
同	漚汪堡山仔脚庄	二、〇二五	一三	七	六	一三
計		一五、一六〇	四二	一一	三一	三七
阿公店支廳	仁壽上里阿公店街	二、二七四	一	―	一	一
同	同　里梓官庄	二、九五七	一三	三	一〇	四

同	維新里牛路竹庄	二、三八六	一	｜	一	二
同	仁壽上里大舍甲庄	一、三四三	四	一	五	四
同	文賢里圍仔內庄	三、九七一	一〇	一	九	九
同	同　里洋墘庄	二、八一一	五三	一八	四	二六
同	仁壽上里蚵仔寮庄	二、六六七	二九	七	二三	二三
同	同　里深底庄	二、二三八	九	五	四	五
同	文賢里頂茄萣庄	七、八四六	一五九	七二	六七	九五
同	仁壽上里茄苳坑庄	五四一	二	｜	二	二
同	同　里赤崁庄	二、三九六	一六	四	一二	一二
同	同　里舊港口庄	一、五八二	二	一	一	一
同	文賢里崎漏庄	六七五	二	｜	二	二
計		三四、六八七	二五九	一二	一四八	一八四
大目降支廳	廣儲西里王田庄	三七八	一	一	｜	一
同	廣儲東西知母義庄	六五七	一〇	四	六	五
同	外新化南里潭頂庄	八五二	五	二	三	三
同	新化南里社內庄	一、二〇四	一	｜	一	二
同	廣儲東里洋仔庄	四九〇	二	｜	二	二
同	同　里竹仔脚庄	五二八	五	｜	三	三
同	廣儲西里崙仔頂庄	七三七	三	一	二	二
同	大目降里大目降街	四、六二〇	二	一	一	三
計		九、四六六	二七	九	一八	二二
灣裡支廳	安定里東堡嘉弄庄	二、四六八	四五	二四	二二	四〇
同	善化里西堡小新營庄	九四二	七	五	四	五
同	安定里末堡港口庄	二、六七七	二	｜	二	二
計		六、〇八七	五四	二七	二七	四五
關帝廟支廳	崇德西里剖猪厝庄	五四二	｜	｜	｜	二
同	堡西里八甲庄	一、九九五	一	｜	一	四
同	歸仁北里歸仁北庄	三、五三六	五	｜	五	八
同	歸仁南里歸仁南庄	一、六〇二	一	｜	一	一
同	崇德西里大潭庄	九五〇	一	｜	一	一
計		八、六二三	八	｜	八	一六
蔴荳支廳	蔴荳堡蔴荳庄	八、七〇五	一	一	｜	一
計		八、七〇五	一	一	｜	一
總計		二四四、四〇五	一、〇五九	三七〇	六六九	八一五

備考（一）患者發生月日は初發七月二十三日、最終十一月二十四日なり

（二）右の表以外全體に於て疑似患者五十四名、内全治十二名、死亡四十二名あり

（三）打狗市街患家戶數中に船舶一を含む此發生患者眞性二疑似二とす

●牛疫の狀況　廳下の牛疫は明治四十年以來連年間斷なく諸所に流行し、就中最も猖獗を極めたるは明治四十五年及大正二年の兩年にして未曾有の大流行を爲し、其慘狀實に名狀す可からざるものありて、畜産界の前途に杞憂を抱かしめたるも、極力防遏に努めたる効果空しからず漸次病勢衰退に向ひ爾來斯る大流行を見ざるも尙且時々斷續的に諸所に發生しつゝあり。然も病勢概して緩慢にして往年の如き劇烈を呈するに至らざるは幸なりと云ふべし。然るに今に尙之を根滅し得ざる所以は、其の原因に種々ありと雖も主として、病牛の隱蔽、斃死牛の密埋却或は病毒保有牛の移動等の爲めに病毒を散亂するに基因するものなりとす。之れが取締に就ては常に保甲役員及畜牛保健組合を督勵して最善の方法を講じつゝありと雖も、元來衞生思想幼稚にして公德心に乏しく、單に利己行爲にのみ汲々たる本島人の腦裡に未だ充分に其主旨を徹底せしめ得ざるは甚だ遺憾とする所にして將來尙ほ努力を要する所以なり。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

今大正八年中に於ける本病流行の概況を述べんに、一月より八月迄の期間に於て廳直轄及灣裡、蔴荳、蕭壠、大目降、關帝廟、阿公店、楠梓坑の七支廳下に於て十三箇所に亘り黄牛二十八頭、水牛十七頭、合計四十五頭の病牛を發生せり。之れを昨年に比較するに流行地に於て四十二箇所、頭數に於て三百頭を減少せり。更に其發生數を月別にすれば一月、六月、八月は各一頭にして二月六頭、三月六頭、四月十二頭、五月十一頭、七月七頭、九月以降は皆無なり。而して既往に於ける流行の狀況より察するに一般に暑期に發生多く寒期に少數なるが如し。之れ本病の防遏上特に留意すべき事なりとす。蓋し本病流行の影響は單に畜牛を失ふのみならず延て農産上に打撃を蒙むること多大にして、本年の如き廳下各街庄民の蒙りたる直接及間接の損害高を調査するに約一萬二千八百七十一圓餘に上れる狀況なり。

左に大正元年以降の牛疫發生數を示せば

自大正元年至大正八年牛疫發生一覽表

年別＼種別	發生數	内譯 斃死	内譯 撲殺
大正元年	七四八	五九	六八九
同二年	一、〇五七	八六	九七一
同三年	三九	一五	二四
同四年	七九	二〇	五九
同五年	一三一	三五	九八
同六年	八〇	二一	五九
同七年	三四五	六三	二八二
同八年	四五	一〇	三五

（大正八、十二月報）

阿緱廳

◉大正八年コレラ豫防史　七月八日澎湖廳管内にコレラ患者十二名發生の報に接したるを以て、直ちに左記營業者を當廳に召集し、豫防上左の注意を與へ、一面防疫組合をして豫防心得を印刷せしめて之を汎く配付し一般の注意を喚起したり。

營業者注意事項

一、料理店、飲食店、旅人宿及辨當仕出等（イ）炊事場清潔保持（ロ）原料買入（ハ）客膳に供するもの（ニ）便所下水塵芥容器掃除（ホ）驅蠅藥を使用すべきこと（ヘ）來客又は使用人等に疑はしき患者ありたるときは直ちに屆出べきこと

二、市場出店者（一）清潔保持（二）便所下水塵芥容器掃除（三）驅蠅藥を使用すべきこと

三、各開業醫　吐瀉患者屆出及一般患者に夫々豫防上の注意を普及すること以上の外多衆群集する市場其他便宜の個所には、澎湖廳管内にコレラ發生の旨を公示して一般に注意を要すべきことを周知せしめたり。

▲コレラ病豫防に關する件

七月八日澎湖廳管内にコレラ患者十二名發生し尚蔓延の虞ある由にて其筋にては夫々防遏に全力を盡されつゝある事は新聞紙上にも記載あり既に各位御了知の義と被存候も同地方と當廳下とは勞役者の出入其他海産物の取引關係等一層交通頻繁にして何時病毒の侵襲を受くるや難計次第に付ては此際一

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

般組合員各位に於ても衛生狀態に留意し此等病症類似の患者を認めたるときは速に早期に醫師の治療を受けしめ一面警察官に屆出らるゝ等荷も豫防上に付ては等閑に付せず夫々未發に防止の目的を達することに左記心得により注意を拂はるゝ樣致度其筋より示達も有之旁々玆に得貴意候

大正八年七月九日　阿緱防疫組合長　池田鳴遠

組合員各位

▲コレラ病豫防心得

一、患者の容態と病毒のこと

「コレラ」病は急性の傳染病にして病原菌の感染によつて發病します。此の病氣に罹ると劇烈なる嘔吐と下痢を伴ひ、下痢の劇しくなるに從て便は米の礎き汁の如き物となり、小便は少くなりまして衰弱は益々甚敷、脚の腓腸(ダブダブ)俗にひきつけを發し、眼及頬は凹み皮膚は冷えてシワができ、指の先や口唇は蒼白くなり、聲音はかれて響きなく、胸に苦悶を感じ、口は烈しく渇き、患者は遂に無慾の狀態になると大概數時間で死亡します。

又時によると病氣を起さずして「コレラ」菌のある糞便を出す人もありますから病氣の治療した人の糞便中にも「コレラ」菌の病毒が永く有ることもあります。

「コレラ」の病毒は人の目に見へぬ程少さいものですから特に患者の吐瀉したものや患者に觸れたもの又は其の汚染しやすき物を洗ふた水、夫れを取扱ふた手足等の消毒を忘り、又汚れた手をもつて食物や器物を取扱ふことは最も危險です。

二、飮食物の注意

平素暴飮暴食を愼み、消化し難き食物や胃腸を害する樣な食物、殊に下痢のしやすきものは食せぬ樣にするがよい。

食物に蠅の來ない樣に注意し可成生水、生物を喰はぬがよい。

身體に違和を感じたるときは醫師の診察を求めて手遲れのせぬ樣にし、勝手に素人治療等をしてはなりませぬ。

汚れた手で釣瓶の水を酌み、又汚れた物を井戸端で洗濯してはなりませぬ、又井戸を汚す樣なことは絕對にせぬ樣注意を要します。使ふ水だからとて汚れた水や

不潔の疑ある水は病毒傳播の基となりますから、そんな水で食物を洗ふたり、洗濯したり、拭き掃除をしたり、手足を洗ふたりせぬ樣にせねばなりません。

三、平素の注意

夜間寢冷えせぬ樣にすること、

蠅は病毒傳播の媒介をなすものなれば家屋内外を能く淸潔に掃除し、之れが撲滅と發生せざることに注意を拂ひ、時々はへとり紙や「とりもち」等で之が驅除を爲すこと、

便所ははへの集合所で又發生地ともなりますから、時々木灰や石灰乳等を撒布し汲み出し口の掃除に注意を拂ひ蓋を必ずする樣にするがよい。

「コレラ」患者のありたる場合は治療と看護の手當を要しますから、進んで屆出を爲し役所の指圖を受くることにするがよい。患者隱蔽は病毒散蔓の原因となり、多數の不幸を見ますから呉々も注意せねばなりません。素人で「コレラ」病の發生家屋チ見舞ふたり患者に接近するのは能くありません「コレラ」患者の室で飮食したりすることも危險です。

四、吐瀉物の注意

「コレラ」患者の吐瀉したものは速かに之を消毒し、無價値の汚れた衣類や寢具等は燒き棄つるか又は埋却するか相當方法を講ずるが肝要です、井戸の附近で洗ふたり又河や溝に捨てることは最も危險です。

患者の用ゐた物品を消毒するに困難のもの、又は燒棄つることの出來ぬものは晴天の日に日光消毒をすればよい、患者の病室にて用ひた物や其他身體の廻りのものは消毒せずに他に持出したり使つたりしてはいけません(了)

更に一般各支廳にも之れと同樣の注意を一般に爲すべく夫々通達を發したり。越へて七月二十四日隣接臺南廳鳳山支廳管內紅毛港庄に「コレラ」患者發生し、七月二十八日迄に其の數三十名の內死亡十四名に達し、尙蔓延の兆ある通報に接したるを以て、曩に一般に注意したる豫防法を嚴重に實行するの外尙左の事項に付て注意を拂ひ、苟も疑はしき患者ある場合は速かに屆出しむる等機宜の處置を採るべき旨各支廳長以下各派出所に通達せり。

一、流行地との交通往來に注意を拂ひ、其地を經過し來りたる者は五日間其の健康狀態を視察すること

二、流行地より移入の生魚及海產物は總て生食すべからざること
三、疑はしき患者ありたる場合は直ちに屆出づべきこと
四、便所及家屋内外の清潔保持に努め特に驅蠅を爲さしむること
五、消化器病系統に屬する患者には特に早期に醫師の治療を請はしむること
六、飲食物及果物竝に煮賣店等の取締を督勵し特に覆蓋を確實に爲さしむること

以上の外八月十五日より左の順序を以てコレラ豫防注射を施行し專ら豫防上の警戒を嚴にせり。

(一)豫防注射　(イ)義務的に豫防注射を要する者、驛員及其家族、市場出店者、運送業者及其の從業者、人力車夫、旅人宿、料理店、飲食店各營業者及其の從業者、防疫事務に從事する者、流行地に往來せんとする者、警察官吏及其の家族、(ロ)以上以外の者は任意とす、豫防注射は全部無料とす
(二)流行地經過の者は五日間其の健康狀態に注意を拂ひ異狀あるときは直に醫師の診察を受くべきこと
(三)一般施設事項　(イ)居宅内外の清潔保持、(ロ)驅蠅の方法を講じ且其の藥液を防疫組合より無料配付のこと、(ハ)便所に覆蓋を爲すこと、(ニ)果物及飲食物販賣店に驅蠅の方法を講ずること、(ホ)異和を感じたるときは速に醫師の治療を受くべきこと、(ヘ)飲食物(生物、生水)に注意のこと
(四)特設事項　(イ)衛生講話　內地人 本島人 毎に區分のこと、可成各方面に汎く行ふこと、(ロ)驛取締增員のこと、驛取締巡査現在一名を更に一名增員し流行地より來りたる下車客に注意を拂ひ相當警戒を要すること、(ハ)一般開業醫に對し吐瀉患者にして注意を要するものあるときは直に屆出づべきこと、(ニ)衛生係にはコレラ豫防液及消毒液其他應急準備を爲し置くこと以上の外多衆の群集及有毒地方面より生魚野菜等の仕入を爲さしめざることに注意を要す。

九月八日廳直轄區長七八、保正七十六人を本廳に召集し、コレラ豫防に關する一般の心得を諭示し、不幸患者の發生ありとするも徒らに屆出を遷延し又は隱蔽等を爲すに於ては、一般公衆衛生上に及ぼす損害輕からざるのみならず其の結果は汎く傳播の機會を多くし、遂に收拾すべからざるものあるに付特に心得違なき様部民に周知せしむべき旨夫々訓諭し、尙希望者に對しては豫防濟も無料にて注射するを以て、有病地に往復せんとする者は豫め必ず接種を受くべきことを注意したるに漸次コレラ病の怖るべきことを覺知し、進んで豫防注射を受くる者增加し累計一千八百餘人に達し續々其の申込を爲す者ありたり。

九月十六日臺東廳下馬蘭社にコレラ患者發生し病勢猖獗を極めつゝありとの報に接したるを以て、直ちに枋寮支廳長に對し左の注意を拂ふべきを夫々通達せり。

一、臺東よりの旅行者に對しては同地出發五日以內の者は埃頭に假收容所を設け其の期間健康狀態の視察を爲すこと
二、驛地通過許可證を通行人每に取調且つ其の健康狀態に注意視察を爲すこと。
三、警察官吏及其の家族竝に郵便遞送夫等には直ちに豫防接種を爲すこと。

九月十七日隣接臺南廳管內に於ける虎疫益々猖獗を極めつゝあるを以て、何時之が侵襲を受くるやも難計く且つ漁獲季節に入りたるを以て從來の例により同廳下の漁民等萬一保菌者にして漁業に從事し、廳下の沿岸に假住するなきを保し難きに付、本年右漁業民の假住希望者は夫々豫防注射を受け、且つ官所の證明書を携帶する者に非ざれば假住を拒絕する旨豫め同地漁民に對し周知方同廳に交涉の處、九月十九日に至り虎疫流行地紅毛港庄及大林蒲庄の漁民に對しては全部注射を終へ、且つ假住希望者には證明書携帶せしむべき旨の回答あり、專ら沿岸警戒に注意を拂ひつゝありしが十月二十八日午後一時四十分に至り東港支廳長より

東港街九五〇番地莊生財三女
莊氏琥珠　九年

同 街九九〇番地[illegible]の長 洪氏孫春 二十三年

右二十六日以來身體に違和を感じたるを以て、吉池公醫の診斷を求めたる處本日疑似コレラ患者として屆出あり、直に檢鏡は汽車便にて送付したりとの報告に接したるを以て直ちに培養試驗を爲すと同時に左の手配を爲したり。

一、發生患家を中心として附近の全部居住者に對し豫防注射を行ふこと（約六百人）
二、東港街の開業醫及醫生を召集し吐瀉患者あるときは直ちに屆出づべきこと
三、豫防注射に付ては開業醫も之れに從事すること
四、コレラ流行地との往復を要するものは必ず豫防注射を受けたる後にすべきことを一般に周知せしむること
五、特に清潔保持に注意を拂はしめ驅蠅及便所の掃除を勵行すること
六、以上施行及督勵の爲め池田警務課長は曾根原警察醫及瀧澤衛生係長を隨へ、二十九日急行東港に至り夫々手配を爲したり。

發生部落の狀況より順次其の概要を述べんに、發生部落は東港街の南端土名下頭角と稱する漁民部落にして戶數四百餘、人口二千百餘の貧民部落、主として漁業に從事し、東港街とは一の溪流を以て界とし、本年八月二十五日迄は豐漁橋と稱する橋梁により交通の便ありしが、暴風雨の際右橋梁流失後は艀船を以て東港街と交通してありき。發生の原因系路に付ては確たる事實を證明するに由なき狀況なるも、連日海上の天候順に服し、漁獲季節に入たるを以て隣接臺南廳管內打狗及鳳山兩支廳下の漁民等と海上及陸上に於て交通自由の結果、是等の動機によりて自然保菌者等の關係により感染を見るに至りしものにわらざるか。

防疫に關する處置、十月二十九日午前十時より東港支廳に同街區長以下保甲役員並に公醫開業醫內地人代表者及魚市經營者漁業組合員等を召集し、池田警務課長より豫防に關する訓示及注意を爲したる後更に防遏に關する協議を遂げ、左記事項を施行することゝせり。

一、健康診斷の實行、一般住民に對し確實に之に應ずべきことを普及すること他出せんとする者は必ず其の日時及行先地を屆出づべきこと
隱蔽若くは代人等を以て受診したる者は嚴重に保甲の處分に付すること
二、以上の區域は東港街及接續地新街庄及南屛庄とす
三、隔離所設備、東港魚市場の南方岬の個所に急造避病舍を設備し患者又は其の疑はしき者は直ちに收容すること
四、之れが建設費は東港街民の寄附に依ること
五、交通遮斷
發生部落に對し豐漁橋以南を東港街との交通を遮斷す
六、遮斷地への救濟方法、（イ）飲料水の供給、（ロ）物資の供給、（ハ）發生部落の貧民救濟に付て日用品の無償供給等も又東港街民有志の寄附とす
七、漁民に對し健康診斷の上漁業に從事し得べき者は東港向側の海岸に收容所を設備し毎日健康診斷の上漁業に從事せしめ以經濟上の苦痛を與へざること
八、魚市場は假移轉一時假小屋を造り東港停車場の側に移轉し有毒地を避くること
九、漁民の移轉に要する收容所及魚市場移轉に要する經費は魚市下請負者及漁業組合にて負擔すること

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

一〇、臨時大淸潔法を施行し塵芥は可成燒却又は埋却すること

一一、糞便又は汚染物を河川に投棄し又は汚染の疑ひある所にて洗濯等を爲さしめざることゝし要所に警察官及壯丁を配置して嚴重警戒に任せしむること

一二、共同便所及個人便所は全部酌採らしめ且つ石灰を撒布せしむること

一三、驅蠅の方法一般に無料にて石油乳劑を配付し蠅族發生個所に洩なく撒布すること

一戶に二個以上の驅蠅裝置として「トリモチ」を備付くること

且つ便所の補修を速かにすること

一四、東港街民は豫防注射濟の者に非ざれば他に旅行せしめざること

一五、東港及阿緱停車場には取締上の注意を挪ひ不健康者の旅行に相當警戒すること

不熟又は腐敗に傾きたる果物及飮食物の販賣に付ては特に嚴重取締を勵行すること

一六、東港魚市より生魚を搬出するときは必ず桶詰と爲し蠅の附著を防ぐべき裝置を爲さしむること

以上勵行の外廳直轄及各支廳に對し一般部民をして當分東港街には可成旅行せざること、止を得ず旅行する場合は宿泊又は飮食せざること、東港街民の旅行は當分見合せしむることゝせり。然るに三十日に至り東港街に三名の患者亦發生したるを以て、卽ち豐漁橋以南を第一區とし其の餘の東港街を第二區として左の配置により專ら防遏に努力したり

（イ）內勤、報告係、電話係、會計係各巡査一名宛

（ロ）外勤警部補二名巡査五二、巡査補二さす、交通遮斷、健康調査、消毒係、患家巡回、豫防注射、驅蠅係、避病舍係、健康漁民收容所係等に分ちて夫々勤務せしむ

（ハ）技術員は公醫三、防疫醫、警察醫各一名助手二名を以て患者の診療健康者の調査及檢便、豫防注射等に從事せしむ

（ニ）衞生講話十月三十一日午前八時より東港支廳に同街有力者及保正甲長等百餘名を集め總督府倉岡技師及池田醫務課長よりコレラ豫防に關する講演あり其後繼續檢疫事務施行の必要を認め十一月一日を以て檢疫委員を左の通り命じ專ら之が檢疫豫防に從事せしむ

警視一、警部三、枝手一、警察醫一、防疫醫一、公醫三、雇一、警部補二巡査五五、巡査補七

以上の配置を以て夫々豫防檢疫を督勵したるの結果、十一月二十一日の患者發生を最終とし、流行期間二十六日にして患者總數一四四人內死亡、九四人全治五〇人にして十二月十日檢疫委員の設置を廢止したり。

而して罹病者中豫防注射を受けざる者九四人

內轉歸	死亡	七〇人
	全治	二四人

罹病者中豫防注射を施したる者五〇人

內轉歸	死亡	二四人
	全治	二六人

東港支廳管內總人口四七、五九二人に對し豫防注射を爲したる人員累計三七、一七三人にして幸に豫期の好成績を收めたり。（一月報）

一花蓮港廳

●煙草耕作組合組織　廳下吉野、豐田、林田の各移民村に於

ける黃色種煙草栽培は逐年其面積を增加し農村の副產收入として益々將來を期待されつゝある所なるが、各村に於ては之が改良發達を期する爲め大正七年期より煙草耕作組合を組織し、直接之が改良指導を計ると共に肥料の購入、乾燥室の建設等耕作上必要なる資金の融通を計り居れり。

◉蠶業奬勵　廳下の氣候土質はよく栽桑養蠶に適せるを以て大正元年來斯業の奬勵に努めたる結果其成績稍々見るべきものあり。大正七年末に於ける產繭高は三十三石に達し當業者の技術も亦大に熟達せり。殊に近時內タ・ロコ新城兩支廳の蕃人等漸く養蠶の趣味と實益とを會得し、進で之れが飼育を試みんとするもの益々多きを加へつゝあるを以て、當廳農會に於ては大正九年度より五箇年繼續事業として年々十甲步の桑園を新設し、主要養蠶地には共同稚蠶飼育場を設け同時に講習生を募集して養蠶の大意を授け、每年新に蟻量二百匁宛の飼育を奬勵し五箇年後に於ては桑園五十甲步掃立蟻量一貫匁に達しめんとし今や之が奬勵法企劃中にあり。（一月報）

澎湖廳

◉練習艦隊入港　十二月十六日午前七時司令官堀內中將の卒ゆる練習艦隊吾妻・常盤の二艦媽宮港に入港す。依りて歡迎として同九時、川中子廳長は國谷庶務課長、鈴木警務課長、石川財務課長、平田在鄉軍人分會長、小荒井臺灣銀行出張所長岡林商船會社支店長及上瀧內地人協會長、陳媽宮區長と共に旗艦常盤に司令官を訪問したり。其幕僚職員左の如し。

司令官海軍中將　堀　內　三　郞
參謀海軍少佐　島田繁太郞
參謀海軍大尉　松岡龍雄
副官海軍少佐　石原北夫
司令部附兼副官海軍大尉　淸宮　弘
機關長海軍機關大佐　川上濔三

以上の外常盤艦長海軍大佐松井[illegible]男以下將校十八名吾妻艦長海軍大佐原田正作以下將校十八名並候補生全員百二十名搭乘せり翌十七日午前八時五十分司令官堀內海軍中將は同艦隊より陸戰隊を編成し約六百名を率ゐて媽宮に上陸し、媽宮城を東に距る一里內外の地點に於て午前一回午後一回の假設的防戰演習を行ひ、終りて一同は明治二十八年比志島混成旅團の戰沒士埋葬地なる謂ゆる千人塚に隊列參拜を爲し、歸途城內に入るや先着せる海軍々樂隊之を迎へて澎湖公園に入り、園內南端の雲表に聳立せる軍艦松島號遭難紀念碑前に隊伍を整へて哀の譜の軍樂裡に指揮官一令の下に捧け銃の敬禮を行ひ隊伍肅々午後三時四十分汽艇端艇幾十隻に分乘夫々歸艦せり。

同日午後四時より在住官民有志は候補生全員を松島紀念館に招待して薩摩汁、うどん等を饗し、又翌十八日午後一時よりは重なる官民合同にて艦隊士官以上四十餘名を馬公要港部水交社に招待、歡迎會を催して艦隊前途の安泰を祈るところあり、又艦隊にては地方官民の爲め十七日午後六時より松島紀念館に於て最新式海軍々樂の奏演を開き、次て十八日は同司令官より廳長以下官民の重なるもの數十名を旗艦常盤に招待せらる。又地方としては同艦隊碇泊中士官以上の爲めに松島紀念館を下士卒の爲めに演武場を開放し、隨時任意に宿泊、入浴、

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

渇、茶の準備を整へて之を歡待せしが、同艦隊は十九日午前九時香港方面に向け出港せり。之より先き地方官民の代表として廳長以下入港當時訪問の諸氏は旗艦に其の司令官を訪うて告別せり。然るに同日午後四時無線電信に依り同司令官より左の入電ありたる旨和波馬公要港部參謀より通知ありたり

貴地在泊中官民各位より亨受せる御懇情に對し深く御禮申す要塞司令官閣下澎湖廳長初め御一同に可然傳へられたし

●三宅憲兵隊長來澎　三宅臺灣憲兵隊長は十九日來澎、所屬部隊檢閲の上、二十四日歸隊せらる。

●中川馬公要港部司令官着任　新任馬公要港部司令官中川海軍少將には二十四日着任せられ、川中子廳長始め各官衙長及上瀧內地人協會長、陳嫣宮區長其他小荒井臺灣銀行出張所長岡林商船會社支店長多數の官民出迎あり。二十六日午後五時半より松島紀念館に於て地方官民合同の歡迎會を開き、川中子廳長歡迎の辭を述べ、中川司令官の答辭あり、午後八時盛況裡に散會せり。

（一月報）

最近の調査に係る比律賓在留の邦人は、總數九千六百四十人ださうだが、マニラや其附近で專業に當つてるのが二千六十五人で、彼の故太田君の開拓し始めたミンダナオ島のダヴアオ丈けに六千人から居るさいうから、君は此世を去つたつて、永久の未來に亘つて君の偉蹟は、次第に生長して行くべきである。

●福建金鑛產地

福建の金鑛產地は建安道の建甌縣を以て最と爲す、其の他尤溪、仙游、邵武、福淸、泰寧の各縣にも均く發現するあり、茲に該產地を列擧すれば左の如し。

縣名	產地	地位	鑛產
建甌	東游塘	縣城を距る東北八十支里 東游塘街布西北一帶	砂金
同	閩江東北支底流	縣城東河十支里の溪口街より起り上流八十支里なる東游塘街南端碼頭に至る迄一帶の閩江々底にあり	同
同	水北溪	縣城を距る東北一百十支里溪水入口の處	同
同	下鎭溪	縣城東北二十餘支里	同
同	太平	縣城南西約四十支里	同
同	房村口	縣城南八十支里閩江西岸	同
尤溪	縣城東境	尤溪沿岸及溪底一帶	同
仙游	馬堂山		金脈
同	渡船頭一邊	縣城東門	砂金
泰寧	交溪	縣城東南	同
邵武	將石	縣城南	同

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

花影半簾

●羊城の北園に名士佳人の雅會

=伍廷芳博士の洋韻の漢詩=

細雨は衣を濕め、北風は骨を砭す、其の氣象の何となく、人をして不歡ならしむこと、宛がらに羊城(廣東)近日の政況と相彷彿たるものがある、さる日曜に、粤軍代表の黃强は、粤中の政學各界に於ける男女名士數十人を、城外の北園に招宴したことである、霖雨の小歇なきに拘らず、來賓の遊興は勃如たるものがある、即席の詩を賦するもの、案に憑て畫を作るもの、酒酣にして揮毫するものありて、名士淑媛、白髮紅顏、一堂に會合して、觥と籌を交錯するの光景は、雅集中の韻事たると共に、政潮沈悶中の趣聞と謂ふべきである、鄒魯の飛白、田桐の律詩など、喝采を博したものであつたが、就中、吳景濂議長の象棋は、護法主義の態度を發揮して、勝を制せずば止まずの概がある、呂公望將軍は、四テーブルの坐客を、小口押しに相手として拳を打つ、孰れも巨碗に酒を篩り、以て勝負を賭したのである、勝星が多かつたとは言へ、尙は十餘碗を連飲せざるを得なかつた、ソレでも平氣であつたは、眞に豪量將軍と謂ふ可きである、吳令嬢の揮毫せる墨菊は、廣東名書家たる高君の品評がある、深く繪事の精意を得て、名手の作品中にも、亦多く得べからざるの傑作なり、と言ふが其れである、此外に伍廷芳博士の新詩がある、

蒼皇撲レ被返間當
荏苒韶光都伊郎
護法問題眞索利
望レ梅止レ渴阿若干

同席の詩人之を見て、頭を掻きつゝ推敲したのであるが毎句の下二三字が、どうしても解し得られない、博士に向て「是れ何の典故です」と問ふて出た、博士は笑ひながら、「典故ではない英語だよ」

間當　Canton　廣東
都伊郎　Two years run　兩年之久
索利　Sorry　抱歉
阿若干　All Can　各種皆是

何事も皆な是れ望レ梅止レ渴といふのが今日の實況では無いか」、と結ばれた、之を聽て哄堂大笑であつた、

(廣東の一新聞より、雲林客譯す)

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

研究資料

日本民族の古代思想に顯はるゝ原稻神話の發展（下）

蕉鹿夢

又神代紀に、「日の神の田三處あり、號つけて天安田・天平田・天邑并田と曰ふ、此れ皆良田なり、霖旱を經ると雖も、損傷する所なし」と見え、又「素盞嗚尊の田、亦三處あり、號つけて天機田・天川依田・天口鋭田と曰ふ、此れ皆磽地なり、雨ふれば流れ、旱なれば焦ぬ」と見ゆ、是れ實に天孫系統と出雲系統との間に於ける、天惠の優劣を啓示せんとせし神話なるが、一面に、其前者を以て、天孫の高千穗降臨に結びつけたると同時に、後者を以て、素盞嗚尊の流れを汲む、大巳貴尊の國土經營に牽合せんとせし痕迹あり、出雲國風土記に、

飯石郡多禰鄕、天の下造らしゝ大神大穴持命、須久奈比古命と天の下を巡らしゝ時、稻種此處に墮ちたりき、故種といふ（神龜三年字を多禰と改む）

とあり、播磨國風土記に、

揖保郡稻積山、大汝命・少日子根命・二柱の神、神前郡埴の里生野の岑にいまして、此山を望み見て云く、彼の山は稻種を置くべしと、即ち稻種を此土に積ましむ、山の形も亦稻を積むに似たり、故號つけて稻積山と曰ふ、

とあり、而して佐藤信淵の農政本論に、「稻種に、出雲種・日向種の別あり、出雲種は、もと大國種と稱せしを、今は大黑種といふ、淤泥深き下田に植うるときは、皆能く豐熟すれども、高隆の眞土なる淺田に作るときは、繁榮する能はず、日向種は、齋庭種とも、笠狹種とも稱し、肥良の眞土なる高田に植うるときは、皆能く豐熟すれども、渟滀の泥深き下田に作るときは、繁榮する能はず」と記するは、之を敷衍したりし解明か、

さて神代紀の一書に據るに、素盞嗚尊の高天原に於ける暴狀、即ち「天照大神、天の狹田長田を以て、御田と爲したまふ時に、素盞嗚尊の、春は重播し、又其畔を毀ち、秋は天斑駒を放ち、田の中に伏さしむ」等の所爲は、素盞嗚尊が、天照大神の御田を妬みて、害へるなりきと爲す、是れ自ら天孫對出雲の兩系民種反撥の生存的競爭ありし消息を洩せり、古語拾遺の一舊語なる、

昔、神代に、大地主神田つくるの日、牛の宍を以て、田人に食はしむ、時に御歳神の子、其田に至り、饗に唾はきて

還り、狀を以て父に告す、御歲神怒りを發し、蝗を以て、其田に放ちしかば、苗の忽ち枯れて、篠竹に似たり、是に於て、大地主神、片巫肱巫(卽ち一種の巫覡)をして其由を占ひ求めしめしに、御歲神祟りを爲せり、宜しく白猪白馬白雞を獻じて、其怒りを解くべしといふ、敎のまゝに、御歲神に謝し奉るに、答へて曰く、實に吾が意なり、宜しく麻柄を以て、挊に作り、其葉を以て之を掃ひ、天押草(ゴマクサ)を以て之を押し、烏扇を以て之を扇ぐべし、若し此の如くにして去らざれば、宜しく牛の宍を以て、溝口に置き、男莖の形を作り、以て之に加へ、薏似子・蜀椒・吳桃葉及び鹽を以て、其畔にまきおくべしと、仍りて其敎に從ひしかば、苗の葉復た茂りて、年穀豐稔なりき、

との物語の如きも、詮すれば、同轍の異傳と見らるべし、何となれば、大地主神は國土の土神を汎稱するにより、之を天孫系の眷屬に擬せられ、御歲神は、實に出雲系の血統を承けしと傳へらるゝこと、否定すべからざればなり、而して播磨國風土記に載する、百枝の稻の物語に至りては、恐らく兩者の融合に生み出されし調節を意味するに似たり、曰く、

揖保郡石海里、右石海と稱する所以は、難波長柄豐前の天皇(孝德)の世、この里の中、百便の野あり、百枝の稻生ひき、阿曇連百足、仍りて其稻を取り、之を獻す、時に天皇勅して曰く、此野を墾きて田を作るべしと、乃ち阿曇連太牟を遣し、石海の人夫を召して、之を墾かしむ、故野の名を百便と曰ひ、村を百海と名づく、

祈年祭の祝詞に、「手肱に、水沫かき垂り、向股に、泥かき寄せて、取り作らむ、奧津御年を、千穎八百穎に置き奉り」といへる如きに至りては、由來農を以て本とする國民が、粒々辛苦の態、想ひ知るべくして、古るく公民をオホミタカラ(大御寶)と訓ずるも故ありかし、播磨國風土記に、稻種を血に潤して播き、又血を水に代へて、田つくれる故事あることを載するも、畢竟農夫が、血涙の結晶を以て、稻穀に擬する思想の作意なりと認むべくして、讀み去り、讀み來りて、興趣津々禁せざるものあり、

讚容郡、讚容といふ所以は、大神妹脊の二柱、各競て國を占むる時、玉津日女命、生鹿を捕りて臥さしめ、其腹を割きて、稻を其血に種う、一夜の間に、苗生ひたるに仍て、卽ち取り植ゑしめ、こゝに大神、汝妹は、五月夜植ゑつるかもと、勅したまひき、故此處を云ひて、五月夜郡と號つけ、神を贊用都比賣命と名づく、

賀毛郡雲潤里、右雲潤と號つくるは、丹津日子神、法大の川底を、雲潤の方に越さしめんと欲すと云ふときに、彼の村に在す、大水の神、辭びまをしき、吾は宍の血を以て田つくる故に、河水を欲せずと、時に丹津日子、此神は、河を掘ることを倦みて、爾かいふのみと云ひき、故雲彌と號つけしが、今人雲潤と號づく、

尙は神嘗祭に就きて、天照大神と、其御饌津神なる豐受大神との關係を、更に神秘的に說明せんとする說話の形つくりあるに因りて、其緣田の溯源に趣を深くするを覺ゆるものあり、曰く、天照大神が、垂仁天皇の二十三四年間、伊勢の佐佐牟江の宮に御鎭座まし／＼たる時、眞名鶴一羽、北方より飛び

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

來りて、其鳴く聲、晝夜止むときなかりき、齋宮倭姫命、異みて之を見せしめたまふに、葦原の中に、本は一株にして、八百(ヤホ)穗に蕃殖せる、稻の穗を、白鶴咋ひ持ちて、捧げ奉るさまを爲せり、齋宮いたく歡びたまひて、其稻を以て、大御饌奉りて、神嘗由貴(ユキ)の御祭を行ひたまへり、蓋し此稻穗は、豐受大神の御靈の幸(サチ)にして、咋ひ捧げ奉りし白鶴は、卽ち大歲神の化身なりき、故に朝熊神社を造立して、大歲神を祝祭し、永く報賽の儀を執することゝなれりと、委しく神道五部書の一なる倭姬命世紀の中に見ゆ、弘仁年間、一莖十八穗嘉禾を生せしことを傳ふる如き(日本紀略)も、亦同一神話の具體なるべし。

倭名鈔に、雷光をイナツルビ(稻交)と訓じ、我が國の古るき民間傳承なる、雷雨を得て稻の胎むといへるを解明す、アマクモノイナリ(雨雲之稻生)てふ雅語、亦基づく所あるか、若し夫れイナオホセドリ(稻負鳥)の名が、『此鳥の來る時を以て、稻を刈るの節とする意なり、所詮秋の稻刈る時に及びて、鳴き來る鳥は、何にてもいふなるべし』(倭訓栞)との出處を是認すべくんば、畢竟農本國民に發生せりし、原始占驗として、尤も感興なくんばあらず、『日本宜稻』(後漢書)の史評、固より徒爾なりとせじ、

一說に、齋宮倭姬命薨去の後に、現神(アキツカミ)に顯はれたまひ、伊勢の度會郡四鄕の內なる、中村にて米粒に化し給ふとの民間傳承の如きも、叙上神話と多少の連絡あるべく覺ゆ、さても眞名鶴の咋ひ持ちて捧げ奉れりといふなる稻の穗が、一株にして八(ヤ)百(ホ)穗に蕃れりとの、豐けき形容は、げに『ヤツカホニ、シナヒテ』(八握莫莫然)の古語を巧みに具體化したりしもの、瑞穗の國號、是に至りていやましに光りあり、

盤谷の外國貿易

越村生譯

千九百十八年度(千九百十八年四月乃至十九年三月)盤谷外國貿易及出入船舶報告は過般刊行されたるが、頗る興味ある統計に富み、一目直ちに如何に同年度に於ける盤谷港貿易が活潑發展せるかを知ることを得べし

左に拔萃せる統計は生産の方面に非ずして唯貨物の輸出入狀勢を示すものにして、輸入に於ては、貨物の仕入地は最後の發送港を示し、其輸入高は盤谷に陸揚せる貨物の價格にして、稅額を含まず、輸出に於ては、最初の仕向地を輸出先とし、其輸出高は、船積引渡までに要したる諸入費を含める貨物の價格にして、自然輸出稅をも含む。

●輸入及輸出　(單位銖(チカル))

仕入地又仕向地	輸入 千九百十七年―十八年	輸入 千九百十八年―十九年	輸出 千九百十七年―十八年	輸出 千九百十八年―十九年
濠太利亞	二七七、八〇五	四六〇、七四六	二八、七五五	四二、五四〇
緬甸	二三九、九一五	二四一、一四四	一二四、一五九	二四、一二〇
支那	八、五三六、二七六	九、二七〇、五九四	九八二、二六二	一、五二七、七一五
臺灣	四八	三三	四、八一〇	七〇〇
香港	一七、四四七、三五六	一九、二九一、二八八	四〇、〇二二、二六五	四四、八五八、七一八
印度	一五、五六九、九八〇	一〇、六六六、七七六	四、四四二、三三七	二、六一九、九五五
印度支那	八九八、八九三	一、〇九九、二〇八	五一六、二九二	六三六、一〇六
日本	七、四八〇、七三五	一二、一二六、七八一	五四六、六五三	一三、七〇四、四〇〇
朝鮮	三、三五五	七、二三六	―	―
蘭領印度	四、二四〇、四九一	四、五六七、四五四	三、五六一、一三五	二四、四〇七、六一五
比律賓群島	七〇、八五一	二三九、三八一	二	三〇七、八〇三
新嘉坡	一六、五五九、〇一五	一五、一五一、二四五	六六、六八一、九八九	六三、八一八、六一三
英國	一八、四七八、〇一二	二一、一一四、七七六	四、六七五、〇一七	一、三八五、〇五七
米國	四、七九八、七二七	六、六八九、四六九	四〇二、二一三	四二三、八四七
英領馬來諸邦	七、六五九	三七、〇〇八	二〇五、二八二	九八五、四二六
其他	二、三六八、六四二	二、一四八、八〇八	一、四九八、八九六	七、二八九、〇二一
計	九七、〇七七、六四八	一〇五、〇九一、九一七	一二五、七九五、〇四八	一六二、〇五一、四三〇

主なる輸出入品に就き見るに

▲輸入（單位銖）

	千九百十七年―十八年	五箇年間平均	千九百十八年―十九年
三分税品	八三、七九八、四四〇	七三、七三三、二〇五	九三、九六八、六四六
ビール及酒類	二、一四七、九一六	一、九六七、七三二	一、六〇二、三二七
阿片	三、四四一、六八六	五、二七二、七七一	二、九九六、〇九七
計	九三、三五八、〇四二	八〇、九七三、七〇八	九八、五六七、〇七〇
地金銀及貨幣	二六九、九三一	一、八四二、三一九	一一五、三四七
金箔	三、四一九、六七五	三、一一一、六四一	四、四〇九、五〇〇
總計	九七、〇七七、六四八	八五、九二七、六六八	一〇五、〇九一、九一七

▲輸出

	千九百十七年―十八年	過去五箇年間平均	千九百十八年―十九年
米	九七、八六一、六五八 擔（一八、七四五、一四四）	九三、九一五、〇〇九 （一九、〇八六、五二八）	一三二、〇九六、五八五 （一四、二〇一、四三四）
チーク材	三、五〇六、五六八	三、一四八、九六六	三、三九七、四〇八
其他	一三、七三〇、六四三	一二、〇三二、五八一	一八、八二、一五九
再輸出品	二、九四四、一三三	一、八六四、七二四	三、〇一六、一一九
計	一二三、〇四二、八〇二	一二二、九六一、〇八〇	一六〇、九九二、〇七一
地金銀及貨幣	一、七五三、二四六	七二二、四五九	一、〇五九、三五九
總計	一二五、七九五、〇四八	一二三、六八三、五三九	一六二、〇五一、四三〇

概評、チーク材は前年に比し數量に於て七、八九五噸の減少を示したりしも輸出價額に於て九一、〇四〇銖增加せり、而してチーク輸出數量を噸にて表したる以降、始めての最小輸出量にして、戰前 稅關指定額はチーク一噸百一銖なりしに、本年度八百五十一銖となれり、其他の木材の輸出額は殆んど前年と同樣百三十萬銖なりき。

米及チーク以外の物品の輸出は前年度を超ゆること二百五十萬銖、過去五箇年間平均輸出額を超ゆること六百萬銖なりき、前表中「其他」の中百萬銖に達せし輸出品を輸出額順に示せば、獸皮、暹羅鯛布、胡椒、牡牛、チーク以外の木材、鹽魚、淡菜及家鴨卵にして煙草は百萬銖に達せざりき。

輸出と同樣輸入額も異常の成績を示せり、綿製品のみにても輸入數量に於て著く減少せるも其價額は二千五百萬銖に達せり、千九百十三年度に於て、晒金巾の輸入額一キログラムに付き一銖九なりしが本年度に於て五銖に增騰せり、食料品等の購入比較的困難なりにも拘らず、其輸入額千二百四十萬銖に達し、新レコードを作り電氣機械及附屬品の價額は一キログラムに付き千九百十三年度の約三倍の騰貴なりき。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

榕蔭閑話

汕頭の大風日報は昨年大阪每日新聞主催の講演會で大谷光瑞師の講演せられた對支發展に關する演說に就て、ひどく憤慨した一支那人の寄書を掲載して居る。光瑞師の說は勿論平和通商のことであるが、それを不穩のもの、やうに取つて、憤慨すべからざるに憤慨する支那人の心裡が寧ろ氣の毒だ。其の記事といふのは斯うだ。

日人大谷光瑞氏は、我國に對し久しく侵畧主義を抱ける人なり。氏は曾て西本願寺法主の職にありしが、其後南洋及支那の各地を歷遊し、實地調査をなして其侵畧主義の實行に備へり。今次歸國に際し、彼の都人士等は彼れの侵畧政策を聽かんと渴望し、十月三十一日即ち日本の天長節に於て、大阪每日新聞主催の下に大阪中央公會堂に於て大谷氏の講演を請ひしに、是日の入場者非常に衆く、午前九時半講演開始の豫定なりしに八時前已に入場者は萬人に達し、會堂內殆ど立錐の地なかりし。(彼れ日人の侵畧に熱心なる程度窺ふべし我國人は注意せざる可らず)遲れ馳せの者は堂外に佇立して大谷氏の風采のみにても一見せばやと望めり。九時半に至り大谷氏登壇せるが、其容貌毫も宗教家らしく無かりしは案外なりき。其講演の大體を掲げんに、日本の西隣なる支那の土地は廣大にして物產豐富なり。日本が存立を圖らんと欲せば、支那に向つて積極的發展をなさゞれば不可なり。積極的發展を爲さんには先づ工業より手を下さゞるべからず。工業興つて而る後ち商業始て盛んなるべし。日本人が支那に於て工業を興し得るは、馬關條約に於て已に其の權利を獲得したる所なり。從來一般論者が唱ふる如く、日本は原料缺乏の爲め支那の豐富なる物資を取り、日本に於て加工製造して之を支那に賣るを適當と認むるも、日本と支那とは近しと雖も六百哩の距離ありて往返運搬費を要するを以て、寧ろ支那の原產地に於て工場を設置し製造販賣するを以て利益多く且つ簡便なりとす。(是れ正さしく儼然たる我が內地に來りて主人翁とならんとする者なり此の政策は已に滿洲山東及び福建に於て行ひつゝあり我國の工業家は此際急起直追し挽回策を講ぜざる可らず)支那各地には何れも特產あるにより其地に就き工場を設立すべし。直隷河北の棉麥、山西の煤鐵、陝西甘肅の棉礦、山東の落花生、湖南の礦油及び米、浙江の生絲。廣東山西の蠶絲肉桂の如きは其最も著名なる物なり。支那は從來農產國たるも、惜むらく日本は未だ此地權を獲得せず、實に憾事たり。(貪慾飽なく怕るべきの極)山東問題に就きては如何なる結局を論せず、日本が山東に於て獲得せし經濟上の利權は絲毫も損失なかる可し。是れ日本人の爲め賀すべき事なり、と演じ終るや拍手雷の如かりし。彼れ萬餘の日本人は之を聽いて孰れも一種得意の色を現はせり。然るに我國人の聽者は僅かに余一人のみ。憤恨極り、快々として退出せり。噫々倭奴の身を佛教に置く者すら此の如く野心勃々たり。此他政界軍界者の侵畧主義を懷抱するは論を待たず。我が全國の上下は根本より覺悟し、一大眼光を放ちて一致對外せざればば總ゆる寶藏利權は盡く倭奴の得る所とならざれば止ます。豈に痛恨ならず哉。(魏滌凡投書)

光瑞師の演說は何處と言つて別に不穩の箇所は無い。ツマリ彼此相益し、相互相利する謂ゆる平和通商の意味ではないか、之を侵畧主義と解せられるのも迷惑の次第である。が彼國人の觀察としては無理も無い所で、之を導いて相提携するに至らしむるのは即ち吾人の責任である。(滌)

教育短信

◉訓導の昇格　臺灣教育令の公布を三番叟として生れ出でたる大正八年度は、訓導の昇格、共學の實施てふ二大福音を置土産として此の世を辭し去り申候、訓導の昇格とは十二月二十九日府令第一四四號を以て小公學校教員免許令施行規則を改定せられたる結果、從來判任待遇たりし公學校訓導の大部分は新に丙種教諭の資格を與へらるゝことゝなり、一時に五百六十五名の本島人判任官が臺灣教育界に出來たる次第に候。既に判任本官たる以上は當然恩給を受くべき資格も生じ、年末賞與の割合も從前に比し增加することゝ存候。尙又訓導昇格以外、無試驗檢定の範圍を擴張されしことも、今回改定の一眼目にして、之が爲近年殆ど行詰り居たる教員供給難の聲も幾分緩和せらるゝことゝ思はれ候。

◉共學の實施　年末二大福音の一たる共學の實施とは、十二月二十七日各廳長各直轄學校長へ宛て發せられたる內訓に基づき、本島人子弟は或條件の下に內地人の學校へ入學し得ることゝなりたることに候。該內訓と同時に內地人兒童が公學校へ入學し得る途も新に開かれ候へども、此は福音といふよりも寧ろ一種の哀音を感せざるを得ず候。それは兎に角或條件の下に本島人子弟を內地人の學校に入るゝといふことは島民同化の妙諦と申すべく、小生は渡臺早々夙に此の意見を持し、今より丁度八年前雜誌臺灣教育の一月號に於て、共學の同化政策上極めて必要なること、及び共學に伴ふ施設として國語教授を目的とする本島人幼稚園の必要を論じたること有之候、されば今回の內訓は小生に取りては時機尙早どころか、寧ろ反りて其の遲かりしを感ずる位にて爽心快哉を叫び居る次第に候、然るに世間往々內訓の旨趣を誤解し又は買被りて勝手な解釋の下に無暗に喜んだり馬鹿に憂へたりする人があるやに見受けられ候に付小生は不取敢一月十五十六の兩日に亘り臺灣日日新報紙上に於て小生一箇の所信を發表致置候。尙本問題に就ては平野視學官の論文本誌上に掲載有之別に臺灣教育二月號にも重ねて小生の愚見を吐露し可申候に付御一覽被下度候。要するに共學といふことは本島教育上否本島統治上重大なる問題につき今後とも愼重なる態度と遺漏なき研究との下に徐々に實施せらるべきものと存候。

◉教科用圖書調査委員會　總督府には從來公學校教科用圖書審査委員會なるもの有之、學務部長を會長とし、學務關係者を委員として專ら公學校用教科書の審査をなし來りしが、去十二月二十八日訓令を以て新に教科用圖書調査委員會なるも

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

のを設けられ候ふ新規定によれば公學校に限らず汎く總督府に於て編纂する諸學校用敎科書を調査審議する機關にて、聞く所によれば總務長官を委員長、內務局長を副委員長とし、各方面の有力者を網羅して委員となす由。要するに總督府編纂の敎科書をして一層權威あらしむる爲、時節柄意味深き施設と存候。

◉商業學校の移轉　總督府商業學校は從來臺北中學校の校舍內に同居して、不便不自由を忍びつゝ敎授致居候處、今般曆年の改まると共に舊總督府廳舍內に移轉致候。思ふに今後は高等商業學校と同一構內に在ることゆゑ、設備人繰り其の他萬事につけて融通がきゝ、敎授上將た經理上大に都合宜しきことゝ存候。

◉臺灣敎育會の宣傳　臺灣今日の開發進步は二十年の昔に比べて全く別天地の觀あるに拘らず、其の眞相が今尙內地の人々に了解せられず、或は蕃害の慘を聯想し、或は瘴癘の氣を顧慮して、兎角渡臺を躊躇する傾向あるは、誠に遺憾の極と申すべく、是等の誤解僻見を一掃して、臺灣の現狀に關する正確なる觀念を島外の人々に與へ、帝國南進の第一策源地として有爲の人物を本島に招致することは、殊に今日の急務と存候。それがあらぬか臺灣敎育會にては今回內地に向つて大に臺灣のプロパガンダをなすの議を決し、活動寫眞班を率ゐて一大活躍を試むるの準備既に成れりと聞及び候。

◉流感の襲來　流行性感冒又々來襲して島內到る處猖獗の勢を逞うし、一昨冬の慘劇を再演致居候は誠に寒心の至に候。併し此は獨り臺灣に限らず全く世界的流行にて、滿鮮及び內地の或地方の如きは臺灣以上に猛烈なるものあるやに候へば、強がち悲觀するには及ばず候へども、御同樣公衆衛生個人衛生に極力注意して、一日も早く此の疫病神を島外に驅逐するは吃緊の急務と存じ、切に諸君の御健康を祈上候。

◉守屋編纂委員の內地歸還　總督府視學兼高等商業學校敎授として本島敎育の爲に銳意盡瘁せられたる旁ら本誌編纂委員として又臺灣敎育會幹事として常に敏腕を振はれたる文學士守屋德夫君は今般東京實業界に雄飛して重要なる或る地位を占めらるゝことゝ相成一月十六日內地歸還の途に上られ候爰に本島の爲に前途有爲の材を失ひたるを惜むと共に切に同君將來の健康と發展とを祝福致候。（湖山生）

佛國の甜菜糖業

（商工課報）

歐洲大戰の終了は佛國に於て第一位を占めたる甜菜糖業の回復を現在の狀態にて速迅に實現し得べきやに關し巴里駐在米國領事ケイ、エス、パットン氏は佛國に於ける甜菜糖業の地位につき調査し米國商務省に報告せり。勿論佛國は甜菜糖業の率先者なるは周知の事實なり。那翁戰爭の間英國の行ひたる佛國各港の封鎖は那翁をして甜菜糖業の養成に大なる努力を盡さしめ而して好結果を得たり。斯くして佛國は獨逸が施行せる奬勵法の結果甜菜の質及量並に等量の甜菜根より得る砂糖の量に於て佛國を凌駕し其生產高約二百萬噸に達するに至

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

れる凡三十年間之れが先導者なりき。

佛國の砂糖生產高は糖蜜を合し一九一二―一三年は八七八、〇〇〇佛噸、同年の砂糖消費高は七〇六、〇〇〇噸にして、尙佛國殖民地グアデループ、マーチニク、及レユニオンの生產甘蔗糖を特惠關稅の下に輸入せるもの約一〇〇、〇〇〇噸ありしを以て內國及殖民地の生產糖は前揭の消費高に對し約二〇〇、〇〇〇噸の超過を示せり。總ての經濟は實行せられ總ての工業は科學的方法によりて行はるゝ佛國の如き開明國にありては砂糖は糖菓としてよりも寧ろ食物として多量に消費せられざるは不思議に見ゆるなり。然れども一九一一年に於ける砂糖の一人當消費高は三七·四八封度にして二十年前の一八九〇年は二六·二四封度なりき。米國の見解よりすれば佛國に於ける砂糖の生產額は之れを三倍するも過剩とはならずして漸く米國の標準消費高に達すべく、此消費は砂糖の食養價値より見るときは決して贅澤には非らざるなり。

佛國に於ける問題は今や糖業の回復にあり、一九一三年には製糖工場二百十三箇所ありしも一九一七年には六十一箇所に激減し、一九一三―一四年の製糖高は七一七、四〇〇佛噸なりしも一九一八―一九年の生產豫想は僅かに一〇八、〇〇〇噸にして卽ち戰前に於ける七分の一に過ぎず。

大戰中佛國は砂糖の不足を粗糖及精製糖の輸入によりて補へり。而して政府は專ら砂糖を購入し個人による輸入を禁せり。前述の如く其殖民地は一〇〇、〇〇〇噸の砂糖を供給すれども殖民地の遠隔なると船腹を獲るの困難とは其供給を滿足に管理するには非常に困難ならしめたり。各種砂糖の佛國輸入は一九一六年には三九一、〇〇〇噸、一九一七年には二八四、〇〇〇噸、一九一八年には一六一、〇〇〇噸に達せり。

內國糖業の衰微は大部分製糖工場の破壞せられたるに歸し甜菜栽培の減少は砂糖の生產を減せしめ。又政府の糖價調制は糖業を不振ならしめたる一因となりぬ。而して佛國の或地方にては甜菜の代りにチコリーを栽培せるは恰も米國の西部山岳地方諸州にて甜菜よりも小麥及豆類を栽培せるが如く一の重大なる原因となりたり。

一九一三―一四年の佛國甜菜栽培面積は五三四、〇〇〇英町にして其翌年は二分の一以上の減少を見、一九一五―一六年は僅かに一五六、〇〇〇英町栽培せられたるも一九一六―一七年には一七〇、四二〇英町に增加せり。一九一六―一七年の甜菜收穫高は一、五九六、〇〇〇佛噸にして一ヘクタール當一八·一三噸より二三·一四噸に上り戰時狀態より考ふるときは大なる增加を示すものと云ふべし。戰前の平年にありては一ヘクタール當り約二六噸なりき。

佛國糖業家及政府に對する當面の問題は如何にして此工業を急速に且つ最少の地方的苦痛を以て復舊し得べきかにあり。大戰中糖業の蒙れる損害は佛國豫算委員會のルイ、デユボア氏によれば一八八、〇〇〇、〇〇〇弗なり。製糖從業者の住屋及製糖工場は破壞せられ菜園は砲彈戰により荒廢し、機械及其構成材料は掠奪せられたり。尙重要なる問題は勞力の不足及勞働者をして破壞地方にて特別の注意を拂はしむるの困難なるにあり。

目下熟慮中なる是等の事柄に關し吾人は有力なる人々の採用せる方法の成功せんことを希望して息まざるなり。

（ルイジアナ耕主週報一九一九年五月十七日）

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

豐太閤の三國處置

世に「豐太閤御事書」といふは、秀吉が支那征伐に就て、色々の計畫を一つ書きに仕たもので、夫れを見ても秀吉の抱負の盛んなものであつたことを知ることが出來る。其の御事書の一通が前田家に保存されてあるが、松雲公卽ち前田綱紀によつて「豐太閤三國處置」といふ標題を負はされて居るその文書中最も興味ある數節を抄錄すると。

一、大唐都へ叡慮うつし可申候。可有其御用意候。明後年可爲行幸候。然者都廻之國、十箇國可進上之候。其內にて諸公家衆も知行可被仰付候。下の衆、可爲十增倍候。其上之衆者可依仁體事。

一、大唐關白、右如被仰候、秀次へ可被爲讓候。然者都之廻、百箇國、可被成御渡候。日本關白は、大和中納言(羽柴秀保)備前宰相(宇喜多秀家)兩人の內、覺悟次第、可被仰出事

一、日本帝位の儀、若宮(良仁親王、後の仁和寺覺深法親王)八條殿(後陽成天皇皇弟智仁親王)何れにても可被相究事。

一、高麗の儀者、岐阜宰相(羽柴秀勝)歟、然らずば備前宰相(宇喜多秀家)可被置候。然者、丹波中納言(羽柴秀俊)は九州に可被置候事。

右に據るに、秀吉は支那征伐中、既に支那を席卷し了つた樣な考でそろ〳〵支那を初め三國(日本、唐、天竺の意歟)の處置を考へて居つたことが分かる。夫れに據ると、先づ我が天皇を北京に迎へ、其の周圍に於て御料所十箇國を進上する。次に秀次を支那の關白に任じて其政務を總理せしむる。又た日本の本州には良仁親王若は八條の宮樣を据ゑ奉り。日本の關白には浮田秀家か羽柴秀保を任ずる。朝鮮には誰を置かう、九州には誰を置かうと、實に盛んな箇條書が見える、又た鹿苑日錄に據れば、文祿元年六月九日いよ〳〵秀吉より後陽成天皇に御入唐を奏請し奉り、主上も御嘉納あらせられ、其十三日、鹿苑院の有節和尚が聯句御會に參內の折、愈〻御入唐となれば有節和尚にも供奉仰せ付けられ、尙は五山の衆二十人ばかりも召し具せらるべき仰せがあつた。又た御入唐に就て行幸儀式に關する記錄の進覽を諸公卿に勅令あらせられ、前田玄以より、此事を伏見宮及び公卿四十五家へ傳達した時の廻文が今に存して居る。山中橘內の書狀には、又た今度先鋒になつた加藤・小西以下の者には天竺に近い所を配分するから、別に秀吉の命令なくとも、力次第に天竺を切り取るべしとある。秀吉の意氣は早く印度攻略に向つて居たのである。扨て秀吉自身は何處に居るつもりかといふに、自分は南方の寧波に居所を構へんと言つて居る。此の一言が餘程面白い。彼は文祿の初に於て其の意氣既に四百餘州を併呑して居るのみでなく、更に進んで南方の經營に從事する爲に、最も船着の宜い寧波を選んで、自分は其處に居らうといふ考を洩らしたのである。寧波は昔から遣唐使などの屢々發着した地點で、今の上海の少し南に在る。彼が朝鮮支那だけに甘んじないで、更に南に進んで行かうといふ考のあつたことは、之を以て見ても明かである。(海外交通史話)

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

統計

金融及貿易統計

（財務局調査）

臺北手形交換所手形交換月表（大正八年十二月中）

銀行名稱	枚數	借方金額	差引殘高	差引殘高	枚數	貸方金額
臺灣銀行臺北本店	七、八八九	一〇、〇九二、一七〇・〇五	一、五七七、三七四・二三	五、四八〇、五〇四・四八	九、三七七	一三、九九五、三〇〇・三一
三十四銀行臺北支店	六、九五五	八、〇二六、二九三・九二	一、二六四、六四一・〇八	一、一三〇、三九八・〇八	一〇、五五六	七、八九二、〇五〇・九二
臺灣商工銀行臺北本店	一〇、二七八	三、〇六四、〇三〇・二八	四九〇、三一一・九四	八五三、四九五・八四	七、八七八	三、四二七、二〇四・一八
彰化銀行臺北支店	四、七九六	二、四〇二、六〇四・六四	七五九、五二二・二六	三〇七、九七七・九七	三、〇一二	一、九五一、〇六〇・三五
新高銀行臺北本店	六、九三三	五、五三一、四六七・七二	一、五七九、四五〇・四八	六三〇、一七五・五七	八、三一八	四、五八二、一九二・八一
臺北郵便局	三、二七三	八一、九六四・四八	五六、一四〇・三二	二、六一六・八〇	三八七	二八、四四〇・九六
華南銀行	三、四五一	五、五〇六、五四七・八五	二、八九四、一三二・四九	二一六、四〇四・〇五	四、〇四七	二、八二八、八一九・四一
合計	四三、五七五	三四、七〇五、〇六八・九四	八、六二一、五七二・七九	八、六二一、五七二・七九	四三、五七五	三四、七〇五、〇六八・九四
前月合計	三七、九七一	二七、六八二、〇六八・四二	九、二五六、六五八・七五	九、二五六、六五八・七五	三七、九七一	二七、六八二、〇六八・四二
前年同月合計	三七、四二八	一八、〇九七、三八一・四六	三、三三九、一一五・二七	三、三三九、一一五・二七	三七、四二八	一八、〇九七、三八一・四六

臺南手形交換所手形交換月表（大正八年十二月中）

銀行名稱	枚數	借方金額	差引殘高	差引殘高	枚數	貸方金額
臺灣銀行臺南支店	一、九四二	一、七二一、九九八・四三	八二、五七二・八六	九二二、八一九・四九	三、三五六	二、五六二、二四五・〇六
三十四銀行臺南支店	三、一〇八	一、九一八、五五三・四九	三〇一、六〇六・三八	四三七、四一六・〇三	五、六一八	二、〇五四、三六三・一五
臺灣商工銀行臺南支店	四、四七六	一、八六一、一四三・一九	三六三、五一二・一七	一七九、二〇八・四〇	三、九五二	一、六七六、八三九・四二
嘉義銀行臺南支店	五、八一八	二、二二三、四二六・五八	七四五、六八三・七七	六、五四九・七七	五、六四六	一、四八四、二九二・五八
臺南郵便局	二、五四四	一七三、七三七・七六	一四三、〇〇二・九三	三四、九四五・八四	二五八	六五、六八〇・六七
新高銀行臺南支店	二、五七一	六一〇、二四六・二九	七八、四七四・五七	一三三、九一三・一四	一、六二九	六六五、六八四・八六
合計	二〇、四五九	八、五〇九、一〇五・七四	一、七一四、八五二・六八	一、七一四、八五二・六八	二〇、四五九	八、五〇九、一〇五・七四
前月合計	一七、二〇二	八、四二五、三二〇・四三	一、八〇七、〇六八・六八	一、八〇七、〇六八・六八	一七、二〇二	八、四二五、三二〇・四三
前年同月合計	一四、五九四	五、二一三、六二一・九三	一、二五四、二三四・三三	一、二五四、二三四・三三	一四、五九四	五、二一三、六二一・九三

臺灣銀行券發行高並準備保證高（備考 △印ハ保證制限超過發行高）

年月日	銀行券發行高	國庫在高	市場流通高	準備並保證 準備	準備並保證 保證
	円	円	円	円	円
大正八年十二月末日	四九、六五三、九四一・〇〇 △ 七、二〇六、九二七・三九	二、一五二、一三八・〇〇	四七、五〇一、八〇三・〇〇	二七、二〇六、九二七・三九	二二、四四七、〇一三・六一
前年同月同日	四二、一〇八、一〇九・〇〇	一、三三八、〇二八・〇〇	四〇、七七〇、〇八一・〇〇	二二、四五九、二七三・八〇	一九、六四八、八三五・二〇

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

各銀行放資額（大正八年十一月中重要物産に對する）

銀行名	區分	米	砂糖	茶	樟腦	金塊	酒精	石炭	計
		円	円	円	円	円	円	円	円
臺灣銀行	放資額	一五、二四二、八六〇	一七、一一一、五七九	一、〇三五、三八二	三六八、九〇五	八四、七四三	二六三、四九九	二、九五六、三七六	三六、〇六一、三四四
	月末放資殘高	一六、九六八、七九九	二九、二〇九、七五三	二、七三四、二六〇	一、五〇〇、八〇〇	三一、二六七	四五五、八六四	四、六五二、〇四二	五五、三七二、七八五
三十四銀行支店	同	四四八、三五六	五六一、八三七	四、一〇〇	—	—	—	—	八一四、二九三
	同	一、一五〇、九一〇	一、一〇六、四〇九	五〇、七三七	—	—	—	—	二、三〇八、〇五六
臺灣商工銀行	同	三六六、〇二〇	一七二、七〇五	—	—	—	—	—	五三八、七三五
	同	七二八、四七五	二五〇、五〇三	—	—	—	—	—	九五八、九七八
嘉義銀行	同	一〇二、四七〇	二一五、三二八	—	—	—	—	—	三一七、七九八
	同	二七六、四二九	三六八、五七三	—	—	—	—	—	六四五、〇〇二
彰化銀行	同	九五〇、〇七五	一七七、八〇〇	—	—	—	—	—	一、一〇七、八七五
	同	一、四九一、一九五	六四二、九五〇	—	—	—	—	—	二、一三四、一四五
新高銀行	同	一、四四八、七三七	一、〇二二、六五一	一六六、二四〇	—	一一、八一七	—	一二八、一六八	二、七七六、六一三
	同	一、七七〇、七四〇	一、一五〇、一五一	五三八、一五八	—	四、〇〇〇	—	一七二、六三六	三、六三五、六八五
華南銀行	同	一、三四八、三一五	五四九、七一五	七〇一、七二九	—	—	四八四、九八八	九五、六一九	三、一八〇、二六六
	同	一、五八四、五九七	九二八、六一五	七二一、八一二	—	—	五五八、六〇〇	一二四、七二〇	三、六九八、三四四
合計	同	一六、八八六、七四三	一九、六一〇、六一五	一、九〇五、四五一	三六八、九〇五	九六、五六〇	七四八、四八七	三、一八〇、一六三	四一、七九六、九二四
	同	二三、七七一、一四五	三三、六三六、九五四	四、〇四四、九六七	一、五〇〇、八〇〇	三五、二六七	九九四、四六四	四、九四九、三九八	六八、九五二、九九五
前年十一月	同	八、八八五、五一二	一二、〇三〇、八九一	一、一六八、五七五	三、五四五、九一七	一〇五、〇二九	二六四、六九八	九九九、八五八	二六、七九八、二八〇
	同	一二、二九九、二二二	一七、六八三、八七四	一、二三九、三一〇	六、四四四、八九四	七二、二九〇	五九九、七五一	一、六六八、七三一	三九、八〇八、〇六三
累計	本年放資額	一五九、六八三、七一七	二六、六八九、四九七	一七、五八七、一二〇	一三、六四六、七九五	一、〇五二、〇〇七	二、七五六、八九五	二四、一五五、六三二	四三五、五五一、六六五
累計	前年放資額	八九、七九四、七五八	二四、七八六、一一一	二三、四〇六、八九一	二七、一六六、四五二	二、五三〇、六六〇	二、九〇三、二一七	四、四三六、九一八	二七五、〇二四、〇〇七

預金貸出金殘高及金銀在高表（大正八年十一月末）

銀行名	預金	貸出金	金銀在高
	円	円	円
臺灣銀行	四三、三七九、三八六	一一五、六二四、八四一	三、八四八、九三六
三十四銀行支店	六、三八一、〇九三	六、五四五、二九七	四一二、三二〇
臺灣商工銀行	一〇、八八七、二二六	一三、六五七、七〇四	一五二、二七六
嘉義銀行	五、八二八、四七二	六、五六二、一九二	四一、七三一
彰化銀行	七、五七八、五四八	一二、三八五、〇四二	一二一、九九四
新高銀行	四、七八〇、九三七	九、二一七、四八九	三一四、二五八
華南銀行	二、五七四、九九〇	八、六二八、七三二	八二三
合計	八一、一一一、五五三	一七〇、六二一、二九七	四、八九二、三三七
前年十一月	五六、四六九、四三九	九一、四六五、〇三三	四、三四五、九八〇

臺北物價指數（別表）（大正八年十二月末）

本表は明治三十五年一月ノ物價ヲ一〇〇トシテ算出シタルモノナリ（△印十、▲印一）

内地人側

品名	本月	前月	前年同月
白米	△三九一・七一	三七五・八〇	五〇八・九二
清酒	△五六六・六七	四六三・六四	二八四・八五
麥酒	二〇四・五五	二〇四・五五	一五九・〇九
澤庵漬	二八二・六一	二八二・六一	一九七・八三
小麥粉	三〇七・六九	三〇七・六九	二五六・四一
鰹節	△三二一・四三	二九七・六二	二三八・一〇
醬油	二六五・〇〇	二六五・〇〇	一四七・五〇
白木綿	(▲)六七四・一六	七〇七・八七	四〇四・五〇
石炭	二五〇・〇〇	二五〇・〇〇	二五〇・〇〇
棟瓦	△四〇〇・〇〇	三〇〇・〇〇	二三八・五七
日本形瓦	△四五一・八二	五一八・一八	二九五・四五
平均	△三七二・三三	三四三・〇〇	二五七・七五

本島人側

品名	本月	前月	前年同月
玄米	三五八・七三	三三八・七三	三一四・一〇
紅酒	二四八・〇〇	二四八・〇〇	二二〇・〇〇
砂糖	△五七八・九五	五二六・三二	二三六・八四
鴨卵	三七五・三三	三七五・三三	二七七・〇七
綿布	△四〇七・四一	三九八・一五	三七〇・三七
木炭	△二六六・六七	二五三・三三	一八〇・〇〇
薪	△二二五・八八	一九四・〇三	二〇八・九六
石油	三〇二・二六	三三二・二六	三八七・一〇
火油	△二七一・四三	二六四・二九	二四二・八六
平均	△三三八・〇七	三二五・六〇	二七〇・八一
總平均	△三五六・九二	三三五・一七	二六五・六三
本月ヲ一〇〇トシテノ比較	一〇〇・〇〇	九五・九一	七三・八六

信用竝信用兼營組合事業一覽表

大正八年十月末日現在

資産

廳名	組合數	組合員數	出資口數	未拂込出資金 円	貸付金 円	土地建物什器 円	有價證券	預け金 円	假拂金 円	割引手形	其他 円	現金 円	計 円
臺北	二二	八、三八七	五四、三五八	五八二、六五八・二六〇	二、二五〇、〇七八・四〇〇	一八、六一九・六八〇	—	六二、〇三一・一〇五	二、〇八八・〇二〇	—	四三一・〇六〇	二五、〇一七・七一〇	二、九四〇、九二四・二三五
宜蘭	五	一、五一九	一一、五六四	一九〇、四四八・〇〇〇	二八七、五六六・〇〇〇	四、七〇一・九六〇	—	七〇、七七〇・八二〇	—	—	二六一・〇九〇	四、二六七・八三七	五五八、〇一五・七〇七
桃園	二四	一一、二九二	四一、二四八	三一、五三三・〇〇〇	一、六六三、〇一一・〇〇〇	三、六一七・九一〇	—	九、〇〇五・九九〇	—	—	—	四九、八一五・五五九	一、七五六、九八二・四五九
新竹	二〇	六、七四二	三五、六四四	四三九、二八一・八一〇	一、三五二、八七四・五五〇	五、九七〇・〇五〇	五三五・〇〇〇	六〇、〇一九・八四〇	一、一〇一・七〇〇	一九四、七二八・〇〇〇	二二五・四八〇	三二、九三二・三九二	二、〇八七、六六八・八二三
臺中	二七	一九、五三七	四六、四九三	四六三、〇三七・一〇〇	四、三八八、九五九・四四〇	二二、六二一・二二〇	一、二九六・八二〇	二一九、八六九・八六〇	一、〇四八・八二〇	—	—	九八、五五五・九二〇	五、二九五、三八九・一八〇
南投	一四	一一、八一六	一六、九一五	一〇、七[illegible]五・四九〇	一、〇四一、〇六三・[illegible]二〇	八、五〇九・八四〇	二〇〇・〇〇〇	一〇、九四一・〇六〇	六一七・六〇〇	—	—	一七、五〇四・〇五〇	一、〇八九、五九一・九七〇
嘉義	二九	一一、二六八	三四、三四八	三二七、六三六・八〇〇	二、〇五一、三〇一・九〇〇	七、七五〇・八四七	六二・五〇〇	一六五、九一八・〇五〇	—	—	九〇・八一〇	五七、一七九・七六四	二、六〇九、九四〇・六七一
臺南	一九	七、九〇九	三八、六三一	二一三、五〇七・二五〇	一、六九九、七二一・一四一	五三、三三五・三九三	七、七四六・四五〇	二〇、七四〇・七七〇	一六、六二六・三〇四	—	六七三・三二六	二七、八四九・〇五五	二、〇三六、二一九・六八九
阿緱	一三	五、六一五	一九、三八八	七五、六二八・〇〇〇	九五四、二七七・四七〇	二、〇四〇・一四九	—	六、四八三・二〇〇	一五四・五一〇	—	—	九、五四〇・六五八	一、〇四八、一三三・九八七
臺東	一	九六	三〇〇	—	二五、四五〇・〇〇〇	二〇〇・二六〇	—	二三九・四八〇	二四六・〇〇〇	—	—	一、六九九・〇六〇	二七、八二四・八〇〇
花蓮港	三	二九〇	四、四九三	八、一三三・〇〇〇	一三一、八〇〇・〇〇〇	四九一・八三〇	—	一、二〇一・二四〇	三八八・六七〇	—	八三・二五〇	六二二・八三〇	一四二、七二二・八二〇
澎湖	二	六五	一、四七二	—	六四、九四二・〇〇〇	一四八・七一〇	—	四、九二九・六八〇	—	—	—	六九六・二三八	七〇、七一六・六二八
合計	一七九	八四、五三六	三〇四、八五四	二、三四二、六二七・七一〇	一五、九〇七、〇四七・八三一	一二八、〇二七・八四九	九、八四〇・七七〇	七三二、一四一・〇九五	二二、二七一・六二四	一九四、七二八・〇〇〇	一、七六五・〇一六	三二五、六八一・〇七三	一九、六六四、一三〇・九六八

負債

廳名	出資金 円	貯金 円	準備金 円	各種積立金 円	未拂配當金 円	借入金 円	假受入金	其他 円	剩餘金 円	計 円
臺北	一、五二一、三六九・〇〇〇	七五八、四一五・八四〇	九二、〇〇六・九八〇	七、八九九・九四五	二、三七二・四九〇	四一八、〇七七・四六〇	—	—	一五〇、七八二・五二〇	二、九四〇、九二四・二三五
宜蘭	三七四、七一〇・〇〇〇	一三〇、二一〇・二三〇	八、四六二・〇三八	二、二四二・七二〇	—	二五、〇〇〇・〇〇〇	—	三、七九二・一九〇	一三、五八八・五二九	五五八、〇一五・七〇七
桃園	六七四、三三〇・〇〇〇	二五九、九七八・八九八	一一、〇八七・一四三	三五、八九三・七九七	—	五六二、二一〇・〇〇〇	—	—	一一三、四九二・六二一	一、七五六、九八二・四五九
新竹	九六二、九九〇・〇〇〇	六三六、八五五・八二六	六五、八一一・一九四	二三、三三一・二七〇	一五・〇〇〇	二八八、六〇八・九三〇	一三、八〇九・三六〇	—	九六、二四七・二四二	二、〇八七、六六八・八二三

臺中	一、八八三、五五五・〇〇〇	二、二五八、六六六・二八〇	二三七、一八六・八四〇	九五、六八四・七三〇	一、三四七・〇一〇	五九五、三四七・六二〇	—	一三四・七八〇	二二三、四六六・九二〇	五、二九五、三八九・一八〇
南投	三一七、五九〇・〇〇〇	四五八、八四七・五五〇	六二、一四九・六五〇	二三、四二八・一四〇	四六七・五八〇	一八四、五〇〇・〇〇〇	—	二二四・八八〇	四二、三八四・一七〇	一、〇八九、五九一・九七〇
嘉義	一、一〇〇、三九五・〇〇〇	七三〇、七一九・九八九	一一一、八九二・二九〇	四二、〇一〇・〇〇二	二、一六六・七二八	四七五、六九八・一六〇	—	八、五二五・一二〇	一三八、五三三・三八二	二、六〇九、九四〇・七七一
臺南	九九二、四七五・〇〇〇	三〇八、九九二・八〇八	一二九、三八一・五五三	三六、六一七・〇八五	二、一〇九・一三六	四三五、七九六・七七〇	—	—	一三〇、八四七・三三七	二、〇三六、二一九・六八九
阿緱	三七四、六九〇・〇〇〇	三九三、七一〇・三二六	四六、五七六・九八八	一八、〇五七・九〇一	一八一・四三〇	一五六、二二三・〇七〇	四七・二四〇	—	五八、六五七・〇三二	一、〇四八、一三三・九八七
臺東	一五、〇〇〇・〇〇〇	—	三、八一二・八八〇	一、三一六・二二〇	—	五、〇〇〇・〇〇〇	—	—	二、六九五・七一〇	二七、八二四・八〇〇
花蓮港	八九、八六〇・〇〇〇	一三、三五九・四一〇	三、〇五一・六九〇	一、〇六九・一〇〇	一八・八八〇	二〇、一九八・五五〇	三、八〇五・〇〇〇	—	一一、三六〇・一九〇	一四二、七二二・八二〇
澎湖	三二、〇〇〇・〇〇〇	二、〇六二・五五〇	六、六〇八・一一八	九二一・九七七	—	二五、〇〇〇・〇〇〇	—	六九・九七〇	四、〇五四・〇一三	七〇、七一六・六二八
合計	八、三二八、九五四・〇〇〇	五、九五一、八二九・七〇七	八七八、〇二七・三六四	二八八、四七二・八七七	八、六七八・二五四	三、一九一、六五〇・五六〇	一七、六六一・六〇〇	一二、七四六・九四〇	九八六、一〇九・六六六	一九、六六四、一三〇・九四〇

備考　本表の外單に許可を與へたるのみにして事業を開始せざるもの三組合（臺北廳一、嘉義廳一、澎湖廳一）あり

大正八年十月中各銀行内外爲替取組高表

種別	銀行別	收入 内地 口數	收入 内地 金額（円）	收入 外國 口數	收入 外國 金額（円）	收入 島内 口數	收入 島内 金額（円）	支出 内地 口數	支出 内地 金額（円）	支出 外國 口數	支出 外國 金額（円）	支出 島内 口數	支出 島内 金額（円）
送金爲替手形	臺灣銀行	二、五七九	一七、八八〇、〇七七	二一七	七五五、九五三	五、五〇六	一九、九八九、二六五	八六五	六、〇二七、〇一一	二八三	一、三三八、九七三	六、〇六二	二一、二〇九、三六二
	三十四銀行	八六五	一、三九三、四一六	—	—	四一四	一、〇九一、三二四	一〇一	一〇六、七三六	—	—	一六三	五六、三九九
	臺灣商工銀行	五六七	五六五、六六七	—	—	四、〇五九	二、六七四、一一八	四九	二二四、一六二	—	—	四、三五三	二、七二八、九五三
	嘉義銀行	一四四	一六九、四〇八	—	—	三、四五九	一、九八八、〇九二	七三	六二、六四六	—	—	二、八二七	一、六九七、六三八
	彰化銀行	一四二	二三〇、七一二	—	—	四、四八七	四、二九一、七三九	九三	一七一、五〇一	—	—	四、〇八三	二、五八九、二九六
	新高銀行	一五五	六四五、八九七	一一	三、四七三	二、五一七	二、一二〇、九九五	一	一、〇〇〇	三一	五一、九四一	二、二三四	二、〇〇六、七六九
	華南銀行	六五	一四〇、四八九	二〇	二五三、六七八	一〇二	三一四、九三一	—	—	一〇	一〇九、三八一	一	二六、〇〇〇
	計	四、五一七	二一、〇一五、六六六	二四八	一、〇一二、一〇三	二〇、五四四	三二、四七〇、四六四	一、一八二	六、五九三、〇五六	三二三	一、五〇〇、二九五	一九、七二三	三〇、三一四、四一七
割引手形	臺灣銀行	九五四	一、四二三、八八九	—	—	一、六九六	二、五四一、九三五	五九	一、二八〇、六四九	—	—	一、五七九	二、四九五、三九九
	三十四銀行	五五九	五四〇、九七九	—	—	四一	四三、八〇三	一	二八、一〇〇	—	—	二六一	三〇四、五五八
	臺灣商工銀行	七〇	一四一、七八〇	—	—	三七〇	一、一八九、九九八	一五	一五〇、九二四	—	—	四〇六	一、二四一、二八二
	嘉義銀行	二三	八、七二一	—	—	四一六	五五三、五六一	—	—	—	—	四〇五	四九七、六四六
	彰化銀行	—	—	—	—	四四五	七三八、七二八	一九	九、七一三	—	—	六六七	一、三〇〇、六四五
	新高銀行	—	—	—	—	七六	二五九、八五五	四	—	—	—	六五	八六、〇一〇
	華南銀行	—	—	—	—	—	—	—	二一、七二三	—	—	三三九	四二三、五〇三
	計	一、六〇六	二、一一五、三六九	—	—	三、〇四四	五、三三七、八八〇	九八	一、四七一、一〇八	—	—	三、七二二	六、三四九、〇四三

收支超過（△支）種別	銀行別	内地 金額	外國 金額	島内 金額
十月中收支超過	臺灣銀行	一五、一三四、四五八	△六八〇、一三三	△六七〇、四六七
	三十四銀行	四、一七八、三〇五	△ —	一八五、一一二
	臺灣商工銀行	四六六、五七一	△ —	△五七六、四八八
	嘉義銀行	一二五、〇七八	△ —	四八四、五八四
	彰化銀行	一三、一四四	△ —	一、二六〇、〇六三
	新高銀行	五九五、九〇四	△三八、四九五	四〇七、四八一
	華南銀行	△二、〇三九	二〇五、三〇九	△三七四、九〇二
	計	二〇、五一一、四二一	△五一三、三一九	七一五、三八三
一月以降收支超過	臺灣銀行	二九、三三四、二七六	六、〇五四、七八八	△二八、八八三、三五三
	三十四銀行	二八、四四一、一三〇	—	一、三二一、八六三
	臺灣商工銀行	三、〇八一、八四五	—	七五九、八四〇
	嘉義銀行	七〇九、九五九	—	二、九七五、八〇七
	彰化銀行	△四一七、九七三	—	二、一三七、一〇三
	新高銀行	一、五〇二、三四九	△七八、〇七三	一、一二三、七〇三
	華南銀行	三四九、三八八	△三三一、八二一	△六〇九、四〇九
	計	六二、九九九、九七四	五、六四四、八九四	△二一、一七四、四四九

大正八年十二月　臺灣貿易統計の一

●貿易額●

	十二月	八年累計	七年累計
輸出	五、四八三、六九二円	三五、六二三、二八七円	三三、三九四、〇〇八円
輸入	八、〇七九、九五〇	六四、一三二、七六二	三三、五五四、五一三
計	一三、五六三、六四二	九九、七五五、〇四九	六六、九四八、五二一
輸出(入)超過	(入)二、五九六、二五八	×二八、五一〇、四七五	×一六〇、五〇五
朝鮮移出	七八、六三〇円	三二二、七五〇円	三六一、七五〇円
朝鮮移入	八六五	四五、六六六	七三、四六〇
計	七九、四九五	三六八、四一六	四三五、二一〇
移出(入)超過	七七、七六五	二七七、〇八四	二八八、二九〇
内地移出	一一、二〇三、二三二円	一四一、八八五、五四〇円	一〇五、六〇〇、五〇三円
内地移入	一三、三一三、二五一	九〇、五二六、七六六	七〇、五九一、三五七
計	二四、五一六、四八三	二三二、四一二、三〇六	一七六、一九一、八六〇
移出(入)超過	×二、一一〇、〇一九	五一、三五八、七七四	三五、〇〇九、一四六

買爲替手形

	臺灣銀行	三十四銀行	臺灣商工銀行	嘉義銀行	彰化銀行	新高銀行	華南銀行	計
	一、一一二	三三二	四一	六	二	—	—	一、四九三
	四、二八九、二三七	一、五七四、〇五六	四四、三三二	七一六	三七五	—	—	五、九〇八、七一六
	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—
	一九〇	九	七五	一九	四	五三	—	三五〇
	一、四〇七、八六六	五六、七七五	三一六、四六五	九六、〇八八	三八、一八〇	二四五、七六四	—	二、一六一、一三六
	二五一	一八	二八	二	四	六	一〇	三一九
	三、〇七七、〇〇八	二二二、二一五	八七、九〇〇	三、七一一	四、三三〇	四五、三二〇	一二〇、八〇六	三、五五一、二九〇
	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—
	一四八	四六	一一四	五	一九	九	三二	三七三
	一、一三七、五七四	三六〇、二九九	五二六、七八三	二九、五七三	一一一、四九八	六二、六二九	二四〇、五三〇	二、四六八、八八六

代金取立手形

	臺灣銀行	三十四銀行	臺灣商工銀行	嘉義銀行	彰化銀行	新高銀行	華南銀行	計
	四、五〇八	一、五二三	四一八	七六	三四	三	—	六、五六二
	二、四一七、五九四	一、〇五八、二六二	一七四、五八六	一二、九八八	一〇、一五九	一二五	—	三、六七三、七一四
	六〇	—	—	—	—	四	一二	七六
	一、三六八、八二七	—	—	—	—	九、九七四	一六三、三〇〇	一、五四二、一〇一
	一、四六三	二六	七二九	七六一	一、一六五	二二八	—	四、三七二
	一、〇九二、九三〇	二〇、八一四	五一七、〇五三	三六八、三六〇	六六〇、四七一	一九五、九九二	—	二、八五九、五九〇
	六七	二一	二三	一	一〇〇	四	—	二一六
	四九一、六七一	四一、三五七	一六、八〇八	三九八	三二、五五八	三、七九八	—	五八六、五九〇
	一三八	—	—	—	—	—	二〇	一五八
	一、四六五、九三九	—	—	—	—	—	一〇一、二八八	一、五六七、二二七
	一、一四一	六九三	一、〇五二	四九二	六三六	四九七	—	四、五一一
	八五九、九二八	三〇六、三八六	七七七、一〇四	二九六、六六〇	四六七、六一七	二五九、六四六	—	二、九六七、三四一

合計

	臺灣銀行	三十四銀行	臺灣商工銀行	嘉義銀行	彰化銀行	新高銀行	華南銀行	計
	九、一五三	三、二七九	一、〇九六	二四九	一七八	一五八	六五	一四、一七八
	二六、〇一〇、七九七	四、五六六、七一三	九二六、三六五	一七一、八三三	二三一、二四六	六四六、〇二二	一四〇、四八九	三二、七一三、四六五
	二七七	—	—	—	—	一五	三二	三二四
	二、一二四、七七九	—	—	—	—	一三、四四六	四一五、九七八	二、五五四、二〇三
	八、八五五	四九〇	五、二三三	四、六五五	六、一〇一	二、八七四	一〇二	二八、三一〇
	二五、〇三一、九九六	一、二一二、七五四	四、六九七、六三四	三、〇〇六、一〇一	五、七二九、一一九	二、八二二、五三五	三一四、九三一	四二、八一五、〇七〇
	一、二四二	一四一	一一五	七六	二一六	一一	一四	一、八一五
	一〇、八七六、三三九	三八八、四〇八	四五九、七九四	六六、七五五	二一八、一〇二	五〇、一一八	一四二、五二八	一二、二〇二、〇四四
	四二〇	—	—	—	—	三一	三〇	四八一
	二、八〇四、九一二	—	—	—	—	五一、九四一	二一〇、六六九	三、〇六七、五二二
	八、九三〇	一、一六三	五、九二五	三、七二九	五、四〇五	二、八〇五	三七二	二八、三二九
	二五、七〇二、四六三	一、〇二七、六四二	五、二七四、一二二	二、五二一、五一七	四、四六九、〇五六	二、四一五、〇五四	六八九、八三三	四二、〇九九、六八七

一月以降累計

	臺灣銀行	三十四銀行	臺灣商工銀行	嘉義銀行	彰化銀行	新高銀行	華南銀行	計
	六八、七一二	二八、八二二	一〇、一七三	二、〇〇〇	二、〇七二	九七七	二七六	一一三、〇三二
	一六六、六一二、四九〇	三一、六二四、九六四	八、五一二、二八七	一、一五〇、〇六四	一、七四〇、三九六	二、二九八、六四〇	一、一四一、二三九	二一三、〇八〇、〇八〇
	三、二六四	—	—	—	—	一七一	一九九	三、六三四
	二五、八七五、五三七	—	—	—	—	五〇九、七七六	二、一〇〇、〇八五	二八、四八五、三九八
	七七、九八〇	五、二七八	四九、二三七	三四、〇二二	四六、八三三	二〇、九三三	四五四	二三四、七三七
	二〇九、五〇一、七二八	七、八六九、一七〇	三五、九二一、一八九	二〇、四四〇、六一九	四〇、〇八八、五六三	一六、六八四、一一五	一、六二二、七九三	三三二、一二八、一七七
	一四、四一一	一、五六五	一、二〇四	一八六	二、一五六	一九五	一五八	一九、八七五
	一三七、二七八、二一四	三、一八三、八三四	五、三三〇、四四二	四四〇、一〇五	二、一五八、三六九	七九七、二九一	八九一、八五一	一五〇、〇八〇、一〇六
	三、九八八	—	—	—	—	二八七	二三七	四、五一二
	一九、八二〇、七四九	—	—	—	—	五八七、八四九	二、四三一、九〇六	二二、八四〇、五〇四
	八三、七九三	八、〇九三	五四、三四五	二九、六五一	四〇、〇〇三	二〇、〇八八	一、二七三	二三七、二四六
	二三八、五八五、〇八一	六、六四七、三〇八	三五、一六一、三四九	一七、四六四、八一二	二七、九五一、四六一	一五、五六〇、四一三	二、二二二、二〇三	三四三、三〇二、六二六

備考　收支超過欄銀行別は收入欄銀行別による

臺灣銀行代金取立手形外國欄には

收入の部｛買入爲替　五五口、利付爲替　一口｝

支出の部｛買入爲替　一七口、利付爲替　一三口｝

｛一、三五六、〇三六円、一、一五九、〇三五、三〇五、一八八｝を併算せり

華南銀行代金取立手形外國欄には

收入の部に買入爲替　三口

支出の部に買入爲替　二口

｛一六三、三〇〇円、一〇一、二八八円｝を併算せり

新高銀行代金取立手形外國欄には

收入の部買入爲替　三口　九、九七四円

を併算せり

以上

輸出

品名		十二月 數量	十二月 價額	八年累計 數量	八年累計 價額	七年累計 數量	七年累計 價額
			円		円		円
石炭	噸	四三、〇五七	八六二、五七四	四七七、三四九	八、〇三七、三三四	二八二、〇八六	二、八九三、七五四
砂糖	斤	八、八〇〇、九五〇	二、三七六、二五九	三六、二一〇、四三二	七、五四二、二五二	五七、六九七、五七四	六、二三三、二四三
烏龍茶	同	四九七、三六一	二〇〇、六五八	一一、四〇七、〇二一	五、三四六、三二七	一二、七六三、一六四	五、六九二、三〇四
樟腦	同	二五一、九五〇	五二四、九一九	一、六七二、一四四	三、〇七三、七三五	二、一七九、五五八	二、九四二、〇一一
包種茶	同	九九五、〇三〇	四七一、九八二	五、八九四、〇四三	二、八一二、五二一	五、九七三、三二四	二、八九三、五七四
燐寸	哥	一五七、〇五八	一七九、八二四	二、〇〇四、一七三	二、一一四、七〇四	二、六四六、八四七	二、五六五、六〇三
綿織物	碼	五一九、九三二	二四三、六四二	三、六五六、三三二	一、二二九、八八三	六、五四六、八四〇	一、五九三、二一九
苧麻	斤	四三、七〇〇	二一、五一二	一、六七六、二四三	六八二、四二二	一、七六九、〇〇七	五五〇、七六九
鹹魚及乾魚	同	七八〇、六一五	一三九、三〇九	三、五七一、三九三	六一一、二九〇	七、三二九、七〇七	一、〇二〇、二五七
酒精	利	—	—	八四五、三七二	三五七、四二〇	三、九五六、六六一	八九七、一四二
落花生豆	斤	三九九、八三六	四八、五一一	一、六一七、四八七	二二六、八八七	一二六、三三八	一五、二七〇
硝子罐	箇	四〇九、一四一	一一、一八三	六、四九九、四一八	一五二、六七一	六、二二六、二九五	一三〇、四五二
乾筍	斤	五〇、四八〇	一七、七四六	四三一、八〇五	一二一、七一二	四六三、四七〇	一〇八、三九三
龍眼	同	二七、四三一	一四、九二二	四五一、七三四	一一九、六七一	六、一八一、七五六	七五九、五二七
鱶鰭	同	二、五八二	三、七六八	六八、〇九三	一〇四、六三七	九六、五一五	一二〇、四六四
其他ノ諸品		—	三六六、八八三	—	三、〇八八、八二一	—	四、九八八、〇二六
計		—	五、四八三、六九二	—	三五、六二二、二八七	—	三三、三九四、〇〇八

輸入

品名		十二月 數量	十二月 價額	八年累計 數量	八年累計 價額	七年累計 數量	七年累計 價額
砂糖	斤	一三、七五一、二七三	五七一、〇七七	七四、五七七、二一七	一五、五〇二、一五七	一六、三二〇、四七八	一、六八五、九〇二
豆油粕	同	一〇、九九〇、三〇四	八七七、五〇二	一五六、九四九、四六四	一〇、一三二、六六七	一一八、八九四、二一二	五、九七二、六一一
米	同	四、七〇八、八五一	五三〇、六一三	七九、七五三、〇一八	七、四〇八、九二五	六二、一四二、一四八	五、一二九、二六四
阿片	同	三五、七七八	一、〇四一、六八五	二〇五、四九三	六、四三三、九五〇	二〇七、二二二	四、五五四、〇八〇
包蓆	枚	一、二八〇、八〇〇	三〇〇、八四二	一〇、八五〇、六五八	二、四六八、三三七	七、七九二、四〇〇	一、九三六、六三二

移出

品名		十二月 數量	十二月 價額	八年累計 數量	八年累計 價額	七年累計 數量	七年累計 價額
			円		円		円
砂糖	斤	一三、六一四、六〇〇	四、三二八、〇一九	四八四、九一六、八九二	七九、一一二、三七一	四五三、四九九、七六九	五四、六二八、六二八
米	同	二五、七六五、七五〇	三、八二〇、七八三	二七六、四七六、五五五	三四、四九一、七三四	二五五、八〇三、四三五	二四、八三〇、三三九
酒精	利	一、四六二、四五九	一、五三二、二六二	一二、七七六、〇三六	一二、二三九、八四一	一一、二八五、一四八	一〇、四三九、三二九
樟腦	斤	二〇三、八〇〇	三〇五、七〇〇	一、八〇六、四七六	二、五五七、四四五	一、六五八、一七七	一、七五七、一二〇
芭蕉實	同	五二三、八三五	三一、四四〇	四六、〇〇三、六六四	二、〇三〇、三四三	四六、八二三、七三七	二、〇一四、八〇七
切乾薯	同	七、一二四、二二二	二一八、五一二	三六、九一七、二三二	一、二四三、七二九	三〇二、七〇〇	二五、四〇六
樟腦油	同	二六七、一〇四	一二五、一四〇	二、六〇七、三三一	一、一八二、六六八	二、九一二、一三四	一、三三二、八六九
銅（金銀含有）	同	一一五、七八二	七九、八七〇	一、四八〇、一八〇	九二五、一四四	九五二、一六九	七四五、九六二
石炭	噸	七、〇六一	一一八、八六〇	五七、五七一	八四二、二二三	八、二六八	一六七、七一二
鑵詰	斤	一二六	五〇	六七一、三三九	七七三、七五七	九五八、一八三	七二〇、二二四
木材及板		—	二二、五六一	—	五七〇、八六二	—	六五一、五一五
鳳梨鑵詰	打	一、六二〇	五、六七〇	一四九、〇六〇	五一四、八八七	一〇七、七一二	三八二、六〇九
落花生豆	斤	二六五、九五〇	四二、五三八	二、九五〇、三九五	四五六、〇一一	三、五八〇	五八七
生皮	同	一二一、七四〇	五六、五六〇	八二五、七七七	三九二、五七五	一、二二四、五二三	四七五、八八六
麻織物	碼	九五、三一〇	一七、三〇〇	一、二〇一、四一六	二七四、五七五	二、一六二、七五二	四六〇、九九五
其他		—	五九七、九六六	—	四、三〇七、三七五	—	六、九六六、四三五
計		—	一一、二〇三、〇三一	—	一四一、八八五、五四〇	—	一〇五、六〇〇、〇〇三

移入

品名		十二月 數量	十二月 價額	八年累計 數量	八年累計 價額	七年累計 數量	七年累計 價額
諸綿布		—	五三七、一八一	—	七、九八三、二六三	—	六、五三五、六五八
鹹魚及乾魚	斤	五、〇六七、六四七	一、〇一二、三四七	三七、九九四、五六七	六、八一四、〇五四	二九、〇一三、八六〇	三、八〇〇、八八九
肥料		—	一、八四四、六二八	—	六、五〇五、一六四	—	四、五三八、四九三
鐵	斤	二、六九八、三九八	五一三、一五八	二一、〇三〇、一〇一	四、二四〇、二八五	一三、四九四、六六九	四、九四三、二三八
木材及板		—	六九二、三八五	—	三、九四七、七二一	—	二、五六八、五六九

石油	瓦	五〇、七九四	二五二、七七七	二、五五九、七四五	二、三五五、九二五	一、七九四、七五七	一、二七一、九二五
小麥粉	斤	四一、八八八	六、六二五	一八、五九八、四八四	二、三二五、八四一	二、九七七、一九三	五六七、五六九
木材及板		—	一七一、一五五	—	一、六五〇、八〇四	—	九五二、六三五
葉煙草	斤	九四、八八八	九二、一二〇	二、四四一、〇〇四	一、五一八、五八二	二、一七四、一七六	一、二一一、七二〇
豆類	同	一、九四八、五五六	一八三、三二九	一一、五三三、〇五三	九四〇、二四五	三、九七七、九三四	四四二、五四四
禮拜紙	同	一〇一、五三七	四八、二四九	一、六二七、六七四	六五五、九五五	一、九一〇、五六一	四七四、三八七
苧麻布	方碼	三一、四三八	一七、八二七	一、七八三、四二八	五四一、八四〇	一、三七二、三七一	五〇一、一七三
黄麻	斤	三〇八、四六〇	六八、九三三	二、一四九、四六三	四四三、一〇五	一、四〇四、七五二	二二九、一五八
ガンニー袋	箇	六八、九五二	三五、七七六	一、〇一一、七一七	四三四、四〇三	二、二三五、一一二	一、〇三七、〇九四
電鐵線	斤	二二六、四九八	三三、八七〇	二、三五六、三〇一	三四九、一二五	一、五〇八、四六四	三〇〇、七九二
小麥	同	—	—	四、四二九、四四二	三四三、二五四	三、六〇七、〇四〇	一九一、五一五
竹紗布	方碼	—	—	四五四、一二二	三〇一、六二六	二三八、八六五	一四七、〇一二
鹹魚	斤	二五六、〇〇七	四〇、六二三	二、六七五、三七三	二九六、六六三	一、一八九、九六六	一一三、九三六
綿繻子	方碼	—	—	三一一、二六二	二六六、八〇三	一九〇、九九一	一四五、一六三
コンデンスドミルク	打	二、二〇〇	一二、九四二	三八、八一七	二三九、一一六	一三、五八七	六四、九九八
陶磁器		—	九、六〇一	—	二二七、二二九	—	一八七、九四四
絹繻子竹紗布及綿布（羅布ヲ除ク）	方碼	六、二三六	五、四一五	三五二、〇一二	二一六、一六五	二一五、一三四	一〇〇、七二七
葉鐵及葉鋼	斤	五、五九四	一、四八〇	六六三、七二四	二〇六、八六八	六四四、九八六	三〇五、〇九二
唐紙	同	一三、七一三	七、二二九	七四四、〇八三	一五五、二五六	一、〇八九、〇〇二	一四三、七〇七
パラフヰンワックス	同	七六、九九四	三四、五三六	三八八、七七九	一四三、七三三	二一七、二九九	七二、〇四四
紙卷煙草	箇	一、〇〇〇、〇〇〇	六、四一九	二〇、八五一、五五〇	一四二、六二六	一五、九三〇、四〇〇	七五、六二五
苧麻綿布	方碼	一、五四〇	一、〇四九	四三八、七七四	一三八、九三八	四二四、一七八	八三、三九七
人參	斤	一、〇八〇	九、三〇七	一九、〇八七	一二九、三三六	一八、六二一	九八、二五〇
菜油糟	同	四二、〇六五	一、〇六九	六、二三九、八二〇	一二八、〇五六	四、一〇〇、二七〇	六一、八六五
茶箱板	組	—	—	三八六、五六四	一二三、八二七	四五〇、一一七	一二四、九六八
菓麵類	斤	一九、七〇一	九、八三九	二八一、二八四	一一一、六八六	二五八、五九七	九四、一四〇
綿縮羅布	碼方	—	—	一一八、六七九	一〇九、〇八二	一六〇、〇一二	一一一、七一一
其他		—	六一〇、〇五三	—	七、七三三、八三九	—	五、五七五、五三三
計		—	八、〇七九、九五〇	—	六四、一三二、七六二	—	三三、五五四、五二五

清酒		—	七四五、九三五	—	五、一一五、〇九四	—	一、六四〇、一二九
製糖用機械及同部分品		—	一、五三四、五四三	—	二、九四一、六〇一	—	二、五九八、八五一
燐寸	哥	一九五、五二〇	二一四、六三八	二、五五四、七一二	二、六六九、三六七	三、三二七、九一一	三、一二一、五四五
藥品類		—	一八四、三三四	—	二、六五〇、八八一	—	二、二四九、九五三
和紙及洋紙		—	二〇四、三六六	—	一、九一八、五五四	—	一、三三五、〇九〇
鐵製品		—	一八九、七七二	—	一、九〇七、一四八	—	一、六九二、二一四
鐵道建設材料	斤	七七五、四六五	一二七、二七〇	一〇、三〇四、六[illegible]四	一、七八二、八一三	七、七八六、七〇八	一、七七三、四一四
米	石	二、四一二	一五七、六九八	二六、四五四	一、五八一、三九九	七一、〇五五	二、一八四、二五九
麥酒	打	一三、六六九	六七、六九九	三二、九三五	一、三八〇、七一三	二〇八、九二三	七九〇、八五五
豆類	石	五、二五六	一七二、二八六	五八、五〇〇	一、一一三、〇七二	五五、七五四	一、一七七、九五九
小麥粉	斤	四三〇、七五九	七一、七九八	七、七〇六、二一五	一、〇九八、三四一	一三、八〇三、〇三四	一、九八八、六九二
石油	瓦	五一、七〇〇	三一、四二〇	一、〇〇一、八八〇	一、〇一七、三九一	一、七五九、〇〇〇	一、一八二、三一三
紙卷煙草	千箇	七四、一六〇	一四九、六五八	五二〇、一〇〇	九〇五、六〇九	五〇四、一四〇	七六一、〇四五
罐詰食物		—	一四四、六七三	—	七四一、二八三	—	四六六、四二四
醬油	石	一、七二六	一四三、九八八	一二、六八三	七一一、四四三	一二、四〇八	五〇二、一三八
石鹼		—	三五、〇〇四	—	六五九、〇〇九	—	四七〇、七〇五
乾鰕	斤	一〇二、〇〇〇	七三、〇七八	一、二四七、八七一	六四三、八三八	一、〇六七、二一二	四五六、九九六
石炭	噸	一、六五〇	二一、四五〇	三六、九八二	六一〇、三七四	四四、六二九	五三五、〇八五
セメント	斤	一、三四三、〇八二	三五、〇九六	二一、九〇八、五五八	五八五、一一四	一一、九九九、五一四	四〇二、九三八
枕木	箇	六四、五三五	一〇〇、四六二	四二一、五七三	五八〇、二九七	四五六、一三三	三八七、七五六
機械用油	石	一、三七八	七五、一九四	一〇、六六五	五七八、六六二	八、六七六	四八四、五一〇
錫	斤	三五、八四〇	三四、四八七	八四九、三五八	五六六、〇九七	二、五三二、七三九	九〇二、五六八
陶磁器		—	六九、六八一	—	五一七、五九六	—	三九九、六七八
砂糖	斤	四五八、七二〇	一七三、六九三	一、三五一、九一〇	五一三、九九一	七九七、〇七八	二一五、六六四
メリヤス肌衣		—	三四、九二〇	—	五一二、六〇〇	—	三八四、九八八
菓子類		—	八三、九四一	—	四四五、八九一	—	二七七、四〇八
コンデンスドミルク	打	三、〇一〇	一八、七〇七	七二、三五八	四三三、五七七	六二、二九八	三二一、一九八
其他諸品		—	三、八一七、七八六	—	二九、〇六六、五二六	—	一九、五〇〇、一五四
計		—	一五、三一五、三二一	—	九〇、五二六、七六六	—	七〇、五九一、[illegible]

●金銀●

	十二月	八年累計	七年累計
輸出	円 —	円 —	円 —
輸入	—	三三	一七、五三六
計	—	三三	一七、五三六
移出	円 三五、〇七四	円 二八五、〇九〇	円 七七三、三四七
移入	—	三四二、五七九	三四二、五七九
計	三五、〇七四	六二七、六六九	一、一一五、九二六

臺灣貿易統計の二

大正八年十二月

●仕向地及仕出地別●

	輸出	輸入	計	八年累計	七年累計
支那	円 一、〇四四、四五一	円 二、三七六、八六八	円 三、四二一、三一九	円 四〇、七八〇、九九八	円 三〇、五九八、一九四
假留錫	—	二、七三五、三二六	二、七三五、三二六	一二、一九〇、九一四	四三二、〇九二
北米合衆國	四二〇、一〇三	三二九、九六六	七五〇、〇六九	一〇、四五四、四九〇	一〇、〇二四、一四二
蘭領印度	五八四、〇九四	九六三、五三二	一、五四七、六二六	六、二六一、八一七	四、四〇七、五三〇
香港	五八四、四二六	二、一二五	五八六、五五一	五、四一九、七一二	四、八四三、五〇八
關東州	二二七、七四四	二七九、一八〇	五〇六、九二四	四、四七〇、五〇〇	三、二〇四、八四一
英領印度	—	三二九、九六一	三二九、九六一	三、五八九、五三一	四、二四二、八三三
波斯	—	五四五、六〇〇	五四五、六〇〇	三、三〇一、四〇五	一、七二三、六三一
英吉利	二一〇、〇四一	一六、七七六	二二六、八一七	二、五六五、三七三	一、五二六、三一五
比律賓諸島	二九七、一九二	九〇、七七八	三八七、九七〇	二、〇三〇、六二六	二二一、三二三
埃及	一、八二八、七一六	一七	一、八二八、七三三	一、八三一、三八七	四、八九八
佛領印度	一八、一四六	一二、〇五五	三〇、二〇一	一、六七三、九五五	三、三一七、七八五
暹羅	三八、二三一	二三、五七三	六一、八〇四	七五五、五一二	六四五、九四四
英領海峽殖民地及英領ボルネオ	二八、八〇二	一六、五六〇	四五、三六二	六六五、四二九	一八一、九四九
露西亞	—	—	—	六四二、一四〇	—
西班牙	—	五七〇	五七〇	五四七、九八八	六、三八六
歐洲土耳古	—	—	—	四九六、九七七	—
亞細亞土耳古	—	四九六、一二五	四九六、一二五	四九六、一二五	—

	移出	移入	計	八年累計	七年累計
大阪	円 三、二一九、八七〇	円 三、八三六、三〇三	円 七、〇五六、一七三	円 六〇、六〇五、二二八	円 四五、七七八、三八二
東京	一、六七二、〇九四	二、一一八、〇二三	三、七九〇、一一七	五七、〇五〇、七一一	二九、一一六、六五五
神戸	三、一七三、七一七	三、四五一、五九八	六、六二五、三一五	四三、四八四、二二四	四四、〇六〇、三三三
門司	三五〇、九三一	一、一二一、二七九	一、四七二、二一〇	一六、三九二、五一八	一五、四五二、七六一
横濱	一、二二〇、八七三	五七五、五四三	一、七九六、四一六	一五、九四八、八三八	一七、七六九、五二三
名古屋	八〇六、八一六	六六、一一七	八七二、九三三	一五、四九二、八六四	七、三一二、四六二
下ノ關	三三六、二五六	二九五、八五〇	六三二、一〇六	九、九〇二、九三〇	六、五一八、一八〇
勝浦	—	四七〇、二三八	四七〇、二三八	二、四四一、六〇八	一、一八二、四七七
函館	五〇〇	五〇八、〇三〇	五〇八、五三〇	二、三一三、八五一	一、七〇五、五一九
那覇	五〇〇、一八三	一、九二四	五〇二、一〇七	一、七〇五、六四四	一、四七〇、一七〇
長崎	四〇、九一六	九一、〇一〇	一三一、九二六	一、四二六、二八七	一、二三五、八五九
京都	—	四七五、五三六	四七五、五三六	八六〇、三三四	三二五、四三八
八重山	一五、二九二	三五、九四七	五一、二三九	七七九、四九六	七二八、六二二
釜石	—	—	—	六七八、九七三	三〇一、一五九
宇品	一〇〇	四二、五六五	四二、六六五	六一四、五八二	二八六、一六五
鹿兒島	三七、八七一	三、一〇九	四〇、九八〇	五五三、四〇三	二六七、二二五
堺	—	五八、三一九	五八、三一九	二五四、九六八	二四〇、二八〇
小樽	八	一四、八二二	一四、八三〇	二四四、一六〇	一〇四、七四五

佛蘭西	九〇、九六五	一六、八九五	一〇七、八六〇	四一八、九九二	二二三、四八九
英領亞米利加	—	三六、八三九	三六、八三九	二五〇、四二六	一一〇、五六七
其他諸國	三一〇、八〇一	七、二〇四	三一八、〇〇五	九三〇、七五二	一、二三三、二九四
計	五、四八三、六九二	八、〇七九、九五〇	一三、五六三、六四二	九九、七五五、〇四九	六六、九四八、五二一
尾ノ道	六五	一二、八九一	一二、九五六	一八四、五一二	一〇七、四三六
清水	—	—	—	一八〇、〇〇〇	一、四六五
其他各地	二七、七三九	一三四、三五七	一六二、〇九六	一、四九七、三七五	二、三三九、三五六
計	一一、二〇三、二三一	一三、三一三、二五一	二四、五一六、四八二	二三二、四一二、三〇六	一七六、一九一、八六〇

●入港船舶●

		十二月 隻	十二月 噸	八年累計 隻	八年累計 噸	七年累計 隻	七年累計 噸
外國	汽船	六二	七七、六三八	七八七	一、〇二八、一九六	五七七	八二五、二五四
	帆船	八九	四、一八四	一、九七一	八九、七〇三	一、六四九	七六、六二五
	計	一五一	八一、八二二	二、七五八	一、一一七、八九九	二、二二六	九〇一、八七九
內地	汽船	六八	一〇二、八四三	七三九	一、一八一、八七四	六三〇	一、〇九七、四九三
	帆船	—	—	八	一、三一一	一八	一、八二五
	計	六八	一〇二、八四三	七四七	一、一八三、一八五	六四八	一、〇九九、三一八

●收入額●

	十二月	八年累計	七年累計
輸入稅	円 六〇六、八三九	四、七五二、一六九	二、六三四、六二一
製茶稅	円 三七、九四〇	四三八、八〇二	五一八、三七五
織物消費稅	円 三、七六二	一九八、七九八	一〇九、五九六
砂糖消費稅	円 六、三一〇	一〇〇、四二七	一、五一一
石油消費稅	円 一〇、五五五	五三、七一五	三七、六六八
噸稅	円 一、七六七	三〇、五四八	二三、四五五
移入稅	円 一八〇	七、三〇三	一二、〇二九
其他諸收入	円 四、〇〇〇	四五、四四九	三六、五一九
計	円 六七一、三五三	五、六二七、二一一	三、三七三、七七四

●港別貿易額●

	輸出 円	輸入 円	計 円	朝鮮移出 円	朝鮮移入 円	計 円
臺北	八二九、二三三	一一八、二二四	九四七、四五七	—	三六四	三六四
淡水	九五、六六九	二八六、五四二	三八二、二一一	—	—	—
基隆	一、九八五、〇八五	二、六三三、〇八一	四、六一八、一六六	六三、八四〇	一八〇	六四、〇二〇
舊港	—	—	—	—	—	—
後壠	八、七六二	—	八、七六二	—	—	—
梧棲	—	—	—	—	—	—
鹿港	—	二、六八六	二、六八六	—	—	—
東石港	二〇、六七七	七〇九、一五九	七二九、八三六	—	—	—
安平	一六、五九七	一六八、四一七	一八五、〇一四	—	二八九	二八九
打狗	二、五一二、〇九二	四、一五一、五一四	六、六六三、六〇六	—	三二	一四、八二二
媽宮	一五、五七七	一〇、三二七	二五、九〇四	一四、七九〇	—	—
蘇澳	—	—	—	—	—	—
布袋嘴	—	—	—	—	—	—
北門嶼	—	—	—	—	—	—
計	五、四八三、六九二	八、〇七九、九五〇	一三、五六三、六四二	七八、六三〇	八六五	七九、四九五

	內地移出 円	內地移入 円	計 円	十二月 円	八年累計 円	七年累計 円
臺北	—	—	—	九四七、八二一	一二、四九九、八八〇	一一、〇二三、七九八
淡水	—	—	—	三八二、二一一	三、〇八七、七三〇	一、九三四、一一四
基隆	五、六五一、六一一	七、八五七、四七五	一三、五〇九、〇八六	一八、一九一、二七三	一五七、一九七、二六三	一三〇、二九五、九三三
舊港	—	—	—	—	五一五、六一九	三七一、七八四
後壠	—	—	—	八、七六二	四〇八、五四五	二五二、四二四
梧棲	—	—	—	—	一〇五、九六二	一一八、四九〇
鹿港	—	—	—	二、六八六	五九五、〇八三	四九一、七七〇
東石港	—	—	—	七二九、八三六	六、一五一、七二五	三二〇、一七七
安平	一三、四二三	一、〇九二、六八五	一、一〇六、一〇八	一、二九一、四一一	八、六九七、八六〇	五、三八九、一一三
打狗	五、五二九、二六四	四、三二七、九三九	九、八五七、二〇三	一六、五三五、六三一	一四二、一五四、九二三	九二、五〇六、二七二
媽宮	八、九三三	三五、一五二	四四、〇八五	六九、九八九	八九三、七九五	六二四、二〇六
蘇澳	—	—	—	—	一六六、六二〇	六〇、〇〇〇
布袋嘴	—	—	—	—	二八、六三七	一三八、一一五
北門嶼	—	—	—	—	三二、一二九	四九、三九五
計	一一、二〇三、二三一	一三、三一三、二五一	二四、五一六、四八二	三八、一五九、六一九	三三二、五三五、七七一	二四三、五七五、五九一

雜報

臺灣商況（大正八年十二月中）

（商工課調）

◉米　内地期米は去月中旬以來連日昂進し暴騰は奔騰を產み場面は擧げて買入人氣に傾き强硬なりしも强材料たりし酒造家の買付中旬頃大半終了し鐵道貨車廻りも漸次恢復し來りたる爲め農家は賣惜しみ依然たれど年末資金の關係上一巡賣を期待せしむるものあり、肥前米六十一圓二十錢豐前米六十三圓釘付の狀態にて始終せり、需要は本島米の安値に押され幾分減退せるやの感あり小口商人は殆んど内地米を取扱はざるに至れり。

本島玄米は内地定期相場の影響を受け月初一圓方の下落を演じ北部米二十八圓四錢、中部米二十八圓二十七錢となり保合狀態にて越年せり、糯米は丸糯四十九圓四十八錢、長糯三十四圓六十六錢より二日には五六十錢内外の昂進を見せたるも五日には一圓方の下落を見せ爾後月末に於て移出制限の發表ありたるも大勢には何等影響なく保合狀態を持せり。

◉砂糖　爪哇糖沸底歐洲筋買付に益々好況を呈し本夏七月當時の高値を拔き月末爪哇入電一月積白双四十六盾二十五仙を報じ内地分密糖十二月限三十七圓七十錢迄引返しを見るに至れり精糖亦之に應じ四十六圓を示し强持合の市況なり。

臺灣明年產糖額は第二回蔗園調査の結果三百五十四萬五千擔見當と減少豫想なるに歐洲向の輸出は頻々商談の成立つを告げ旁々在庫品も減少しつゝあれば糖界の前途昂進は免れ難かるべし。

◉麥粉　外國原料及製粉其後依然として强保合を持續す、本月中旬上海粉六圓所を唱へ折柄期正米を始め砂糖其他の各種商品一勢に上昇せるに刺戟を與へ加之内地小麥の植付激減確實となり東京、神戸及下關市場に於ける仕手關係亦た濃厚となり前途尚一段の昂騰は免れ難き槪あり、一方實需筋の賣行緩漫なるも各地在荷も相當荷透を見せ來れると財界金利引締り等四圍の狀勢より推しても目先到底安値は望み難き狀態なれば現在荷存と海外粉の輸入如何は今後粉界の注目を要すべし年末市況左の如し。

東京	辨天印	基隆沖値段	六・二五円
神戸	赤貝印	同	五・八五
下關	綠ダイヤ印	同	六・〇五
上海	寶星印	同　稅込	六・二〇

◉綿布　前月と殆んど同樣の商狀を呈したるが思惑買の祟り

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

にて品過剩せると銀行側の警戒年末に於て殊に甚だしかりしにより地方問屋筋の投賣物市場に出で商內相應にありしに拘はらず賣方の勢力に壓せられ伸度極めて鈍かりき、されど地方の景氣良く購買力相應にあれば舊曆年末迄には消化し得べしと觀測さる、本月の相場左の如し。

紋ポプリン(千二百番 毎ヤール)	一・一五円	菊壽尺一白木綿(毎反)	六・一〇円
無地ポプリン(毎ヤール)	一・一八	百壽尺一白木綿(同)	四・一五
金山寺國金巾(六千番 毎反)	二七・九〇	竹壽尺三白木綿(同)	五・八〇

◉紙 產地元は相不變生產費嵩增と製造者の懷合良好なるに依然賣惜しみ甚だしく相場はヂリ上氣味にて强氣なり、和紙中楮製美濃半紙の如きは二三年前に比し四倍以上の騰貴なり、洋紙は和紙の如く暴騰せざりしも原料木材の建築用材としての需要著しく伐採費亦騰貴し製紙原料、晒粉、曹達灰共低落するに至らざるにより來年早々値上げの模樣なり、尙年末投賣を氣構へたるものありしがさることもなく島內需要は聊か手控への氣味にて官廳側の需要少なく不活潑の狀勢を辿れり相場左の如し。

△洋紙

模造紙(百斤建)	三八・五〇円
印刷紙上(同)	三七・〇〇
同 中(同)	三四・〇〇
同 下(同)	三二・〇〇
ザラ紙(一連五百枚)	八・〇〇

△和紙

半紙 讃濃(一萬二千 枚一丸)上	五〇・〇〇円	美濃 柳製(九千六百 枚一丸)上	七〇・〇〇円
同 中	四〇・〇〇	同 中	五〇・〇〇
同 下	三〇・〇〇	同 下	四〇・〇〇
同 ロール掛(同) 上	六五・〇〇	同 楮製(同)極上	一三〇・〇〇
同 中	五五・〇〇	同 中	九〇・〇〇
同 下	四五・〇〇	同 下	七〇・〇〇

◉金物類 諸他の物價に比し聊か不伸の狀勢にありて底入れと思はしめたる金物界は米國方面よりの入津捗々しからざると問屋筋の賣惜み素人筋の思惑買に煽られ漸次上向き强硬に轉じ下旬に及び丸鐵の五分方騰貴せるを始めとし一齊に値上げを發表せり來春三月にも至らざれば下落の見込なく氣合益々强硬なり需要は日月潭の工事を始めとし土工盛なるため地方筋の買入多し本月中旬の標準物相場左の如し。

丸鐵 四分(一貫)	一・〇五円	平板 二十八番(一枚)	三・七〇円
同 五分(同)	〇・九八	同 三十番(同)	三・二五
同 六分(同)	〇・九五	鐵管 內經一吋(長一尺)	〇・五五
釘類 二吋(百斤)	二六・〇〇	同 四吋(同)	一・八五
同 二吋半(同)	二五・六〇		

◉肥料 各種肥料を通じて一も割安のものなきが大豆粕は銀相場幾分安値を見せたるも同時に原料大豆は不作の呼聲高く大連埠頭品薄の爲め大豆粕も騰貴し大連相場を以て輸送せば本島着五圓七十錢內外となるべし、但し本島相場は前報の理由にて四圓四五十錢見當を稱へつゝあるが本島在荷減少しつゝあれば結局に於て大連相場に追隨すべく只時期の問題なり本島より少許の逆移出を試みたるものありとの噂なるが相場は當分下落の模樣なし、銀行測金融引緊めの爲め思惑の餘地なく需要手控への氣味なり。

過燐酸二〇成分物十貫入七圓五十錢と一躍二圓方の奔騰を見

せたるため買手なし。

硫安も内地製品は噸五百圓を突破し英米物四百七八十圓見當にて之亦暴騰著しく天井知らずの有樣なり。

智利硝石は噸二百二十圓にて幾分の入津ありたるも割高にて市場良好ならず。

◉木材　内地の商況は官有林拂下及關稅撤廢說の脅威を受け一頓挫を來さむとしたるも産地荷主筋は資力の潤澤なるに任せ賣惜しみ輸送の不圓滑と山地切出降雪期に入れると相俟ちて擡頭し來り一方需要の旺盛なるが爲め益々天井知らずの相場を現出しつゝあり本島も之に連れ材木商組合にては一日より二割方の値上げを決行したるが年内完成の工事建築界繁忙の爲め需要に應じ得ざるの狀勢なり、家屋建築の爲め阿里山材の賣下聲明あるも相場は一向之に關せず先高の見込みなり標準物の相場左の如し。

杉材大ヌキ(長二間巾三寸七分厚六分)	一丁	〇・八〇円	杉柱	三寸五分角(一本)	四・三〇円
杉棰(正一寸八分角)	一本	一・二二	同	四寸角(同)	五・五三
杉板　六分	一坪	五・八五			
同　四分	同	四・四七			

◉石炭　島外積出は配船の減少と基隆山元間の輸送面白からざるにより前月に比し幾分減退せり馬尼剌への輸出頗る旺盛にして最近大手筋以外の手合にて沿道炭級のもの見本的に宇和島丸にて馬尼剌に積出したり香港は銀相場良く手取多し。南部は製糖を開始したるが相不變貨車廻不充分の爲め火急の間に合はず大部分は打狗に向け海送したり本月の相場は臨時取引物に小許の昂進を見たるのみにして前月と殆んど相同じ

◉ガンニー嚢　神戸市場に於ける麻嚢先物取引の未曾有の紛擾を演じたるは前報せし如くなるが相場暴騰の主因は在庫品の激減によるものにして神戸市場には普通五百萬枚の在庫品あるべきもの前月より本月に掛け僅かに二百萬枚の「ストック」を藏するに過ぎざりし爲め強氣筋の躍起買煽りと賣惜しみとにより俄然形勢一變し上海、臺灣、天津、青島等より逆輸入を試み塡補せんとしたる際産地相場漸次強硬となり本月中旬二割の諸掛り共日本着は十錢近くとなり神戸相場と略平均するに至れり。

島内は米移出制限の爲めと嚢に買入れありし爲め相場七十二錢乃至七十七錢にて手合せありたるも市場漸く品薄を見つゝあれば幾分の昂進あるべきか、神戸市場は殆んど獨立相場を現出し九十錢てふ法外相場を見せたり因みに島内需要の麻嚢は主に二封度四分の一(錢筋)にして二封度半(青筋)は減少しつゝあり。

●セメント　會社の新設と共にセメントの需要益々旺なるも月四萬樽の需要に對し之が供給は打狗淺野セメント會社の三萬樽外に日本セメントの三四千の移入あるのみにして輸送の不圓滑と相俟ちて市況益々強硬となり臺北驛渡し八圓四五十錢なるが中部は貨車廻最も惡しき爲め品不足甚だしく各驛渡し九圓以上を唱へ前途尙騰貴の模樣なり。

◉アンペラ　麻嚢の奔騰に連れ之亦騰貴の傾向なり現在相場四百封度物(分密糖用にして糸付と稱し二枚一組に使用す)打狗、基隆倉渡し百枚四十四五圓にして三百八十五封度物(赤糖用にて一枚にて使用するものなるが現今需要甚し)四十一二

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

圓なり製糖期に入りたることゝて取引殆んど一段落を告げ比較的閑散なり。

◉燐寸　對岸方面への輸出はボイコット繼續のため依然不振を極めつゝあるも印度南洋向變型物(小形)需要旺盛の爲め製造家は强腰にして本島及支那向並型品も漸次値上げを實行し上向に於て壱(六百打入)三圓高下旬に至り大阪引き續き强硬なる爲め二圓高の入電あり支那輸出不振の間は大なる活躍望み難きも變型物輸出旺盛なると原料高とは亦々値上の餘儀なきに至らむか、年末相場左の如し(單位六〇〇打入一噸)

月琴	六四・五〇	白龍	五五・〇〇
珊瑚	五〇・〇〇	白桃	五五・〇〇

◉石油　内地石油は青登勝十九圓白一羽二十圓五十錢と依然高値を唱へ外油に壓倒せられつゝあり、本月中前者は基隆に僅かに二三百箱の入津ありたるのみにして多くは漁船に使用せられたるに過ぎず、臺北其他にては殆んど商談なく取引絶無の姿なり、外油中ライジングサン最も得意にて獨占の勢を以て市場を捲席し多地方に多量の賣捌きありたり。

◉海產物　蝦は前月末七十五六圓のもの月初め八十四五圓と奔騰し下旬新物出廻りと共に二三圓方の下落を見たり鰑は例年より生產尠なく月初八十八圓より九十五圓迄暴騰し一方舊正月を眼前に控へ居れど冬物弗々市場に現はるべく價格は今後さしたる變動なかるべし貝柱百七十圓廻四百四十圓見當にて大なる變動なし・乾物は總體に於て鰻昇りの相場なるが輸出多からざれど生產小き爲め前月來幾分活氣を増し來れり。鹽鯖は地方よりの注文少なく島内取引幾分閑散を告げ十五圓三四十錢にて約一圓五六十錢の下落を見たり。

◉木炭(臺北)　先月末氣配聊か軟弱なりしも本月に入るや各官廳及會社側に納入したるもの多く中旬頃より年末年始準備にて賣行好し相場は想思炭上旬より漸騰し下旬には卸賣三圓八十錢小賣四圓五十錢見當にて雜炭は製茶期過ぎ去り官廳及工場の雜用に需要あるのみにして卸二圓八十錢小賣三圓三十錢内外にて大なる變動なかりき市中山元共多量の貯藏あり一方需要期に入りたることゝて差詰目先相場豫測し得ず。

◉野菜(臺北)　日々三萬斤乃至八萬斤平均四萬斤弱の入荷ありて幾分前月より減少の傾向なり入荷は新庄最も多く士林、市内附近、枋橋の順位なり、年末の事とて柑橘類の出廻り頗る多く相場は一般に前月に比し約三割方の昂騰なり、月初めと月末相場左の如し。(百斤建卸賣)

	月初	月末
新菊	四・七〇―五・〇〇	六・五〇
菠薐草	四・五〇	三・〇〇
大根	三・八〇	五・〇〇―六・〇〇
金時、	七・〇〇―八・〇〇	七・五〇―八・〇〇
里芋	五・五〇	七・〇〇―八・〇〇
葱	四・五〇―六・〇〇	五・〇〇―五・五〇
蓮根	九・五〇	一一・〇〇―一二・〇〇
白菜	四・〇〇―五・〇〇	五・〇〇
玉葱	一二・〇〇	一三・〇〇
牛蒡	七・五〇	九・〇〇

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

鐵道運輸概況

（鐵道部調）

大正八年十二月中本島鐵道運輸概況は客車貨車の收入合計八十六萬八千七百七十二圓にして前年同月に比して十六萬九十八圓を增し一般に好況を示せり、其の概要及び主要驛收入竝に其の一日平均收入等は卽ち左の如し。

大正八年十二月分

	八年度	七年度	比較增減
客車收入	四二〇、〇六六円	二九七、八〇一円	一二二、二六五円
貨車收入	四四八、七〇六	四一〇、八七三	三七、八三三
計	八六八、七七二	七〇八、六七四	一六〇、〇九八
四月より累計	七、〇三一、七五一	五、八一四、二九九	一、二一七、四五二
一日平均收入	九六・七七円	八二・五九円	一四・一八円
乘車人員	九九三、一九〇人	七三四、一一六人	二五八、〇七四人
貨物噸數	二三八、一六三噸	一七八、五四七噸	五九、六一六噸

	客車收入	貨車收入	計	一日平均收入
基隆	三〇、〇〇一円	六二、二〇四円	九二、二〇五円	二、九七四円
前年度比較增減	八、七六六	△五、九〇四	四、八六二	一五六
臺北	六一、七八八	四〇、一一〇	一〇一、八九八	三、二八七
同	一六、四七三	六、〇九六	二二、五六九	七二八
桃園	八、七三二	八、一六七	一六、八九九	五四五
同	一、八八七	△八〇七	一、〇八〇	三五
新竹	一六、一七五	八、三四六	二四、五二一	七九一
前年度比較增減	五、四八四	八三三	六、三一七	二〇四
臺中	三〇、一九二	一七、一八〇	四七、三七二	一、五二八
同	九、三八〇	△七、七四三	一、六三七	五三
嘉義	二二、六四五	二一、七〇七	四四、三五二	一、四三一
同	六、二二七	二、五一一	八、七三八	二八二
臺南	三六、〇〇三	一九、二九二	五五、二九五	一、七八四
同	九、二三〇	五、〇七一	一四、三〇一	四六一
打狗	一八、八三〇	七八、二三二	九七、〇六二	三、一三一
同	四、〇二六	二五、二三四	二九、二六〇	九四四
阿緱	一〇、六一四	五、一一九	一五、七三三	五〇八
同	三、七四四	△八一三	二、九三一	九五

△八減

備考　本表收入は縱貫線、淡水線、阿緱線、瑞芳線の各線收入を計上せるものなり尙ほ前年度は精算なるも本年度は概算なり。

▲正誤▼

本誌一月號（第七號）講演欄、北村敏氏の「東洋に於ける石炭の需給と臺灣炭の將來」の中、六四頁下段一行「十五度」ノ次に「とか」ノ二字入ル。同二行「二十度」及「四十度」ノ次ニ各々「とか」ノ二字ヲ入ル。六八頁上段八行目「三萬斤建」ハ「一萬斤建」ノ誤。六九頁下段十九行「上がる」ハ「下がる」ノ誤。七〇頁下段二十行「四百二三十萬噸」ハ「三百四五十萬噸」ノ誤。七二頁下段四行「全國」ハ「經營」ノ誤。同八行「出炭」ハ「輸出」ノ誤。同頁上段二十二行「二百四十萬噸」ハ「二百萬噸」ノ誤。七三頁上段終行「大入炭」ハ「輸出入炭」ノ誤。七七頁上段八行「五百四十八噸」ハ「五百四十八萬噸」ノ誤ニ付訂正ス

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

臺灣日誌

◉大正八年十二月

▲十八日（木）

□馬來語講習修業　南洋協會臺灣支部の開催に係る第三回馬來語講習會は本日修業式を行ふ修業生三十三名なり

▲十九日（金）

□柴軍司令官巡視　本日臺北陸軍各官衙を巡視せらる

▲二十二日（月）

□大正九年度豫算　歳出十二億七千五百九十四萬四千二十三圓に編成の旨二十日東京電

▲二十六日（金）

□帝國議會開院式　本日第四十二回帝國議會開院式を擧げ天皇陛下御親臨あらせられ開院式の勅語を賜はる

□遣外艦隊　日進利根の二艦今朝基隆に入港す

□田總督上京　田總督は本日午後二時五分臺北發、松本、喜多兩祕書官を隨へ上京の途に就かる

▲二十七日（土）

□總督府御用納め　本日午前十時總督府會議室に於て本年御用納の式を行ひ下村總務長官一場の訓示を爲す

□乃木大將母堂墓前祭　本日午前八時三板橋墓地に於て乃木大將母堂墓前祭を行ふ

▲二十九日（月）

□委任統治問題　最高會議は舊獨逸植民地の委任統治問題を討議し日本は南洋占領地の委任統治に割當てられたる旨二十六日巴里電

◉大正九年一月

▲一日（木）

□總督府新年拜賀式　本日午前九時總督府會議室に於て下村總務長官を初め諸官參集、新年拜賀式を擧行し又鐵道ホテルに於て午前十時より官民名刺交換會を行ふ。

▲四日（日）

□總督府御用始　本日午前九時總督府に於て御用始の式を行ひ下村總務長官より一場の訓示ありたり。

▲六日（火）

□排貨取締の訓令　支那民國外交部は我國の要求に基き各省地方長官に對して日貨排斥運動の取締方を通電せる旨三日上海電

□政府委員　田總督は二十五日附、下村總務長官、阿部事務官（滂）は二十四日附を以て何れも政府委員仰付られたる旨東電

▲七日（水）

□江瀬街埋立地記念碑除幕式　本日午後二時城西學校前廣場に於て該式を擧行す

▲八日（木）

□陸軍始觀兵式　本日午前十時臺北陸軍練兵場に於て觀兵式を行ひ柴軍司令官閱兵を行ふ

□內地人臺灣人共學　臺灣人は事情により內地人小學校に共學を爲し得ること又た內地人は事情により臺灣人公學校に入ることを得る旨內訓及通達を以て明定せらる

▲九日（金）

□外國貿易　大藏省調査、大正八年中外國貿易は輸出二十億九千九百三十五萬一千圓、輸入二十一億七千三百六萬八千圓、前年比較、輸出一億三千七百三十八萬圓餘、輸入五億五千五百圓餘增加の旨八日東京電

□下村總務長官上京　下村總務長官は議會其他重要要務を帶び本日午後二時五分臺北發、石井祕書官を隨へ上京の途に就かる

▲十日（土）

□米軍西伯利亞撤退　西伯利亞の米軍は日本軍司令官に何等の交渉なく守備區域を撤退せる旨九日東京電

▲十一日（日）

□九年度臺灣豫算　總額九千二百一萬六百三十五圓（前年より二千百七十萬五千百八十三圓增）議會に提出せりとの報あり

▲十二日（月）

□植民地豫算　九年度豫算編成朝鮮一億一千六百六十六萬二一四九圓、臺灣九千二百一萬六百三十五圓、關東廳千四百十二萬一一五八圓、樺太廳九百七十一萬七三七一圓、合計二億三千五百五十八萬七四六八圓と十日東京電

▲十三日（火）

□平和條約批准調印式　對獨平和條約及附屬議定書、波蘭條約の第一回批准調書調印式は十日午後四時十五分佛國外務省時計の間に於て舉行されたる旨十二日東京電あり、此日官報號外を以て上記諸條約を公布せられ、同時に平和條約公布に關する詔書を公けにせらる

□造林課新設　專賣局に造林課を新設す

▲十五日（木）

□流行感冒　昨年十一月以來の流行感冒罹病者の數は本月十日調臺北廳管內累計八千五百四十四名、死亡六百六名と報ぜらる、又た十三日現在臺北三市街及附近村落の患者四千六百人、死亡四百名に達し未だ終熄に至らず

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

人事消息

自昨年十二月二十一日
至今一月二十日

▲角水電副社長　二十三日歸臺の筈

▲星一氏（製藥會社長）二十六日來臺

▲白河鯉洋氏（國民黨代議士）昨春南洋視察代議士團に屬し往復共本島に立寄られたりし同氏は、二十五日突然心臟痲痺を起して逝去

▲田總督上京　豫定の如く二十六日午後二時五分發列車にて出發上京、松本、喜多兩祕書官及び屬官一名隨件す。停車場構内の見送り頗る多く下村長官其他の大官は基隆迄見送れり

▲齋藤豐次郎氏（芳釀社專務）二十六日上京

▲宇佐美桂一郎（工學博士、九州帝大敎授）二十六日來臺

▲小松原氏薨去　樞密顧問官たりし同氏は急性肺炎の爲め二十五日午後二時五十五分薨去の旨入電あり、享年六十八歲特旨を以て從二位に叙せらる

▲田總督夫人南下　總督には二十九日門司着の豫定につき在京中の令夫人及び令息令孃等は二十六日關門を通じ別府に至り總督を待受くることゝせりとの入電あり

▲片岡大將薨去　海軍大將片岡七郎男は宿痾腎臟病より尿毒症を起し三十一日午後八時薨去せるも未だ表を發せずとの入電あり行年六十八

▲大庭永成氏　兼て病中の所一月四日朝八時逝去

▲中井宗三氏　督府專賣局技師として令聞ありし同氏は流行性感冒にて四日午後二時逝去

▲田總督入京　上京の途暫時別府温泉に靜養中なりし田總督には豫定の如く夫人、令孃、並に松本、喜多兩祕書官同伴六日朝八時四十分無事入京

▲立川速氏（總督府殖産局農務課長）、無事福育到着の旨六日總督府宛入電ありたり

▲市川醫學博士（北海道大學敎授、當總督府囑託）、病の人工發生を完成し昨年度の學士會院授賞の榮譽を賀へる同博士は本島畜産に就き研究調査の爲め六日來臺

▲下村總務長官　例年の如く議會の用務を帶び、石井祕書官隨件九日上京の途に就く

▲星一氏（東京製藥會社長）九日歸京

▲今井周三郎氏（淺野セメント支店長）、九日上京

▲白莊司芳之助氏（大阪商船支店長本誌評議員）六日內地へ

▲太田秀穗氏（總督府師範學校長）九日內地出張

▲石井寅治囑伯　十日來臺

▲芳川顯正伯薨去　目下全國到處に猖獗を極めつゝある流行性感冒に罹り、肺炎を併發して益々重體に陷り遂に九日午後三時十五分心臟痲痺を起し薨去、特旨を以て從一位に叙せらる

▲西園寺夫人薨去　西園寺侯が唯一の愛孃にして、養子八郎氏の夫人たりし新子の方も亦流行性感冒に福りが療中十日朝逝去、享年三十四

▲宮澤爵男氏（臺銀福州支店長）十一日來臺

▲柳生一義氏　前臺灣銀行頭取として令聞あり、南國財界と絕つべからざる深緣を有する同氏は、二日來流行性感冒の侵すところとなり就床中七日腹膜炎を併發し平井佐藤兩博士の診療を受けつゝありとの入電あり

▲高多一等藥劑官、流行性感冒にて十二日逝去

▲吉田佐次郎氏（工業學校長）、十三日上京

▲大島農學博士（總督技師、北海道大學敎授）十四日來臺

▲王福氏（阿緱廳參事）、過ぐる二十八年征臺役に際して功勞尠からず、四十二年中阿緱廳參事を命ぜられ爾來殖産興業、貧民の救恤等に銳意し、德望一鄕に遍ねかりし同氏は本月三日逝去十五日を以て鳳下楓港街にて盛んなる葬儀を執行す。

▲田總督夫人安子　今回總裁宮殿下より、愛國婦人會臺灣支部顧問に囑託せらる

▲栗軍司令官夫人花子　同上

▲賀來專賣局長、十六日上京

▲北村吉之助氏（三四銀行支店長）十六日內地出張

▲河原義太郎氏（臺南辯護士）、昨年來病氣の爲め大阪濟寺にて靜養中なりしが十一日逝去の旨通知あり

▲田總督祝賀會　十五日午後六時より梅蔭軒に於て田新總督新任祝賀會開催、正賓田總督の他陪賓として下村長官松村祕書官出席、男爵後藤會長旅行不在に就き、副會長安嶋男代つて歡迎の辭を述べ總督の挨拶あり九時散會、出席者八十餘名に上り其主なるは左の如し

松方正熊、中村啓二郎、津田毅一、木下新三郎、淺野總一郎、守屋善兵衛、山成喬六、槇哲、白井新太郎、藤原銀次郎諸氏

▲下村長官、入京十五日午後答時五十分無事東京驛着の旨入電あり

▲栗臺灣軍司令官、流行性感冒猖獗の爲め、着任以來未だ管內巡視の途に上らざりしが愈十九日午前九時五十五分發列車にて瀧原高級參謀、小見山參謀、市川主計等を隨伴臺南に向ふ

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

任命

△大正八年十二月一日

臺灣總督府屬　川上　宣司

兼任臺北廳事務官

△十二月二日

總督官房臨時調査部主事　鎌田　正威

調査課長ヲ命ス

總督官房臨時國勢調査部主事　水越　幸一

調査課長ヲ免ス

臺灣總督府事務官　森島庄太郎

土木局庶務課長小西恭介不在中代理ヲ命ス

臺灣總督府事務官　上田　一郎

土木局庶務課長代理ヲ免ス

△十二月四日

臺灣總督府專賣局事務官　松下芳三郎

京、大阪、千葉、兵庫、岡山、山口、德島、香川及福岡ノ二府七縣下へ出張ヲ命ス

臺灣總督府屬兼臺北廳事務官　川上　宣司

依願免兼臺北廳事務官

△十二月五日

臺灣總督府技師工學博士　山形　要助

東京府外三縣下へ出張ノ序ヲ以テ靜岡縣下へ出張ヲ命ス

臺灣總督府警察官及司獄官練習所舍監　中川　次郎

東京、大阪、茨城、宮城、福島、新潟、富山、石川、福井、愛知、靜岡、三重、兵庫、岡山、廣島、山口、福岡、佐賀、長崎、熊本、宮崎、鹿兒島及大分ノ二府二十一縣下へ出張ヲ命ス

△十二月八日

臺灣公立女子高等普通學校教諭從七位　前川　治

任臺灣公立女子高等普通學校長

臺灣總督府港務書記兼臺灣總督府港吏勳六等　柴村欣太郎

任臺灣總督府港務官

臺灣總督府編修書記　横山鐵太郎

兼任臺灣總督府師範學校教授

臺北師範學校勤務ヲ命ス

臺灣公立女子高等普通學校長　前川　治

公立彰化女子高等普通學校長ヲ命ス

△十二月九日

臺灣總督府技師　前田　兼雄

京都、大阪、滋賀、福岡、熊本及鹿兒島ノ二府四縣下へ出張ヲ命ス

△十二月十日

臺灣總督府商業專門學校長　加藤　正生

東京、兵庫及愛知ノ一府二縣下へ出張ヲ命ス

臺灣總督府事務官　菊池　武芳

上京ヲ命ス

△十二月十一日

臺灣總督府中學校教諭　濱武　元次

臺灣總督府中學校教諭　大石太七郎

（各通）

南支那及英領香港へ出張ヲ命ス

△十二月十三日

臺灣總督府師範學校長　志保田鉎吉

東京、京都、廣島及石川ノ二府二縣下へ出張ヲ命ス

臺灣總督府技師　大島金太郎

出府ヲ命ス

△十二月十五日

總督官房臨時國勢調査部主事　鎌田　正威

臨時國勢調査部庶務課長兼務ヲ命ス

△十二月十六日

臺灣總督府警務官　井澤　眞民

支那福建省へ出張ノ序ヲ以テ上海へ出張ヲ命ス

△十二月十八日

臺灣總督府中學校教諭　松原　豐馬

臺北中學校生徒監ヲ命ス

臺灣總督府師範學校教授　横山鐵太郎

臺北師範學校生徒監ヲ命ス

△十二月十九日

阿緱廳屬勳七等　川畑芳太郎

兼任阿緱廳警視

勳八等　吉員　宗一

任臺灣總督府技師

土木局營繕課勤務ヲ命ス

臺灣總督府技手　和田　成

任臺灣總督府技師

土木局打狗出張所勤務ヲ命ス

△十二月二十一日

臺灣總督府醫院醫長　於保　乙彦

臺北醫院長稻垣長次郎不在中代理ヲ命ス

△十二月二十二日

從三位勳二等男爵　田　健治郎

依願臨時財政經濟調査會委員被免

阿緱廳屬兼阿緱廳警視　川畑芳太郎

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

免兼官

△十二月二十三日

臺灣總督秘書官　松本剛吉

臺灣總督秘書官　喜多孝治

（各通）

田總督上京ニ付隨行ヲ命ス

臺灣總督府高等女學校長　清水儀六

東京、大阪、奈良、愛知及廣島ノ二府三縣下へ出張ヲ命ス

臺灣公立實業學校長　柳川鑑藏

東京、神奈川、靜岡、廣島、長崎及熊本ノ一府五縣下へ出張ヲ命ス

△十二月二十四日

臺灣總督府醫務官　井澤眞民

臺灣總督府市區計畫委員ヲ免ス

臺灣總督府醫務官　三浦碌郎

臺灣總督府市區計畫委員ヲ命ス

臺灣總督府技師　須田義次郎

收入官吏ヲ命ス

臺灣總督府總務長官法學博士　下村宏

（各通）

臺灣總督府事務官　阿部滂

政府委員被仰付

△十二月二十五日

臺灣總督男爵　田健治郎

政府委員被仰付

臺灣總督府商業專門學校教授　延田芳太郎

商業專門學校長加藤正生不在中代理ヲ命ス

△十二月二十六日

臺灣總督府參事官　橋正秋

總督官房秘書課長喜多孝治不在中代理ヲ命ス

判事從七位　石崎皆市郎

任臺灣總督府法院判官

補臺北地方法院判官

臺灣總督府醫務官　三浦碌郎

支那福州、大阪、廣島及英領香港へ出張ノ序ヲ以テ漳州へ出張ヲ命ス

嘉義廳事務官　澁谷信吾

東京、京都、大阪、新潟及宮城ノ二府二縣下へ出張ヲ命ス

阿緱廳事務官　岩滿重

東京、福岡、長崎及鹿兒島ノ一府三縣下へ出張ヲ命ス

臺灣總督府研究所技師兼臺灣總督府醫學專門學校教授理學博士　小泉丹

文官分限令第十一條第一項第四號ニ依リ休職ヲ命ス

△十二月二十七日

臺灣總督府總務長官法學博士　下村宏

（各通）

臺灣總督府參事官　石井光次郎

上京ヲ命ス

△一月二十七日

從六位　岸喜鑑

任臺灣總督府研究所技師

臺灣總督府中學校教授　堂河眞孝

兼任臺灣總督府商業專門學校教授

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

漢文 臺灣時報

大正九年 二月號

國民宜服膺聖旨

朕惟今次大戰亂　兵火亘五年　雖聳動世界　然因我聯合諸友邦奮勇努力之威武　戰雲一掃　平和全復　朕甚欣慰也　今歛此紛擾之局　以圖將來之安寧　固不可不俟諸友邦之協同燮理前講和會議　開於法國　朕亦簡派全權委員　參與商議　平和永遠之協定新成　國際聯盟之規模竝樹　朕心實爲欣幸　且不無聯合國負荷重大之感　今世運一轉　時局丕變　宜一顧奮勵自彊　隨時順應之道之秋也　爾臣民　宜各深自省　外焉循萬國之公是　使世界之大經　以與聯盟平和之實　內焉以重厚堅實爲主　戒浮華驕奢　培養國力　以隨時勢進運　朕期望永與友邦共賴和平之慶　以同休明之澤　倚藉忠良臣民一心協力充足衆庶幸福　廣敷文明之風化　益光祖宗洪業　爾臣民宜克體朕意焉

御名御璽

大正九年一月十日　各大臣簽押

吾人幸際和平克復　恭仰　明詔下頒　穆々皇々　大哉聖謨我國民宜如何眷々服膺者　此次世界大戰　撼動寰球　生靈塗炭　五載于此　今已戢息　不勝同慶　揣其得以戰雲一掃平和全復者　實賴我聯合友邦奮勇努力之威烈　其得以平和永遠之協定新成　國際聯盟之規模竝樹者　寔由我講和使臣能竭匪躬以任折衝之功勳　大詔所云　內焉須以重厚堅實爲主　戒浮華驕奢　培養國力　以隨時勢進運　吾人拜誦之下曷勝感激　原首相　敷衍睿意　函知諸官云　近年經濟界之發展　雖不無大可慶賀　而一面爲國民消費力之增大　至生浮華奢侈之弊　堅實強健之風　動有衰退之虞　亦要警戒也　同時如于海外生精神上之動搖　其結果亦堪憂慮　對于如是之發生　亦宜深所戒愼云云　刻下人情澆薄　世態浮華洵如此耳　是雖曰時勢使然　出于不得已者　陛下軫念于此　特發德音　以戒我國民　至深且切　是宜恪守綸音　造次顛沛　無或忘之　實踐躬行　尤爲緊要　竊惟我皇室　實爲教化之源泉也　如教育勅語　戊申大詔　嘉言孔彰　皆爲國民應奉道德經也　戊申大詔云　荒怠相誡　自彊毋息　先帝陛下　以此戒告百姓　獨不解　戰後國民　未能奉令承教而竟陷浮華驕奢　不勤勞而欲得巨利　所謂成金輩者　放縱驕奢　盤樂怠傲　以匹夫而殆凌王公　僭越行爲　令人顰蹙　嗚

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

呼我日本帝國　已與列國聯盟　于將來世界大局　協同帝國責任　愈加重大　當此之時　我國民各宜自省自誡　保持帝國之名譽　去華就實　圖添國家之利益　且以聖心爲己心　以期推廣文明風化　益光祖宗鴻業　是爲切要焉　恭聞波多野宮相謹話云　陛下軫念現今世運情勢　特下大詔　深戒浮華驕奢之弊　倬起質實剛健之風　以期國力之發揚　是以我皇室　遵守聖旨　於客秋大演習與觀菊御會竝新春御宴　均不依先例　質素爲旨　垂範臣民云云　伏思古大禹惜寸陰　至于衆人當惜分陰　噫嘻　一日萬機　我皇室節約質素　垂範臣民　臣民當奉聖旨　互相省誡　勤儉自强　以利國家　是爲義務　可不凜哉

雷雨過而陰晴未定

小野西洲

陰陽違則雷雨起　人和失則戰爭生　大雨大雷之後　天乃快晴　大戰大亂而後　世得和平　是則理所當然　概可預卜　然時爲雷雨而後未得快晴而後見雷雨　戰亂而後　未得和平而繼形戰亂　所謂雷雨經過而陰晴未定者　此次世界大戰　以一九一四年七月開始而一九一八年十一月告畢　與戰二十八國之多　交戰五載之久　洵爲未曾有之大戰也　客歲講和會議　開於巴里　平和條約　已經成立　自今以後　應見世界和平　無有復亂　但果能得然與否　不無疑念　如雷雨而後早晴而未得者乎

憶十九世紀之初　歐洲有奈翁戰役　僅就歐洲而言　是役也不減今次戰役　始有革命　繼爲戰爭　乃得結局　普墺俄三國雖爲同盟神聖　然未久而革命徵兆　復見國內　迨四十八年革命風潮　滋蔓各地　一面提倡帝國主義　一面鼓舞社會主義　國內如動搖而安平　如安平而動搖　經過數載　是則奈翁戰後之光景也　今次戰役　在戰時與戰後　革命頻起　紛亂不絕　戰後狀態　比諸奈役　較爲複雜　奈翁戰役　僅影響于歐洲耳　今次戰役　乃波及於全世界　與戰諸國　雖有小大之別　然無一不受其影響　戰後動搖　未易治平　我日本帝國　與此次戰役　關係維何　我國自開關以還　與世界關係　複雜如今日者未曾有也　如彼征韓論　朝鮮事變　天津條約　日清戰役　三國干涉　團匪事件　日俄戰役　俄國復仇準備等　當時我國民僉謂　此誠危急存亡之秋也　然其事件　均止于東洋　比諸今次戰役　關係尤輕　範圍較狹　此役則不然　我國與米國關係　愈加重大　歐洲關係　尤見複雜　事起于東洋而歐米人以此爲問題　听听于府庭　非昔可比　當此之時　我國國民　須加一層注意　以誡內外　且彼米國　疇昔與世界列國　交好極少　今則參歐洲大戰　給以物質　藉以兵力　而樹立奇功　獲得巨利　列國成行　尊俎折衝　蔑視他邦　威壓無憚　彼常注意于亞細亞　欲伸力于我東洋　殆如俄國昔時形狀　所異者俄

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

以兵力　米以財力耳　米國擴充海軍　示威世界　亦似俄之舊態　米人標榜文明而呪咀文明　俄人不敢排斥亞細亞民族　米人則極力排斥　俄也米也　其行動雖異　然俱欲圖東亞而俄今已亡矣　毋庸憂慮　所慮者米也　至于列國關係　極爲微妙　難以忖度　姑就刻下情形而言之　如英法伊三國者　均以米之財力　欲救戰後瘡痍　是以期望與米提携　英則自未戰之前　與米提携　同其行動　今次戰役　俾米出兵　雖曰法之運動　然英米兩國　已在戰前　互相諒解　聯絡氣脈　職由是故耳　噫嘻　英之世界政策　可謂巧妙矣　德國自持自强　不藉他力　故一敗塗地　不能復起　英多得後援　以衆制勝　然英與法莫知俄之兵力　屢悞戰略　德則不然　悉俄實力　一以禦俄　一以攻法　且圖以潛航艇　絕英之食糧　其計劃極妙　當是之時　設使英米不能提携　英危矣　厥初米戒德勿爲潛艇自由運動　德不從其言　米於是　投袂而起　對德宣戰　英乃得以安全　米之助英　其功居多　此後英應拜下風　以報米國　雖然英米兩國　利害衝突　則難免破綻　濠洲將來　與米乎與英乎　難以逆覩　支那刻下　倚賴米國　米人倘與以利益　支那人必煽排英熱　猶不減排日熱　彼印度與埃及　已形傾向獨立　米爲之贊成焉　然英已悉之　想不致釀成大事　今在世界中　米國最有勢力　而且以國際聯盟　欲伸力于世界　大統領　欲加入聯盟　國民則無有希望　咸謂以我國力　得以作事　左右列國如指掌也　何必爲藉他國之力　國際聯盟　何益之有　米之國民　意滿氣昂　蔑視列國　宛如曩昔之德俄　特以我日本爲敵仇　欲挫我國勢力　彼等自誇大國　自恃富强　而凌辱小國　若謂日本爲東亞强國　對隣大陸　圖欲侵略　我米國人　不能束手傍觀　壓抑日本　救濟中華　以維持東亞之安寧者　我米國之責成也　日本軍國主義　不可不破壞之　日本兵力雖强　然軍器告乏　我倘以海軍遮斷交通　得期勝利　日本已列五大國　然不能抗我　以我攻彼　失小得大　欲伸力于世界　莫如先擊日本　較爲得策　米國輿論　大概如斯　不寧唯是　米已攪亂東亞之平和而圖擴充自國之利權　前因東清鐵道而向我提出抗議　今以山東問題唆使華人　每乘機會　藉爲口實　擴充利權　是卽米國之慣用手段也　現時米國領土四分之一　乃係墨西哥之土地也　且米人禀性好事　欲圖漁利　昔時米之呂戎將軍　曾來日本　或赴北海　或抵高麗　唆使人民　反抗日本　爾來許多人士　來往頻繁　覬覦東亞　出沒晦顯　然未敢著手日本　唯在朝鮮與支那　陰謀擘劃　無所不爲　頃者米之宣敎師謂　日本軍國主義　均倣德國　須加懲膺云云　而供給運動費煽動民衆　使之反抗　嗚呼米國　曾對英國　慫慂愛蘭獨立

然則對我日本　煽動高麗人民　唆使大陸民衆　而圖亂東亞平和　何憚之有　吾所不能解者　大陸民衆　彼等於其國家之發達　與民智之進步　毫無希望　是以此唱彼和　附和雷同　東聘西奔　運動排日　然官未有處罰　任其所爲　是賴米國爲之後援故也　東亞民族　已爲如此　而期望安寧幸福　豈可得哉　夫歐洲因戰亂而疲弊滋甚　難以活動　米趁此時　伸双手于東西兩洋　俾歐洲與東亞　悉入自國範圍　蓋其意謂他國所損害　卽爲自國所利益　是以務于他國　誘發事件　想此後他國倘有發生事變　卽必米人之所挑發也　他國如有動搖　彼必有關係焉　現米國　占得中樞　對他列國　無恐被攻　而可以攻他　昔者世人僉謂偉哉大米國　必有造福世界　欽仰莫措　詎

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

料今則挑發事件　而動搖世界　顧米國在世界中　能無匹敵但有一大强敵將襲米國　所謂强敵者卽俄國過激思想是也　過激思想者　欲將合同之民族　使之分裂相爭　鞏固之國家　俾爲破滅支離　以此爲利　是以多數貧民反抗富豪　奪其他位　以爲方可　如斯思想　將入米國　米國政府　極力防遏　據外電所報　米國之政府　以非常手段　欲除禍根　倘悞措置　世界第一新資本國　或踏俄之覆轍　亦未可知　吾忖度米國民衆之意彼等豈非同爲破壞統一主義而欲分國家者乎　而歐洲三大國卽英法伊者　務爲保存從來之國家而欲圖擴張　米之民衆則反之　米之政府　則深戒分裂　期望擴充　希圖自國之統一而挑發他國之分裂、是卽以己所不欲　施諸他人者　米之矛盾出人意外　彼主倡自由平等　而排斥異族　排斥異族而白人與黑人　相許雜居　攻擊帝國主義而擴充領土　擴充領土而奬勵民族自決　何其矛盾之甚也　總而言之　戰後之世界　多事多端　列國各應國情而施設　大國必有多事小國亦有多事　列國之中　比我日本　較爲多事者有之　安寧者有之　困難者有之　其得無事而安寧者能可羨乎　多事而困難者果可憐乎　我國立于世界之中　與列國折衝處事　必知前後緩急　無悞大局而大小列國　急于政造　米之活動　能收功乎　俄之前途　猶屬茫茫　英也法也伊也　保存國體更加努力　以圖富强　各國互相競爭而圖爲保護自國之利權　應不以兵力而用經濟　如此而列國利權　得無衝突乎　世界平和　能可期乎　晴則準備晴衣・雨則備辦雨具　當今晴雨未定之時　應爲綢繆　以待快晴方爲允當　但刻下天候尙屬險惡　世人此理不可不知焉

附說茲參掛雪嶺翁之立論大綱　加以鄙意　綴成是篇讀者諒之

●歡迎柴臺灣軍司令官

臺灣孤懸海外　在帝國之西南　萬里雲濤　隔絕本國　僅一衣帶水　且接近中華　兩地相望　呼之則應　是則臺灣海峽　洵爲文明東進之關門也　自第十六世紀以來　西歐文物財貨　皆向此輸來　明末豪雄　練水師于此　所謂南門鎖鑰者是也　天然地勢　已如斯矣　守備臺灣責任　可謂重大　客歲八月　廟議已決　特於臺灣　設置軍司令官　託以防備臺灣之事　爾時故明石臺灣總督　雖任厥職　然未久騎箕仙去　於是乎陸軍大將柴五郎閣下　以東洋之名將　躬膺大命　任爲臺灣軍司令官之重職　正絡臘初九也　吾人恭聞將軍之令名威望已久　其稟性豪邁　識量宏深　韜畧始如鬼神　前曾蒞臺灣　從事戎馬間能使兇蕃懾服　奏凱而旋　已可畧見一斑　繼而駐紮燕京・淹留鴻臚館有年　當北淸變起　折衝于列國軍隊之間　行兵布陣　神機妙算　殆不可測　而能救護列國使臣與居留民　迨至淸帝蒙塵　綏撫燕都　以維秩序　功蓋列國　威振東亞　其勳名足以圖麟閣　垂竹帛者　實難以枚擧　洵非吾人之私言　過擧謬讚也　者番又爲我臺灣軍司令官　建節重來　駕輕就熟其足與前述舊勳　後先媲美者　可爲預期　此固境人民　所以崇敬將軍　馨香默祝者　蓋有以也　從此統制三軍　擁容坐鎭輕裘緩帶　凛々有古儒將之休風　可以禦侮弭患　使山川草木悉仰威光　豈不偉哉　顧臺灣地點　已入熱帶圈內　較諸燕京四時氣候　變化無常　比之帝都亦然　伏望保重玉體　克展狀猷　上答朝廷眷顧之隆　下慰蒼生霖雨之望　吾人特以日暖柳

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

嘗春試馬　月明虎帳夜談兵句　贈諸閣下　冀閣下藏甲兵於胸中　運經綸於掌上　如此則天下永享泰平　豈特臺灣安寧已哉
謹綴蕪詞　敬祝健康云爾

●就共學而言

田總督曰　統治臺灣　其大方針　宜以敎化島民　啓發智能俾爲忠良臣民　爲當務之急云云　督府遵依宗旨　新定法制　實施共學　吾人爲臺灣敎育界　不勝慶賀　當局者就共學而言　凡在地方　不許共學　則內地人與本島人　雖僅數名　當別行敎育　卽日敎內地人子弟而夜敎本島人者　此番改正　二者自得同時敎育　融和既易　進步亦著　本島人子弟如多入小學校則小公學校之區別　可以廢止　公學校舍　得充爲小學校舍　二者混合　共學得以徹底而行　而後同化之根本　可立可固　然則小公學校生徒　共學將成何如結果耶　雖難確言　然以吾人所料　結果必佳　第一利益　在敎室外　本島人子弟　得習國語內地人子弟　得習臺語　今日學校國語敎育　不甚完全　共學實有大益　不特一學科爲然　在地方經濟關係　敎育員補充皆利且便　由是觀之　中學校專門學校　不遠亦應採用共學制度

凡此理想實現　吾人切望　日早一日　吾人當盡綿力　以期此等問題　得以解決完善云云　川崎內務局長曰　從前嚴禁共學　今次解禁新定制度　得以共學　俾本島人兒童　略解國語

且有敎育者　許入小學　而此則一時試驗耳　島民或者誤解共學意義　謂已頒共學制度　則本島人子弟少女　盡得入小學校云　其實不然　內地人與本島人　於其性格　風俗　習慣言語　宗敎等　未能一致　大相逕庭　此事衆已知悉　倘許以多數人員俾入小學　則企圖本島人同化于內地人而反使內地人同化于本島人者　是卽非我督府之意也　督府一意專心　同化島民　俾爲忠良國民也　然則樂群共學　得行何如程度乎　許入小學　其數許多　難以明言　蓋遵依訓令宗旨　適宜而行現今本島人諸君或有採用內地之言語風俗習慣而努力同化　如此現象　可謂慶喜　此等人士　敎育子弟　槪行內地式　願受內地敎育　奈何前禁共學　故不得已　俾入公學校　敎授學科

諸科程度　比之小學　判若雲泥　此次訓令　以補此等缺陷爲第一主眼　許入小學　須以略解國語者爲限　倘任意願入學

一律許可　則大乖宗旨　難期同化　然俾全盤島民　同化程度異常騰高　多數子弟　得入小學　吾人切望　日早一日　時機之來　但物有次序　事有緩急　今雖訂共學　難以盡容　始少後多　逐漸普及　樂群共學　切瑳琢磨　與內地子弟　毫無遜色　是所厚望　島民諸君　諒之勉旃云

●就笞刑存廢而言

前此朝鮮與關東　已廢笞刑　頃聞本島紳士某某　往訪下村長官　力說廢止笞刑　以適民意　某文士亦曾登于報紙　詳論理由　提倡廢止　下村長官　以時機未到之故　惟贊同宗旨而斥之　長官之言　亦載諸報端　尤爲允當　頃檢察官上內恒三郎氏　亦論笞刑存廢　其言載于本誌　上內氏就職法衙　于茲多年　君曾著述臺灣司法刑事政策　議論中肯　宜哉此冊一出　洛陽紙貴　君論之曰　提倡廢止者謂笞刑損傷身體　實爲蠻刑

如此蠻刑　於現今文明世界思潮　背戾殊甚　爲是言也　由人類道德上觀之　如有正理　然余謂笞刑未必爲戾道蠻刑　倘以笞刑爲蠻刑則死刑何如　于今猶存死刑而圖廢笞刑　何其矛盾之甚也　此笞刑　鞭加臀上　一見似爲慘酷　倘欲減苦痛則唯改良笞具與執行方法乃得寛和　適當之笞刑　較諸長期之懲役刑　其苦痛　寧爲輕微　僅就慘酷一面而言　使軟弱之犯囚永繫囹圄　慘酷莫甚于此　笞刑之苦痛暫時間耳　懲役之苦痛

如以絲絞首　使之致死一樣　豈非慘酷　且笞刑之執行　以短期告畢　故俾受刑者之家族　可免飢餓　長期之懲役　時焉俾其家族　陷于餓死　終無可救　不寧唯是　伊古以來　日本與支那

在其家庭　父兄鞭加子弟　以爲懲戒方法　是爲古來慣習也　笞刑不過爲此慣習的懲戒方法　稍屬强烈者耳　且就刑罰之効力而言之　笞刑比之短期懲役　更形効力　吾照刑事政策之宗旨　欲留笞刑　以期無刑　或曰笞刑不加諸内地人而唯科于臺灣人與支那人　我皇上　一視同仁　愛撫島民　今尚留此蠻刑　不無悖戾聖旨　余曰笞刑古來慣用于支那與臺灣　此刑適合支那民族性情　夫刑政者　不外民族社會思想之反映耳　對臺灣人循其性情　科以此刑　方爲適合　特就刻下刑事實狀而觀之　犯罪者逐年增加　倘欲俾此等犯囚　悉繫監獄　雖添設三箇監獄　收容幾千人　亦恐不足　籌設監獄　豈得容易乎　倘能鑑于此　笞刑不宜廢止也明矣云云　學者之意見如此　長官之主旨亦如是　本島人之希望　或者反之　不知田總督何如設法　本島人諸君　請勿輕躁　自重深戒　以待時機　是爲得策焉

●張作霖復辟運動

東三省巡閲使張作霖氏　復辟運動　飛語流言　再三傳來　至今殊甚　據聞期于二月二十日　擁立肅親王而斷行復辟　是屬虛誕　而世人爲是說何　曰邇來張氏威勢頗加　往訪徐總統較爲頻繁　互相諒解　尤形關切　於後期副總統之選擧　張氏或中　亦未可知　北方政党　安福一派　視張氏勢力　中心惡之　每乘機會　鬪謀貶黜　恰値前總統馮國璋氏病歿　中央政界爲之將變　張氏竊憂之　因以擁護徐總統起見　派遣密使　前往長江　詢諸督軍　安福派人　耳聞此事　以爲奇貨可居　藉施爲攻擊手段　故流布風說云云　但忖度張氏之意　張謂欲統一支那　莫如帝政　立帝爲神聖主權者　另定實際主權者　俾握軍事行政一切之實權　所謂虛君立憲制　行諸支那　即得統一　張氏曾將是說　發表于外　然此不過張氏理想耳支那現際大勢　已決民主主義　張氏雖有如此理想　難以實行　張氏已悉此理　焉敢爲復辟運動哉

●新總督之發政施仁

三百萬衆仰望之第一代文官總督田公　下車伊始　即勤求民瘼　露冕時巡　僕々長途　直至上京之日　殆無休息　而其發仁施仁　則與大正九年之新春　爭先煥發　將來德澤廣被　正自無疆　目下首先宣布者　如共學一節　其善體　天皇陛上一視同仁之旨　而爲臺灣教育界闢開畛域　立同化之基礎　道一風同

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

之化　拭目可期　繼而公學校卒業生得以應募巡查　入練習所　師範學校卒業生　得任教諭　而從前之訓導　亦有陞遷教諭之榮　其他本島人與內地人結婚　亦將次第施行　最近新竹富豪鄭拱辰　且得沐恩赦之特典　得復公權　凡此種々　均我人民所宜感泣者　應如何日新又新　革去舊染之汚　以仰答皇仁　方不負我督憲之苦心也

●同化之好現象

本島沐文明之化　已歷二十有五年　經列憲一視同仁　已有我澤如春　下應如草之象　如本年各廳下之實行新曆者　不約而同　就中大稻埕艋舺各街各戶　均依內地人迎年體制　樹門松爲注連飾　竝改換新桃符　歇業嬉春　而名刺交換會　客歲僅有男子行之於鐵道旅館　及大稻埕女子公學校　本年女子亦於二日踵而行之　已如既報　就中女子赴會者約有二百名　會員女校畢業生居多　梅谷廳長夫人暨庶務　財務　警務三課長夫人　臺北防疫組合長古川夫人均來赴會　席定　同風會長林熊徵氏起而行禮　繼而梅谷廳長夫人訓示　然後開宴　宴罷即一同撮影　以爲紀念　洵前此全臺所未有也　其餘各廳下亦大畧相同　即人民相率參拜神社　獻上香資者　亦不一而足　誠同化之好現象也

●騷人雅集

瀛桃竹三吟社　於一昨年聯合開擊鉢吟會　一年分作四季　春季開於臺北　値東係瀛社在北諸詞人　夏季開於基隆　亦瀛社寓基詞人輪値　秋季開於新竹　冬季開於桃園　則由兩社詞人擔任　客歲夏季因虎疫流行　延至冬季始開　而新竹亦順延至一月十二日　午後二時半乃假新竹北門水田鄭氏宗祠爲會場　一同撮影　以作紀念　然後開會　先則鄭幼香氏起而敘禮　述開會之詞　繼則武藤廳長演說漢詩之趣旨　及詩人之高尙　娓々動聽　足見其造詣甚深　不愧爲風流太守　次桃社長簡若川　瀛社魏潤庵相繼口述祝詞　又次竹社長鄭養齋氏起述謝詞　式畢　共推瀛社林湘沅氏爲左詞宗　羅山吟社鄭作型氏爲右詞宗　左詞宗擬題紫菊　限先韻　武藤廳長亦命題探梅　限麻韻　首唱得詩百數十首　揭曉簡若川氏得左元　林湘沅氏得右元　於是開宴　輪杯暢飲　各盡其歡　至更闌乃散　探梅亦得數十首　翌日乃錄呈武藤廳長　評定甲乙　是日武藤廳長甚覺高興　首唱錄取者左右各二十五首　均蒙一一鑑閱　同人咸歎其熱心詩教　爲不可及也

●保安宮建醮盛況

大龍峒保安宮　崇祀保生大帝　建自前清時代　廟貌堂皇壯麗　爲北部之冠　歷久風雨飄搖　丹青剝落　棟折榱壞　該廟董事等　因稟官許准　鳩資重建　該信徒踴躍爭先　立致巨欵數萬金　遂於客歲着手興工　頃已告成　丹楹刻桷　煥然一新　其前座屋蓋雕造人物　尤爲全島所未見　爰擇於一月十八日擧落成式　竝建五朝慶成淸醮　是日午前十一時致祭　行三獻禮　官紳赴式者以數百計　其負有重望者　爲高田長官代理　川

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

崎內務局長　梅谷廳長暨紳商等　順次拈香行禮　式畢　赴該地公學校飲福　至午後一時乃散　翌十九日未時謝願　各處肥腯橫陳　不下千餘頭　鴨鷄魚尤不可勝數　二十日普齋　各戶均於門首普濟陰光　二十一日一二三保本欲聯合放水燈　大加熱鬧　然以感冒流行　被當局制止　乃以靜肅行之　二十二日大普施　祭品尤豐　各米商及移出米商　均備袋米助普　更加盛況　其醮壇之大者　則有玉皇壇　建於保安宮前殿　（係一二三保公置）天師壇建於保安宮前田中　（係第一保置）北極壇置於大龍峒街後　（第二保置）五谷壇置於大稻埕新媽祖宮前　（第三保置）龍王壇置於保安宮新起店　（三保加蚋仔外數庄置）以外城隍壇　觀音壇　福德壇爲大稻埕市民公置　而灶君壇則大龍峒居民所負擔者　其他尙有私設各壇　均踵事增華　排列珍奇古玩字畫　架設電燈　照耀如同白晝　各竭其盛　就中五谷壇最爲美麗　此數日間大稻埕游人如蟻　絡繹不絕　市況之盛爲有目所未覩　聞者番開費　不下百萬圓　由各保正鳌演就各戶丁口捐題者爲數不尠　而自行捐題者亦多　可謂盡美盡善矣　而惜乎不明大義　以有用之金錢　糜此迷信之擧　當此米薪珠桂之秋　竊恐中等以下之民家　受累不淺也

●產繭品評會延期

本島氣候適宜　少寒多燠　最適於飼蠶　邇來因當局熱心獎勵　創設養蠶傳習所　招募講習生　敎以飼養之法　於是人民漸知養蠶爲有利　各廳下請求補助桑苗蠶種者　相繼而起　因此各地產繭　年盛一年　總督府殖產局爲圖蠶業振興　爰於昨年假臺北博物館爲會場　開第一回全島產繭品評會　就其優劣分別獎賞　成績卓著　本年擬開第二回　經決定自一月二十六日起至二十八日三日間　假臺南公館開會　嗣因感冒流行症頗形猖獗　決定延期　大約當在二月中旬　聞者番出品件數總計有八百五十件　比之昨年多有三百件云

●妓界亦慕詩名耶

本島邇來詩學之興　竟波及於妓界　蓋因有一二妓女　色藝不甚可觀　難以獵取金錢　因其之無畧解　遂借以附庸風雅而文人多好子虛　不惜爲之捉刀　耳食者又從而附和之　其詩名遂被竊取　而居之不疑　如大稻埕市場邊有藝妓金鳳者　赴臺南作神女生涯　寓於寶美樓旗亭　與黃生狎　自以謂性好文士酷嗜翰墨　不吝金錢　出其七絕一章　自言舊作　黃信以爲眞揭諸報上　且從而和之　並代作一二首　因此詩名膾炙人口　豪華子弟　爭擲纒頭　而黃之恩愛　竟爲有力者所奪　相見大不如初　甚而數往不得一見　黃有友某　方朔之流也　口占一詩以謔之曰　君黃姓妾又名金　黃金不多交不深　君如買笑千金吝　等到黃昏沒處尋　可謂謔而趣矣　然因此而妓女被影響者不少　聞臺南貸座敷某龜主且延師以課其妓　吟詠之聲與度曲之聲　相繼而起　合成樓鴇亦尤而效之　聞大稻埕某生亦藉此廣招女生徒　結一詩會　每月會費五十錢　宏開擊鉢吟詩稿糊滿壁上　標名某々女士作　其果出自心裁否　殊不可知　但由此認眞研究　將來或有眞才　出乎其間　亦未可料　所望始終如一以底於成　則薛濤翻得見於今日　亦屬風流韻事也

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

官營當舖將開辦

總督財務局所計劃由地方廳舉辦之當舖　所有關係法律　經已頒布矣　目下當局更就地方廳經營方針　及施行細則所關　起章立案　尙需時日　若一體完成　當以府報發表　而其建設倉庫等　亦不能容易告成　且該計劃最有關係者爲阿部事務官尙滯在京師　須徵其意見　方可實行　因此該當舖開辦　非至新年度　不能實施也

官建住宅將興築矣

本島邇來因事業日興　居民蕃庶　住宅遂致缺乏　賃居而居者甚覺爲難　並以賃稅昂騰　中等以下之人家　苦痛不可言狀　當局有鑒及此　爰籌放出低利資金　以築住宅　廉取其直　臺北廳借得三百萬圓　擇地於古亭庄　馬偕醫院前兩處　目下準備興築諸事　已經就緒　其樑棟材木　悉仰諸營林局　約須一萬尺　就中要由嘉義運送來北者　約有六千尺　擬以汽車運載近日臺北驛內　方建儲材棧場　待其完成　則欲運到　視其適宜者先爲興工　至來六月中　馬偕醫院前可建百戶　足以供給希望者賃居其餘本年間　尙欲建築二百餘戶　聞該住宅種類分有大中小三種　小者一棟可容四戶　大與中則一棟可容二戶　各家隙地　將廣植樹木　俾夏季得以避暑　將來竣成　捷足者當以先得爲快也

金花羽化矣

大稻埕者番因保安宮建五朝清醮　附近村庄婦女　結伴來觀熱鬧者絡繹不絕　去念二日爲普濟陰光之日　新媽祖宮前五谷壇電光照耀　如同白晝　觀者極爲雜沓　尤爲擁擠不開　雖警官嚴爲取締　而不無宵小之徒　乘機掏摸婦首飾　有鷄口庄王、氏金蓮者　年近花信　與其女伴周氏巧　張氏花　蕭氏葉等　於是日來大稻埕　止於怡和巷街某親戚家　入夜八時頃　聯袂赴新媽祖宮前　欲上五谷壇中　觀玩陳設玉器等物　至入口因觀衆如堵　不得而入　遂相率赴中北街　看排設漢筵燒豬及一切品物　直至城隍廟街　至十時許乃歸寓　方欲卸粧就寢　金蓮乃知頭上金邊花一對　已不翼而飛　而巧與花亦各失去一枝　乃燃燈四處搜尋　均無蹤跡　其途中遺失也　抑被掏兒摸去耶　均不可知　三人悔恨不已　惟葉幸獲無恙　聞是夜失物者尙不止此三人焉

祝家太夫人米壽大慶即呈獻堂昆季　林湘沅

霧峰嵯峨拂雲起　秀鍾林家男與女　男建奇功名垂竹（謂文察公）女
享遐齡壽曰米　初冬十月快稱觴　介眉濟々共躋堂　膝下孫曾
爭戲綵　添籌樂奏海天長　一時盛事喧傳遍　徵詩啓播速傳箭
競濡彤管揚清輝　流芳好續列女傳　憶昔中原鼎沸時　阿大
中郎俱從師　家政親操明大義　脫釵佐餉苦不辭　餘閒課子讀
書史　和丸不數古賢母　一舉成名天下知　孝廉竟出將門後
（謂哲嗣允卿孝廉）萊園廣闢百畝寬（允卿先生築以娛親者）頤養色笑方承歡　何圖修文
遽赴召　鵬鳥爲崇母心酸　猶幸天未厭其德　文孫繼起俱英特
五代同堂丁數百　晨昏定省無忝職　賤子叨爲一本親　愧作
東西南北人　未能恭赴瑤池會　此志鬱々將何伸　所望慈暉得
天厚　五福年々獨占首　轉眼再添十二年　隨班上祝期頤壽

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

詩林

勅題田家早梅

宗碩　宮下　貞象

村家春色早　處處發寒梅　籬畔孤根臥
墻陰素蕋堆　野禽追影囀　澗水泛香來
老幹交篁竹　疎枝俯草萊　聊持氷雪質
欲獻鳳凰臺　東望雲霞鬱　紅暾映雪開

○　白櫻　大瀧　幹正

疎梅映水影橫斜　欺雪環枝半是花　賴有
東風管公道　春光不獨五侯家

○　六石　佐藤　寛

的皪如星野水涯　兩三花影點茅茨　東皇
巡駕應非遠　先看傳春第一枝

○　仙坡　勝島　仙

鐵骨氷姿正返魂　東風帶笑立柴門　自從
清節入宸藻　竹外一枝花更尊

○　七十八翁　香翁　藤澤

玉骨槎枒早返魂　香唇漸笑倚茅軒　田園
多幸橫斜影　先拜東皇第一恩

○　石埭　永坂　周二

東郭寒花未放香　田家早已占春陽　探梅
公子空看過　臨水一枝低出牆

○　八十翁　鳳洲　土屋　弘

村園的皪早梅開　宛見仙妃含笑來　應厭
春風混紅紫　凌寒獨占百花魁

○　青厓　國分　高胤

梅花新入御題中　竹屋松門瑞氣融　照水
瓊瑤寒一朵　今年春色更玲瓏

其　二

野人籬落帶祥烟　上苑鶯聲夢裡傳　爲是
梅花開似雪　朝來父老頌豐年

其　三

諸公哀々朝闕還　紫陌春風塵滿顏　去見
寒流一枝老　梅花茅屋非人間

○　蓄堂　結城　琢

公侯車馬趁晴暾　金綬桐章朝帝閽　惟此
春風無厚薄　梅花先發野人門
宮苑春暉　瑞霞　仰瞻睿藻到田家　何人
曉策蹇驢去　折獻水邊籬落花
歲寒霜雪鎖柴門　天地春回是帝恩　一樹
梅花高絕俗　鐵腸依舊布衣尊
輪蹄紫陌滾紅塵　去向江村野色勻　應有
詩翁癯似鶴　梅花粧點草堂春
野鶴何來鳴在陰　草堂春色與誰尋　一枝
竹外梅花雪　點出茫茫大地心
日出扶桑淑氣新　芙蓉天外玉麟絢　數椽
茅屋東風曉　一點梅花大麓春
柴局氷雪尙春寒　脈脈奇香透竹欄　老鶴
一聲天地白　梅花籬落水珊珊

○　辻澤　玄

早傳春信返香魂　看不分明雪有痕　羨此
田家開富貴　白梅綴玉賁柴門

其　二

早梅如雪掩茅茨　賞此孤清三兩枝　莫似
遺賢仍在野　廟堂鼎味幾人知

○　梅城　吉田　庫三

律回風日暖　梅信入南湘　冒雪橫疎影
先春動暗香　萬花嫌艷麗　三友伴清芳
夙傲氷霜氣　應澆鐵石腸　恩輝蒙卉木
膏澤洽江鄉　微物又何幸　新朝仰睿

八十九翁　茶坪　士方　直行

松筠一樣飾茅茨　歲書山中寒不知　偏喜
皇恩覃草木　齊誇新曆有梅披

○　梅源　竝木　德信

老脚蹣跚不自由　傳聞梅發在溪頭　輕車
得意尋春去　遮莫人呼馬少游

○　霞江　富安　晉

帝京寒未歛　殘雪入新年　出郭早梅發
繞園修竹連　暗香浮草屋　疎影動茅椽
翁媼歡豐熟　韶光漏井田

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

●質屋取締法ヲ臺灣ニ施行ノ件

大正八年十二月一日 律令第十一號

臺灣總督府地方廳ノ設クル質舖ニ關スル件明治三十九年法律第三十一號第一條及第二條ニ依リ勅裁ヲ得テ茲ニ之ヲ公布ス

臺灣總督府地方廳ノ設クル質舖ニ付テハ質屋取締法第一條、第七條第二項、第九條、第十五條、第十七條乃至第十九條及第二十一條乃至第二十五條ノ規定ヲ除クノ外同法ニ依ル

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●臺灣土地收用規則施行ノ件

大正八年十二月三日 府令第百四十二號

臺灣土地收用規則ヲ大正八年十二月三日ヨリ臺南廳大竹里苓雅寮庄ニ施行ス

●臺灣總督府高等商業學校規則中改正

大正八年十二月五日 府令第百四十三號

大正八年五月府令第六十二號臺灣總督府高等商業學校規則中左ノ通改正ス

第十二條ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ時宜ニ依リ臨時入學ヲ許スコトヲ得

第十三條　第三號及第四號ヲ左ノ如ク改ム

三　臺灣總督府商業學校卒業者

四　實業學校令ニ依ル甲種商業學校卒業者

五　明治三十六年三月文部省令第十四號專門學校入學者檢定規程ニ依ル試驗檢定合格者

六　前號ノ規程第八條ニ依リ一般ノ專門學校ノ入學ニ關シ無試驗檢定ノ指定ヲ受ケタル者

第十四條　第一學年ニ入學ヲ許スヘキ者ハ試驗又ハ無試驗檢定ヲ行ヒテ之ヲ定ムヘシ學校長ハ臺灣總督ノ認可ヲ受ケ前項入學者ノ選定ニ關スル規程ヲ定ムヘシ

第十四條ノ二　第二學年ニ入學ヲ許スヘキ者ハ第十三條ノ資格ヲ有シ且第一學年ノ課程ヲ修了シタル者ト同等ノ學力ヲ有スル者トス

前項ノ學力ハ第一學年ノ各學科目及其ノ程度ニ由リテ試驗ヲ行ヒ之ヲ檢定スヘシ但シ試驗ノ必要ナシト認メタル學科目ニ就キテハ之ヲ行ハサルコトヲ得

第十四條ノ三　生徒ニシテ退學シタル者其ノ退學ノ日ヨリ一年内ニ再入學ヲ志願シタルトキハ試驗ニ由ラスシテ同一學年以下ノ學年ニ限リ其ノ入學ヲ許スコトヲ得第三學年ニハ前項ノ場合ヲ除クノ外生徒ノ入學ヲ許スコトヲ得ス

別表學科目中「第二外國語」ヲ「支那語又ハ馬來語」ニ附記第一項ヲ左ノ如ク改ム

一　支那語又ハ馬來語ハ學校長ニ於テ必要ト認ムルトキハ他ノ外國語ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

附　則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●臺灣小學校教員及臺灣公學校教員免許令施行規則

大正八年十二月二十九日 府令第百四十四號

臺灣小學校教員及臺灣公學校教員免許令施行規則左ノ通相定ム

臺灣小學校教員及臺灣公學校教員免許令施行規則

第一章　教員檢定委員會

第一條　臺灣小學校及臺灣公學校教員檢定委員會ハ左ノ職員ヲ以テ之ヲ組織ス

一　會長

二　常任委員

三　臨時委員

第二條　會長ハ臺灣總督府高等官ノ中ヨリ臺灣總督之ヲ命ス

常任委員及臨時委員ハ若干名トシ臺灣總督之ヲ命ス

臨時委員ハ試驗檢定施行ノ際之ヲ命ス

第三條　會長ハ會務ヲ整理シ檢定ノ成績ヲ臺灣總督ニ報告ス

會長事故アルトキハ委員中官等最高キ者其ノ職務ヲ行フ

第四條　常任委員ハ會長ノ指揮ヲ承ケ教員檢定ニ關スル事ヲ掌ル臨時委員ハ會長ノ指揮ヲ承ケ試驗檢定ニ關スル事ヲ掌ル

第五條　臺灣小學校教員及臺灣公學校教員檢定委員會ニ書記ヲ置キ臺灣總督府若ハ其ノ所屬官署又ハ廳判任官ノ中ヨリ臺灣總督之ヲ命ス

書記ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

第二章　教員檢定

第六條　教員ノ檢定ハ分チテ無試驗檢定及試驗檢定トシ學力、性行及身體ニ就キ之ヲ行フ

第七條　臺灣小學校ノ教科ヲ教授スル者ヲ本科正教員トシ其ノ教科目中唱歌、體操、裁縫、手工、農業、商業、家事、圖畫外國語ノ一科目若ハ教科目ニ限リ教授スル者ヲ專科正教員トシテ之ヲ檢定ス

唱歌ハ檢定ニ關シテハ之ヲ音樂トス

第八條　臺灣小學校教員檢定ニ關シテハ特ニ規定スルモノヲ除クノ外明治三十三年八月文部省令第十四號小學校令施行規則第百七條、第百八條、第百十條、第百十一條及第百十三條ノ規定ニ依ル

但シ同令第百七條第百十條中文部大臣及府縣知事ノ職務ハ臺灣總督之ヲ行フ

第九條　臺灣公學校ノ教科ヲ教授スル者ヲ公學校本科教諭トシ其ノ教科目中圖畫、農業、商業、手工、唱歌、體操、裁縫、家事ノ一科目若ハ教科目ニ限リ教授スル者ヲ公學校專科教諭トシテ之ヲ檢定ス

唱歌ハ檢定ニ關シテハ之ヲ音樂トス

公學校本科教諭ハ甲種公學校教諭、乙種公學校教諭及丙種公學校教諭ニ分チテ之ヲ檢定ス

第十條　臺灣公學校ノ教科ノ教授ヲ補助スル者ヲ公學校訓導トシテ之ヲ檢定ス

第十一條　甲種公學校教諭及乙種公學校教諭ノ無試驗檢定ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ就キ第十七條及第十八條ノ規定ニ對照シテ臺灣語ヲ除キ之ヲ行フ

一　師範學校、中學校、高等女學校教員免許狀又ハ高等學校高等科教員免許

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

狀ヲ有スル者
二　高等學校高等科又ハ大學豫科ヲ卒ヘタル者
三　文部省又ハ道廳府縣ニ於テ授與シタル小學校本科正教員若ハ尋常小學校本科正教員ノ免許狀ヲ有スル者
四　中學校又ハ明治三十二年六月文部省令第三十四號公立私立學校認定ニ關スル規則ニ依リ中學校ト同等以上トシテ認定セラレタル學校ヲ卒業シタル者
五　高等女學校ヲ卒業シタル者
六　其ノ他臺灣總督ニ於テ特ニ適任ト認ムル者

第十二條　丙種公學校教諭及公學校訓導ノ無試驗檢定ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ就キ第十九條及第二十條ノ規定ニ對照シテ臺灣語ヲ除キ之ヲ行フ
一　臺灣總督府師範學校國語部又ハ元臺灣總督府國語學校國語部若ハ實業部ヲ卒業シタル者
二　臺灣公立高等普通學校又ハ元臺灣公立中學校ヲ卒業シタル者
三　臺灣公立女子高等普通學校又ハ元臺灣總督府國語學校附屬女學校ヲ卒業シタル者
四　臺灣公立實業學校又ハ元臺灣總督府工業講習所ヲ卒業シタル者
五　有效期間滿了ノ公學校教員免許ヲ有スル者
六　其ノ他臺灣總督ニ於テ特ニ適任ト認ムル者

第十三條　公學校專科教諭ノ無試驗檢定ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ就キ第二十一條ノ規定ニ對照シテ臺灣語ヲ除キ之ヲ行フ
一　文部省又ハ道廳府縣ニ於テ授與シタル小學校專科正教員ノ免許狀ヲ有スル者
二　官立、公立學校ニ於テ某科目ニ關シ特ニ教員ノ職ニ適スル教育ヲ受ケ卒業シタル者
三　其ノ他臺灣總督ニ於テ特ニ適任ト認ムル者

第十四條　第十一條第四號、及第五號、第十三條第二號ニ該當スル者ニ對シ甲種公學校教諭、乙種公學校教諭若ハ公學校專科教諭ノ無試驗檢定ヲ行フトキハ卒業後二年以上公學校教育ニ從事シタル者又ハ高等女學校ヲ卒業シ修業年限一年以上ノ補習科ニ於テ公學校教員ニ適スル教育ヲ受ケ之ヲ修了シタル者トシ第十二條第一號乃至第五號ニ該當スル者ニ對シ丙種公學校教諭若ハ公學校訓導ノ無試驗檢定ヲ行フトキハ一年以上公學校教育ニ從事シタル者トス

第十五條　臺灣總督必要ト認ムルトキハ第十一條第一號乃至第三號、第十三條第一號及第二號ニ該當スル者ニ對シ願出ヲ俟タスシテ甲種公學校教諭、乙種公學校教諭若ハ公學校專科教諭ノ無試驗檢定ヲ行フコトアルヘシ

第十六條　內地人ニシテ第十一條乃至第十三條及第十五條ノ規定ニ依リ無試驗檢定ニ合格シ公學校教員免許狀ヲ授與セラレタル者ハ臺灣語ニ關シ臺灣總督別ニ定ムル所ニ依リ各免許狀ニ相當スル程度ノ考試ヲ受クヘシ
第二十二條第二項ノ規定ハ前項ノ考試ニ之ヲ準用ス

第十七條　甲種公學校教諭ノ試驗科目及其ノ程度ハ臺灣小學校本科正教員ノ試驗科目及其ノ程度ヲ準用シ內地人ニ就キテハ尙臺灣語ヲ加フ

第十八條　乙種公學校教諭ノ試驗科目及其ノ程度ハ臺灣尋常小學校本科正教員ノ試驗科目及其ノ程度ヲ準用シ內地人ニ就キテハ尙臺灣語ヲ加フ

第十九條　丙種公學校教諭ノ試驗科目及其ノ程度ハ男子ニ在リテハ臺灣總督府師範學校、女子ニ在リテハ臺灣公立女子高等普通學校師範科ノ教科目及其ノ程度ヲ準用シ內地人ニ就キテハ尙臺灣語ヲ加フ

第二十條　公學校訓導ノ試驗科目及其ノ程度ハ左ノ加シ
修身　道德ノ要旨
教育　教育、教授法ノ大要
國語　公學校教科用讀本ノ講讀及習字
　　作文
算術　整數、分數、小數、諸等數、步合算
　　比例
漢文　公學校教科用讀本ノ講讀及作文
歷史　日本歷史ノ大要
地理　日本地理及外國地理ノ大要
理科　博物、物理、化學ノ初步
圖畫　簡易ナル自在畫
音樂　單音唱歌
體操　體操、敎練及遊戲
漢文　音樂ハ之ヲ闕クコトヲ得

第二十一條　公學校專科教諭ノ試驗ノ程度ハ臺灣小學校本科正教員ノ該科、試驗程度ヲ準用シ內地人ニ就キテハ尙臺灣語ヲ加フ
前項ニ規定シタル科目ノ試驗ハ教育ノ大要及受驗科目ノ教授法ヲ附帶シテ之ヲ行フ
公學校專科教諭ノ試驗ハ教員檢定委員會ニ於テ修身、國語、算術ニ關シ普通ノ學力ヲ有スト認ムル者ニ非サレハ之ヲ行ハス

第二十二條　第十七條乃至第十九條及第二十一條ニ規定スル臺灣語ノ試驗程度ハ臺灣總督府師範學校公學師範部ノ程度ヲ準用ス臺灣語ハ本人ノ志望ニ依リ蕃語ヲ以テ試驗ヲ行フコトヲ得其ノ程度ハ教員檢定委員會ノ定ムル所ニ依ル

第二十三條　左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ就キ臺灣公學校教員ノ試驗檢定ヲ行フトキハ教員檢定委員會ニ於テ第十七條乃至第二十一條ノ規定ニ對照シテ某科目ニ關シ同等以上ノ學力アリト認ムル者ニ對シテハ其ノ科目ノ試驗ヲ闕クコトヲ得
一　師範學校、中學校、高等女學校教員免許狀又ハ高等學校高等科教員免許狀ヲ有スル者
二　小學校教員免許狀又ハ公學校教員免許狀ヲ有スル者
三　有效期間滿了ノ小學校教員免許狀若ハ公學校教員免許狀ヲ有スル者
四　小學校教員講習科又ハ公學校教員講習科ヲ修了シタル者
五　中學校又ハ明治三十二年六月文部省令第三十四號公立私立學校認定ニ關スル規則ニ依リ中學校ト同等以上トシテ認定セラレタル學校ヲ卒業シタル者
六　高等女學校ヲ卒業シタル者
七　官立、公立學校ニ於テ某科目ニ關シ特ニ教員ノ職ニ適スル教育ヲ受ケ卒業シタル者
八　臺灣總督府師範學校國語部又ハ元臺灣總督府國語學校國語部若ハ實業部ヲ卒業シタル者
九　臺灣公立高等普通學校又ハ元臺灣公立中學校ヲ卒業シタル者
十　臺灣公立女子高等普通學校又ハ元

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

臺灣總督府國語學校附屬女學校ヲ卒業シタル者

十一 臺灣公立實業學校又ハ元臺灣總督府工業講習所ヲ卒業シタル者

第二十四條 試驗檢定ヲ受ケタル者ニシテ其ノ試驗ニ合格セサルモ某科目ニ關シ成績佳良ナルトキハ臺灣總督ハ其ノ科目ノ成績ニ關シ證明書ヲ授與スルコトアルヘシ

前項ノ證明書ヲ受ケタル者三年内ニ於テ更ニ試驗檢定ヲ願出ルトキハ其ノ證明書ニ記載シタル科目ノ試驗ヲ闕ク

第二十五條 試驗檢定ハ毎年一回以上之ヲ行ヒ無試驗檢定ハ隨時之ヲ行フ

試驗檢定ノ種別出願期限及場所ハ臺灣總督試驗施行ノ日時ハ教員檢定委員會長之ヲ定メ臺灣總督府報ニ之ヲ公示ス

第二十六條 檢定ヲ受ケムトスル者ハ檢定手數料金三圓ヲ收入印紙ヲ用ヰ願書ニ貼附シテ納付スヘシ

第二十七條 檢定ヲ受ケムトスル者ハ左ノ書類ヲ具シ本島内ニ住所ヲ有スル者ハ其ノ管轄地方廳ヲ經由シテ臺灣總督ニ願出ヘシ

一 檢定願書(別記第一號書式)

二 履歴書(第二號書式)及受檢資格ニ關スル教員免許状若ハ卒業證書、修了證書等ノ寫

三 身分ニ關スル證明書(第三號書式)

四 内地人ニ在リテハ戸籍抄本、本島人ニ在リテハ戸口調査簿抄本

五 官立、公立醫院ノ身體檢査書(第四號書式)

判任官待遇以上ノ官職ニ在ル者又ハ臺灣小學校教員免許状若ハ臺灣公學校教員免許状ヲ有スル者ノ願出ニハ前項第三號及第四號ヲ闕クコトヲ得

第三章 教員免許状

第二十八條 左ニ掲クル者ニ就キテハ當該學校長ニ於テ教員免許状ノ授與ヲ臺灣總督ニ申請スヘシ

一 臺灣總督府師範學校、公學校教員講習科、小學師範部、公學校師範部及教員講習科ヲ卒業若ハ修了シタル者

二 臺灣公立女子高等普通學校師範科ヲ卒業シタル者

三 臺灣公立實業學校師範科ヲ卒業シタル者

臺灣總督ハ前項ニ掲クル者ニ對シ檢定ニ合格シタル者ト看做シ卒業若ハ修了ノ日ヲ以テ各相當ノ教員免許状ヲ授與ス

第二十九條 教員免許状ヲ授與シタル者ノ種別、授與年月日及氏名ハ臺灣總督府報ニ之ヲ公示ス

第三十條 教員免許状ヲ有スル者其ノ本籍地若ハ本居地ノ廳府縣及族稱ヲ變更シ又ハ其ノ免許状ヲ毀損亡失シタルトキハ事由ヲ具シ書換若ハ再渡ヲ臺灣總督ニ願出ルコトヲ得

前項書換若ハ再渡ヲ受ケムトスル者ハ手數料金二圓ヲ收入印紙ヲ用ヰ願書ニ貼附シテ納付スヘシ

附 則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治三十七年四月府令第四十三號臺灣小學校、臺灣公學校教員檢定及免許ニ關スル規定ハ之ヲ廢止ス

前項ノ規程ニ依リ授與シ若ハ同規程附則第二項乃至第四項ノ規定ニ依リ效力ヲ有スル教員免許状ハ本令ノ規定ニ依リ丙種公學校教諭免許状ハ乙種公學校教諭免許状、公學校訓導免許状ハ丙種公學校教諭免許状、其ノ他ハ各相當ノ免許状ト同一ノ效力ヲ有ス

前項ノ規定ニ依リ丙種公學校教諭免許状ハ乙種公學校教諭免許状ニ、公學校訓導免許状ハ丙種公學校教諭免許状ニ書換ヲ願出ルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第三十條ノ規定ヲ準用ス

(別記)

第一號書式(用紙美濃紙)

教員檢定願

本籍(本居地)
現住所
族稱　　　氏　　名

收入 印紙

小(公)學校何々教員(何種教諭)(訓導)　　年月日生
但シ何々ヲ闕ク檢定上闕クコトヲ得ル科目ヲ記ス
(但シ何々)(專科ニ在リテハ其ノ科目ヲ記ス)

右教員志願ニ付試驗(無試驗)檢定相受度別紙書類相添此段相願候也

年　月　日　　右　　氏　　名印

臺灣總督宛

(記載注意)

一 族稱ハ華士族ニ限リ記載スヘシ

二 收入印紙ハ本人之ヲ消印スヘカラス

三 氏名ノ漢字ニハ片假名ヲ附スヘシ

第二號書式(用紙美濃紙)

履歴書

氏　　名　　年月日生

學業

一 年月日何學校何科何學年ニ入學、年月日卒業

一 年月日何教員免許状受領

業務

一 年月日何官職拜命若ハ何業ニ從事、年月日何事由ニ依リ退官職若ハ廢業

賞罰

一 年月日何事由ニ依リ何賞若ハ何罰ヲ受ク

身上ニ關スル事項

一 年月日何事由ニ依リ何ト改氏名等

以上

年　月　日　　右　　氏　　名㊞

第三號書式

身分ニ關スル證明書

本籍(本居地)
族　稱　　　氏　　名

右ノ者明治三十七年勅令第百十八號第五條第一號乃至第三號ノ事項ニ該當セサル者タルコトヲ證明ス

年　月　日
市町村長
又ハ廳長　　氏　　名印

第四號書式(用紙美濃紙)

身體檢査書

本籍(本居地)
氏　　名
年月日生

一 體格
一 身長
一 體重
一 胸圍
一 中心視力
　色盲
　眼病
一 聽力
　耳疾
一 呼吸器
一 神經系
一 皮膚

Digitized by Google　　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

一　言語
一　既往現在ノ疾病又畸形
右檢査候處相違無之候也
年　月　日檢査
何々醫院
・主任醫師　氏　名印
何々醫院長　氏　名印

●臺灣小學校及臺灣公學校職員任用規則廢止

大正八年十二月二十九日
府令第百四十五號

大正二年四月府令第三十六號臺灣小學校及臺灣公學校職員任用規則ハ大正八年十二月二十八日限リ之ヲ廢止ス

●臺灣公學校訓導任用ニ關スル件

大正八年十二月二十九日
府令第百四十六號

臺灣公學校訓導ハ臺灣公學校訓導免許狀又ハ丙種公學校教諭免許狀ヲ有スル者ノ中ヨリ之ヲ任用ス

附　則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●臺灣總督府師範學校、臺灣簡易實業學校ノ訓導ノ任用、退職、失職及俸給ニ關スル件中改正

大正八年十二月二十九日
府令第百四十七號

大正八年四月府令第三十八號中左ノ通改正ス

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

「大正二年四月府令第三十六號臺灣小學校及臺灣公學校職員任用規則第六條、」ヲ「大正八年十二月府令第百四十六號、」ニ改ム

●臺灣總督府市區計畫委員會規程中改正

大正八年十二月六日
訓令第二百四號

明治四十三年五月訓令第九十一號臺灣總督府市區計畫委員會規程中左ノ通改正ス

第三條　委員長及委員ハ臺灣總督府及同所屬官署高等官ノ中ヨリ總督之ヲ命ス

前項ノ外必要ト認ムルトキハ陸軍及海軍所屬職員ニ委員ヲ囑託スルコトアルヘシ

第三條ノ二　總督ハ心要ト認ムルトキハ常任委員ノ外臨時委員ヲ命スルコトアルヘシ

附　則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●大正八年度特別會計歲入歲出科目增設

大正八年十二月七日
訓令第二百五號

大正八年四月訓令第三十三號別册大正八年度臺灣總督府特別會計歲入歲出科目表中左ノ節ヲ設置ス

歲出經常部　　△印增設

欵	項	目	節
第五欵 稅關	第五項 特派官吏費	第一目 俸給 △	第二節 賞與

●大正八年度特別會計歲入歲出科目表

大正八年十二月九日
訓令第二百六號

大正八年四月訓令第三十三號別册大正八年度臺灣總督府特別會計歲入歲出科目表中左ノ節ヲ設置ス

歲出經常部　　△印增設

欵	項	目	節
第十三欵 農事試驗費	第三項 事業費	第五目 種畜 △	第十三節 土地買收費
第十六欵 鐵道作業費	第三項 事業費	第八目 補充費 △	第四節 用地費

歲出臨時部

欵	項	目	節
第四欵 勸業費	第三項 蠶業實習及獎勵費	第五目 獎勵費 △	第七節 蠶繭品評會費

●臺灣總督府監獄物品、領置金品竝作業賞與金取扱手續中改正

大正八年十二月九日
訓令第二百七號

大正七年二月訓令第二十六號臺灣總督府監獄物品・領置金品竝作業賞與金取扱手續中左ノ通改正ス

別記第二號及第三號樣式ヲ別記ノ如ク改ム

附　則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

從前ノ備品出納簿及消耗品出納簿ハ其ノ儘使用スルコトヲ得（別記略）

●宿直宿料增額支給ノ件

大正八年十二月十一日
訓令第二百八號

明治三十三年四月訓令第百十一號號明治三十三年六月訓令第二百三號及大正七年四月訓令第七十二號ニ依リ支給スヘキ宿直食料ハ當分ノ內左記範圍內ニ於テ適宜增額支給スルコトヲ得

奏任官、判任官、囑託員、及事務傭員巡査、巡査補　一夜三十錢以內
現業傭員其ノ他ノ傭員　一夜二十錢以內

附　則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●鐵道部職員宿直及夜勤食料支給規則

大正八年十二月十一日
訓令第二百九號

臺灣總督府鐵道部職員宿直及夜勤食料支給規程左ノ通相定ム

臺灣總督府鐵道部職員宿直及夜勤食料支給規程

第一條　宿直勤務ヲ爲シタルトキハ別記第一號表ニ依リ食料ヲ支給ス

第二條　徹夜勤務ヲ爲シタルトキハ別記第二號表ニ依リ食料ヲ支給ス午後十二時ヲ過クル迄引續キ勤務ヲ爲シタルトキハ徹夜勤務ト看做ス

第三條　宿泊料ノ支給ヲ受クルトキ又ハ

增時給ノ支給ヲ受クル者ニハ食料ヲ支給セス

第四條　食料ハ鐵道部長之ヲ減額シ又ハ支給セサルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ都度報告スヘシ

附　則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治四十四年十二月訓令第二百五十三號臺灣總督府鐵道部職員宿直及夜勤食料支給規則ハ之ヲ廢止ス

（別記）

第一號表

一夜ノ支給額	
判任官、囑託員、雇員	三十錢
内地人傭員	二十錢
本島人傭員	十五錢

第二號表

一夜ノ支給額	
判任官、囑託員、雇員	四十錢
内地人傭員	三十錢
本島人傭員	二十錢

●專賣局職員宿直及工場夜勤食料支給規程

大正八年十二月十一日
訓令第二百十號

臺灣總督府專賣局職員宿直及工場夜勤食料支給規程左ノ通相定ム

臺灣總督府專賣局職員宿直及工場夜勤食料支給規程

第一條　宿直勤務ヲ爲シタルトキハ別記第一號表ニ依リ食料ヲ支給ス

第二條　工場ニ徹夜勤務ヲ爲シタルトキハ別記第二號表ニ依リ食料ヲ支給ス

第三條　前二條ノ食料ハ專賣局長ニ於テ定額以内支給ノ必要ヲ認ムルトキハ適宜其ノ額ヲ定ムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ都度之ヲ報告スヘシ

附　則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治四十五年二月訓令第二十六號臺灣總督府專賣局工場徹夜勤務者食料支給規程ハ之ヲ廢止ス

（別記）

第一號表

一夜ノ支給額	
判任官、囑託員、雇員、	三十錢
内地人傭員	二十錢
本島人傭員	十五錢

第二號表

一夜ノ支給額	
判任官	五十錢
囑託員、雇員	四十錢
内地人事務傭員及助手	三十錢
本島人事務傭員及助手	二十錢

●殖産局附屬養蠶所職員夜勤食料支給規程中改正

大正八年十二月十一日
訓令第二百十一號

大正三年四月訓令第六十五號臺灣總督府殖産局附屬養蠶所職員夜勤食料支給規程中左ノ通改正ス

表別中「二十錢」ヲ「三十錢」ニ、「十五錢」ヲ「二十錢」ニ、「十錢」ヲ「十五錢」ニ改ム

附　則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●監獄看守以下夜勤食料增額ノ件

大正八年十二月十一日
訓令第二百十二號

大正二年六月第百三十號ニ依ル一宿食料ハ當分ノ内三十錢迄適宜增額支給スルコトヲ得

附　則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●大正八年度地方税收入支出科目設置

大正八年十二月十三日
訓令第二百十三號

大正八年四月訓令第三十六號別册大正八年度臺灣地方税收入支出科目表中支出臨時部第一款營繕土木費ノ末位ニ「土地買收費」ノ項、目ヲ第五款災害費ノ末位ニ「物品費」及「警察專用電話費」ノ目ヲ第五款ノ次位ニ「船舶購買費」ノ款、項、目ヲ設置シ第六款ヲ第七款ニ改ム

●電信回線表中改正

大正八年十二月十七日
訓令第二百十四號

大正七年九月訓令第百四十二號別册中左ノ通改正ス

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

電信回線表中「淡水基隆波止場線」「淡水臺北一番線」「淡水臺北二番線」「淡水臺中一番線」「淡水宮基角線」「臺北打狗線」「鐵臺北臺北線」「臺北總督府線」ノ各項ヲ削リ「那覇淡水線」ノ項ノ次ニ「淡水基隆線 淡水單音 基隆單音」「淡水打狗線」ノ項ノ次ニ「基隆打狗線 基隆單音 臺北單音 臺中單音 臺南單音 打狗單音」「臺北基隆波止場線」ノ項ノ次ニ「臺北臺中線 臺北單音 新竹單音 苗栗單音 臺中單音」、「臺北花蓮港線」ノ項ノ次ニ「臺北宮基角線 臺北單音 宮基角單音」及「基隆蘇澳線」ノ項ノ次ニ「臺北總督府線 臺北單音 鐵臺北單音 大稻埕單音 總督府單音」ノ各項ヲ加ヘ「淡水臺北三番線」ヲ「淡水臺北線」ニ、「淡水臺中二番線」ヲ「淡水臺中線」ニ「臺北臺南二番線」ノ項中「臺北單音 臺南單音」ヲ「臺北二 臺南二」ニ「基隆蘇澳線」ノ項ヲ左ノ如ク改ム

臺北蘇澳線 臺北單音 宜蘭單音 羅東單音 蘇澳單音

同時通信回線表中「臺北總督府線」ノ項中「大稻埕」ヲ「鐵臺北、大稻埕」ニ「淡水臺中一番線」ヲ「臺北臺中線」ニ「基隆蘇澳線」ヲ「臺北蘇澳線」ニ改ム

●大正八年度特別會計歳入歳出科目增設

大正八年十二月二十日
訓令第二百十五號

大正八年四月訓令第三十三號別册大正八年度臺灣總督府特別會計歳入歳出科目表中左ノ目ヲ設置ス

歳出經常部　　△印增設

款	項	目
第十四款 獸疫血清製造所	第一項 俸給	第四目 賞與

歳出臨時部

款	項	目
第二款 事業費	第十九項 鑛物及地質調査費	△第四目 賞與

●氣象通知電報取扱規程中改正

大正八年十二月二十一日
訓令第二百十六號

大正二年一月訓令第十三號臺灣總督府氣象通知電報取扱規程中左ノ通改正ス
本令ハ大正九年一月一日ヨリ之ヲ施行ス
別記第六號及第八號書式ヲ左ノ如ク改ム

第六號書式

氣象通知電報

受信人居所氏名		
記事	受信 午 時 分	信者 第 號
	日附印	取扱者

天氣豫報		
氣象區	風向及風力	天氣
第一區		
第二區		
第三區		

記事

天氣實況		
地方別	風向及天氣又ハ風力	氣壓（粍）
臺東		
澎湖島		
臺北		
石垣島		
那覇		
鹿兒島		
上海		
馬尼剌		

低氣壓ノ位置	低氣壓中心進行方向
東經 度 北緯 度附近	

備考
第一電報式ノ場合ニ於テハ低氣壓位置以下ノ項第二電報式ノ場合ニ於テハ天氣實況中上海及馬尼剌ノ項ヲ塗抹スヘシ

第八號書式

氣象通知電報ノ譯文記載例

一 天氣豫報（本文二十三字以内）

第一 電報式

符號
ソチソリロイキルサヌサ、サルユルユンチヒン

譯文
第一區 北乃至東ノ風沿海地方ハ強ク、曇リ但シ北部沿岸ハ多少ノ雨
第二區 北乃至東ノ風沿海地方ハ強ク、曇リ
第三區 北乃至東ノ風弱ク、晴レ
記事 大陸ノ氣壓依然トシテ高シ
臺東 北東ノ風曇リ、七六六
澎湖 北ノ風曇リ、七六六
臺北 東ノ風曇リ、七六六
石垣島 北東ノ風曇リ、七六八
那覇 北東ノ風曇リ、七六八
鹿兒島 電報未達
上海 北西ノ風晴レ、七七三
馬尼剌 電報未達

第二 電報式

符號
モソニソワセタルネサラチムロラチムニノ、カタメ

譯文
第二豫報電報式ノ符號
第一區 北乃至東ノ風沿海地方ハ強ク、晴レ後曇リ雨模樣アリ
第二區 北乃至東ノ風沿海地方ハ強ク、曇リ但シ多少ノ雨
第三區 前區豫報ト同シ
記事 呂宋北東部海上ニ低氣壓アリ
臺東 北東ノ風曇リ、七四九
澎湖 北ノ風風力五以上、七五一
臺北 東ノ風曇リ、七五二
石垣島 北東ノ風晴レ、七五一
那覇 東ノ風曇リ、七五二
鹿兒島 南東ノ風晴レ、七五五
低氣壓位置北緯二〇度東經一二三度附近
低氣壓進行方向西北西ニ進ム

二 暴風警報

警報（本文六字）

符號
ニレタツチト

譯文
天候不穩ノ虞アリ
一區二區ノ沿海
臺東東部海上（北緯二三度東經一二三度附近）七四八
北西ニ進ム

追警報（本文五字）

符號
ネヨタワヰ

譯文
漸次本島ニ接近スルノ模樣アリ
北部海上（北緯二六度東經一二二度附近）七四五
北西ニ進ミ漸次北方ニ屈曲セントス
進行速度甚遲緩ナリ

解警報（本文二字）

符號
ヰヤ

譯文
警戒ヲ解ク
一區二區

低氣壓中心ハ支那大陸ニ入ル

備考
一 氣象電報ノ種別ヲ判定スル標準左ノ如シ
イ 天氣豫報ハ本文片假名二十三字ヲ以テ正當トスルモ風向風力及天氣カ前記ト同一ナルトキ又ハ電報未達ノ箇所アルトキハ之ニ滿タサルコトアルヘシ但シ注意ヲ要スル低氣壓アルトキハ第二電報式ノ如ク本文ノ首字

ニ片假名(モ)ノ一字ヲ附加ス
ロ 暴風警報ハ本文片假名六字ナリ
ハ 同追警報ハ本文片假名五字ナリ
ニ 同解警報ハ本文片假名二字ナリ
二 譯文ヲ記載スルトキハ本例ニ依リ漫リニ順序ヲ變更スヘカラス

●廳屬、警部、警部補、視學、技手、通譯及稅務吏定員中改正

大正八年十二月二十一日
訓令第二百十七號

大正八年九月訓令第百七十七號廳屬、警部、警部補、視學、技手、通譯及稅務吏定員中左ノ通改正ス
本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

臺南廳	警部警部補	六九

●大正八年度特別會計歲入歲出科目增設

大正八年十二月二十四日
訓令第二百十八號

大正八年四月訓令第三十三號別冊大正八年度臺灣總督府特別會計歲入歲出科目表中左ノ科目ヲ設置ス
△印增設

歲出臨時部

款	項	目
第六款 臨時手當	△第二項 臨時手當補足	△第一目 官吏以下臨時手當補足
		△第二目 臨時手當地方費補助補足
△第八款 災害費	△第六項 廳舍官舍其他風水害復舊費	第一目 廳舍官舍其他復舊
	△第七項 鐵道線路其他風水害復舊費	第一目 鐵道線路其他復舊
	△第八項 電信電話線路風水害復舊費	第一目 電信電話線路復舊
	△第九項 臺北監獄官舍其他蟻害復舊費	第一目 臺北監獄官舍其他復舊
	△第十項 蕃地風水害復舊地方費補助	第一目 蕃地風水害復舊地方費補助

●營林局職員夜勤食料支給規程

大正八年十二月二十五日
訓令第二百十九號

臺灣總督府營林局職員夜勤食料支給規程左ノ通相定ム

臺灣總督府營林局職員夜勤食料支給規程

第一條 徹夜勤務ヲ爲シタルトキハ別記區分ニ依リ食料ヲ支給ス
午後十二時ヲ過クル迄引續キ勤務ヲ爲シタルトキハ徹夜勤務ト看做ス
第二條 前條ノ食料ハ營林局長ニ於テ必要ト認ムルトキハ之ヲ減額シ又ハ支給セサルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ都度報告スヘシ

附 則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(別記)

區分	判任官、囑託員	內地人傭員	本島人傭員
一夜ノ支給額	四十五錢	三十錢	二十錢

●大正八年度特別會計歲入歲出科目增設

大正八年十二月二十六日
訓令第二百二十號

大正八年四月訓令第三十三號別冊大正八年度臺灣總督府特別會計歲入歲出科目表中左ノ目ヲ設置ス
△印增設

歲出經常部

款	項	目
第十二款 教育費	第三項 雜給及雜費	△第九目 外國旅費

●大正八年度臺灣地方稅收入支出科目設置

大正八年十二月二十七日
訓令第二百二十一號

大正八年四月訓令第三十六號別冊大正八年度臺灣地方稅收入支出科目表中收入臨時部第四款國庫補助金ノ末位ニ「災害費補助金」ノ目ヲ設置ス

●巡查、巡查補外套給與區別地域中改正

大正八年十二月二十七日
訓令第二百二十二號

明治四十三年五月訓令第百十一號中左ノ通改正ス
本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
「巡查及巡查補外套給與ノ區別ハ左ノ地域ニ依ル」ノ下ニ左ノ但書ヲ加フ
但シ給與ヲ異ニスル所屬廳以外ノ地ニ勤務スル者ニ對シテハ本令ノ區別ニ依ラサルコトヲ得

●通信事務練習規程中改正

大正八年十二月二十七日
訓令第二百二十三號

明治四十年二月訓令第二十四號臺灣總督府通信事務練習規程中左ノ通改正ス
第六條中「四十錢」ヲ「五十錢」ニ改ム

附 則

本令ハ大正九年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

●學校敎科用圖書調查委員會規程

大正八年十二月二十八日
訓令第二百二十四號

學校敎科用圖書調查委員會規程左ノ通相定ム

學校敎科用圖書調查委員會規程

第一條　學校教科用圖書ヲ調査審議セシムル爲臺灣總督府ニ學校教科用圖書調査委員會ヲ置キ委員長一人副委員長一人委員若干人ヲ以テ之ヲ組織ス
第二條　委員長ハ總務長官副委員長ハ內務局長ヲ以テ之ニ充ツ
第三條　委員ヲ分チテ常設委員、臨時委員トシ常設委員ノ中更ニ主査若干名ヲ置ク
常設委員及主査ハ總督府竝同所屬官署高等官中ヨリ總督之ヲ命ス臨時委員ハ必要ト認ムルトキ相當ノ學識又ハ經驗ヲ有スル者ノ中ヨリ總督之ヲ命ス
第四條　委員長ハ會務ヲ統理シ調査審議ノ結果ヲ總督ニ具申スヘシ
委員長事故アルトキハ副委員長、副委員長事故アルトキハ出席委員中官等最高キ者其ノ職務ヲ代理ス
第五條　委員會ニ書記ヲ置キ臺灣總督府判任官中ヨリ總督之ヲ命ス書記ハ委員長ノ指揮ヲ受ケ庶務ニ從事ス

附　則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●一年志願兵條例

大正八年十一月二十六日
勅令第四百七十五號

朕一年志願兵條例ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

一年志願兵條例

第一章　總則

第一條　一年志願兵ニ屬スル兵科部ハ軍事上ノ必要ニ依リ陸軍大臣之ヲ定ム但シ本人ノ希望ヲ參酌スルコトヲ得
第二條　一年志願兵タラムトスル者ニシテ陸軍豫備役後備役將校相當官タルノ希望ヲ有スルモノハ左ノ區分ニ依リ各主計生軍醫生藥劑生又ハ獸醫生ヲ志願スルコトヲ得
一　主計生　法律經濟又ハ商業ニ關スル學敎ヲ敎授スル專門學校又ハ之ト同等以上ノ學校ヲ卒業シタル者
二　軍醫生　醫師免許證ヲ有シ又ハ之ヲ受クヘキ資格アル者
三　藥劑生　藥劑師免狀ヲ有シ又ハ之ヲ受クヘキ資格アル者
四　獸醫生　獸醫免狀ヲ有シ又ハ之ヲ受クヘキ資格アル者
主計生、軍醫生、藥劑生又ハ獸醫生ノ採用人員ハ軍事上ノ必要ニ依リ陸軍大臣之ヲ定ム
第三條　一年志願兵タラムトスル者ノ身體檢査ニ關スル事項ハ陸軍大臣之ヲ定ム
第四條　左ニ掲クル事項ノ裁決ハ聯隊區司令官又ハ警備隊司令官之ヲ爲ス
一　一年志願兵タラムトスル者ノ願出
二　一年志願兵トシテ服役スヘキ者ノ入營延期
第五條　一年志願兵トシテ服役スヘキ者ハ本人ノ入營ニ因リ其ノ家族自活シ能ハサルニ至ルヘキ場合ヲ除クノ外情願ヲ以テ其ノ服役ヲ免除セス

第二章　費用

第六條　一年志願兵ノ服役ニ關スル費用ハ陸軍大臣ノ定ムル所ニ依リ之ヲ納付セシム
第七條　一年志願兵ニハ給料、入營旅費及歸鄕旅費ヲ給セス
第八條　一年志願兵ニハ所屬隊ニ於テ糧食及彈藥ヲ供給シ兵器、被服等ヲ貸與ス
第九條　第三十條ノ規定ニ依リ通常ノ現役勤務ニ服セシムル場合ニ於テハ階級相當ノ給料及服役ニ關スル費用ヲ官給ス

第三章　入營

第十條　一年志願兵ノ入營期日ハ每年十二月一日トス但シ陸軍大臣ハ其ノ定ムル所ニ依リ步兵隊ニ於テ服役スル者ノ入營期日ヲ四月一日ト爲スコトヲ得
第十一條　一年志願兵トシテ入營スヘキモノニシテ傷痍疾病其他ノ事故ノ事故ニヨリ前條ノ入營期日ニ入營シ難キモノニ付テハ其ノ月ノ末日迄ニ於テ其ノ入營期日ヲ指定スルコトヲ得
第十二條　陸軍大臣ハ戰時又ハ事變ノ際其ノ他必要ノ場合ニ於テハ前二條ノ規定ニ依ル入營期日ヲ變更スルコトヲ得
第十三條　陸軍大臣ハ其ノ定ムル所ニ依リ一年志願兵トシテ入營スヘキ者入營ニ際シ已ムヲ得サル事故アル場合ニ於テ前三條ノ規定ニ依リ入營期日ノ後十日內其ノ入營期日ヲ延期スルコトヲ得
第十四條　第十一條ニ規定スル事故ニ因リ入營ノ月ノ末日迄ニ入營シ難キ者ハ逐次次期又ハ次年ニ入營セシム

第四章　進級及敎育

第十五條　一年志願兵ハ入營後概ネ四月ノ後之ニ一等卒ヲ、概ネ六月ノ後之ニ上等兵ヲ命シ概ネ九月ノ後之ヲ伍長（主計生ニ在リテハ三等計手、軍醫生及藥劑生ニ在リテハ三等看護長、獸醫生ニ在リテハ三等蹄鐵工長）ノ階級ニ進ム
第十六條　前條ノ規定ニ依リ上等兵ヲ命セラレタル者第二條ノ規定ニ該當スルモノナルトキハ之ニ主計生、軍醫生、藥劑生又ハ獸醫生ヲ命ス但シ戰時又ハ事變ニ際シテハ一等卒ヲ命セラレタル者ニ之ヲ命スルコトヲ得
第十七條　一年志願兵ニ對シテハ一般敎育ノ外其ノ所屬ノ兵科部ノ本務ニ關スル下士及士官ノ勤務ニ付特別敎育ヲ行フ
第十八條　主計生、軍醫生、藥劑生又ハ獸醫生ノ本務ニ關スル敎育ニ付テハ陸軍大臣之ヲ定ム
第十九條　一年志願兵（第三十二條ノ規定ニ該當スル者ヲ除ク）ニ對シテハ陸軍大臣ノ定ムル所ニ依リ現役滿期前終末試驗ヲ施行ス
第二十條　前條ノ規定ニ依リ終末試驗ヲ受ケタル者ニ付テハ其ノ學科及術科ノ成績ト平素ニ於ケル勤務ノ成績トヲ參酌シテ及落ヲ決定シ及第者ハ豫備役編入ノ際之ヲ各兵科ノ者ニ在リテハ軍曹ニ、主計生ニ在リテハ二等計手ニ、軍醫生又ハ藥劑生ニ在リテハ二等看護長ニ、獸醫生ニ在リテハ二等蹄鐵工長ニ任ス
及第セサル者ハ豫備役編入ノ際之ヲ各兵科ノ者ニ在リテハ伍長ニ、主計生ニ在リテハ三等計手ニ、軍醫生又ハ藥劑生ニ在リテハ三等看護長ニ、獸醫生ニ在リテハ三等蹄鐵工長ニ任ス
第二十一條　傷痍疾病等ニ因リ終末試驗ヲ受ケサル者又ハ第二十八條若ハ第二十九條ノ規定ニ依リ豫備役ニ編入セラルル者主計生、軍醫生、藥劑生又ハ獸醫生ナルトキハ之ヲ免シ伍長同相當官ノ階級ニ在ルモノナルトキハ前條ノ規定ニ準シ之ヲ伍長同相當官ニ任ス

第五章　服役

第二十二條　一年志願兵ハ陸軍大臣ノ定ムル所ニ依リ其ノ本籍地ノ師管內ノ軍隊ニ於テ服役セシム但シ軍事上其ノ他ノ必要ニ依リ他ノ師管內ノ軍隊ニ於テ服役セシムルコトヲ得
朝鮮、臺灣、樺太、關東州又ハ滿洲ニ在ル者ハ陸軍大臣ノ定ムル所ニ依リ其ノ地附近ノ軍隊ニ於テ服役セシムルコトヲ得

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

第二十三條　第二條ノ規定ニ依リ主計生、軍醫生又ハ藥劑生ト爲スヘキ者ハ步兵隊ニ、獸醫生ト爲スヘキ者ハ騎兵隊、砲兵隊又ハ輜重兵隊ニ於テ服役セシム

第二十四條　一年志願兵ハ營內ニ居住セシム

第二十五條　一年志願兵ノ現役年期ハ第十條ノ入營期日ヨリ之ヲ起算ス

陸軍大臣ハ第十二條ノ規定ニ依リ入營期日ヲ變更シタル場合ニ於テ現役年期ノ起算ノ日ヲ變更スルコトヲ得

第二十六條　一年志願兵（第二十八條又ハ第二十九條ノ規定ニ該當スル者ヲ除ク）ノ現役ヲ終リタル者ハ現役滿期後六年四月豫備役ニ、豫備役滿期後十年後備役ニ服セシム

第二十七條　第二十八條又ハ第二十九條ノ規定ニ依リ豫備役又ハ補充兵役ニ編入セラレタル者ノ服役期間ニ關シテハ左ノ各號ニ依ル

一　豫備役ニ編入セラレタル者ハ現役年期ノ起算ノ日ヨリ起算シテ七年四月ニ滿ツル迄豫備役ニ、豫備役滿期後十年後備役ニ服セシム

二　補充兵役ニ編入セラレタル者ハ現役年期ノ起算ノ日ヨリ起算シテ十二年四月ニ滿ツル迄之ニ服セシム

第二十八條　一年志願兵現役中本人ニ依ルニ非サレハ其ノ家族自活シ能ハサル事故生シタルトキハ願ニ依リ其ノ現役ヲ免スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ現役ヲ免セラレタル者ニシテ教育ヲ受クルコト三月ニ滿タサルモノハ補充兵役ニ其ノ他ノモノハ豫備役ニ編入ス

第二十九條　一年志願兵現役中傷痍疾病ニ因リ現役ニ堪ヘサルトキハ現役ヲ免シ左ノ區分ニ依リ服役セシム

一　教育ヲ受クルコト三月ニ滿タサル者ハ補充兵役ニ編入ス但シ補充兵役ニ堪ヘサルモノハ補充兵役ヲ免シ第一國民兵役ニ編入ス

二　教育ヲ受クルコト三月以上ノ者ハ豫備役ニ編入ス但シ豫備役後備役ニ堪ヘサルモノハ豫備役後備役ヲ免シ第一國民兵役ニ編入ス

三　永久兵役ニ堪ヘサル者ハ兵役ヲ免ス

第三十條　陸軍大臣ハ戰時又ハ事變ニ際シ必要アルトキハ一年志願兵ヲシテ第十七條ノ規定ニ拘ラス通常ノ現役勤務ニ服セシムルコトヲ得

第六章　雜則

第三十一條　第十九條ノ規定ニ依リ終末試驗ヲ受クヘキ者傷痍疾病等ニ因リ終末試驗ヲ受ケサルトキハ現役滿期後一年內ニ終末試驗ヲ受クルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ終末試驗ヲ受ケタル者ニ付テハ第二十條ノ規定ヲ準用ス

第三十二條　一年志願兵左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ之ヲ二等卒ト爲シ一年志願兵ノ特別教育ヲ行ハス

一　怠慢ニシテ勤務ヲ習得セサル者又ハ習得ノ見込ナキ者

二　軍紀ヲ紊リ、法則ヲ犯シ又ハ品行不正ニシテ改悛ノ見込ナキ者

第三十三條　本令ニ規定スルモノノ外一年志願兵ト爲リタル者ノ任官ニ關シテハ陸軍補充令ニ、其ノ服役ニ關シテハ陸軍軍人服役令ニ依ル

附　則

本令ハ大正八年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

陸軍一年志願兵條例ハ之ヲ廢止ス

第十條但書ノ規定ハ大正十年四月一日以後入營ノ者ニ之ヲ適用ス

本令施行前一年志願兵ノ現役ヲ終リタル者ノ服役ハ仍從前ノ規定ニ依ル

●一年現役兵條例

大正八年十一月二十六日
勅令第四百七十六號

朕一年現役兵條例ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

一年現役兵條例

第一條　徵兵令第十四條ノ規定ニ依リ一年現役兵トシテ現役ニ服スヘキ者ハ師範學校卒業ノ年又ハ其ノ翌年入營セシメ陸軍大臣ノ定ムル所ニ依リ其ノ教職ニ在ル地又ハ其ノ師範學校所在地ノ師管內ノ步兵聯隊ニ編入シ服役セシム

朝鮮、臺灣、樺太、關東州又ハ支那ニ於テ教職ニ在ル者ヲ編入スル部隊ハ陸軍大臣之ヲ定ム

第二條　一年現役兵ノ現役年期ハ其ノ入營ノ年ノ四月一日ヨリ起算ス

第三條　一年現役兵ノ入營期日ハ每年四月一日トス

第四條　一年現役兵傷痍疾病其ノ他ノ事故ニ因リ前條ノ入營期日ニ入營シ難キ者ニ付テハ師團長（臺灣ニ於テハ臺灣軍司令官）ハ其ノ月三十日迄ニ於テ其ノ入營期日ヲ指定スルコトヲ得

第五條　陸軍大臣ハ戰時又ハ事變ノ際其ノ他必要ノ場合ニ於テハ第一條第一項ノ規定ニ依ル服役部隊又ハ前二條ニ規定スル入營期日ヲ變更スルコトヲ得

陸軍大臣ハ前項ノ規定ニ依リ入營期日ヲ變更シタル場合ニ於テ第二條ノ規定ニ依ル現役年期ノ起算ノ日ヲ變更スルコトヲ得

第六條　陸軍大臣ハ其ノ定ムル所ニ依リ一年現役兵入營ニ際シ已ムヲ得サル事故アル場合ニ於テ前三條ノ規定ニ依ル入營期日ノ後十日內其ノ入營期日ヲ延期スルコトヲ得

第七條　第四條ニ規定スル事故ニ因リ四月三十日迄ニ入營シ難キ者ハ翌年之ヲ入營セシム

第八條　一年現役兵トシテ現役ニ服スヘキ者ノ身體檢查ニ關スル事項ハ陸軍大臣之ヲ定ム

第九條　一年現役兵ハ入營後概ネ四月ノ後之ニ一等卒ヲ、概ネ六月ノ後之ニ上等兵ヲ命シ概ネ九月ノ後之ヲ伍長ノ階級ニ進メ現役滿期退營ノ際軍曹ニ任ス

第十條　一年現役兵左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ前條ノ規定ヲ適用セス

一　怠慢ニシテ勤務ヲ習得セサル者又ハ習得ノ見込ナキ者

二　軍紀ヲ紊リ、法則ヲ犯シ又ハ品行不正ニシテ改悛ノ見込ナキ者

第十一條　一年現役兵（前條ノ規定ニ該當スル者ヲ除ク）ニシテ豫備役後備役將校タルノ希望ヲ有スル者ハ志願ニ由リ現役滿期前終末試驗ヲ受クルコトヲ得

第十二條　前條ノ規定ニ依リ志願シタル者傷痍疾病等ニ因リ終末試驗ヲ受ケタルトキハ現役滿期後一年內ニ終末試驗ヲ受クルコトヲ得

第十三條　前二條ノ規定ニ依リ終末試驗ヲ受ケタル者ニ付テハ學科及術科ノ試驗ノ成績ト平素ニ於ケル勤務ノ成績トヲ參酌シテ及落ヲ決定シ及第者ニハ終末試驗及第證書ヲ交付ス

第十四條　一年現役兵傷痍疾病ニ因リ現役ニ堪ヘサルトキハ現役ヲ、永久兵役ニ堪ヘサルトキハ兵役ヲ免除ス

前項ノ規定ニ依リ現役ヲ免除セラレタル者ハ第一國民兵役ニ服セシム

第十五條　一年現役兵ニハ給料ヲ給セス身體檢査ノ爲メ往復旅費、入營旅費及歸鄉旅費ハ之ヲ給ス

第十六條　朝鮮、臺灣、樺太、關東州又ハ支那ニ於テ教職ニ在ル者ニシテ一年現役兵トシテ現役ニ服スヘキモノニ關スル調査ハ朝鮮總督府道知事、臺灣總督府總務長官、樺太廳長官、關東廳事務總長又ハ領事官ヲシテ之ヲ爲サシムルコトヲ得

附　則

本令ハ大正八年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

陸軍六週間現役兵條例ハ之ヲ廢止ス

大正七年法律第二十四號附則第七項乃至第九項ノ規定ノ適用ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

〔參照〕

大正七年四月一日公布法律第二十四號徵兵令中改正

抄錄

附第七項乃至第九項

本法施行ノ際師範學校ニ在校中ノ者又ハ從前ノ規定ニ依リ六週間現役兵タル資格ヲ有スル者ハ仍從前ノ規定ニ依リ之ヲ六週間陸軍現役ニ服セシム

前項ノ規定ニ依ル六週間陸軍現役ヲ終リタル者又ハ其ノ服役中教職ヲ罷メタル者ノ服役ニ付テハ仍從前ノ規定ニ依ル

本法施行ノ際一年志願兵ハ六週間現役兵タル者又ハ其ノ服役ヲ終リタル者ノ服役ニ關シテハ仍從前ノ規定ニ依ル

●大豆、生牛肉、鳥卵、綿織絲及綿織物ノ輸入稅ニ關スル件

大正八年十一月二十七日
勅令第四百七十八號

朕茲ニ緊急ノ必要アリト認メ樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ帝國憲法第八條第一項ニ依リ大豆、生牛肉、鳥卵、綿織絲及綿織物ノ輸入稅ノ低減又ハ免除ニ關スル件ヲ裁可シ之ヲ公布セシム

政府ハ當分ノ內勅令ヲ以テ期間ヲ指定シ大豆、生牛肉、鳥卵、綿織絲及綿織物ノ輸入稅ヲ低減又ハ免除スルコトヲ得

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●大豆、生牛肉、鳥卵、綿織絲及綿織物ノ輸入稅免除ノ件

大正八年十一月二十七日
勅令第四百七十九號

朕大豆、生牛肉、鳥卵、綿織絲及綿織物ノ輸入稅免除ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

大正八年勅令第四百七十八號ニ依リ大豆、生牛肉、鳥卵、綿織絲及綿織物ノ輸入稅ハ大正九年十一月三十日迄之ヲ免除ス

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●臺灣總督府地方廳ニ質舖設置ノ件

大正八年十一月二十九日
勅令第四百八十五號

朕臺灣總督府地方廳ニ於テ質舖ヲ設クルコトヲ得ルノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

臺灣總督府地方廳ハ臺灣總督ノ認可ヲ受ケ地方稅ヲ以テ質舖ヲ設クルコトヲ得

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●戰役若ハ事變ニ際シ功勞アル者ニ一時限リ金圓ヲ賜與スルノ件中改正

大正八年十二月十二日
勅令第四百九十二號

朕明治二十八年勅令第百十五號戰役若ハ事變ニ際シ功勞アル者ニ一時限リ金圓ヲ賜與スルノ件改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

戰役又ハ事變ニ際シ功勞アル者ニハ一時賜金又ハ金銀木杯若ハ錦地ヲ賜與スルコトヲ得

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

明治二十八年七月二十六日公布勅令第百十五號

戰役若クハ事變ニ際シ功勞アリテ勳章ヲ授クルモ年金ヲ賜ハラサル者又ハ勳章ヲ授ケサル者ニハ一時限リ金圓ヲ賜與シ又ハ錦地ヲ賜與スルコトヲ得

●軍需調査令

大正八年十二月十五日
勅令第四百九十五號

朕軍需調査令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

軍需調査令

第一條　左ノ各號ニ該當スル工場又ハ事業場ヲ有スル者ハ樣式第一號及第二號ニ定ムル所ニ依リ其ノ工場又ハ事業場ノ生產額及從業者ニ付毎年十二月末日ニ於ケル狀況ニ基キ各二通ノ報告書ヲ作製シ翌年二月十五日迄ニ其ノ工場又ハ事業場ノ所在地所轄地方長官ニ提出スヘシ

但シ鑛業法又ハ砂鑛法ノ適用ヲ受クル事業ヲ行フ工場又ハ事業場ニ付テハ其ノ所在地所轄鑛務署長ニ提出スヘシ

一　左ニ揭クル事業ヲ行フモノ
蹄鐵、蹄釘ノ製造
錨、鏈鎖ノ製造
火藥、爆藥、玩具用火工品以外ノ火工品及其ノ部分品ノ製造醫藥品ノ製造
工業用藥品ノ製造
壓縮瓦斯、液化瓦斯ノ製造
鑛業法第二條第二項ニ規定スル天然瓦斯ノ採掘

二　常時五人以上ノ職工又ハ鑛夫ヲ使用シ左ニ揭クル事業ヲ行フモノ
汽罐、原動機、喞筒、水壓機、壓縮機送風機、推進機及其ノ附屬機械器具ノ製造
電氣機械器具ノ製造
瓦斯用機械器具ノ製造
金屬工用、木工用、染織用其ノ他ノ製造加工用機械器具ノ製造
採鑛用、選鑛用、製錬用、農業用及土木用機械器具ノ製造
起重機、聯送機其ノ他ノ運搬用機械器具ノ製造
計測用機械器具ノ製造
試驗用、檢査用及理學用機械器具ノ製造印刷用機械器具ノ製造
製罐用器具ノ製造
通信信號用及照明用機械器具ノ製造
醫療用及獸醫用機械器具ノ製造
兵器、航空機、氣球ノ製造
獵用銃砲、射的用銃、護身用銃ノ製

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

造
船舶ノ製造又ハ修理
鐵道軌道用車輛、自動車ノ製造又ハ修理
自轉車、人力車、馬車、荷車、橇ノ製造
機械部分品、兵器航空機部分品、車輛部分品ノ製造
潜水用器具ノ製造
消火器、噴霧器ノ製造寫眞用器具ノ製造
「レンズ」、「プリズム」、眼鏡類ノ製造
金屬製罐槽筒類ノ製造
金屬製炊爨飲食用器、冷藏器、暖房器ノ製造
焚火用器具ノ製造
金庫ノ製造
船具ノ製造
動力傳導用ノ車輪、車軸、車軸接手ノ製造
鋼球、金屬製軸承ノ製造
「パルプ」、「コック」ノ製造
刄物ノ製造
金網、廡網、木綿網ノ製造
金屬製及纖維製綱索、纜繩ノ製造
絶縁電線ノ製造
撥條ノ製造
「ボールト」、「ナット」、鋲、釘、針類ノ製造
船舶用、建築用及家具用金具ノ製造
梁材、鐵道軌道用船舶用建築用及支柱支架用金屬材料ノ製造
金屬ノ塊、錠、條、竿、線、鈑、筒、管、其ノ他ノ金屬素材ノ製造
合金ノ製造

金屬箔ノ製造
鍍金、金屬ノ被覆
雲母製品、石綿製品、「シリカウール」ノ製造
「パッキング」用品ノ製造
貝鈕釦以外ノ鈕釦ノ製造
紙器、紙製被服ノ製造
刷子ノ製造
皮革製品ノ製造
調帶ノ製造
「ホース」ノ製造
天幕、雨覆ノ製造
水上救命具ノ製造
毒瓦斯防禦用具ノ製造
「コルク」製品及其ノ類似品ノ製造
製材其ノ他ノ木材ノ加工
樽、荷箱、木管、靴用木釘材ノ製造
瓦斯ノ製造
骸炭ノ製造
煉炭ノ製造
耐酸用、耐熱用及絶縁用陶磁器ノ製造
耐酸用及耐火用煉瓦ノ製造
坩堝ノ製造
硝子、硝子製品ノ製造
「セメント」「セメント」製品ノ製造
琺瑯鐵器ノ製造
炭化石灰ノ製造
研磨材、研磨用品ノ製造
「カーボン」製品ノ製造
皮革ノ製造
鑛物油、脂肪油、脂肪酸、蠟ノ製造
松脂、「テレビン」油、樟腦油ノ製造
蠟燭ノ製造
石鹼ノ製造
護謨製品及其ノ類似品ノ製造
人造染料ノ製造

「タンニン」材料、「タンニン」越幾斯ノ製造
塗料、顏料ノ製造
糊料ノ製造
紙、製紙用「パルプ」ノ製造
「セルロイド」、「セルロイド」製品ノ製造
「コールタール」、「ピッチ」ノ製造
骨炭ノ製造
乾餾製品ノ製造
人造肥料ノ製造
防水紙、防水布、擬革紙、擬革布ノ製造
建築用「タードフエルト」、「タードペーパー」及其ノ類似品ノ製造
「リノリユーム」及其ノ類似品ノ製造
「バッテーリ」、「マリングリユーピッチ」其ノ他ノ塡充料ノ製造
絶縁塗料、絶縁「テープ」其ノ他ノ絶縁材料ノ製造
寫眞用材料ノ製造
醫療材料ノ製造
酒精、蒸餾酒ノ製造
粗糖、精糖ノ製造
味噌、醬油、酢ノ製造
麵麭、「ビスケット」、飴ノ製造
罐詰、罎詰及樽詰食料品ノ製造
乾製、鹽製及燻製食料品ノ製造
壓搾茶ノ製造
穀粉ノ製造
毛絲ノ紡績
綿絲ノ紡績
麻絲ノ紡績
絹絲ノ紡績
片撚絲以外ノ絹撚絲、綿撚絲ノ製造

麻撚絲ノ製造
毛織物ノ製造
綿毛交織物ノ製造
麻織物ノ製造
綿麻交織物ノ製造
廣幅織物、綿帆布、綿袋織物ノ製造
莫大小、莫大小製品ノ製造
綿組紐、麻組紐ノ製造
「フエルト」、「フエルト」製品ノ製造
綿布ノ浸染
鑛業法第二條第一項ニ規定スル鑛物ノ製錬
「ニッケル」、「アルミニユーム」、「マグネシユーム」ノ製錬、砂鐵、砂錫ノ製錬
鑛業法第二條第一項ニ規定スル鑛物ノ採掘
砂金、砂白金、砂鐵、砂錫ノ採取
雲母、石綿、蠟石、螢石、大理石、放射性鑛物ノ採取

前項ニ揭クル事業ト其ノ以外ノ事業トヲ併セ行フ工場又ハ事業場ノ生産額ニ付テハ前項ニ揭クル事業ニ關スルモノニ限リ報告書ニ之ヲ記載スヘシ

第二條　左ノ各號ニ該當スル工場ヲ有スル者ハ前條ノ規定ニ依ルノ外其ノ工場ノ敷地、建物、設備及機械竝其ノ工場ニ於テ使用スル原動力、燃料、原料、材料及消耗器具ニ付前條ニ規定スル手續ヲ爲スヘシ

一　常時十五人以上ノ職工ヲ使用シ左ニ揭クル事業ヲ行フモノ
試驗用、檢査用及理學用機械器具ノ製造
製圖用器具ノ製造
醫療用及獸醫用機械器具ノ製造

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

二 潜水用器具ノ製造
消火器、噴霧器ノ製造
寫眞器具ノ製造
「レンズ」、「プリズム」、眼鏡類ノ製造
常時三十人以上ノ職工ヲ使用シ左ニ掲クル事業ヲ行フモノ
汽罐、原動機、喞筒、水壓機、壓縮機、送風機、推進器及其ノ附屬機械器具ノ製造
電氣機械器具ノ製造
瓦斯用機械器具ノ製造
金屬工用木工用、染織用其ノ他ノ製造加工用、機械器具ノ製造
採掘用、選鑛用、製錬用農業用及土木用機械器具ノ製造起重機聯送機其ノ他ノ運搬用機械器具ノ製造
計測用機械器具ノ製造
印刷用機械器具ノ製造
通信號用及照明用機械器具ノ製造
兵器、航空機、氣球ノ製造
獵用銃砲、射的用銃、護身用銃ノ製造
鐵道軌道用車輛、自動車ノ製造又ハ修理
自轉車、人力車、馬車、荷車、橇ノ製造
機械部分品、兵器航空機部分品、車輛部分品ノ製造
金屬製罐槽筒類ノ製造
金屬製炊爨飲食用器、冷藏器、暖房器ノ製造
焚火用器具ノ製造
金庫ノ製造
船具ノ製造
錨、鏈鎖ノ製造
動力傳導用ノ車輪、車軸、車軸接手ノ製造
鋼球、金屬製軸承ノ製造
「バルブ」、「コック」ノ製造
刃物ノ製造
金網、麻網、木綿網ノ製造
金屬製及纖維製綱索、藁繩ノ製造
絶縁電線ノ製造
撥條ノ製造
「ボールト」、「ナット」、鋲、釘、針類ノ製造
船舶用、建築用及家具用金具ノ製造
梁材、鐵道軌道用船舶建築用及支柱支架用金屬材料ノ製造金屬ノ塊、錠、條、竿、線、鈑、筒、管其ノ他ノ金屬素材ノ製造
貝鈕釦以外ノ鈕釦ノ製造
刷子ノ製造

三 常時百人以上ノ職工ヲ使用シ船舶ノ製造又ハ修理ノ事業ヲ行フモノ

四 常時五人以上ノ職工ヲ使用シ左ニ掲クル事業ヲ行フモノ
瓦斯ノ製造
壓縮瓦斯、液化瓦斯ノ製造

五 常時十五人以上ノ職工ヲ使用シ左ニ掲クル事業ヲ行フモノ
合金ノ製造
雲母製品、石綿製品ノ製造
「パッキング」用品ノ製造
「ホース」ノ製造
水上救命具ノ製造
毒瓦斯防禦用具ノ製造
火藥、爆藥、玩具用火工品以外ノ火工品及其ノ部分品ノ製造
醫藥品ノ製造
工業用品ノ製造
研磨材、研磨用品ノ製造
松脂、「テレビン」油、樟腦油ノ製造
塗料、顔料ノ製造
「リノリユーム」及其ノ類似品ノ製造
「パッテー」、「マリングリユーピッチ」其ノ他ノ塡充料ノ製造
絶縁塗料、絶縁「テープ」其ノ他ノ絶縁材料ノ製造
寫眞用材料ノ製造
醫療材料ノ製造
酒精、蒸餾酒ノ製造
鑛業法第二條第一項ニ規定スル鑛物ノ製錬
「ニッケル」、「アルミニユーム」、「マグネシユーム」ノ製錬砂鐵、砂錫ノ製錬

六 常時三十人以上ノ職工ヲ使用シ左ニ掲クル事業ヲ行フモノ
鍍金、金屬ノ被覆
紙器、紙製被服ノ製造
皮革製品ノ製造
調帶ノ製造
「コルク」製品及其ノ類似品ノ製造
耐酸用、耐熱用及絶縁用陶磁器ノ製造
耐酸用及耐火用煉瓦ノ製造
坩堝ノ製造
琺瑯鐵器ノ製造
炭化石炭ノ製造
「カーボン」製品ノ製造
皮革ノ製造
鑛物油、脂肪油、脂肪酸、蠟ノ製造
蠟燭ノ製造
石鹼ノ製造
護謨製品及其ノ類似品ノ製造
人造染料ノ製造
「セルロイド」、「セルロイド」製品ノ製造
人造肥料ノ製造
防水紙、防水布、擬革紙、擬革布ノ製造
建築用「タードフエルト」、「タードペーパー」及其ノ類似品ノ製造莫大小、莫大小製品ノ製造
「フエルト」、「フエルト」製品ノ製造

七 常時五十人以上ノ職工ヲ使用シ左ニ掲クル事業ヲ行フモノ
骸炭ノ製造
煉炭ノ製造
硝子、硝子製品ノ製造
「ピッチ」ノ製造
片撚絲以外ノ絹撚絲、綿撚絲ノ製造
麻撚絲ノ製造
毛織物ノ製造
綿毛交織物ノ製造
麻織物ノ製造
綿麻交織物ノ製造
絲布ノ浸染

八 常時百人以上ノ職工ヲ使用シ左ニ掲クル事業ヲ行フモノ
「セメント」、「セメント」製品ノ製造
紙、製紙用「パルプ」ノ製造
毛絲ノ紡績
綿絲ノ紡績
麻絲ノ紡績
絹絲ノ紡織
廣幅綿織物、綿帆布、綿袋織物ノ製造

前項ノ規定ニ依ル報告書ハ前項第一號又ハ第二號ニ該當スル工場ニ付テハ樣式第三號第五號及第八號、前項第三號ニ該當スル工場ニ付テハ樣式第三號及第五號乃至第八號、前項第

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

四號乃至第八號ニ該當スル工場ニ付テハ樣式第四號第五號及第八號ノ定ムル所ニ依リ之ヲ作製スヘシ

第三條 左ノ各號ニ該當スル工場ヲ有スル者ハ第一條ノ規定ニ依ルノ外樣式第四號及第五號ノ定ムル所ニ依リ其ノ工場敷地、建物、設備及機械竝其ノ工場ニ於テ使用スル原動力及燃料ニ付第一條ニ規定スル手續ヲ爲スヘシ

一 常時十五人以上ノ職工ヲ使用シ左ニ掲クル事業ヲ行フモノ

樽、荷箱、木管、靴用木釘材ノ製造

壓搾茶ノ製造

二 常時三十人以上ノ職工ヲ使用シ左ニ掲クル事業ヲ行フモノ

製材其ノ他ノ木材ノ加工

「タンニン」材料、「タンニン」越幾斯ノ製造

乾餾製品ノ製造

精糖ノ製造

麺麭、「ビスケット」ノ製造

罐詰、壜詰及樽詰食料品ノ製造

乾製、鹽製及燻製食料品ノ製造

穀粉ノ製造

綿糸紬、絹紡紬ノ製造

第四條 左ノ各號ニ該當スル事業場ヲ有スル者ハ第一條ノ規定ニ依ルノ外樣式第五號及第九號ノ定ムル所ニ依リ鑛區、其ノ事業場ノ設備及機械竝其ノ事業場ニ於テ使用スル原動力及燃料ニ付第一條ニ規定スル手續ヲ爲スヘシ

一 常時三十人以上ノ鑛夫ヲ使用シ石油ノ採掘事業ヲ行フモノ

二 常時三百人以上ノ鑛夫ヲ使用シ亞鉛鑛ノ採掘事業ヲ行フモノ

三 常時五百人以上ノ鑛夫ヲ使用シ銅鑛又ハ鐵鑛ノ採掘事業ヲ行フモノ

四 常時千人以上ノ鑛夫ヲ使用シ石炭ノ採掘事業ヲ行フモノ

第五條 前三條ノ場合ニ於テハ第一條ノ報告書及前三條ノ規定ニ依ル報告書ハ各三通ヲ提出スヘシ

第六條 左ノ各號ニ該當スル工場ヲ有スル者ハ樣式第二號、第四號及第五號ノ定ムル所ニ依リ其ノ工場ノ敷地、建物、設備及機械竝其ノ工場ニ於テ使用スル原動力、燃料及從業者ニ付第一條ニ規定スル手續ヲ爲スヘシ但シ報告書ハ各三通ヲ提出スヘシ

一 常時十五人以上ノ職工ヲ使用シ左ニ掲クル事業ヲ行フモノ

金屬ノ熔接及切斷

金屬ノ研磨

精穀

織物、莫大小ノ起毛

二 常時三十人以上ノ職工ヲ使用シ左ニ掲クル事業ヲ行フモノ

亞鉛版、石版、銅版、寫眞版ヲ以テスル印刷

製氷

機械裁縫

第七條 發電、變電又ハ蓄電ヲ爲ス工場ヲ有スル者ハ樣式第二號及第十號ノ定ムル所ニ依リ其ノ工場ノ敷地、建物、設備、機械及送電線、其ノ工場ニ於テ使用スル燃料竝其ノ工場ノ發電力、變電力、蓄電力、及從業者ニ付第一條ニ規定スル手續ヲ爲スヘシ但シ報告書ハ各三通ヲ所轄遞信局長ニ提出スヘシ

第八條 第一條乃至第四條、第六條及第七條ノ規定ノ適用ニ付テハ工場又ハ事業場ニ於テ常時使用スル職工又ハ鑛夫ノ數ハ第一條乃至第四條、第六條及第七條ニ掲クル事業ニ從事セサル者ヲモ併セテ之ヲ計算ス

第九條 第二條、第三條、第六條及第七條ニ掲クル事業ト其ノ以外ノ事業トヲ併セ行フ工場ノ設備及機械ニ付テハ第二條、第三條、第六條及第七條ニ掲クル事業ニ使用スルモノ及使用シ得ヘキモノニ限リ報告書ニ之ヲ記載スヘシ

第二條ニ掲クル事業ト其ノ以外ノ事業トヲ併セ行フ工場ニ於テ使用スル原料、材料及消耗器具ニ付テハ第二條ニ掲クル事業ニ使用スルモノニ限リ報告書ニ之ヲ記載スヘシ

第十條 常時五人以上ノ職工ヲ使用シ第一條及第七條ニ掲ケサル事業ノミヲ行フ工場ヲ有スルモノハ樣式第十一號ノ定ムル所ニ依リ其ノ工場ノ從業者ニ付第一條ニ規定スル手續ヲ爲スヘシ但シ第六條ニ規定スル工場ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第十一條 鐵道又ハ内閣總理大臣ノ指定スル軌道ノ所有者ハ樣式第十二號乃至第十七號ノ定ムル所ニ依リ其ノ線路、停車場、車輛、動力、燃料、輸送力、附屬通信信號設備及從業者ニ付毎年十二月末日ニ於ケル狀況ニ基キ各二通ノ報告書ヲ作製シ翌年二月十五日迄ニ内閣總理大臣ニ提出スヘシ

前項ノ報告書ニハ内閣總理大臣ノ指定スル所ニ依リ左ノ各號ノ圖及表ヲ添附スヘシ但シ同一ノ鐵道又ハ軌道ニ關シ第二回以後ノ報告書ヲ提出スル場合ニ於テ記載事項ニ變更ナキ圖及表ハ之ヲ添附スルコトヲ要セス

一 線路圖

二 停車場平面圖

三 車輛圖

四 列車運行圖表

五 列車運轉時刻表

六 機關車運行圖表

七 機關車牽引定數表

八 各驛旅客貨物發著及通過數量圖表

列車運轉時刻ヲ改正シタルトキハ遲滯ナク前項第四號及第五號ノ表ヲ内閣總理大臣ニ提出スヘシ

第十二條 總噸數五百噸以上ノ汽船ノ所有者ハ樣式第十八號、第十九號及第二十一號ノ定ムル所ニ依リ其ノ用途、構造、設備、機械、積載力及從業者ニ付毎年十二月末日ニ於ケル狀況ニ基キ各三通ノ報告書ヲ作製シ翌年二月十五日迄ニ船籍港所轄遞信局長ニ提出スヘシ

前項ノ報告書ニハ内閣總理大臣ノ指定スル所ニ依リ左ノ各號ノ船圖ヲ添附スヘシ但シ同一ノ汽船ニ關シ第二回以後ノ報告書ヲ提出スル場合ニ於テ記載事項ニ變更ナキ船圖ハ之ヲ添附スルコトヲ要セス

一 船體線圖

二 船舶中心線縱斷面圖

三 各甲板及艙内平面圖

四 機關裝置圖

五 諸管配置圖

外國ニ於テ製造シタル汽船ニシテ前項第四號ノ機關裝置圖ヲ作製スルコト困難ナル事情アルモノニ付テハ所有者ヨリ其ノ旨船籍港所轄遞信局長ニ屆出ツヘシ

第十三條 總噸數二十噸以上五百噸未滿ノ汽船ノ所有者ハ樣式第二十號及第二十一號ノ定ムル所ニ依リ其ノ用途、構造、設備、機械、積載力及從業者ニ付毎年十二月末日ニ於ケル狀況ニ基キ各一通ノ報告書ヲ作製シ翌年二月十五日迄ニ船籍港所轄遞信局長ニ提出スヘシ

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

前項ノ報告書ニハ總噸數百噸以上ノ汽船ニ關スルモノニ限リ前條第二項第一號ノ船圖ヲ添附スヘシ但シ同一ノ汽船ニ關シ第二回以後ノ報告書ヲ提出スル場合ニ於テ記載事項ニ變更ナキトキハ此ノ限リニ在ラス

第十四條　總噸數千噸以上ノ汽船ノ所有者ハ每月末日迄ニ翌月ノ汽船運航見込表二通ヲ作製シ內閣總理大臣ニ提出スヘシ

第十五條　總噸數二十噸以上ノ汽船製造ノ場合ニ於テハ其ノ所有者ハ現在ノ狀況ニ基キ遲滯ナク第十二條又ハ第十三條ニ規定スル手續ヲ爲スヘシ日本船舶ニ非サリシ總噸數二十噸以上ノ汽船日本船舶ト爲リタル場合ニ於ケル所有者亦同シ

前項ニ規定スル製造又ハ國籍變更カ七月一日以後ニ係ルトキハ第十二條又ハ第十三條ノ規定ニ依リ其ノ年十二月末日ニ於ケル狀況ニ基キ作製スヘキ報告書ハ之ヲ提出スルコトヲ要セス

第十六條　總噸數五百噸以上ノ汽船ノ所有者其ノ汽船ノ用途又ハ積載力ヲ變更シタルトキハ遲滯ナク變更ノ狀況ヲ知ルニ必要ナル事項ヲ記載シタル報告書三通ヲ作製シ船籍港所轄遞信局長ニ提出スヘシ

總噸數百噸以上五百噸未滿ノ汽船ノ所有者其ノ汽船ノ用途ヲ變更シタルトキハ前項ニ規定スル手續ヲ爲スヘシ但シ報告書ハ一通ヲ提出スヘシ

第一項ノ規定ニ依ル報告書ニハ第十二條第二項第一號乃至第三號ノ船圖、第二項ノ規定ニ依ル報告書ニハ第十二條第二項第一號ノ船圖ヲ添附スヘシ

第十七條　前五條ニ於テ汽船ト稱スルハ蒸汽ヲ用ヰルト否トニ拘ラス主トシテ機械力ヲ以テ運航スル裝置ヲ有スル日本船舶ヲ謂フ

第十八條　鐵道、軌道又ハ船舶ノ所有者之ヲ貸付シタル場合ニ於テハ第十一條乃至第十四條及第十六條ノ規定ニ依ル手續ハ其ノ借受人ニ於テ之ヲ爲スヘシ

船舶ノ借受人帝國ノ版圖內ニ住所又ハ營業所ヲ有セサルトキハ前項ノ手續ハ所有者ニ於テ之ヲ爲スヘシ此ノ場合ニ於テハ樣式第二十一號ノ報告書ハ之ヲ省略スルコトヲ得

第十九條　內閣總理大臣ノ指定スル港灣ニ於テ繫船壁、棧橋又ハ荷揚場ヲ有スル者ハ樣式第二十二號又ハ第二十三號ノ定ムル所ニ依リ左ノ各號ノ事項ニ付每年十二月末日ニ於ケル狀況ニ基キ報告書三通ヲ作製シ翌年二月十五日迄ニ其ノ所在地所轄地方長官ニ提出スヘシ

一　繫船壁又ハ荷揚場ニ付テハ位置、延長、構造及用地面積
　棧橋ニ付テハ位置、延長、面積、構造及用地面積
二　上屋倉庫其ノ他ノ附屬建物
三　揚貨機其ノ他ノ貨物積卸ニ關スル附屬設備機械
四　鐵道、軌道及道路トノ連絡ノ狀況
五　附屬給水給油及給炭設備
六　繫船柱、繫船浮標其ノ他ノ附屬繫船設備
七　附屬通信信號及照明設備
八　附屬防波設備
九　附屬船舶
十　從業者

前項ノ報告書ニハ內閣總理大臣ノ指定スル所ニ依リ左ノ各號ノ圖面ヲ添附スヘシ但シ同一ノ繫船壁、棧橋又ハ荷揚場ニ關シ第二回以後ノ報告ヲ爲ス場合ニ於テ記載事項ニ變更ナキ圖面ハ之ヲ添附スルコトヲ要セス

一　水陸設備關係圖
二　繫船壁又ハ棧橋ノ平面及斷面圖

第二十條　前數條ノ規定ニ依リ工場、事業場、鐵道、軌道、船舶、繫船壁、棧橋又ハ荷揚場ニ付報告ヲ爲スノ義務ヲ有スル者ハ軍事上必要アルトキハ前數條ニ規定スル場合ノ外內閣總理大臣ノ命スル事項ニ付報告ヲ爲スコトヲ要ス

第二十一條　軍需品ノ取引又ハ保管ヲ業トスル者ハ內閣總理大臣ノ指定スル所ニ依リ軍需工業動員法第十三條ニ規定スル事項ニ付其ノ營業所所在地所轄地方長官ニ報告ヲ爲スヘシ

第二十二條　市町村長又ハ之ニ準スヘキ職務ヲ行フ者ハ其ノ所轄區域內ニ居住スル者ニシテ第一條第一項第六條又ハ第七條ニ揭クル事業ニ關シ技能又ハ經驗ヲ有シ現ニ第一條、第六條、第七條及第十條ノ工場及事業場ノ從業者ニ非サルモノニ付內閣總理大臣ノ規定スル所ニ依リ所轄地方長官ニ報告ヲ爲スヘシ

鐵道軌道從業者又ハ汽船乘組員タルノ技能又ハ經驗ヲ有シ現ニ第二十一條ノ鐵道軌道並第十二條及第十三條ノ汽船ノ從業者ニ非サルモノニ付亦同シ

第二十三條　第一條第一項、第二條第一項、第三條、第四條、第六條、第七條、第十條、第十一條、第一項、第十二條第一項、第十三條第一項、第十五條第一項、第十六條第一項及第二項、第十九條第一項、第二十一條並第二十二條ノ規定ニ依ル報告書ハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、關東州及南滿洲鐵道附屬地ニ在リテハ關東長官ニ之ヲ提出スヘシ

第二十四條　地方長官ハ內閣總理大臣ノ指定スル所ニ依リ其ノ所轄區域內ニ居住スル者ノ所持ニ係ル左ノ各號ノ物件ノ數量、輸送力其ノ他ノ事項ニ付內閣總理大臣ニ報告ヲ爲スヘシ

一　第十二條及第十三條ニ規定セサル船舶
二　航空機
三　車輛其ノ他ノ輸送用物件

第二十五條　地方長官、鑛務署長又ハ遞信局長第一條第一項、第二條第一項、第三條、第四條、第六條、第七條、第十條、第十二條第一項、第十三條第一項及第十九條第一項ノ規定ニ依ル報告書ヲ受理シタルトキハ之ヲ取纏メ每年四月十五日迄ニ內閣總理大臣ニ提出スヘシ

遞信局長第十五條第一項並第十六條第一項及第二項ノ規定ニ依ル報告書ヲ受理シタルトキハ遲滯ナク內閣總理大臣ニ之ヲ提出スヘシ

前二項ノ場合ニ於テ報告義務者ヨリ二通以上ヲ提出スヘキ報告書ニ付テハ各一通ハ其ノ廳ニ之ヲ留メ置クヘシ

第二十六條　前二條ノ規定ニ依ル手續ハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、關東州及南滿洲鐵道附屬地ニ在リテハ關東長官ニ於テ之ヲ爲スヘシ但シ前條第一項ノ規定ニ依ル報告書ノ提出ハ每年四月三十日迄ニ之ヲ爲スヘシ

第二十七條　陸軍大臣海軍大臣以外ノ各省大臣、鐵道院總裁、朝鮮總督、臺灣總督樺太廳長官及關東長官ハ其ノ所管ニ屬スル工場、事業場、鐵道、軌道、船舶、繫船壁、棧橋及荷揚場ニシテ本令ニ規

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

定スルモノニ付第一條第一項、第二條第一項、第三條、第四條、第六條、第七條第十條第十一條第一項、第十二條第一項、第十三條、第一項及第十九條第一項ノ規定ニ準シ報告書ヲ作製シ毎年四月十五日迄ニ内閣總理大臣ニ提出スヘシ

前項ノ報告書ハ鐵道及鐵道附屬船舶ニ付テハ二通、其ノ他ニ付テハ一通トス

第二十八條　船舶ニ關スル報告書ニシテ第二十五條ノ規定ニ依リ遞信局長ヨリ内閣總理大臣ニ提出スルモノハ遞信大臣ニ於テ必要ト認ムルトキハ遞信大臣ヲ經由セシムルコトヲ得

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前ニ製造シタル汽船ニ付第十二條第一項ノ報告書ヲ提出スル場合ニ於テハ同條第二項第四號及第五號ノ船圖ハ之ヲ添附スルコトヲ要セス

（樣式省略）

●徵兵令竝文官任用令ニ依リ臺灣總督府商業學校認定ノ件

大正八年十一月二十二日
文部省告示第二百四十一號

臺灣總督府商業學校

右ハ徵兵令第十三條竝文官任用令第六條第一號ニ依リ認定ス

●文部省令ニ依リ臺灣總督府商業學校卒業者指定ノ件

大正八年十一月二十二日
文部省告示第二百四十二號

明治三十六年文部省令第十四號專門學校入學者檢定規程第八條第一號ニ依リ左記ノ者ヲ甲種商業學校卒業者ノ入學シ得ル専門學校ノ入學ニ關シ中學校卒業者ト同等以上ノ學力ヲ有スルモノト指定ス

一　臺灣總督府商業學校卒業者

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

Digitized by Google

Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN